

令和4年

会津美里町議会議録

定例会12月会議

12月5日開議～12月15日散会

会津美里町議会

令和4年会津美里町議会定例会12月会議会議録目次

第1日 12月5日(月曜日)

| | |
|-----------------|---|
| ○議事日程 | 1 |
| ○本日の会議に付した事件 | 1 |
| ○出欠席議員 | 2 |
| ○説明のため出席した者 | 2 |
| ○事務局職員出席者 | 2 |
| 開 議 (午前10時01分) | 3 |
| ○開議の宣告 | 3 |
| ○諸般の報告 | 3 |
| ○会議録署名議員の指名 | 3 |
| ○議案の上程及び提案理由の説明 | 3 |
| ○散会の宣告 | 6 |
| 散 会 (午前10時15分) | 6 |

第2日 12月6日(火曜日)

| | |
|----------------|----|
| ○議事日程 | 7 |
| ○本日の会議に付した事件 | 7 |
| ○出欠席議員 | 8 |
| ○説明のため出席した者 | 8 |
| ○事務局職員出席者 | 8 |
| 開 議 (午前10時00分) | 9 |
| ○開議の宣告 | 9 |
| ○一般質問 | 9 |
| 村 松 尚 君 | 9 |
| 渡 辺 葉 月 君 | 22 |
| 小 島 裕 子 君 | 32 |
| 大 竹 惣 君 | 37 |
| 長 嶺 一 也 君 | 53 |
| 根 本 謙 一 君 | 65 |
| ○延会の宣告 | 79 |
| 延 会 (午後4時44分) | 79 |

第3日 12月7日(水曜日)

| | |
|----------------|-------|
| ○議事日程 | 8 1 |
| ○本日の会議に付した事件 | 8 1 |
| ○出欠席議員 | 8 2 |
| ○説明のため出席した者 | 8 2 |
| ○事務局職員出席者 | 8 2 |
| 開 議 (午前10時00分) | 8 3 |
| ○開議の宣告 | 8 3 |
| ○一般質問 | 8 3 |
| 星 次 君 | 8 3 |
| 渋 井 清 隆 君 | 9 5 |
| 櫻 井 幹 夫 君 | 1 1 1 |
| 山 内 豪 君 | 1 1 9 |
| ○散会の宣告 | 1 2 5 |
| 散 会 (午後 3時21分) | 1 2 5 |

第4日 12月9日(金曜日)

| | |
|------------------------|-------|
| ○議事日程 | 1 2 7 |
| ○本日の会議に付した事件 | 1 2 7 |
| ○出欠席議員 | 1 2 8 |
| ○説明のため出席した者 | 1 2 8 |
| ○事務局職員出席者 | 1 2 8 |
| 開 議 (午前10時00分) | 1 3 0 |
| ○開議の宣告 | 1 3 0 |
| ○報告第21号の議題、説明、質疑 | 1 3 0 |
| ○議案第79号の議題、説明、質疑、討論、採決 | 1 3 0 |
| ○議案第80号の議題、説明、質疑、討論、採決 | 1 3 2 |
| ○議案第81号の議題、説明、質疑、討論、採決 | 1 5 3 |
| ○議案第82号の議題、説明、質疑、討論、採決 | 1 5 6 |
| ○議案第83号の議題、説明、質疑、討論、採決 | 1 5 9 |
| ○議案第84号の議題、説明、質疑 | 1 6 1 |
| ○議案第89号の議題、説明、質疑、討論、採決 | 1 7 5 |

| | |
|------------------------|-----|
| ○議案第90号の議題、説明、質疑、討論、採決 | 178 |
| ○議案第91号の議題、説明、質疑、討論、採決 | 182 |
| ○議案第92号の議題、説明、質疑、討論、採決 | 183 |
| ○議案第93号の議題、説明、質疑、討論、採決 | 184 |
| ○総括質疑 | 185 |
| ○議案の常任委員会付託について | 188 |
| ○散会の宣告 | 188 |
| 散 会 (午後 3時47分) | 188 |

第5日 12月15日(木曜日)

| | |
|-------------------------------|-----|
| ○議事日程 | 189 |
| ○本日の会議に付した事件 | 189 |
| ○出欠席議員 | 190 |
| ○説明のため出席した者 | 190 |
| ○事務局職員出席者 | 190 |
| 開 議 (午前10時00分) | 191 |
| ○開議の宣告 | 191 |
| ○常任委員会委員長の報告 | 191 |
| ○議案第78号の議題、討論、採決 | 194 |
| ○議案第84号の議題、討論、採決 | 195 |
| ○議案第85号の議題、討論、採決 | 195 |
| ○議案第86号の議題、討論、採決 | 196 |
| ○議案第87号の議題、討論、採決 | 196 |
| ○議案第88号の議題、討論、採決 | 197 |
| ○日程の追加 | 198 |
| ○議案第94号ないし議案第103号の議題及び提案理由の説明 | 198 |
| ○議案第94号の議題、説明、質疑、討論、採決 | 200 |
| ○議案第95号の議題、説明、質疑、討論、採決 | 201 |
| ○議案第96号の議題、説明、質疑、討論、採決 | 202 |
| ○議案第97号の議題、説明、質疑、討論、採決 | 203 |
| ○議案第98号の議題、説明、質疑、討論、採決 | 205 |
| ○議案第99号の議題、説明、質疑、討論、採決 | 206 |
| ○議案第100号の議題、説明、質疑、討論、採決 | 208 |

| | |
|-------------------------|-----|
| ○議案第101号の議題、説明、質疑、討論、採決 | 209 |
| ○議案第102号の議題、説明、質疑、討論、採決 | 211 |
| ○議案第103号の議題、説明、質疑、討論、採決 | 223 |
| ○動議の提出 | 226 |
| ○日程の追加 | 226 |
| ○議長不信任の動議 | 227 |
| ○動議の提出 | 230 |
| ○日程の追加 | 231 |
| ○副議長不信任の動議 | 231 |
| ○散会の宣告 | 233 |
| 散 会 (午後 3時33分) | 234 |

定例会 1 2 月 会 議

(第 1 号)

令和4年会津美里町議会定例会12月会議

議事日程 第1号

令和4年12月5日(月)午前10時01分開議

諸般の報告

- ①議長の報告(出席した会議等別紙のとおり)
- ②議長の提出物の報告(別紙のとおり)
- ③説明員の報告(別紙のとおり)
- ④町長の行政報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案の上程及び提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 櫻井幹夫君 | 9番 | 渋井清隆君 |
| 2番 | 大竹惣君 | 10番 | 星次君 |
| 3番 | 渡辺葉月君 | 11番 | 堤信也君 |
| 4番 | 荒川佳一君 | 12番 | 根本謙一君 |
| 5番 | 山内豪君 | 13番 | 根本剛君 |
| 6番 | 長嶺一也君 | 15番 | 鈴木繁明君 |
| 7番 | 村松尚君 | 16番 | 横山知世志君 |
| 8番 | 小島裕子君 | | |

○欠席議員（1名）

14番 横山義博君

○説明のため出席した者

| | |
|----------|--------|
| 町長 | 杉山純一君 |
| 副町長 | 佐々木吉一君 |
| 総務課長 | 金子吉弘君 |
| 政策財政課長 | 國分利則君 |
| 会計管理者 | 松本由佳里君 |
| 町民税務課長 | 猪俣利幸君 |
| 健康ふくし課長 | 平山正孝君 |
| 産業振興課長補佐 | 宮下寛君 |
| 建設水道課長 | 鈴木明利君 |
| 教育長 | 歌川哲由君 |
| こども教育課長 | 渡部雄二君 |
| 生涯学習課長 | 福田富美代君 |
| 代表監査委員 | 小島隆一君 |

○事務局職員出席者

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 児島隆昌君 |
| 総務係長 | 歌川和仁君 |

開 議 (午前10時01分)

○開議の宣告

○議長（横山知世志君） ただいまから令和4年会津美里町議会定例会12月会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（横山知世志君） 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。
議長の報告、議長の提出物の報告、説明員の報告は別紙のとおりであります。
次に、町長の行政報告ですが、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。
以上をもって諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（横山知世志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

10番 星 次 君

11番 堤 信 也 君

の両名を指名いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（横山知世志君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より、報告第21号、議案第78号から議案第93号までの計17議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 本日、令和4年会津美里町議会定例会12月会議の再開に当たり、議員各位におかれましては、ご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます報告1件、議案16件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第21号は、専決処分報告についてであります。本件は、令和4年1月14日、町内旭無量地内において、除雪作業中、排土板を下ろして前進した際に住宅の擁壁に接触し、破損させる対物事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金90万2,000円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の議案第78号は、会津美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、農業委員会会長等及び農地利用最適化推進委員の報酬額について、所要の改正を行うものであります。

次の議案第79号は、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例であります。本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年が65歳まで段階的に引上げとなることから、関係する条例について所要の改正等を行うものであります。

次の議案第80号は、会津美里町温泉施設等条例を廃止する条例であります。本案につきましては、町議会定例会9月会議において否決という結果を受け、今後の温泉施設等の在り方について町民の意向を第一に考え、再検討するに当たり、アンケート調査を実施いたしました。新鶴温泉健康センター及び宿泊施設ほっとぴあ新鶴の在り方につきましては、民間譲渡を推進すべきが約67%、町が運営すべきが約16%という結果でありました。これまで推進してきました民間譲渡につきましても、町民の約7割が推進することを望んでいるというこの声を重く受け止め、新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴の民間譲渡を改めて推進することとし、再提案するものであります。また、高田温泉あやめの湯につきましては、施設の老朽化や源泉湧出量の減少等により、温泉施設としての維持が困難なことから、本条例を廃止するものであります。条例は廃止されますが、新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴は本町にとって大変重要な施設であり、周辺の運動施設にとっても欠くことのできない温泉であることから、譲渡後も福祉的な側面と観光的な側面の両面からしっかりと関わりを持ってまいります。また、利用料金の値上げなど民間譲渡を不安視する声もあるため、本郷温泉湯陶里も含め、町営の温泉施設と同等の料金で利用できるような支援策を講じるなど、民間譲渡後の不安を解消し、町民の皆様が引き続き安心して利用できるようしっかりと取り組んでまいります。

次の議案第81号は、会津美里町新鶴高齢者福祉センターの指定管理者の指定についてであります。本案は、会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、指定管理者の候補者を選定したので、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第82号は、会津美里町ふれあいセンター「あやめ荘」の指定管理者の指定についてであります。本案は、会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、指定管理者の候補者を選定したので、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第83号は、会津美里町保健センターの指定管理者の指定についてであります。本案は、会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、指定管理者の候補者を選定した

ので、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第84号は、令和4年度会津美里町一般会計補正予算（第6号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,697万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を138億7,913万9,000円とするものであります。

次の議案第85号は、令和4年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ496万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億8,459万8,000円とするものであります。

次の議案第86号は、令和4年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,338万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億3,105万3,000円とするものであります。

次の議案第87号は、令和4年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,635万円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,131万7,000円とするものであります。

次の議案第88号は、令和4年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第3号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の予定額を327万5,000円増額し、収益的収入合計で5億9,237万9,000円とし、収益的支出の予定額を361万7,000円増額し、収益的支出合計で5億9,465万8,000円とするものであります。また、債務負担行為を設定するものであります。会津高田浄化センター、会津本郷浄化センター及び農業集落排水施設（寺井・関山・新鶴）の各運転維持管理業務委託について、期間を令和5年度から令和7年度までとし、それぞれの限度額を定めるものであります。

次の議案第89号は、財産の処分についてであります。本案は、普通財産の土地を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第90号は、会津美里町立新鶴こども園既存園舎解体工事請負変更契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第91号は、除雪機械購入契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第92号は、町道路線の認定についてであります。町道13308号線については、高田工業団地内に新設した道路を町道として管理するものであり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第93号は、町道路線の認定についてであります。町道13309号線については、町道13007号線から一般県道赤留塔寺線への接続道路として道路改良することに伴い、町道として管理するものであり、

道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

私からは以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午前10時15分）

定例会 1 2 月 会 議

(第 2 号)

令和4年会津美里町議会定例会12月会議

議事日程 第2号

令和4年12月6日(火) 午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 櫻井幹夫君 | 9番 | 渋井清隆君 |
| 2番 | 大竹惣君 | 10番 | 星次君 |
| 3番 | 渡辺葉月君 | 11番 | 堤信也君 |
| 4番 | 荒川佳一君 | 12番 | 根本謙一君 |
| 5番 | 山内豪君 | 13番 | 根本剛君 |
| 6番 | 長嶺一也君 | 15番 | 鈴木繁明君 |
| 7番 | 村松尚君 | 16番 | 横山知世志君 |
| 8番 | 小島裕子君 | | |

○欠席議員（1名）

14番 横山義博君

○説明のため出席した者

| | |
|----------|--------|
| 町長 | 杉山純一君 |
| 副町長 | 佐々木吉一君 |
| 総務課長 | 金子吉弘君 |
| 政策財政課長 | 國分利則君 |
| 会計管理者 | 松本由佳里君 |
| 町民税務課長 | 猪俣利幸君 |
| 健康ふくし課長 | 平山正孝君 |
| 産業振興課長補佐 | 宮下寛君 |
| 産業振興課長補佐 | 佐藤文彦君 |
| 建設水道課長 | 鈴木明利君 |
| 教育長 | 歌川哲由君 |
| こども教育課長 | 渡部雄二君 |
| 生涯学習課長 | 福田富美代君 |
| 代表監査委員 | 小島隆一君 |

○事務局職員出席者

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 児島隆昌君 |
| 総務係長 | 歌川和仁君 |

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（横山知世志君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○一般質問

○議長（横山知世志君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

通告第1号、7番、村松尚君。

〔7番（村松 尚君）登壇〕

○7番（村松 尚君） それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1点目、向羽黒山城跡整備資料室の考え方と周辺環境についてであります。向羽黒山城跡は国指定史跡で、続日本100名城にも認定され、東北最大級の山城跡であります。向羽黒山城跡の登り口には、向羽黒山城跡整備資料室（通称、向羽黒ギャラリー）がありますが、令和9年度には取り壊す予定となっています。しかし、資料館には蘆名公時代からの様々な資料が展示され、地元の町民をはじめ、多くの観光客の方々にも観覧されています。また、この施設は向羽黒山城跡に対してのガイドンス施設との側面も担っています。国においても、文化庁では文化遺産を活用した地域活性化に対しての支援も行っています。現在の資料館に対しての考え方、また今後の向羽黒山城跡を活用した地域活性化について、以下のことを伺います。

1点目、現在の資料館に対してどのような認識であるか、見解を伺います。

2点目、現在資料館には多くの資料があると思いますが、今後どのように整理する考えなのか、見解を伺います。

3点目、ガイドンス機能としての施設と最近の歴史マニアの増加という点、観光面に対しての施設としても存続の必要性も視野に入れなければいけないと考えるが、見解を伺います。

4点目、向羽黒山城跡に観光に来られた方々がご城印を購入されています。その総数は、2,000枚以上であることから、観光面としての起爆剤になり得る可能性を秘めているが、周辺には観光ポイントとしては珍しいくらい案内板や看板がありません。早急な対策が必要と考えますが、見解を伺います。

2問目です。補助金や指定管理委託料の考え方についてであります。町内では多くの団体が活動し、地域にぎわいを創出し、地域住民に笑顔を届けております。また、町の施設についても多くの法人や団体が指定管理者の指定を受け、運営を行っております。しかし、今般の物価上昇の影響は、団体の活動や指定管理者となっている法人等に対して少なからず影響を及ぼしているものと考えます。この物価上昇は先が見えず、様々な団体の活動や指定管理者となっている法人等に影響が及ぶものと考え

ることから、以下のことについて伺います。

1点目、現在まで物価上昇の影響で、今までどおりの団体活動が困難との相談はあったのか、伺います。

2点目、指定管理委託料は通常複数年であることから、様々な物価上昇の影響が考えられますが、町としての考え方を伺います。

3問目です。除雪作業についてであります。今年もまた除雪が必要な季節となりました。雇用形態が変化していることから適切な除雪作業が必要との声が多くある中で、除雪体制や事故防止につながる新たな取組があるのかを伺います。

以上3問です。よろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 答弁。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 7番、村松議員の一般質問にお答えいたします。なお、向羽黒山城跡整備資料室の考え方と周辺環境の1点目と2点目、現在の資料館の認識と整理方法につきましては教育長から答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、向羽黒山城跡整備資料室の考え方と周辺環境についてであります。3点目の資料室の存続の必要性につきましては、向羽黒山城跡整備資料室はこれまでも観光施設としてガイダンス機能を有しておりましたので、解体後につきましても機能の維持を図ってまいります。代替施設としましては、新しい大規模な施設の整備は現実的ではないと考えますので、周辺の空き店舗等の利活用や本郷インフォメーションセンターへ機能集約することを念頭に調査、検討してまいります。将来的に地域の中心的な役割を果たす施設となることを目指し、一般社団法人会津美里町観光協会と一体となって複合的なガイダンス施設の整備に向けて取り組んでまいります。

4点目の案内看板の整備につきましては、向羽黒山城跡の観光の拠点化を図っていく上で分かりやすい看板の整備は必要だと考えております。まずは、老朽化している入り口の看板や主要な箇所の整備に取り組んでまいります。

次の補助金や指定管理委託料の考え方についてであります。1点目の活動団体からの相談につきましては、これまでのところ補助団体等から物価上昇の影響により団体活動が困難となったというような相談はいただいておりませんが、今後も物価上昇の影響等の有無に限らず、補助団体等と協議を行いながら対応してまいります。

2点目の指定管理委託料の考え方につきましては、指定管理施設ごとの基本協定書において指定管理委託料の額の変更の規定を設けております。指定期間中における燃料費等の光熱水費や資材高騰などの物価上昇等、社会経済情勢の大幅な変動が生じた場合は、町と指定管理事業者とで協議を行い、適切に対応してまいります。

次の除雪作業についてであります。1点目の除雪体制につきましては、例年どおり降雪の際は出勤基準の積雪10センチメートル以上を目安に出動し、地域の降雪状況により積雪の多い地域から除雪する場合がありますが、通勤、通学時まで完了するよう除雪を行ってまいります。また、町民の方々の雇用形態の変化により、出勤や帰宅時間が様々となっていることは承知しているところではあります。現在の除雪体制では夜間から深夜の除雪対応はできないため、ご理解を願います。

2点目の事故防止につながる新たな取組につきましては、今年度から導入する除雪管理システムにより、運行業務管理が改善されることで除雪オペレーターとの連携がよりスムーズになり、効率的な除雪作業が可能となるため、新たな事故防止対策になると考えております。また、毎年行っている警察署員を講師に招いての安全講習、除雪機メーカーからの除雪機械を実際に使用して行う操作研修の受講、除雪機械へのバックモニター等の設置などにより作業の安全確保に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（横山知世志君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 7番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

向羽黒山城跡整備資料室の考え方と周辺環境についてであります。1点目の現在の資料館に対してどのような認識であるのかにつきましては、現在の資料室は向羽黒山城跡を訪れた方々が山城の変遷や曲輪の構成など、調査整備事業による成果の一端を学んでいただくガイダンス施設として位置づけております。

2点目の資料をどのように整理する考えなのかにつきましては、向羽黒山城跡整備資料室に収蔵している資料を現在整備中の本郷生涯学習センターに整理、収蔵する考えであります。また、資料は本郷生涯学習センターにおける歴史講演会などに併せて展示するなど、その活用も図ってまいります。

○議長（横山知世志君） 村松君。

○7番（村松 尚君） 一定の答弁をいただきましたので、再質問させていただきます。

まず、1点目ですけれども、ガイダンス施設としてしっかり位置づけているということで、これは結局向羽黒山城跡に来られた方、それが観光目的なのか学習のためなのか、多分視点は様々だとは思いますが、学ぶために来られた方にとっては、非常にちょっと位置的にも非常にいい場所にあるものと思っております。これが令和9年度に解体の予定になっておりますけれども、その解体するに当たって、今まで施設の中に所蔵してあった様々な所蔵品であったり、個人所有のものも当然多くあると思うのですが、関係した団体の方々とどのような協議を行ってきたのか、またこれからどのような協議を行っていく予定なのか、その辺少し教えてください。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長、福田富美代君。

○生涯学習課長（福田富美代君） それでは、村松議員の再質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、これまで所蔵していた資料はどのような話の中で進めてきたのかということに関しましては、向羽黒山城跡の資料室においてはこれまで定期開館といたしまして、土日祝日というところで、広く町民の方、または観光に来られた方に対する案内等についての業務について、シルバー人材センターや観光協会の方に委託しております。その中で、向羽黒山城跡の整備資料、調査事業で得られた資料と併せて観光的というところで様々な資料について活用を図っていただくということで、観光協会の方とお話をして、そういった側面でもご案内できるような形で一体的に資料整備室を使っていたというところがございます。

今後どのように進めていくのかに関しましては、今回資料室、建物については令和9年度に解体という計画で個別計画のほうを策定させていただきました。その中で、今現在、先ほど教育長の答弁にもありましたように、今改修している本郷生涯学習センター、改修後に関しましては本郷焼の展示も含めて、またフリースペースなどを活用して向羽黒山城跡整備事業で得られた資料等の展示等も考えてございます。そういった中で、今後活用の部分については当然観光機関との連携が必要だと認識しておりますので、それに向けてさらなる協議等も進めてまいりたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 村松君。

○7番（村松 尚君） お尋ねしたかったのは、今まで協議を行ってきたのか、個人所有物もあるのでしょうか、資料室に対する考え方、今の既存している資料室を令和9年度に解体するに当たって、団体なのか個人なのか、様々なご意見をいただくところはあったと思うのですけれども、その方々との協議をしっかりと踏まえた上で、当然令和9年度の解体方針というもののほうに進んでいるものと考えますけれども、その中でどの程度意見を聞かれたのか、その辺を少しちょっとお聞きしたかったのです。というのは、これから先当然、今収蔵しているものも今度本郷生涯学習センターのほうに収蔵するような形にもなるということも含めて、今まで計画、一連の流れ、そういったところをどのように説明されてきたのかなというところを少しお聞かせいただければと。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの村松議員の再質問にお答えさせていただきます。

解体をするということを踏まえて、観光協会さんの要望としましては、やはり今現在の場所にガイダンス施設があるということを強く望まれているというご意見をいただいております。その中で、確かにこちらは教育委員会としても向羽黒山城跡に関するガイダンス施設は本郷地域にあることが望ましいと考えておるところではありますが、施設、建物ではなくて、新たなガイダンス方法も検討していきたいということを考えております。今後向羽黒山城跡整備資料室については解体の計画にありますが、今後町のほうで進めますインフォメーションセンターの改築に合わせまして、そういった資料のすみ分け、向羽黒山城跡の教育委員会の資料については本郷生涯学習センターを活用して展示してまいります。観光協会の資料、さらには蘆名関係で個人の所有のものがございまして、そういったインフォメーションセンターを活用していただくとということで、今後それぞれの、今向羽黒山

城跡整備資料室にある資料については、今後についてもしっかりとお互いに協議しながら進めていきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 村松君。

○7番（村松 尚君） そうしますと、1点目の認識というような考え方的には観光協会さんのほうからももうそういったお話が、今の場所に欲しいというようなご要望があったという話ですけども、実際のところ、最終的な部分なのですけども、観光協会さんだけなのか、個人の方も含めて様々な団体の方も含めてなのか、そういった中でしっかりとしたやっぱり説明をした上で進めていっているのか、了解をしっかりと得た上で、要は分散するような形です、今度は。個人所有であるものとかは、インフォメーションセンターに収蔵すると。それで、資料室に収蔵してある資料に関しては、本郷生涯学習センター整理、収蔵するというご回答なので、その辺は今度分散するという考え方でよろしいのか。まず、1点目としては、関連団体の方にしっかりとした説明をした上で、ある程度の一定の納得を得た上で今まで進めてきているのか。2点目としては、今度分散するわけですけども、基本的に分散するという考え方でよろしいのか、その2点教えてください。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 再度のおただしについてお答えしたいと思います。

互いにしっかりと理解して進めているのかについては、現段階においてはまだ不十分だとは考えております。その辺しっかりと観光協会、さらには資料を所蔵している個人所有のものであったりということについては、しっかりと協議をしながら進めていきたいと考えております。ただし、やはり資料については文化財視点といいますか、調査整備事業において得られた資料については、しっかりとこちらは教育委員会のほうで所蔵しながら、またインフォメーションセンターとか、あとこれから、今新鶴庁舎のほうで郷土資料館整備について開館準備をしておりますが、そういった中でしっかりと町の文化財の資料についてはそちらでも展示できるような形、町一体的にそのような整備を進めていきたいと考えております。そういったことを踏まえまして、先ほど申し上げましたように向羽黒山城跡については、やはりそこに山城がありますので、ガイドンス機能として本郷地域にあるということは、当然入り口であるところにあるということが望ましいと考えることから、そういったことでいろんな、新たな手法を考えながらガイドンス機能としてもそこで補えるような形で進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（横山知世志君） 村松君。

○7番（村松 尚君） しっかりと協議をしていただくことが大事だと思うのです。しかも、ある程度早い段階で協議をしないと、結局のところはぎりぎりになって、一、二回程度協議した中でもう線路に乗っていますから、それでやりますよというような話をされても、やはり関係団体の方々からすれば当然苦言も出るとお思いますので、その辺をしっかりとお願いしたいなと思います。

それでは、1点目は以上にさせていただきます、2点目の資料、先ほども少し入りましたけれども、そうしますと今ほどの課長の答弁ですと、新鶴の郷土資料館にも入れる本物を生涯学習センターにも置く、物によってはインフォメーションセンターさんのほうにも置くというふうに今お話しされていますけれども、実際のところ、多分インフォメーションセンターなんかは皆さんご存じだと思いますけれども、基本的に観光施設として、観光の位置づけで使っていらっしゃる方が多い中で、あのスペースで、入り口も踏まえて果たしてどこに収蔵するそれだけのスペースを所管としては考えていらっしゃるのか、ちょっとその辺教えてください。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの村松議員の質問にお答えします。

向羽黒山城跡調査整備事業で得られた資料については、基本これは今改修工事を進めている本郷生涯学習センターのほうに収蔵したいと考えております。新鶴庁舎のほうに造りました町の郷土資料館（仮称）については企画展ということで、常設展と併せて企画展ということも考えております。そうしたところにおいて、向羽黒山城跡の資料について企画展で公開するなどということを想定しております。

また、インフォメーションセンターというところでの新たなガイダンス方法と申し上げたところなのですが、調査整備事業においては、パネルなども使い、つくるということもございます。そういったパネルを利用した紹介等々について考えているところでございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） せっかく整備事業の中で出てきたものというのがどうしてもやっぱりリアルタイムで見れる場所ではなくなってしまいうけです。当然今の資料室等で見れる形ではなくて、生涯学習センターのほう、ないし郷土資料館のほうにも少しは展示するのか、それはちょっと分かりませんが、そういったところでどうしてもやっぱり山城から少し離れるような、リアルタイムで感じるのではなく、これは学習という部分では離れるという部分はあながち整合性がないわけではないのかもしれないですけども、ただ果たして仮に向羽黒山城を散策なり、今までであれば資料館があそこにあることで、資料室がそこにあることで、来られた方が行く前に展示してあるものを見て、山城全体の模型図であったり、そういったものを確認して、すぐ山城を上がっていただけるわけです。ただ、今度はそういう形ではなくなるわけです。どうしてもそういった模型もひょっとしたら本郷生涯学習センターのほうに行ってしまう可能性も十二分にあるわけですから、その施設がなくなるということとは。そうすると、向羽黒山城跡というすばらしいものがあるのですけれども、なかなか様々なもの、様々な視点を見たときに生かし切れなくなってしまうのではないかなと。あそこに資料館があることで生きる部分、あそこに資料館がなくなることで失ってしまう部分、そういったものがやり方によっては非常に失うものが増えてしまうのではないかなという部分を危惧するのですけれども、その

辺なんかは所管としては話合いであったり、課の中で話し合ったり、どうなのだろうと、そういったようなその中身の意見、生涯学習センターに収蔵することのメリットとデメリットみたいなものというのはどういうふうにお考えでしたか。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの質問にお答えしたいと思います。

まず、整備資料データ、資料が生かし切れないのではというおただしについてであります、実際今回11月に向羽黒山城跡の整備事業の成果について現地説明会などを行いまして、実際その機会を設けて、山城のほうに皆さんに入っただいて、新たに確認された、石を巧みに利用しながら築城されている地点も確認されるなどということで現場に入って、それぞれ皆さんに見ていただきました。ただし、先ほど議員さんがおただしのように、やはりそこに足を運ぶ前の誘導するための施設の考え方については、当然そういったものは必要だとは考えております。ただし、しっかり物ではなくて、例えば内部でちょっと今検討している段階ではありますけれども、画像を通してそういった背景が見られるような仕組みだったり、さらに山城に入る前にちょっと野外でも、今現在模型図がありますけれども、それが雨天に耐えられるような模型図をちょっと入り口に置いてみたりというようなところで、今現在こちらで進めている調査整備事業でできるものについていろいろちょっと検討しているところもありますので、そこに足を運ぶためのものであったり、また山城に一步踏み入れていただいて、そこでその資料の整備事業の成果が得られるような看板だったりというようなところも誘導できるような形で整備事業を進めてまいりたいと考えております。そういった中で、皆さんのほうに広くその資料について、まずは城跡の遺構解明を図るとともに、その保全活用を図るところが文化財視点としてあるものですから、それをしっかり整備を進めていながら、さらに観光機関と併せてそういったものの活用を図る手法についてそれぞれ協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 村松君。

○7番（村松 尚君） これは、やはり当然デメリットがあるものもありますので、そういったところをしっかりとやっぱりリカバリーできるような形をつくった上で、令和9年度の資料館の解体という部分に進んでいっていただきたいなど。もし進むのであればです。ただ、これから先どういうふうになるかは、まだ令和9年なりませんけれども、計画上は基本的に令和9年には解体というふうになっていますので、今ほど課長のほうからもお話ありましたけれども、観光協会さんをはじめ、様々なところからもお話が出ている、存続を望む声もある、そういったところも踏まえた上でしっかりとした説明をやはりしていただいて、十分に理解を深めていただいて、一つ一つ前に少しずつでも進めていただくようご期待します。

それでは、3点目であります。3点目のガイダンス機能としての考え方ですけれども、大規模な施設の整備というのは確かに現実的ではありません。なかなか現状のものを維持するものと新しく建て

るのでは、やはり雲泥の差ではありますから、その辺は十分に理解はしております。答弁の中では、周辺の空き店舗等の利活用と本郷インフォメーションセンターへの機能を集約することを念頭に調査、検討していきますと言いますが、実際空き店舗の利活用という部分まで踏み込んでいるということは、ある程度課としても、所管としてもその空き店舗の把握をした上でこういうふうに行っているというひな形みたいなのは少し見えてくるというふうにして判断してよろしいのか、その辺伺わせてください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐、宮下寛君。

○産業振興課課長補佐（宮下 寛君） それでは、村松議員の再質問にお答えさせていただきます。

今ほどの空き店舗の利用ということでの課の考えといいますか、そういう部分でございますが、空き店舗を利用するとなった場合の考え方ということで、現在空き店舗を利用する部分に関しては、決定とか、そういう部分になったわけではございませんが、利用するとなった場合の考え方としましては、近隣の部分で検討しまして、実際向羽黒山城のイメージを膨らませるような施設、その改修という形を考えたいなというふうに現状考えておるところでございます。

○議長（横山知世志君） 村松君。

○7番（村松 尚君） これは、観光的な側面のほうでお話しさせていただきますけれども、2階には町の中で4大事業と言われている向羽黒山城跡のお茶会の茶器等が非常に多く資料館の中には収蔵されているはずであります。そういったものに関しては具体的に、これは観光協会さんと協議の上で決めることなのかもしれないですけれども、もう令和9年度にはそうなりますよということをやっているわけですから、資料館自体がなくなりますよということを前提にやはりうたっているわけですから、その辺の話合い、今ある所蔵品に対しての次の収蔵場所というものをしっかり協議されているのか、その辺少し教えてください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐、宮下寛君。

○産業振興課課長補佐（宮下 寛君） 資料館の2階にありますお茶会関係の物品、その辺の収納場所ということでございますが、今現在当然観光協会さんとの話合いということには行っております。ただ、場所として決まったものというのは、まだ今の段階ではそこまでの決定はされていないというのが現状でございますので、今後その辺よく話合いながら、場所の選定も含めてその辺は今後詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 村松君。

○7番（村松 尚君） お尋ねしますが、その茶器の収蔵品に関する移動の話合いというものは、年に1回くらいずつされているのか。どのくらいのタイミングでされたか、直近で覚えていらっしゃるんですか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐（宮下 寛君） 話合いの回数のおただしでございますが、回数的にはちょっと

はっきりとは覚えていないというのが現状なのですが、観光協会さんとの話し合い、いろいろイベント等々での打合せとかありますので、そういった際の席で、それに特化した打合せということではないですけれども、年に何回というところまでのお答えはこの場でちょっとできないところではございますが、その場でそういった場所をどうするかだとか、その辺の程度の話合いだったというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 村松君。

○7番（村松 尚君） お茶会自体がここ3年開催されていない中で、その茶器の道具を動かしていない今の現状を見ると、今収蔵してある2階の茶器の話が出たとはなかなかちょっと想定しにくいのです。多分それ以外の事業、様々な事業をコロナ禍の中で開催しましたので、当然それに特化したような打合せというものは当然多かったとは思いますが、今収蔵しているその茶器の話というのは、正直なところ私はちょっとまだ出ていないのではないかなというようなニュアンスを受けるのです。あの2階にあるものというのは結構なものですから。私もお手伝いなんかで、よくお茶会のお手伝いに行きますけれども、なかなかあれだけのものを収蔵する場所というスペースがそれなりに必要になってきますし、これはなかなかやはり大変だと思う部分があるのですけれども、しっかりと、まだ時間はありますので、やはりこれは観光協会さんもしっかり場所も含めて、お茶会をやる上ではやはり移動の時間とかも、当然準備期間とかも必要になってきますから、お茶会の今後の在り方も含めて当然観光協会さんのほうでも判断はするのかもしれませんが、やはりある程度その準備がしやすいような、そういったような位置づけを踏まえた上でぜひしっかりとご協議をお願いしたいなと思います。

それと、本郷インフォメーションセンターへ代替施設として集約するというをおっしゃっていますし、やはり複合的なガイド施設の整備に向けて取り組んでいかれるというふうにお話はされていますけれども、これ実際のところ、例えばVRの、今はやりです。ゴーグルをつけながら観光地で周りを見てくださいますし、かかっておっしゃいますけれども、結局は説明員というのは必ずいるのです。それをつけながら歩いてくださいますし、かかっておっしゃいますけれども、結局は説明員というのは必ずいるのです。それをつけながら歩いてくださいますし、かかっておっしゃいますけれども、結局は説明員というのは必ずいるのです。それをしながら歩いてくださいますし、かかっておっしゃいますけれども、結局は説明員というのは必ずいるのです。やはり幾ら技術的な部分が進化していても、そこにはやはり限界があるわけであって、最終的にそれを説明する、補足する、そういった人材というものもやっぱり大事だと思いますので、そういったところもしっかりと、特に観光協会さんもそうですし、そういうふうにデジタル化がどんどん進んでいく中で、ITが進んでいく中でやはりそういったところの使い方であったり、例えば役場が話をしても理解してもらえないというのでは、これなかなか話し合いになりませんので、観光協会さんのほうにもやはりそういったような、例えば歴史に関してのそういう勉強をしていただく、例えばVRゴーグルを使った部分での勉強であったり、そういったところもやはりぜひ進めていけるような話し合いもしていただければいいのかなと思いますので、その辺もしっかりとお願いしたいのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課課長補佐（宮下 寛君） 今ほどの村松議員のおただしでございますが、今後、最新のそういった機器ございますが、改めて向羽黒山城の案内という部分、それ以外も当然あるかと思えますけれども、そういった文化的な施設の案内に関してのそういった機器の利用というのは、大変おいでいただくお客様に対しても非常に魅力的なものになるかと思えますので、その辺に關しましては今後課のほうでも観光協会さんとも詰めまして、いろいろ今後の方向性について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 村松君。

○7番（村松 尚君） 先日前話を伺っている中で、やっぱりゲームの某メーカーさんとのタイアップというものも今視野に入れているのですというお話も伺いました。そのメーカーさんは、非常にやはり歴史もありますし、スキルも非常に高いものがあります。NHKの大河ドラマなんかでも技術の提供であったり、そういったものもしていますので、ぜひそういったところを活用しながら少しでも誘客に結びつけられればいいのかと思います。

では、4点目ですけれども、これは今まで様々な議員の方々のご質問されてきました。案内看板の問題です。やはり看板がないというのは、やる気と言ったら失礼かもしれませんが、やはり歴史と文化で町おこしをする、文化庁なんかでもそういったようなところにお力添えをしている部分もありますので、美里町に行ったらこういった歴史が勉強できる、こういった文化財があるという部分をやはり前面に出すためには、そこに導いていくためのやはり案内看板というのは、これは早急に必要だと思うのです。また、なおかつですけれども、様々な観光地に行けば様々なキャラクターがいます。キャラクターというのは、うちの町にもあいつじげんありますけれども、そういうキャラクターではなく、歴史に特化したようなキャラクターもありますので、そういった部分も看板に織り込みながら、少しでも早く看板設置というものは行う必要があると思うのですけれども、その辺確かに必要だとは考えていらっしゃるかもしれませんが、極端な話、次年度に向けてもう早急に新しいものを設置する、または老朽化しているものの交換というのはもう当然のことなのですけれども、さらに新しいものを追加で設置していくという考えというものがあるのか、教えてください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課課長補佐（宮下 寛君） 今ほどの再質問でございますが、本郷地域のみならず、観光地のご案内ということで考えていく上で、案内看板の設置というものは当然必要だと考えております。既存の看板の修繕も当然ございますので、新たなサインの設置ということで、今後場所等も含めた検討をさせていただければなと思っております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 村松君。

○7番（村松 尚君） 美里町は、どうしてもその目的地に行くためには細い道路を大なり小なり、どうしても少し裏路地へ入ってしまうような、これから郷土資料館もできる上ではそういったところも含めて様々なものができる中で、やはり向羽黒山城跡に対しての案内看板というものをやっぱりベースにつくる上では、やはり細かな案内看板というのは必要になると思いますので、どこの地域から来てもやっぱりあそこに行けると、そちらの方向に行けるのだという部分でしっかりとやっぱり魅力のあるような看板をデザインしていただいて設置していただきたいなと思います。

1問目は、では以上で終わらせていただきまして、2問目であります。2問目に関しては、1点目の今のところ団体からの影響の相談はないということですが、確認ですけれども、今後次年度に向けてそのようなお話、また仮にですけれども、年度が明けた場合、これ先のことはなかなか分かりませんから、年度が明けた段階であってもそういった相談があった場合は柔軟に対応するお考えがあるのか、その辺確認させてください。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

当然年度中でもそういった相談、当然運営がままならない、さらには活動もできない等ございましたら、ぜひ担当する部署によく相談していただいて、対応してまいりたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 村松君。

○7番（村松 尚君） ぜひ、これはなかなかやはりどの団体さんでも次年度の予算を組む上でやっぱり悩ましい部分もあると思いますので、ぜひそういうとき気軽にやはり相談してくださいよという、そういったアピールもやはり必要だと思いますので、そういった部分をやはり広報紙であったり、そういったもので団体の方々へ周知する、そうでなければ各団体の方々に例えば郵送するとかで少し案内をするべきだと思うのですが、そういったお考えも視野に入れられるのか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長、國分利則君。

○政策財政課長（國分利則君） ただいまのおただしでございしますが、広報紙等での案内はどうだという提案も含めてでございます。当然予算編成の上では、団体、さらには指定管理者とも当然協議を行いますので、その際にそういったお話ができるのかなと思っておりますので、現段階では広報等については特に載せる考えはございませんが、より密にそういった団体、さらには活動されている様々な方への連絡調整は十分にやっていきたいと考えてございます。

○議長（横山知世志君） 村松君。

○7番（村松 尚君） そうしますと、話し合い、協議する場所があるということは、やはりいつでも困ったときには相談をしてくださいという門を開けておくという説明をぜひしていただきたいなと思います。

2点目ですけれども、指定管理料の考え方についてですけれども、こちらについてはやはり様々な協議を多分当然行われることと思います。こういったところも、これも確認なのですけれども、そう

しますとこの中での協議という部分でもやはり年度途中で様々な変動するもの、物価上昇であったり経済状況の変化というものに対しても年度途中で柔軟に対応するよと、こういう旨で当然協議して説明していくという考え方でよろしいのか、その辺教えてください。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） おただしのとおりでございます。年度途中で協議してまいりたいと、そういう考えで進めております。

○議長（横山知世志君） 村松君。

○7番（村松 尚君） いつも事業を行っていただける方々が運営しやすいような対応をぜひお願いしたいなと思います。

それでは、最後の除雪作業についてでありますけれども、これは雇用形態の変化というものがあって、平場もあれば当然中山間地もある中でなかなかやはり難しい課題というのはたくさんあると思います。その中で、やはり今ほど答弁いただきました2点目の除雪管理システムというもので、これはあくまでも除雪オペレーターとの連携がスムーズになるということ答弁されています。効率的な除雪作業が可能となるため、新たな事故防止対策になるという答弁なのですが、あくまでもこの除雪管理システムというのは事故防止対策とどういったところで連動するのか、その辺少し教えてください。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長、鈴木明利君。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまのご質問についてお答えしたいと思います。

除雪管理システムといいますのは、今年度より使うシステムでございますが、除雪機械のシガーソケットに位置情報が分かるようなGPS機能、それを設置するものでございまして、町のほうでパソコン上で今現在の作業状況、位置情報が分かるというところでございます。そうした運行管理について連携がしやすいといいますのは、除雪をしている途中で町民の方からいろいろ苦情等についてご連絡がございまして、その際に一番近くにいる作業者に連絡を取ってということで早い対応ということもできますし、今までですと班長に一応連絡を取りまして、そこで調整をしながらということでありました。それがいち早く一番近くにいる除雪者の方と、オペレーターと連絡を取るというところでございますが、安全管理というところでありますが、それが直で安全管理のほうに結びつくかと言われますとなかなかちょっと難しいところもございまして、無理な除雪の依頼、オペレーターに対する無理な依頼を極力減らして、そういうふうな運行できる範囲の中でそういう苦情の対応というところで、安全対策に一役買っているのではないかとこのところでございます。

○議長（横山知世志君） 村松君。

○7番（村松 尚君） そうすると、私も答弁いただいた中では、やはり除雪管理システムというものはあくまでも除雪を管理するシステムで、GPS機能であったり、そういったところ、位置情報をつかむということで、今どこにいる、町民の方から苦情が来たら一番近いドーザーをそちらのほうに向

けるなり、連携が取りやすいという意味での管理システムという位置づけだと思うのです。やはり新たな事故防止対策になるという部分は、やはり今までどおりの学習であったり、警察署員を講師に招いての安全講習であったり、そういったところがやはり起点になるのかなと思うのですけれども、やはりどうしても最近事故というとシャッターを壊したとか、軒先をちょっと傷つけた、やっぱり排土板のちょっとしたことでの、マンホール等々というのは最近少なくなったかなと思うのですけれども、やはり一般のお宅の軒先を壊したり、フェンスを壊したりというような事象が非常に多いような感じを受けますので、やはりそういったところを十分注意していただく、当然毎年毎年新しい方が入ってくることもありますし、当然慣れていない方、慣れていない方、様々あると思うのですけれども、やはり排土板、特に排土板の角度であったりその調整、そういったところをやっぴり入念にもう一度講習をしっかりと、定期的にやはりやっていただくことが大切だと思うのですけれども、その辺定期的な安全講習という部分の考え方というのはいかがなものですか。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまのおたがでございすが、定期的にそのような講習会ということで開催ということですが、まず先ほどの除雪管理システムの中で、ちょっと付け加えさせていただきますのですが、一応今年度におきまして位置機能、運行状況が分かるというようなシステムでございますが、いろいろとこれにはオプションと申しますか、そういうものをつけることができまして、そこで例えばそういう危険箇所、マンホールがあるとか、あと塀があるとかというようなところでブザーの鳴るような機能というところもつけることができるということでもありますので、それについては今年度はちょっとそこまでの予算がなかったもので、つけることはできませんでした。来年度以降そのようなこともこのシステムの中でもできるということでもありますので、それを検討してまいりたいというふうに思いますし、定期的な講習も行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 村松君。

○7番（村松 尚君） そういったやはりオプションがあるのであれば、ぜひとも除雪での年間の事故の金額とオプションの金額、オプションのほうが多分高いのかもしれないのですけれども、時期的なもので。そういったところもちょっと加味しながらぜひ検討していただきたいなと思います。今年も間もなく降雪の時期になりますので、事故のないしっかりした除雪作業をお願いして一般質問を終わらせていただきます。

○議長（横山知世志君） これで村松尚君の質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時56分）

再 開 （午前11時10分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

次に、通告第2号、3番、渡辺葉月君。

〔3番（渡辺葉月君）登壇〕

○3番（渡辺葉月君） 議席番号3番、渡辺葉月です。今回は、財政の総点検について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1、財政の総点検について。目まぐるしい社会変動で町税減収や地方交付税の減の可能性がある中、次年度は当初予算編成に困難を伴うことが想定されます。町を根本から豊かにするために、財政面から長期的見直しを今のうちから考えておくべきであるとの主張の下、6つ質問をします。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

今後の財政運営の在り方について。質問1、世界では新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵略など構造変化が生じるとともに、国内においては輸入資源価格高騰による海外への所得流出など、国内外の難局が同時に押し寄せています。2022年7月から9月期のGDP速報値は、4・四半期ぶりに下落と報道があり、町税減収の可能性がありますが、現時点で次年度の個人町民税、法人町民税、固定資産税をどのように見積もっているのでしょうか、ご所見をお伺いします。

質問2、町運営費のほとんどは、依存財源である地方交付税や国県支出金で成り立っているのが現状で、それも人口減少に伴い、減額が考えられます。いつ、どのタイミングで削られるか分からない地方交付税をどのように見積もっていらっしゃるのか、ご所見をお伺いします。

今後の公共施設の在り方について。質問1、町税減収が見込まれる中、公共施設の維持管理費の在り方を抜本的に見直すべきと考えますが、ご所見をお伺いします。

質問2、合併後から公共施設の建物部分の延べ床面積はどのような数字の変化があったのでしょうか。また、使用料など、収入の変化も併せてお伺いします。

質問3、税収に対して維持管理費が何割か、また近隣自治体と比較したことはあるか、お伺いします。

質問4、公共施設の廃止の仕方につき、過去に行われた住民説明会で主にどのような質問があったのでしょうか。また、そこでの反省点はあったのか、お伺いします。

以上、これらの質問は全て町長に答弁を求めるものであります。与えられた時間内において再質問させていただきます。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 3番、渡辺議員の一般質問にお答えいたします。

財政の総点検についてであります。1点目の今後の財政運営の在り方の1つ目、次年度における個人町民税等の見積りの考え方につきましては、まず個人町民税について、給与所得はコロナ禍以降も微増傾向にあるものの、コロナ禍による慢性的な経済状況の悪化に加え、資材価格や燃料費等の高

騰により、企業経営環境はさらに厳しさを増すものと予想され、今年度の税収より減少するものと見込んでおります。また、営業所得者や農業所得者についても同様に経営環境は厳しさを増すものと予想され、今年度より減少するものと見込んでおります。法人町民税については、資本金と町内従業員数に応じて課税される均等割額の増加が見込まれるものの、法人税割額については、長引くコロナ禍による経済状況の悪化に加え、原材料価格や燃料費の高騰の影響により、今年度より減少するものと見込んでおります。固定資産税の土地と家屋については、課税客体の評価額の見直しが3年ごとに行われ、次回の評価替え令和6年度となることから、今年度同程度を見込んでおります。償却資産については、経済状況の悪化と原材料価格等の高騰の影響により企業の設備投資が低調となることが予想されるため、今年度より減少するものと見込んでおります。

2つ目の地方交付税をどのように見積もっているかにつきましては、地方交付税は地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、合理的な基準によって再配分される地方の固有財源であります。地方交付税については、8月に示された総務省の令和5年度当初予算概算要求において、令和4年度の水準を下回らないように自主的に同水準を確保するとしていますところであります。そのため現時点における普通交付税額は、国勢調査人口の減少等を反映すると令和4年度交付額よりも減少するものと見込んでおります。今後は、1月下旬に総務省から示される地方財政計画等によりさらに精査し、予算額を算出してまいります。

2点目の今後の公共施設の在り方の1つ目、公共施設の維持管理の在り方を根本的に見直すべきにつきましては、効率的な管理運営を進め、各種保守委託料等については総合的な管理委託、競争性を担保する契約方法への見直しを行うなど、民間活用も含めた検討や会津美里町行政改革大綱に位置づけている受益者負担の適正化に取り組むとともに、会津美里町公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の集約化、複合化を目指しているところであります。

2つ目の合併後からの公共施設の建物部分の延べ床面積と使用料の収入の変化につきましては、まず公共施設の建物部分の延べ床面積の変化については、決算書による財産に関する調書の行政財産及び普通財産のうち、建物に係る延べ床面積合計では、合併後の平成18年度末決算における延べ床面積は14万1,544平米で、令和3年度末決算は平成18年度末から11万3,409平米減少し、12万8,135平米となっております。令和3年度と平成18年度の比較における減少の主な要因は、本庁舎や統合小学校等の建設により増加した一方で、旧小学校や町営住宅の解体により減少したことなどによるものであります。また、公共施設の建物部分に係る使用料の収入の変化につきましては、合併後の平成18年度末決算における使用料収入のうち、公共施設の建物部分に関する使用料は9,835万8,896円で、令和3年度末決算は平成18年度末決算から2,579万5,319円減収し、7,256万3,577円となっております。令和3年度と平成18年度の比較における減収の主な要因は、庁舎使用料が増収となっている一方で町営住宅使用料の減収などによるものであります。

3つ目の維持管理費の割合及び近隣自治体との比較につきましては、会津美里町公共施設等総合管理計画において、公共施設の光熱費、維持保全費、工事費、指定管理委託料、土地、建物の使用料等の維持管理に係る経費は、令和2年度実績において9億2,041万5,000円であり、町税収入額17億414万8,000円に対し、約54%となっております。令和元年度実績では8億4,136万2,000円であり、町税収入額16億2,973万9,000円に対し、約51.6%となっております。また、近隣自治体との比較につきましては、人口規模や合併の有無等に相違があることから比較を行っておりませんが、令和2年度決算における類似団体との比較では、住民1人当たりの維持改修費として本町の1万1,675円に対し、類似団体の平均は9,456円であり、2,219円ほど上回っているところであります。そのため会津美里町公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の総量の圧縮を進め、維持管理費の縮減を図ってまいります。

4点目の公共施設の廃止に係る住民説明会での主な質問と反省点につきましては、最近の住民説明会の開催例としまして、高田地域の生涯学習センター分館の廃止に当たり、地区住民や自治区長との懇談会を開催した中で、コミュニティーの拠点がなくなることへの心配や廃止後の活動の場を不安視する声と、避難所や選挙投票所の機能の継続に関する質問などがありました。また、温泉施設等の廃止と民間譲渡の際には、高田温泉あやめの湯の継続要望や新たな利活用の内容に関する質問のほか、町による温泉経営の継続要望、民間の経営継続に対する不安や使用料の値上げに対する質問がありました。住民説明会の反省点につきましては、参加者が少なく、偏りが見えたことが上げられます。施設がなくなることによる不安を解消するように、メリットやデメリットを分かりやすく周知し、住民の多くに届ける工夫をしていくことが大切であると考えております。施設利用者や団体への声かけはもちろんでありますが、若い世代になじみのあるSNSを活用するなど、日頃から分かりやすい情報の発信に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） ご答弁ありがとうございました。このような厳しい財政状況が予想される中、11月16日に秋の予算編成方針が上げられました。以前では、重点プロジェクトにつきA4サイズ5枚の課題と対策がつづられていましたが、今回はパーパスという表現が加わり、かなりアバウトな印象を受けています。税収減が予想される中、何をやって何をやらないのか、事業単位で明確にすべきではないでしょうか。ご所見をお伺いします。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長、國分利則君。

○政策財政課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、来年度の予算の件でございます。パーパスという新しい取組ということで、分かりづらいのではないかとのご質問かと思っております。今回の方針では、昨年度と大きくその点が違っておりました。違っておりますのは、その重点プロジェクトの表記の仕方が大きく変わったということです。その代わり、前段の政策方針の、ページで申し上げますと1ページから2ページにわたりまして、昨年度より約3倍程度のボリュームで記載

されているかと思えます。その中で方針として目指すべき施策、目指す方針をその方針の中で明記したということでございます。それがまず1点でございます。重点事業にパーパスを取り入れたというようなことでございますが、これは今町の政策を進める上であってパーパスという考え方が非常に政策の企画立案に有効であると、そういう考えの下にそういった表記をさせて、重点プロジェクトの中にそれを事業パーパスとして用いたということでございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） ありがとうございます。こちらの資料、令和5年度予算編成の基本的方針の2ページの中で、特に本文中に、特に目的が達成された事業、民間での対応が可能な事業、事業開始から長年経過している事業、費用対効果の薄い事業等については、廃止や事業規模の縮小、もしくは類似事業との整理統合を前提に見直しを行い、ここ大切なのですけれども、優先順位を定めて、より一層適切な予算見積りをしますと書いてあるのですけれども、つまりこれはめり張りのある予算を組みますよ、落とすべきところに落としますよという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） まさにそのとおりでございます。限られた財源でございます。当然全ての事業を増加というようなことは、現実的ではございません。省略できるものについては省いていくと、進めるべきものについては手厚く財政措置するということでございます。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） では、町長に1点確認なのですけれども、要するに事業ごとに優先順位を定めて適切な予算を見積もる、そうやって財源を生み出してほしいのです。あるものだけでは、細々とこの町の運営をやっていくには、やはりこの町がなかなか動き出さない。というのは、もうご承知のとおりだと思うのです。会津美里町のカラーだったりとか、杉山町長のカラーをつくっていくために特定の事業に重点的に財源を落としますよと、そのために財源を生み出しますよと、そのために無駄をなくすのですよということは町長と共通の認識を持たせていただいているということよろしいでしょうか。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきます。

議員のおっしゃるとおりでありまして、町の財源は限られています。その中で、今答弁で申し上げましたが、税収の減も見込まれる中で、今まで進めてきた事業も含めてやっぱり見直しをかけながら、そして町として、執行部として町民のためにやるべきことをしっかりやらなければいけない。そのための選別をしなきゃいけないというのは、当然のことだというふうに思っています。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） ありがとうございます。ですが、やはり見直しといいましても現実はどう甘

くはないのではないかなというのが印象です。昨年12月の一般質問の回答の中で、町長は慣例から抜け出してというご答弁でありましたが、農業振興ですとか移住者推進、観光振興など、町のブランド化をしたいといってもこのような厳しい財政状況の中ではなかなか厳しいのではないかなというふうに思います。仮に町長がブランド化に向けて、二、三施策を考えたとして、つくったとしても、それを一般財源から振り向ける余力が現在の我が町にあるのかどうか、伺います。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、我が町の財源は限られています。その中で、やっぱりやりたいこと、町として、私も含めてですけれども、やりたいことがいろいろ出てきます。そういったときに我々のアンテナでは察しがつかないような情報を、国の予算から引っ張って来たり、県だったり、そういうアンテナを高くしてやり取りをしながら、そういった町の財源ではないものを確保するというところに努める、これが大事になってくるのだらうというふうに思いますので、しっかりこの辺は職員とも話をしながら、アンテナを高くしてそういった補助金等々の確保に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） 国から引っ張ってくるようなテクニックのお話がありましたが、実際のところ我々の町にはそういった余力は本当はないという現状があります。例えば事業によっては国2分の1、県が4分の1を出して、法律事項だから町が仕方なく4分の1を出さざるを得ない事業というものがあります。仮にこれを裏負担と表現させてもらって、ここでちょっと確認なのですけれども、この年間約17億円の税収のうち、裏負担は幾らでしょうか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） ただいまのおたがいでございますが、税収のうちのそういった義務的な裏負担が幾らなのかというご質問でございますが、そういった分析は現在しておりませんので、この場でお答えすることはちょっとできません。申し訳ございませんが、ご理解願います。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えさせていただきます。

今課長が申し上げたとおり、今持ち合わせていないということでもありますので、その答弁はまた後からということになるかというふうに思いますが、確かに裏負担、補助率の割合はあります。そういったものは町としてしっかり見極めて、その中でもいい割合のものがありますから、そういったものはしっかりと見つけていく努力も必要だというふうに思っています。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） 今ご答弁の中で、裏負担は把握していないですよというお話があったのですが、これってもう義務的経費なので、絶対にかかってくるお金なのです。そこを把握していないとい

うのは、ちょっとまずいのではないかなというふうに思うので、現在もしそれが把握できていないのであれば今後ぜひ早くそれを把握したほうがいいのではないかなというふうに思います。先ほどの一番最初の答弁の中で、維持管理費に係る経費、町税収入に対して約54%ですよというお話がありましたが、要するに税収ってほとんど義務的な費用に全て消えていってしまうのです。それが町の現状です。つまりそれは財政の自由度が全くない状況です。必要最低限の町を運営するだけで精いっぱい。それで、農業振興だ、観光振興だ、若者の移住者推進だと言っても、ブランド化なんて言っても、そんなことを目指すことすらもできないのではないかなと思うのですけれども、町長はその辺どう考えていますか。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員に申し上げます。なお、通告内での質問になりますので、若干ここは外れるきらいもあるので、なおそれは町当局がそれについて答弁できる部分もあるかもしれませんので、なお注意して質問させていただきたいと思います。

町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきます。ブランド化です。これは、やっぱり先ほど申し上げましたように限りある財源でありますけれども、その中でできることというのは必ずあるはずなんです。そういったものをブランド化にしていく、この後申し上げますものは私の決断ということの中で進めていきたいというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 先ほどの答弁にちょっと補足説明させていただいてよろしいでしょうか、裏負担について。

○議長（横山知世志君） はい。

○政策財政課長（國分利則君） 先ほどの裏負担についてということで、把握していないということで私ご答弁申し上げましたが、若干補足説明をさせていただきます。

議員おただしの、例えば国の事業、町は4分の1の負担をどうするのだというようなことだと思いますが、基本的にその分につきましては地方交付税によって措置されておりますので、当然各自自治体、当然美里町もやらなければならない事業でございますので、そういった意味で把握していないということでございますので、ご理解願います。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） とにかく義務的経費でほとんど税収はもう使われてしまうというのが現状だということは間違いありません。今町長から答弁ありましたけれども、限られた財源の中で頑張るのだとおっしゃっていましたが、頑張る、その頑張りが具体的に何なのというところをやっぱり一生懸命そこは考えていかなければいけない。さっき答弁の中にあつた、国から引っ張ってくるよと簡単に言うけれども、それってどういう手順を踏んで国がお金をここに出してくれるのだろうというところに至ります。やっぱりそのテクニク的なところを職員一体となって一生懸命考えていってほしい

なというふうに思います。とにかく何をすることもお金はかかります。でも、お金がないからお金を生み出す必要があります。財源を生み出すことの大切さというのは、今の答弁の中から酌み取れたので、ご理解いただけているのではないかなというふうに思います。町のブランド化などについてもいずれまた別の機会に質問いたしますが、とにかくあるものだけで、限られた財源で頑張っていくというのは本当に限度がある。要するに美里町はいつまでたっても変わらないので、もう一回言いますが、落とすべきところに財源を落としましょう、そのために財源を生み出しましょう、そのために無駄をなくしましょうというこの3点は町長と共通の認識を持たせていただいていることを理解いたしましたので、答弁に満足しております。

では、次に移ります。公共施設の総合管理計画の目標達成に向けてとても頑張っている印象を受けました。延べ床面積が減ったことによって、どれぐらいの財源が生み出されたのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

縮減によってどのくらい生み出されたのかということでございます。まず、昨年度、令和3年度の決算と合併当初、18年度決算でちょっと比較した数字を述べさせていただきたいと思います。答弁にあったように、今町営住宅、さらに小学校の施設について縮小しておりますので、その2点でお答えさせていただきたいと思います。まず、小学校の管理に係る経費でございますが、合併当初分校を含めまして10校ございました。それが現在4校に縮小されております。いわゆる分校を含めて6校減っております。18年度決算で、維持管理に係る決算でございますが、1億4,477万4,000円でございます。決算ベースでございます。令和3年度の決算ベースで7億9,007万6,000円の決算でございますので、差引き約6,500万程度の圧縮が図られたということでございます。

次に、町営住宅でございます。これも老朽化施設ごと縮小を図っておりまして、町営住宅の管理費でございますが、18年度の決算におきましては約2,839万1,000円ほど、昨年度、令和3年度の決算では2,123万4,000円程度の決算でございますので、約715万円程度の圧縮ということになります。ただ、その年度途中には様々な大規模な改修、例えば小学校であれば新たに学校も建てます。大規模な改修を行います。耐震も行いましたので、非常に上下はございますが、今申し上げました18年度と令和3年度の決算は比較的そういった大規模な維持改修工事等を行っていない年ということで、この2年度に限って比較させていただいたところです。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） 要するに削減できた額というのは、見てみると実は少額だったりするのです。やっぱり様々な一般質問の中で、杉山町長がこういうことをやりたい、ああいうことをやりたいというふうに述べていますけれども、このぐらいのレベルの額であれば、町のブランド化ですとか、何かこういうことをやりたいと思っても、そこに達成するにはかなり財政的に程遠いというふうに感じま

す。もっともっと大胆にやっていかなければならない。公共施設の在り方をもっと見直して、さらなる財源確保に努めるべきだと考えますが、町長、いかがですか。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えさせていただきます。

今に至るまでも、これからの管理計画も含めて縮小、縮減するための努力を町としても提案をさせていただいて、今進めています。やっぱり町からの要望、今いただいている中でできないものも多々あります。そういった中で、やっぱり先ほど申し上げましたように限られた財源、これ税収も含めてやらなければならないということですが、今まで以上にそういった省けるものはしっかりと省いていて、財源に充てていくということが必要なのだろうというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） 削減されたといっても、さっきの答弁にありましたが、令和3年度と平成18年度の比較における減少の主な要因は、本庁舎や統合小学校等の建設により増加した一方で、旧小学校や町営住宅の解体により減少したものであるというふうにあります。つまりは役場の建て替えだったりとか、あとは古くなった町営住宅をなくしましたよということが中心で、温泉施設や体育場などのように現在も複数の利用者がついている施設とは少々条件が違うのではないかなと思います。今後は、今までよりも計画の進行がかなり難しくなってくると思いますが、職員の皆さんに町長はどのような注意喚起をしていくおつもりでしょうか。要するに今までは古くなった建物を壊しますよ、新しく役場を建て替えますよ、だからなくしますねという流れだったけれども、これからは温泉施設、体育場のよう到现在も利用者がたくさんついている建物をなくさなければならないというのは条件が違うよねと。だから、それを行うに当たって職員たちにどういうふうに注意喚起をしていくのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えさせていただきます。

今町が管理運営を指定管理者も含めてやっている施設は多々あります。その中で、まだまだ使えるものに関してはできるだけ長寿命化を図りながら、使っていく努力というのは必要だと思います。その中で、例えば温泉施設のように今回また提出をさせていただきました、これは広報紙でも申しあげましたけれども、今後10年の中で約10億、9億7,000万の費用がかかってくるというものがあります。それで、議員もご承知だと思いますけれども、町民アンケートをさせていただきました。そういった中で浮いてくる財源、そういったものは町の執行部としても町民の思いについても大事にしなければいけない。そういったことで、民間譲渡できるものであれば、これは町としては民間譲渡をして、その財源をやっぱり町民に還元をするというのが町としての基本的な考えであります。そういったことで財源の確保に努めていく、それを町民に還元をしていくという方向でいきたいというふうに思います。

失礼しました。注意喚起の部分ではそういったこともあるわけで、そういったものをしっかり見極

めて私に報告も含めて上げて、連携をしっかりと取りながら、そういったものの今後の運営も含めてやっていくようにということをお願いしておきたいというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） まとめますと、ただいまの質問に関しましては、公共施設の廃止につき、延べ床面積を減らすことで維持管理費が減るという財源を生み出す一例としての質問でした。なお、ステークホルダーがいるので、施設を廃止するときに、はい、廃止しますとは当然なりません。だから、ステークホルダーに対して住民説明を行うことは当たり前だと思うのですけれども、この点について一応確認をしておきますが、町長、いかがですか。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきます。

今までもそうですけれども、そういったものに対して性急に、早急に進めるのではなくて、町民の意見を聞きながら、それになるべく応えられるものは応えていって、そういったものをしていくということに努めて、今までもしてきたつもりであります。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） 今、今までもしてきたつもりですというふうにありましたが、今後公共施設の廃止につき、廃止の仕方についてもよく考えていかなければならないポイントです。今回の新鶴の温泉のことが否決されたことに関して、十分に説明できなかったからSNSなんかも使っていきたいですなんて答弁もありましたけれども、やはり町側からは町民が未来をイメージしやすいような話をするべきなのです。現在の機能がどう変わるのか十分に説明をした上で、私たちは、現在の皆さんのコミュニティ活動を絶対になくしませんよと未来像を示すのと、財源状況がこれだけ悪化しているので、施設を廃止しますという現状分析的なアプローチをかけるのとでは受け手の印象って全然違うと思うのです。言わばホスピタリティあふれるようなプレゼンテーションをしていくことが大切だと考えます。言いたい話を淡々とするのではなくて、相手が聞きたい話を心がけていくことで町民の理解も進んでいくのではないかなと思います。この点町長はどうお考えですか。

○議長（横山知世志君） 休議します。

休 憩 （午前11時46分）

再 開 （午前11時47分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） つまり今申し上げたのは質問4に値しますので、そちらをお願いします。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） 今議員が質問されたとおり、そういう立場の中で接してまいりたいというふ

うに思います。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） 今私が言ったようにやっていきたいという答弁がありました。今回の温泉施設の件プラス、あと私が参加したのは生涯学習センターと公民館の住民説明会だったのですが、ぜひこの説明会のやり方というのを本当によく考えていただきたい。なぜならば、私たち議員なんかはやはり密につながっているの、情報というのはばんばん入ってくるのです。だけれども、町民に対して与えられる情報量、情報を与えるタイミングというのは本当に僅かなのです。だから、住民説明会で幾ら参加者が少なかったとしても、そこで与える情報の質を上げていくことによって皆さんの理解が進んでくるのではないかなというふうに感じております。

ちょっと時間があるので、1つその点に関して例を挙げますが、今後廃止しなければならない農業体験学習農場、これは別に答弁をもらうものではないので、1つ例として挙げるだけなのですが……

○議長（横山知世志君） 議員に申し上げます。

関連性がないと質問を受けられません。

○3番（渡辺葉月君） 多分全部聞いたら、なるほどなというふうに感じると思うのですが、大丈夫ですか。

○議長（横山知世志君） 許可します。

○3番（渡辺葉月君） 1つ例のお話として、1個例のお話としてここでお話しますが、農業体験学習農場がありますと、これを計画上これから廃止しなければなりませんという計画の下、職員たちは動きます。要するに、何で私がこれこのタイミングで例として挙げるのかというと、要するにそこに関しては現在も機能が残っているのです。箱もあるし、機能も残っているのです。では、その機能って何かと云ったら、シルバーさんたちが長年やってきた、子供たちに農業を体験させるという機能が今残っているのです。それに対してのアプローチの仕方として、来年からこの施設は廃止しますので、今までありがとうございました、もうシルバーさん来なくて大丈夫ですよというのか、要するに現状を伝えるのか、それともこの施設は廃止になりますけれども、機能は僕たちで守っていきますよと、現在教育委員会とこういうやり取りをして、近隣自治体では箱はなくてもこういうふう子供たちに農業の体験をさせているのですよと、だからあなたたちが今まで一生懸命やってきてくれた機能を我々はこれからも残していきますよという未来を想像させるようなアプローチとでは全然伝わり方が違うのです。要するに職員は職員で一生懸命現状の話をするのです。財政的にこうだから、計画がこうだから、一生懸命説明をするのです。それは、職員だから仕方がないのです。だけれども、町民は職員ではないので、それではあまり理解ができないのです。理解ができないというのは語弊がありますけれども、未来をイメージしづらいのです。要するにそこにずれがあるのだよということをちゃんと把握した上で、今後の公共施設の在り方を見直していく必要があるのではないかなというふ

うに思います。そのための一例として今私はお話をしました。再度町長、どうお考えですか。

○議長（横山知世志君） 今の体験農場の件の一例についての質問は許可できない。

渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） これは、体験農場に対してどういうふうに思っていますかというよりも、私が今言ったのは現状を伝える言い方か、町民たちの未来を想像させる言い方か、どちらのほうがいいですか。これって違いありますよね。これを含めた、これこういう考えをしっかりと把握した上で、今後の公共施設の在り方を見直していったほうがいいのではないのですか、それに対して答弁をお願いしますと……

○議長（横山知世志君） 渡辺議員、先ほど答弁は求めないというふうに申されていますので、これについての答弁は控えていただくという……町長。

○町長（杉山純一君） 議員の質問は、公共施設の今後の在り方という視点だというふうに思います。それに対して答弁をさせていただきたいと思います。今議員がおっしゃったように、一例を挙げていただきました。そのものについての説明の仕方、いろんな説明の仕方があるのだというふうに思います。役所的な言い方だったり、今議員がおっしゃったように言葉一つでいろんな捉え方ができますから、そういったことをしっかり工夫しながら職員には対応するよう申したいというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） 町民目線のご回答ありがとうございます。プレゼンテーションですとか、その伝え方についての教材というのはたくさんありますので、ぜひご参考にしていただきたいなというふうに思います。住民説明に関してもご答弁はよく分かりました。今の質問は、とにかく財源を生み出すための一例としてご紹介をいたしました。今回公共施設の延べ床面積を削減することにより、維持管理費を減らすという観点からの質問をいたしました。こちらについては、財を生み出すための言わば各論としての質問でした。財を生み出して特色のある町にすることは、より美里町を豊かにすることにつながります。今後、私、渡辺葉月は、残りの任期中、町を豊かにするという角度から様々な質問を展開させていただくと思いますが、町長、ひとつ今後ともよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（横山知世志君） これで渡辺葉月君の質問は終わりました。

ここで午後1時まで休憩します。

休 憩 （午前11時54分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

次に、通告第3号、8番、小島裕子君。

〔8番（小島裕子君）登壇〕

○8番（小島裕子君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

第1問目、介護保険の補助制度について。現在町では介護用品の購入や住宅改修に対して利用者が一旦全額を支払い、その後自己負担分を差し引いた金額が返還される償還払いを行っています。長引くコロナ禍に生活費の上昇は止まらず、生活はますます苦しくなっています。後から自己負担分を差し引いた金額が返還されるとはいえ、全額の費用を支払う費用はどこから捻出すればよいのでしょうか。元気で長生きするためにはけがの予防が何より大切ですが、高齢化による身体の衰えは受け入れなければならない事実です。これからも町の高齢化は進み、介護保険の補助制度の利用者は増えていくと思われます。ここで、利用者の負担軽減や利用控えのことを考えると、利用者の費用立替えが要らない受領委任払いを導入していくべきと考えますが、見解を伺います。

2問目、サニタリーボックスの設置について。昨年来より、男性用個室トイレにサニタリーボックスを設置する公共施設が増えつつあります。この取組は、高齢者の方をはじめ、膀胱がんや前立腺がんの手術などの影響により、尿漏れに対応するため、尿漏れパッドを使用していることから、交換の際にその場で処分することができず、何とかならないかとの利用者の声に応じるためのものです。町の施設では、男性用トイレには設置されていないように思われます。対象者の悩みに寄り添う対応として男性用トイレへサニタリーボックス設置は必要と考えますが、町の設置状況及び設置の考えがあるか伺います。また、災害時の対応として、男女ともに尿漏れパッドの備蓄はされているのか、併せて伺います。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 8番、小島議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、介護保険の補助制度についてであります。現在町が行っている福祉用具の購入や住宅改修に係る保険給付につきましては、福祉用具購入の場合10万円、住宅改修の場合20万円を対象経費の上限としてその費用から利用者負担額を差し引いた額を償還払いで支給しているところであります。福祉用具ではポータブルトイレ、入浴用椅子が、住宅改修では手すりの取付けの申請が多く、給付単価としましては一般的に高額とはなっていません。しかし、トイレや段差解消といった改修の場合は、工事費が高額となり、利用者の方が一時的に支払う負担が大きくなるケースもあります。介護保険給付の基本は償還払いであります。利用者の方の一時的な負担を軽減する制度として受領委任払いについては特例として認められているところであり、利用者負担の軽減を図る上でも受領委任払いの導入について実施する方向で検討をしております。

次のサニタリーボックスの設置についてであります。公共施設の男性用トイレにはサニタリーボックスを設置しておりませんが、女性用トイレ及び多目的用トイレにはそれぞれの施設管理者においてサニタリーボックスを設置し、安心して施設等を利用できるよう努めているところであります。一方で、全国的な動きとして、前立腺がんや膀胱がんが原因で尿漏れパッドなどを使用する方の日常生

活をサポートするため、公共施設の男性用トイレにサニタリーボックスを設置する施設が広がっているとあります。本町におきましても、病気やその他の理由により尿漏れパッドなどを使用する方々にも安心して公共施設を利用してもらえよう、トイレの種別を問わず順次全てのトイレにサニタリーボックスを設置してまいります。また、尿漏れパッドの備蓄につきましては、現在のところ男女ともに備蓄はしておりませんが、今後必要な数量を確保し、不安なく避難できるよう準備してまいります。

私からは以上でございます。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） それでは、再質問を若干させていただきます。

介護保険の補助制度につきましては、受領委任払いの導入について実施する方向で検討してまいりますという答弁をいただきました。これに関しましては高額ではないというのは、利用者目線で考えますと高額ではないと言われましても、数万円という形になってきますとやはりそこから支払いもかなり滞りがちになってくる場合もありますし、現在ですと住宅改修になりますとやっぱり高額、上限の限度額が20万ということでありますけれども、支払いが多いので、改修の時期をずらして行ってほしいというようなやっぱり町民のご意見なんかもあります。また、償還払いが、それがもう普通であって、もうそういった制度しかないのだという形で思われている方がほぼほぼの形で、受領委任払いが本当に進めばありがたいという、また利用をためらっていらっしゃる方も、そういった制度ができましたら、本当にいろんな方からお話を聞いて、自分も取り付けてみようとか改修してみたいという、そういった方が増えてくると思いますので、ぜひとも早めの実施を望むところでございます。

また、これにつきまして利用なのですけれども、これは毎年利用できる制度なのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 住宅改修の点でよろしかったでしょうか。住宅改修の利用についてでございますが、これにつきましては毎年利用という考え方ではございません。上限額20万、1つの、今現在住んでいる建物について20万以内の改修ということになります。例えば1回目、手すりで10万円使いました。そうすると、9割戻るとい形になりますので、9万円が戻る。残り20万まで10万でございますので、その残りの分を再度使用することは可能だということでございます。

福祉用具につきましては、その都度必要なものについて対象になるということでございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） そうしますと、上限20万というのは、結局1回だけではなく何度も使えるという形でよろしいのでしょうか。その年にといいますか、建物に。すみません。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） あくまで年度ではなく、1つの建物として考えていただければと

思います。例えばそれが転出した場合、美里町からほかの市に行きましたよといった場合に、そこで生活すればまた再度その自治体で上限20万になるという形。美里町に住んでいるうちは、その家に対して20万円がマックスになります。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） これもちょっと町民の方から伺った話ではあるのですが、介護支援から要介護とか、その介護の状態が変わった場合、2段階介護状態が上がったときにまた使えるというような話もちょっと伺ってはいたのですが、そういった利用の仕方というのはできるのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） リセットという部分ですね、制度上の。確かに今議員おっしゃられたとおり、介護度が急激に2段階以上上がった場合には再度の利用ということが可能になります。ただ、要介護3から要介護4に上がったよと、1段階だけといった場合にはそういった制度はございませんが、急激に介護度が上がった場合とかというのは、再度20万にリセットされるという制度でございます。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） 私の質問の中では、介護用品の購入と住宅改修についてちょっとお伺いしたのですが、レンタルもあるのです、この中には。一応レンタルもこの受領委任払いのほうに組み込んでいただけるのかどうか、ちょっと最後にお聞きしますけれども。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） レンタルの場合は、介護保険制度の中で1割負担での利用ということになります。ケアプランの中に入っておりますので、9割もう直接事業所のほうに行くと。要は、デイサービスと同じサービスの中に含まれますので、あくまで本人負担は1割、9割は介護保険の給付の中から出ていくという形になっておりますので、もう既に、受領委任払いではないですが、給付として町のほうでも既に支払っておりますので、個人負担はあくまで1割だけということです。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） 分かりました。ありがとうございます。

では、次の質問の部分に移っていききたいと思います。あとサンタリーボックスにつきましても一応設置するという方向で回答をいただきました。これに関しましてはボックスを設置されて、あとそのボックスの使用状況にちょっと問題があるという部分もお聞きしているのですが、やはり女性トイレよりも少し大きめのサンタリーボックスが必要だというようなお話も伺っていますし、あとボックスに使用したものを捨てる際に、やはり後から使われる方や清掃される方が本当に不快にならないような形で、捨てる方がいいですか、そういったものをある程度マナー化したようなものをちょっと貼り紙といたしますか、ボックスのそばにおいて貼り出していただくということもちょっと1つ提案し

ておきたいのですが、そのことに関していかがでしょうか。

○議長（横山知世志君） 総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、1点目のサニタリーボックスの容量と申しますか、大きさでございますが、男性用トイレに設置する場合につきましては、やはり男性用の尿漏れパッド等につきましては女性と比較しまして大きめであるというふうなことでございますので、ある程度、今考えておりますのは、施設の規模にもよりますが、最低でも10リッター以上のものは必要かなというふうに考えているところでございます。

2点目のその維持管理に関しますご提案でございますが、これにつきましてはしっかりとやはりそういう清掃される方が適切に申しますか、清掃がしやすいような、そういう取組としてしっかりとそのご利用をされる場合の使い方などもできる限り貼り紙とかさせていただきながら、なるべくルールに従った使い方をしていただけるようにそれは実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） ありがとうございます。備蓄のことに関しましてお伺いいたしますけれども、災害があった際にどれだけの数が必要かというところはある程度町のほうではつかんでいらっしゃるかと思います。必要な枚数を一回に購入するのでは、していただくのが理想ではありますけれども、一回に購入して3年、4年、使用期限いっぱい、あとはもう購入しないというような形になりますと、やはりいろいろ保管されている場所等によりまして、多少なりとも、使用期限であってもなかなか使用に耐え得る状況ではなくなってしまう場合もありますので、できましたら何年度か分に分けて購入していただきまして、それを使用期限1年か2年前に各施設のトイレのほうに、今女性トイレのほうに生理用品をちょっと置いていただいていますけれども、そういった形で利用していただくとか、高齢者施設のほうに利用していただくとか、本当に廃棄するということがないような利用の方法を考えていただきたいのですけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のおたがしでございますが、まず必要数量につきましては、今現在備蓄はしていないわけでございますが、最低限紙おむつ等と同じような数は必要かなというふうに考えておまして、これにつきましては今後予算取りをさせていただいて、なるべく早急に設置してまいりたいというふうに考えているところでございます。

あと、購入方法につきましては、やはり初めに、紙おむつ等の備蓄がございますので、それと同程度の数量はしっかりと確保してまいりたいというふうに考えておまして、これもやはり使用期限というものがございまして、その使用期限に合わせて、おたがしのおり廃棄するようなことがなく、しっかりとそういった有効利用を図る、そういった検討を同時に進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） 小さい単価のものではありますが、やはりこれは備蓄となりますと、廃棄したということではやっぱりもったいないという、そういったことはありますし、町民の方がやっぱり安心して暮らせる一つの役立て、備蓄のみならず役に立っていただけるような取組をしていただければと思います。

では、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（横山知世志君） これで小島裕子君の質問は終わりました。

次に、通告第4号、2番、大竹惣君。

ちょっと待ってください。すみません。暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時18分）

再 開 （午後 1時20分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

大竹議員。

〔2番（大竹 惣君）登壇〕

○2番（大竹 惣君） それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

質問事項1、スクールバスの児童置き去り防止についてであります。今般スクールバスでの児童の置き去り事故が多発しております。国もこの問題を重要視しており、送迎バスの安全装置改修等への支援等を内容とする、こどもの安心・安全対策支援パッケージを推進するために、令和4年度第2次補正予算が閣議決定されました。そこで、本町において、スクールバスの置き去り防止対策は現在整っているのかを伺います。

続いて、質問事項2、幼小中教育の連携についてであります。幼小中一貫教育に向けての住民説明会が行われましたが、保護者の間ではこの一貫教育でどのようなメリットがあるのか分からないとの話をしていると聞きました。非認知能力や読解力の向上のために、一貫教育といえれば具体的にどのような教育をするのか、誰にでも理解ができるような分かりやすい説明が必要であると考えます。所見を伺います。

続いて、質問事項3、農業の振興についてであります。本町の基幹産業であります農業の振興を図るために、次の5点について所見を伺います。1点目、現在ICT化による省力化についての支援がありますが、30万円以上の機械購入が要件となっております。しかしながら、今は30万以下でもほ場の様子が携帯で確認できるような機械も販売されております。現在の状況を考えると、15万円以上という要件が適切だと考えます。

2点目、現在交付申請を受け付けております肥料高騰緊急対策事業給付金など、農業に関する補助金の多くは地目が畑である農地に作付した作物は対象とならないのが現状です。適地適作を考えると、

園芸作物は畑で栽培したほうが効率的でありますし、公平性から考えても出荷販売をしている実績が証明できるものに関しては支援対象とすべきと考えます。

3点目、本町への移住、定住者の中には、農業に挑戦したいという方も増えてきておりますが、農業経営は一朝一夕で軌道に乗るものではなく、栽培技術を学ぶための研修を受けることが必要であると考えます。本町で農業研修を受ける際の補助金を設けるなどの支援をすることで、移住、定住促進、新規就農者獲得のために貢献すると考えます。

4点目、JAが開催している座談会において、以前は町の職員も参加していたと聞きました。農家から、そういった機会に町の農業政策等への質問をしたいという声が上がってきております。JAの座談会に町職員も参加し、農家と話す機会を設けるべきと考えます。

5点目、令和2年9月、J-クレジット制度において、バイオタウンの農地施用に係る方法論が新たに策定され、農地にバイオタウンを施用し、難分解性の炭素を長期間土壌に固定することによる排出削減量をクレジットとして認証できるようになりました。農業の生産力向上を図りつつ、地球温暖化防止にも貢献する観点から、今後J-クレジット制度を活用したバイオタウンの農地施用に係る取組を促進するためのものです。このカーボンクレジットを本町の農家にも利用していただくための環境を整えることが今後の農業振興につながると考えます。

質問事項4、カーボンニュートラル宣言についてであります。現在県内において約4分の1の自治体がカーボンニュートラルに取り組んでおります。近隣市町村では、会津若松市をはじめ三島町や喜多方市等がカーボンニュートラル宣言をしており、市町村によって独自のビジョンを作成し、カーボンニュートラルと森林環境整備や再生可能エネルギーを結びつけてロードマップを作成しています。温室効果ガス排出削減の機運が全国的に高まっている中で、本町においてもこのカーボンニュートラル宣言を目指すべきと思いますが、考えを伺います。

質問事項5、避難所の確保についてであります。本町の避難所が十分にスペースを確保できているのか、3点伺います。1点目、以前に町内の世帯に対し、耐震性能の調査を行いました。この耐震性能が十分である住宅は全体の何割であったのかを示してください。

2点目、現在の避難スペースは1人当たり1.65平方メートルというのが国の基準でございますが、コロナ対策では3.5平方メートルとされています。コロナ対策の面積でも十分なスペースが確保できているのかを伺います。

3点目、現在本町が発表している指定避難所の中には、内水や洪水等の避難所に雨漏りがある本郷体育館が指定されております。指定避難所については、施設の現状を調査し、再検討すべきと考えますが、所見を伺います。

質問事項6、町民要望についてであります。多くの町民からは、地域課題について要望が出されていますが、その後の結果や経過の報告がないということが多いとの声が上がっております。回答に時間がかかる内容には、どれくらいの時間がかかるかを示すことや途中経過を報告すべきと考えます。

また、区長や町民からの要望には、職員によって対応が変わらないように基本事項等を設け、全職員で共有すべきと考えますが、所見を伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 2番、大竹議員の一般質問にお答えいたします。

なお、スクールバスの児童置き去り防止及び幼小中教育の連携につきましては教育長から答弁しますので、よろしく申し上げます。

初めに、農業の振興についてであります。1点目のICT化による省力化についての支援につきましては、町農業生産力強化支援事業補助金の補助対象事業費の下限を30万円としている理由につきましては、農業機械購入の場合、高額なものが多いことから、大規模な設備投資の支援として補助対象事業費を30万円以上、補助率3分の1を上限とし、認定農業者等に対し支援しているところであります。しかし、昨今は情報通信技術の発達により、スマートフォンやタブレットを活用し、温度管理や水田の水管理システムなど、多額の費用を投じなくても省力化を図る機器を導入しやすくなってきていることから、補助対象事業費の緩和を含め、県や近隣市町村の動向を参考にしながら補助要件の見直しについて前向きに検討してまいります。

2点目の肥料高騰緊急対策事業給付金につきましては、畑作を交付対象外とした理由としまして、補正予算の計上時期が10月下旬となったため、収穫が終わった畑作について作付状況を確認することができないことから、適切な交付が困難と判断したためです。一方、田については春先に農業者から営農計画書を提出いただいております。さらに経営所得安定対策交付金事業により転作作物の現地確認を実施し、交付金を適切に交付することが可能であったため、交付対象としたところであります。今後は、畑作についても適切な交付が可能か判断した上で、広く支援ができるよう検討してまいります。

3点目の農業研修の際の支援につきましては、現在本町では就農研修を希望する場合、新規就農者の研修受入れ先に対して月額1万円を交付する支援制度を設けておりますが、今後は県の既存事業であるお試し就農制度や雇用就農制度を活用するとともに、町といたしましても新規就農者の確保につながるような独自の支援制度の構築を検討してまいります。

4点目のJAの座談会への職員の参加につきましては、現在は町職員は同席しておらず、集落単位で必要な事業ごとに町独自の説明会を開催しております。コロナ禍で農業者の要望等を聞きにくい状況ではありますが、認定農業者連絡会や集落説明会などの開催の機会、さらには認定農業者へのアンケートを実施するなど、意見聴取に努めているところであります。今後は、現行の人・農地プランである地域計画の策定に向け、集落や地区での話し合いを進めていく必要があり、職員も集落に出向いていく予定ですので、農業者の要望などをしっかり捉え、今後の町政に反映してまいります。

5点目のJークレジットを活用したバイオ炭の農地施用につきましては、この取組が地域に広がり

定着すれば、二酸化炭素の排出量の削減や農業者の所得向上、さらには持続可能な農業の形成が期待できるものと考えております。制度の導入に当たりましては、地域全体で環境への理解を深めるため、生産者や消費者など様々な組織や団体の協力が不可欠であることから、まずは制度導入の効果や課題などの情報収集を行い、幅広い分野の方々のご意見を伺いながら調査研究してまいります。

次のカーボンニュートラル宣言についてであります。令和3年6月の地球温暖化対策推進法の一部改正により、温室効果ガスの排出量とその吸収量を差し引いてゼロにするカーボンニュートラルの実現が明文化されたところであります。町第3次総合計画の政策、自然に配慮した環境づくりでは、二酸化炭素、二酸化炭素の排出抑制や森林環境整備による吸収機能の向上など、地球温暖化を防止するため、町民や事業者、行政の役割を明確にしております。また、カーボンニュートラルの実現に向けましては、町民、事業者、行政等あらゆる主体が一体となり、廃棄物の排出抑制や節電、省エネ機器の導入など、身近なところから着実に取り組んでいくことが重要であると認識しております。町民アンケート調査においては、環境に気を使った生活をしている町民の割合が令和3年度では8割程度まで上昇し、環境問題への関心は日々高まってきているものと評価しているところであります。カーボンニュートラル宣言につきましては、県内では13市町村が、会津管内におきましては会津若松市と喜多方市、三島町の3市町で行っておりますが、当面は福島県2050年カーボンニュートラルのロードマップに則してその取組の周知と啓発を行いながら実践することとしまして、本町独自の宣言については検討してまいりたいと考えております。

次の避難所の確保についてであります。1点目の本町の住宅耐震化率につきましては、総務省統計局が実施した平成30年住宅・土地統計調査の際に町内で約700世帯が調査対象となりました。この調査結果を基にした県の分析によりますと、町内における耐震性能がある住宅は約8割となっております。

2点目の避難スペースの確保につきましては、地震対象の施設で1人当たり3.5平方メートルで算出した場合、合計で7,663人の受入れが可能となります。これは、11月25日に県から公表された会津盆地東縁断層帯を震源とする地震の被害想定における会津美里町避難者総数3,264人を受入れできる数値となっております。

3点目の指定避難所の再検討につきましては、指定避難所として指定している施設が避難所として適しているか速やかに調査を行い、適していない場合には対象とする災害の種類の見直しなど、指定の再検討を行ってまいります。また、機会を捉え、日頃よりハザードマップで地域及びご自宅の危険度、避難所の場所を事前に把握することや町が指定する避難所に避難することだけでなく、安全な親戚や知人宅へ避難することも有効な手段とされていることから、避難に対しての考え方につきましても十分な周知を図ってまいります。

次の町民要望についてであります。地域課題につきましては、まずは地区内の合意形成が必要であることから、町民の方々の要望を自治区長にお伝えし、それぞれの地区で議論していただいてから、

最終的には区長要望として上げていただく流れになります。ただし、緊急性が高い内容であれば直接担当課に話していただくことも可能であります。いずれにしましても誠意を持って対応することは大前提でありますので、要望内容を基に現地調査により手法を検討するとともに、実施の可否や期間、理由等を明確にした上で速やかに回答することとしております。また、途中経過や検討結果についても必ず報告するようルール化するなど、職員によって対応が変わることのないよう担当課内でも情報共有の徹底を図りながら、町民要望や地区要望の解決に向け、真摯に対応してまいります。

私からは以上であります。

○議長（横山知世志君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 2番、大竹議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、スクールバスの児童置き去り防止についてであります。全国各地で置き去り事故が報告されている中、本町において同様の事故は発生しておりませんが、スクールバス運行における安全確保の重要性を改めて認識したところであります。本町におけるスクールバスでの置き去り防止対策につきましては、バス乗降時の人数確認と全員が降車した後の目視による点検を毎回実施しております。特にこども園においては、目視による点検のほかに用務員が同乗し、名簿で乗降確認を行っております。今後も置き去り事故の防止に対する国の支援策に適切に対応するなど、同様の事故等の未然防止に万全を期してまいります。

次の、幼小中教育の連携についてであります。これまでの住民説明会等によって、人材育成プロジェクトの施策にもあります幼児期から一貫した学びの基礎力の育成と学力の向上については、幼小中のさらなる連携に期待する声がある反面、幼小中一貫教育については一部の理解にとどまっていることから、今後もより多くの方々にご理解いただけるよう丁寧な説明が必要であると認識しております。また、小中一貫教育については、そのメリットやデメリットへの対策について幅広くご理解いただけるよう、図やイラストを交えた分かりやすいリーフレットを作成し、必要に応じて配付、説明するとともに、広報紙やホームページにも掲載し、広く周知してまいります。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） それでは、再質問させていただきます。

まず、質問事項1のスクールバスの件から質問させていただきます。児童置き去り防止対策のための部分が完全でないのであれば、この第2次補正予算を活用して早急に安全装置等を設置するなどの処置が必要だと考えます。答弁から、スクールバス運行における安全確保の重要性を認識しているとは感じられましたので、第2次補正予算の具体的な内容の案内があれば速やかに対策する考えがあるのかと察しますが、所感を伺います。

○議長（横山知世志君） こども教育課長、渡部雄二君。

○こども教育課長（渡部雄二君） それでは、再質問にお答えいたします。

国の令和4年度第2次補正予算の案が11月8日に示されておりましたので、保育関係予算の概要につきましては課内で共有しておったところでございます。この2日に第2次補正予算案が成立しましたので、補助の内容を精査して、速やかに関係機関と協議の上、本町に必要な事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） ぜひこの機会に前向きに検討していただいて、せっかくのこういった機会にこの安全装置を設置できるということは、さらなる安全性確保に向けて有効だと思いますので、進めていただくことを期待します。

続いて、質問事項2に移ります。幼小中一貫教育の必要性を説くには、このメリットを分かりやすく、例えば子供にも分かりやすいような説明を考える必要があると思います。答弁にもありました図やイラストを交えたリーフレットを作成するなどということは確かに効果的だとは思いますが、例えばですが、生徒、児童に向けてこの一貫教育の目的を口頭で説明する場合はどのように説明するのか伺います。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまの再質問にお答えいたします。

生徒、児童に対する説明についてでございますが、基本的にはそれぞれの担任の先生がリーフレットなどを活用しながらその生徒、児童の学年、年齢に合わせて分かりやすく説明をしていただくようにこれから周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） それは、現時点では先生に任せている段階であって、具体的にどうやって説明するかというのはこの場では答えられないということではよろしかったでしょうか。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

課長の今の答弁にもありましたように、児童生徒の発達段階に応じて、小学校1年生に対する説明と中学生に説明する内容は全く違うわけでありまして、その辺は学校のほうで子供たちによく分かるように、私どもの施策をかみ砕いて説明するよう指示してまいりたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） こういう質問をしたのは、児童や生徒に説明するような場合はかなり分かりやすい説明の仕方になると思います。そういった内容を見出しのように強調したような部分で出して、それに付随して細かな部分を補足的に説明するような、そういった資料か何かを作ったらさ

らに分かりやすいのかなと思いましたので、その点に対して検討していただきたいと思います。

また、非認知能力はなじみのない言葉なので、コミュニケーション能力とか、やり抜く力などと表現したり、リーディングスキルについても横文字ではなくて読解力と言ったほうが伝わりやすい場面もあると思います。そういった試みも必要かと思いますが、所感を伺います。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまの再質問でございますが、非認知能力であったりリーディングスキルにつきましては、やはりなかなか聞き慣れない言葉だと思っております。それを議員おただしのように分かりやすい言葉に置き換えて説明することは、非常に重要なことだと認識しております。ただいま議員のお話にもありましたとおり、非認知能力につきましてはコミュニケーション能力であったりとか自制心、あとは創造性、忍耐力などかなり幅広い意味を含んでおりますので、どの言葉に置き換えるかというのはこれから慎重に判断してまいりたいと思っております。あわせて、非認知能力などの言葉にこれまで以上に多く触れていただくような機会を今後も設けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） ぜひその辺の説明の仕方は今後もさらに検討していただきたいと思います。

そして、一貫教育のメリットの中で小中ギャップや中1の壁の解消、異学年交流による精神的な発達といった部分は、これは理解しやすいと思いますけれども、もう一つの系統性、連続性を考えた教育ができる部分では、説明会で使用された資料は分かりづらく感じました。独自の教科の設定や指導する時期を柔軟に設定でき、小学生の段階でも専門性の高い学習が可能となる部分、そして学校によって特色を出していける部分も、これもよい点だと思いますが、この部分の説明をもっと簡潔明瞭に表現すべきと思いますが、考えを伺います。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまの質問でございますが、保護者説明会の際の資料は確かに保護者向けの説明でございましたが、保護者の方が1度見てすぐにご理解をいただけるような内容ではなかったのかなというふうに反省しているところでございます。先ほど子供向けのリーフレットを作成しているということで答弁させていただきましたが、その中にもこういった系統性と連続性を考えた教育についても触れるような作成にしておりますので、より分かりやすいものにして今後の説明に使ってまいりたいと考えてございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） もちろん説明を簡略化するだけでは、誤解、解釈の差が出てくることも考えられますので、そのときに応じた数種類の説明をすることは大変重要なことだと思いますので、その辺もしっかりと考えていただきたいと思います。

また、この一貫教育で考えられるメリットのどの部分を活用して非認知能力や読解力の向上を図るのがちょっと伝わりづらいと思います。異学年交流による精神的な発達や社会性の育成に有利な点は、非認知能力の醸成に寄与するとこれは考えられますが、一貫教育のメリットの一つである独自の教科を設定するなど読解力や非認知能力の向上を図ることも考えているのか。例えばですけれども、道徳教育のような教科や本に親しむような工夫をした教育をするなど、そういった独自の教科を設けて非認知能力や読解力の向上を図る考えがあるのかを伺います。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） 再質問にお答えいたします。

独自の教科を設定すること自体は制度上認められておりますけれども、必ずしもやらなくてはならないものとは考えておりません。小中の教職員の方が児童生徒の実態や地域の思いであったり、願いを基に議論を重ねながら、魅力ある教育課程を編成することが重要だと認識しております。目指す児童生徒像を具現化するために、小中の連携が生かされて教育課程が高まるような教育課程の編成について指導してまいる考えでございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 今のところは独自教科で考えているという部分ではないと、これからそういう部分は議論していくというような形であるということによろしいと思います。そういうふうに取りましたけれども、そういった具体的なつながりを示すことで一貫教育の必要性の理解が深まると思います。例えば今出た独自教科の部分を利用して非認知能力をこういうふうに高めていく予定ですよと、今はそこまで考えていないと思いますけれども、そういったつながりを示すことがさらなる理解が深まる部分につながると思いますので、ぜひその辺りを工夫していただきたいと思います。

また、町民の方から寄せられた意見の中には、説明会のような場所ではちょっと質問がづらい雰囲気だという方もいらっしゃいました。保護者会などの小さな集まり、ざっくばらんに質問できる機会を設けるべきだと思います。所見を伺います。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまの再質問でございますが、園小中のPTAの代表の方と色々な検討会の中でお話をさせていただく機会がございまして、その会議の中では当然ですけれども、会議の前後についてもPTAの代表の方と話をさせていただいておりまして、これまで保護者の方に広く集まっていたいただいて、そういった場での説明会は一度実施しましたので、今後は保護者会とか、もう少し小さな単位のところでは我々が直接お邪魔をして説明をするような機会のほうが保護者の方には分かりやすいのではないかなというような話を伺っておりますので、今後は新型コロナウイルスの感染対策に注意しながらそのような方向で対応していきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） それでは、そのような方向も加味しながら説明をどんどんしていただ

きたいと思います。最初の答弁にもあったように、この幼小中一貫教育については期待と不安が多く混在しているのが現状でありますので、保護者や子供たちにしっかりと理解していただくために今後もさらなる工夫をしていくことを期待して、この質問は終わります。

続いて、質問事項3に移らせていただきます。まず、1点目の部分です。答弁によりますと、要件緩和を前向きに考えてくれるということでした。このICTの分野は、常に技術革新が進むものであります。新しい機械やシステムがどんどん出てくるので、この分野に関する助成金の要件は定期的に見直すべきと思いますが、所見を伺います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐、佐藤文彦君。

○産業振興課課長補佐（佐藤文彦君） 今ほど質問の定期的に見直すべきということについては、今回来年度に向けまして補助内容の見直しを検討しておりまして、今回予算編成に当たりまして近隣町村の支援内容の聞き取りを実施しているところです。近隣町村の支援内容を参考にするとともに、農業者の声を取り入れる形で必要に応じて見直しは行っていきたいと考えておりまして、より効果的なものとしていきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 今後は、要件見直しも随時考えていただけるということで、現状に添った支援をしていくことを期待します。

続いて、2点目に移ります。この肥料高騰緊急対策支援金は一例として挙げたものなのですが、今後も町独自で様々な支援が出てくると予想されます。地目が畑である部分には、出荷実績があるならば補助対象とすべきだと思います。遊休農地は、やっぱり地目が畑の農地が多くなる傾向があります。水田ではなく、畑にもスポットライトを当てるべきだと考えております。適切な交付ができる環境整備が必要となりますけれども、例えば営農計画書には畑に作付した部分も記載し、現状確認が可能であればよいので、現在例えば認定農家になるために申請する経営改善計画書には畑作の部分を入れることもできますし、実際に入っております。利用権設定をしてある部分にも、もちろん畑の部分も利用権設定は可能であります。その部分に関しては、それほど手間がかからずに十分証明可能だと思います。また、同じこととなりますが、畑が耕作放棄地になりやすいのは、こういった支援が受けにくいのも原因の一つとなっておりますので、農地の利用率向上にもつながると考えられます。これからは、いかに畑を活用していくかも考え、力を入れていくべきだと思います。所見を伺います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐（佐藤文彦君） 畑につきまして、町で把握している情報としましては農家台帳のみで、面積に応じての支援となりますと、作付状況の確認方法について検討するところからになります。しかし、面積に応じての支援にこだわらなければ、例えば経費に対しての支援などは可能であることから、今後は畑の支援についてもどのような方法が可能か検討し、複合経営の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 今おっしゃったように、面積に対しての補助ではなくて経費について計算するという方法もこれはかなり有効な手段だと思います。このようにして今後は畑の活用にも注目し、本町の農業振興、耕作放棄地の解消につなげていくことを期待します。

続いての質問に移ります。3点目、農業研修の受入れ先につきましては、以前と比べても要件が厳しくなっておりまして、県の審査が必要となっています。研修生がしっかりと就農できるかを考えると、審査が厳しいということは、これはよいことだとも思いますが、研修生の受入れ先が大幅に減っているのが現状であります。また、研修生に対しても昔より審査が厳しくなっているという感触です。そして、10年ほど前に比べても県の研修に係る補助金が減っています。このような環境下で研修を実施するので、県の支援にプラスして町独自の支援も検討すべきだと思います。また、答弁にあったように、現在の支援要件では新規就農者の認定を受けた段階でしか当てはまりません。実際は、農業経験がなく、移住して就農を希望する方々は、いきなり就農するのはハードルが高いと思っている方が多いようです。そういった就農希望者に向けてこの要件を見直し、受入れ先だけではなく、研修生にも町独自の支援をすることが移住して農業をしてみたい、農業経験はないけれども、農家になってみたいという方々を呼び込みやすくなると思います。その辺について所見を伺います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐（佐藤文彦君） 町独自の支援について、実施について検討してまいりたいと考えております。今回の質問をいただきまして、これまでの補助について遡りの調査を実施してまいりまして、新規就農者につきましては国が平成24年から支援し、対象年齢の引上げなど支援対象の緩和を実施してきました。しかし、研修の受入れ先については、県から研修機関の認定を受けるなど要件が厳しくなったことは事実であります。これにも理由がありまして、受入れ先の農家が研修以外の労働を強いるなどの問題が生じたため、見直されたものとなっているようです。町の支援につきましても、平成23年度の制度創設当時から月額5万円を交付し、支援しているところでありまして、対象年齢を40歳から55歳へと段階的に引き上げ、緩和を実施したり、さらに夫婦での就農や移住就農についても支援できるように見直しを行ってまいりました。今後も農業者の意見を参考にしながら、国や県の支援の行き届かない部分については、町としまして支援をしていきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 私のこの部分の論点としましては、この研修生の受入れ態勢を強化していくことで、移住、定住促進と新規就農者の獲得向上、これを目指してほしいという部分でありますので、その辺を踏まえて今後は前向きに検討していただきたいと思います。この質問はここで終わります。

4点目に移ります。答弁の中で、今度は人・農地プランである地域計画の策定に向け、集落や地区に出向き、説明する予定であるということで、これから町と農家が意見交換できる機会が設けられるということだと思いましたので、これはよい機会だと思っております。ぜひこの機会に今までコロナ

禍でなかなかできなかつた農業者の様々な要望を聞く時間を設けることをすべきだと思いますが、考えを伺います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐（佐藤文彦君） 今後は、地域計画の策定に向けて意見を伺っていくということで、複数回集落の皆さん、農業者の皆さんに意見を聞く機会があるため、その中でしっかりと要望を聞き、農業行政に反映させていく考えであります。策定後につきましても、取組内容の変更や担い手の変更等で随時見直しをする必要がありますので、見直しのタイミングで要望を伺ってまいりたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 昔は、座談会に町の職員が来ていたのに最近はなかなか来てくれないというような、そういった感触を持った農家が多いと思います。そういった直接対話できる機会が設けられることで農業者の行政の信頼と安心感を得られることと期待しますので、今後もそういった機会を常に設けられるように努力していただきたいと思います。この質問は、これで終わります。

5点目に移ります。Jークレジットの話でございますが、岡山県の津山市では様々なCO₂削減活動を実施しておりまして、家庭向けに太陽光発電を促進し、家庭から生み出されたCO₂削減量を市が取りまとめてJークレジットを申請し、NPO法人とパートナー協定を締結して、認証されたクレジットを地域のカーボンオフセットに活用する取組などを行っております。本町の環境を考えますと、森林整備や農地を活用したカーボンニュートラルの取組が有効だと思います。津山市のようなプログラム型プロジェクトを活用すれば、小規模な削減量でも効率的に申請することができます。また、クレジットを購入した企業に認証シールを提供し、環境価値をつけた商品が販売されています。これは、新しい付加価値となりますので、産業の活性化が期待できます。また、クレジットを購入した企業の商品をふるさと納税に活用することで相乗効果を生み出すことも期待できます。本町においても、基幹産業であります農業に関するバイオ炭を活用したプログラム型のプロジェクトを推進することで農業の活性化につながると考えられます。この津山市の事例などを参考にして早急に情報収集し、環境を整えていくべきだと思いますが、所見を伺います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐（佐藤文彦君） Jークレジットにつきましては、最近新聞等にも掲載されていますとおり、これまでも土壌改良の目的で施用されているという例もあるようですが、作物とかほ場ごとにも変わってくると思います。1反当たり何トンも施工するとか果樹の周りに施工するとか、様々な利用形態があると思います。それとバイオ炭の購入価格についてもかなり費用も高くなっているようなところもあるかと思っておりますので、そういう問題もあるかと思っております。Jークレジットに関しましては、これから制度の調査を進めていこうとは考えております。なかなか手続が複雑で時間がかかるとか、様々な課題もあるということもありますので、今後このプログラム型等のJークレジット

トの制度につきまして、導入について情報収集を進めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 答弁にあったように、このカーボンクレジットでは、現状では先進事例もまだ少なく、課題もまだまだ見えてきていないところもありますし、今後はどんどん進んでいく分野だと思えますけれども、まだまだ議論しなくてはならない部分もあると思います。しかしながら、今から積極的に情報を集めていただいて、本町が二番煎じにならないように素早く環境整備をしていくことを期待します。

続いて、質問事項4のほうに移らせていただきます。カーボンニュートラルについてであります。パリ協定では、2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにするということで、平均気温の上昇、産業革命前に比べて2度未満、できれば1.5度に抑えるという長期目標が設定されておりますし、世界的に見ますと温暖化による災害が多発して、住む場所を追われる人々が非常に多くなっています。日本国内においても、近年集中豪雨や干ばつなどの被害が多発しております。幸いながら本町においては洪水などの被害はまだ少ないほうではございますが、いつ何が起こるか分からない状況でありますので、この地球温暖化対策には向き合わなければならないと思います。県内でもこのカーボンニュートラル宣言をする自治体が増えてきている中で、答弁にありました県のカーボンニュートラルへの取組だけに任せるのではなく、本町の特色をアピールできるチャンスと捉え、他自治体に後れを取らないように動くべきと思います。例えばですが、近隣の三島町では森林環境対策とカーボンニュートラルを組み合わせるカーボンニュートラル宣言をしているなど、カーボンニュートラル宣言をしている自治体は、おのおのの特色を生かして取組、発信をしております。本町においては、広大な森林面積と農地面積を保有しておりますので、それらを活用したカーボンニュートラルの取組を推進するべきだと思います。また、ごみの分別への町民の皆さんの理解が進んでいる中で、廃棄物の抑制に取り組んでいることもカーボンニュートラルへの取組となりますので、これらの部分をせっかくなので、発信して、本町の環境的価値を高めることで町内外へアピールできるのだと思いますが、その部分の所見を伺います。

○議長（横山知世志君） 町民税務課長、猪俣利幸君。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 再度のおただしにお答えいたします。

ご質問内容がちょっと長めでしたので、一つ一つ。確か一番最初が本町の環境価値を高めることで町内へのアピールというようなことで、その所見ということでございますけれども、まさに次年度の政策方針に基づく重点プロジェクトにおきまして、豊かな森林づくり事業というような事業を掲げてございます。CO₂、二酸化炭素吸収機能の向上に寄与する事業としましても、しっかりと推進してまいるとともに、その取組内容をきちっと情報発信していく必要があるのだろうというふうを考えてございます。また、事業所としての町のCO₂排出削減に向けた取組につきましても、町の地球温暖化対策実行計画に基づきましてしっかりと実践してまいり、その進捗管理と実績をしっかりと発信し

ていくと、町内外に発信するということでカーボンニュートラルへの町の姿勢をアピールして、環境問題への行動意識の高揚に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、次が本町の特徴をアピールできるチャンスとして他自治体に後れを取らないようにというようなご質問、県の取組に任せるだけではなくというような内容であったと記憶しておりますけれども、町としまして県のカーボンニュートラルの取組に一方的に任せるというような考えではおりません。いずれの自治体におきましても、目標設定については政府が掲げる2050年のカーボンニュートラル宣言に倣いまして独自に宣言を行い、ロードマップを作成しているというところがございます。町といたしましては、広域的なこのロードマップに即しましてその周知と啓発を行いながら、町としてどのような取組を強く推し進めるのかというものを示しながら地球温暖化対策を推進してまいりたいというふうに考えております。

それから、続きましてバイオマス発電所等の企業誘致、そういうものにきちっとつなげると、時期を逸しないでカーボンニュートラル宣言を発令するというようなご質問についてでございますが、まず地球温暖化による環境破壊、それから自然災害の多発など、企業が利益のみを追求する資本主義社会というものは限界が来ているというふうに言われてございます。多くの企業につきましては、そのイメージアップを図る意味でもSDGsの理念に沿った経営理念、経営戦略、社会貢献を意識している企業が多いというふうに認識しております。現在全国では半数近く、4割強の地方自治体がカーボンニュートラル宣言を行っている中であっては、宣言を行うに際して、議員おっしゃるとおり企業の興味を引き寄せると、関心を引き寄せると、そのようなビジョンを描き、事業をしっかりと組み立て、情報発信することが有効なのだろうというふうに考えてございます。今後町独自の宣言、それからロードマップの作成を行っていく必要があるというふうに考えております。やっぱりそういうような社会貢献を志す企業の目に留まり、企業版ふるさと納税と連携した資金の調達、それからそういうような企業の誘致などにつながるような、そのような事業を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 今答弁にもありましたように、本町の課題であります森林環境の整備には、バイオマス発電所の誘致なども効果的だと思いますし、さきに質問に上げたバイオ炭によるJ-クレジットの活用にも民間の力に頼らなければならない場面があります。それに備えるためにも、美里町にはこういったカーボンニュートラルへの取組がありますということをいち早く発信するということは大変重要なことであると思いますので、今答弁からも推察するに、ここに対してもしっかりと向き合っていくという考えであると思いますので、その部分は期待したいと思います。ぜひ積極的に調査していただいて、検討していただきたいと思います。現在11月17日時点で472社の企業がカーボンニュートラル宣言をしております。特に大企業は取組を進めております。これからは様々な分野におい

て民間と力を合わせる場面が必要となってくる中で、今後は本町のカーボンニュートラルの取組を進めることによって町と民間をつなぐきっかけとなることを期待します。この質問は以上で終わります。

続いて、質問事項5に移ります。1点目であります。国の基準であります人口の2割が避難できる避難所の確保については、根拠として大規模な地震を想定しておりますので、本町の地震災害における指定避難所は8,939人が収容可能であり、人口が1万8,209人なので、約49%の町民が収容可能となります。答弁からしますと、先日の耐震性能の調査で耐震性能が不十分な住宅にお住まいの方は人口の約2割程度ということになりますので、全員収容可能であるということになりますので、この部分は問題ないと思いました。これについては質問はございませんので、次の質問に移ります。

2点目ですが、避難スペースについては、地震による災害が一番被災者が多くなることが想定されておりますので、本町の地震における指定避難所がコロナ対策の基準であります1人当たり3.5平方メートルの面積を指定した場合でも、答弁の中では7,663人分のスペースがあるということで、会津東縁断層体が震源とする地震の被害想定での本町の避難者数3,264人が全員受け入れられると示されましたので、この数値から本町の避難スペースには十分余力があるということが確認できるので、この部分も安心をいたしました。これについても特に再質問はございませんので、次の質問に移ります。

3点目の部分になります。指定避難所の再検討につきましては、避難所として適しているか速やかに調査を行い、対象災害の見直しや再検討を行うということで前向きな答弁をいただいたと思います。現在指定されている避難所は、老朽化が進んでいる施設も多く含まれておりますので、しっかりと調査していただきたいと思います。また、古い施設が多いので、今後も老朽化がさらに進むことも考えられます。定期的に指定避難所を見直すべきと考えますが、その部分の所見を伺います。

○議長（横山知世志君） 総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えをさせていただきます。

避難所の定期的な見直しについてでございますが、これにつきましては当然避難していただく際には安全、安心、さらには快適性といえますか、そういったものは最低確保していかなければいけないというふうに思っております。今のところ使用可能な施設であっても、老朽化の進み具合というのは日々変わってまいりますので、その辺につきましてはしっかりと現地調査等を行いながら、適切な管理に基づきまして快適で安全、安心が担保できるような避難所の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） しっかりと検討して調査していただきたいと思います。

続いて、質問事項6に移ります。基本的に地区の課題は自治区長が取りまとめておりまして、要望が出されることがほとんどだと思いますが、要望書を出してから半年以上たっても返答がないといったこともあるようでした。職員間では、回答を早急にお返すようになどの指導や話し合いはあるとは思いますが、結果を見ますと徹底されていないのが現状だと思います。時間がかかる場合は

およその目安を示すことや、区長が代替わりした場合や職員の異動があった場合にどうしたらよいのか大変心配される方もおられます。その辺りの対応は、簡単な箇条書でもよいと思いますので、フォーマット等を作成するべきと考えます。例えばですけれども、1、要望を受け取った場合は返答期限の目安を示す、2、要望があつて多くの時間がたった場合や職員が替わる場合は現状の報告をする、3、要望を受け取ったら対応する担当者の職員や連絡先などを伝える、例えばですけれども、このような基本的な対応のポイントを書いたものを配布して共有を図ることをしないと、また同じことが起きると考えられますので、所見を伺います。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、地区要望に対します回答につきましては、要望書をご提出いただいた後に速やかに文書にて回答することと原則的にはしておるところでございます。ただし、中には途中経過、ちょっと時間を要するような場合、途中経過の報告がなかったりするということも議員おただしのとおりであるというふうに思いますので、しっかりと早期に改善していく必要があるというふうに考えているところでございます。ご提案のありました対応マニュアル等についてでございますが、これにつきましては非常に町としましても有効な手段であるというふうには思いますので、これにつきましては本当はそういうマニュアルに対応しなくてもしっかりと地域とコミュニケーションを取ることが大事なことでございますが、そういったそごをなくすというふうな意味からしてもやはりマニュアルというものは有効な手段であるというふうに思いますので、これにつきましては当課のほうで準備をさせていただいて、各課のほうにご通知申し上げて徹底してまいりたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 前向きな答弁だったと思います。ぜひ進めていただきたいと思います。

また、これに関連してですが、返答前に区長が替わる場合はもう一度要望書を出すべきなのかというような、こういった心配をされる区長さんもおられました。これについて、現在要望書の保存期限や有効期限などが定められているのか、その辺を伺います。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 要望書の有効期限等はあるのかというふうな趣旨のご質問だったかなというふうに思います。これにつきましては、地区からの要望事項でございますので、基本的にはこれが完結するまでは有効であるというふうな認識でいるところでございます。当然そういった意味からすれば、一度受け付けした要望書を同じ内容で再提出していただくことは、基本的にはあつてはいけないというふうに思っているところでございます。これに関しましては、しっかりと担当課のほうでいわゆる要望書を受けて、そういった手法の検討ですとか時期なんかを検討して、しっかりとやっぱり各区長さんのほうにお伝えするというふうなことがしっかりとできていけば問題なく、あとはその工事が完了するなりすれば完結をしたというふうなところで、そこで文書としての効力は完結されるの

かなというふうに思っておりますので、そういったことをしっかりと区長さんのほうにお伝えして、同じ内容で同じ要望を出していただくことがないようにしっかりと進めていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 以前に要望したものが今もきちんと継続して調整されているのか、古いものはもしかして破棄されているのではないかみたいな、そういった心配をする方がいらっしゃいましたので、今答弁にもあったようにその期限等は特にないということをお区長さんに示すことで安心すると思っておりますので、その辺はぜひちゃんとしっかりやっていただきたいと思っております。

最後にもう一つですが、町民の方々が特に分かりづらいのは要望の優先順位だと思います。この優先順位の考え方については、当事者に示すことはもちろんですが、区長会の会議等でお知らせするなど様々な機会でお示すべきと思っておりますが、考えを伺います。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えをいたします。

優先順位の部分についてでございますが、これにつきましては大原則といたしましてやはり危険度、さらにはその安全性の確保等が重要になってまいります。それをもって、様々なそういうご要望がございますが、その優先順位がつけられていくのかなというふうに思っているところでございます。ただし、急に起こり得るような事案も多々ございます。そういったものについては、当然各担当課のほうで現地等に出向いて、その事実をその目で見て判断するようになりますので、要望が出ている部分以外で、後から出た部分に関してもそういった危険度をもって判定をさせていただいて対応させていただくというふうな形になります。こういった優先順位に関しては、改めて区長会の春季総会並びに秋季総会等でございますので、そういったときにそういった優先順位のいわゆるつけ方等についてもご理解いただけるように説明をしてみたいなというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） 大竹議員の質問に、私から課長の補足説明をさせていただきたいと思っております。

私が就任してから町民、また区長さんから様々な要望が上がってきております。恐らく各議員に対しても地域の要望はいろいろ上がってくるのだというふうに思います。そういった中で、徹底していなかった部分があります。これは、必ずその事案に対して私が、例えば言ったものに対しては必ず返事をしなさい、要望があったら必ず返事をする、それからできる、できない、あとはできるとすれば大体めどはどのぐらいか、当然今話した優先順位はありますけれども、そういったことを各課長に私から指示をさせていただきましたので、今後そういった住民の要望に対してはしっかり答えを伝えるというふうにしてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 執行部のうちではそのようにしっかりと徹底していただけるということで、

ぜひお願いしたいと思います。この町民要望、区長要望に関しましては、行政と町民の信頼関係を築くために一番大事な部分だと思います。真摯に対応していくための様々な工夫をして、さらなる行政の信頼獲得を期待します。

質問は終わります。

○議長（横山知世志君） これで大竹惣君の質問は終わりました。

ここで2時40分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 2時27分）

再 開 （午後 2時40分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

次に、通告第5号、6番、長嶺一也君。

〔6番（長嶺一也君）登壇〕

○6番（長嶺一也君） 6番、長嶺一也でございます。通告に従い、質問させていただきます。

まず、1、令和5年度当初予算編成方針についてお尋ねします。令和4年は、新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻などによる諸物価高騰、円安、株安等の影響により経済は回らなくなり、人口減により普通交付税や町税も減額が見込まれているところでもあります。このように歳入額の減少が見込まれているにもかかわらず、町の事業は待ったなしで進めなければならないと考えています。無駄な経費はそぎ落とし、財源を確保しなければなりません。このような中、令和4年11月16日付各所属長宛て町長通知、令和5年度当初予算編成方針についてが発せられました。これを見ますと、歳入確保と徹底した歳出抑制の取組、健全で安定した行財政運営、効率的でメリ張りのある予算編成等をうたっております。私は、このような社会情勢だからこそ、町長は強いリーダーシップを発揮して、町民に対し、コロナ禍で諸物価高騰の困難な社会に屈しない強い意思を示すことが重要であると考えます。そこで、町長はどのように杉山カラーを令和5年度当初予算に反映していく考えなのかお尋ねします。なお、本件質問は昨年も同じ事項で行いましたが、令和4年度当初予算編成方針についてに記載内容の範囲に限った答弁に終始したので、今回はぜひ町長自らの言葉で杉山カラーが分かる強い意志を町民に向け、語っていただきたいと思います。

次に、2、子育て支援と移住、定住についてお尋ねします。令和5年度政策方針を見ると、子育て支援について、本町の子育て支援が充実していることが伺える。良好な子育て環境や自然豊かな町の魅力を地域内外に発信し、移住、定住にもつなげ、人口減少対策にも取り組んでいくとされております。人口の自然減は社会の趨勢であります。町は産み育てる環境の整備や移住、定住者増加の施策について、税収確保の点からもこれまで以上に充実して、人口減少の進行を少しでも遅くしていくことが重要だと考えます。

そこで、以下についてお尋ねいたします。まず、子育て支援についてですが、施策評価においても

本町の子育て支援に係る実績値は高い状況にありますが、なぜ高い数値と評価されているのか。他市町村との比較をしたとき、特筆できる取組はあるのかなど、どのように分析しているのかお尋ねします。

次に、今後の子育て支援に係る取組について、足りないもの、継続していくものなものなどを検討し、調整し、子育て支援のさらなる充実を図る必要があると考えますが、見解をお尋ねします。

次に、子育て支援に関連し、結婚までの支援については、受託者であるみさと縁結び応援センターが夜活やシンデレラ大作戦などを実施しております。多様な社会であっても、子育て支援に至るまでの支援、つまり結婚するまでのさらなる支援が必要だと考えますが、見解をお尋ねします。

次に、移住、定住についてお尋ねします。あいづみさと移住支援金、若者定住住宅取得支援事業補助金など、スポット的な一時金の補助制度があります。新規就農者育成奨励金事業補助金のような、毎月一定額を最長三十六ヶ月支援するような補助金は、移住、定住者にはありません。移住者が要する初期費用は、相当の負担額に及ぶものと考えます。そこで、一定期間賃貸住宅の家賃補助を行い、他市町村と差別化を図り、移住、定住者の増加につなげるべきと考えますが、見解をお尋ねします。

次に、移住者は会津美里町の環境、慣習等を理解した上で移住していただいたと思いますが、生活する上で当初想定していなかったネガティブなものを感じた方もいると思います。移住後の移住者に対する継続的なフォローアップも必要と考えますが、見解をお尋ねします。

次に、二地域居住を経て移住する方もいると思います。そのような方に対する支援も必要と考えますが、見解をお尋ねします。

次に、3、原油、物価高騰対策についてお尋ねします。去る11月23日付の朝刊に、県の新たな原油価格、物価高騰対策を盛り込んだ12月補正予算案が公表されておりました。肥料や配合飼料購入費の一部補助、省エネ家電購入者へのポイント還元、プレミアム付電子商品券の追加販売などが主な内容となっております。町でもこれまで令和4年度一般会計補正予算において、物価高騰対策に係る支援事業を盛り込み、本議会は当該補正予算を議決してきたところであります。

そこで、次の2点についてお尋ねします。まず、県の新たな財源などを活用して、本町の農林業者、商工業者、町民等に対し、さらなる支援事業を構築する必要があると考えますが、見解をお尋ねします。

次に、まちにえがおを！オールふくしま買って応援キャンペーンの電子商品券を使うことのできる本町の商店等は少ない状況にあると思います。専用のホームページを見た限り、本キャンペーンに参加している本町の商店等は23店舗、なお現在は33店舗でございます、しかありませんでした。これでは、せっかく電子商品券を購入しても町にお金が落ちないのではないのでしょうか。本商品券の追加販売が見込まれるに当たり、本キャンペーンに参加することを働きかける必要があると考えますが、見解をお尋ねいたします。

以上、簡潔明瞭な答弁をお願いします。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 6番、長嶺議員の一般質問にお答えいたします。

なお、子育て支援と移住、定住の1点目、子育て支援の1つ目及び2つ目、子育て支援の評価と今後の取組につきましては教育長から答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、令和5年度当初予算編成方針についてであります。杉山カラーを打ち出し、令和5年度予算にどのように反映していくのかにつきましては、ご質問のとおり収束の見えないコロナ禍や変化に富む様々な社会情勢の中にあつて、町民の皆様におかれましては家族が平穏な生活を送れるよう日々努力をされていることと思っております。このようなときこそ町としてできることは時期を逸することなく決断をし、実行していかなければなりません。首長の使命は、決断と指導力だと思っております。職員が町の抱える課題に対し、積極的かつ迅速に取り組めるようしっかりと決断し、職員と共に会津美里町をさらに前進させる覚悟であります。そういった様々な取組が杉山カラーにつながるものと考えております。

次の子育て支援と移住、定住についてであります。1点目の子育て支援の3つ目、結婚までのさらなる支援につきましては、みさと縁結び応援センターや婚活実施団体が中心となり、参加者同士が気軽に交流できるイベントのほか、結婚支援セミナー等を実施し、コミュニケーション能力の向上と様々な出会いの機会を提供しております。なお、結婚から子育てまでの切れ目のない支援を一層推進するため、次年度においては国の交付金を活用した事業実施を検討しております。

2点目の移住、定住の1つ目、賃貸住宅の家賃補助につきましては、転入者の増加には家賃補助は有効であると考えておりますが、まずは本町に長く住み続けていただくための住宅取得に対する補助を充実させてまいります。

2つ目の移住者に対する継続的なフォローアップにつきましては、移住後も移住定住支援コーディネーターによる定期的な連絡や情報提供等を実施しており、移住後も気兼ねなく相談できるよう移住者に合わせたフォローアップを実施しております。

3つ目の二地域居住を経て移住する方に対する支援につきましては、空き家・空き地バンク等の情報をホームページやSNSで発信しながら相談体制を強化したいと考えております。また、県による宿泊費や交通費、テレワーク体験などへの各種補助メニューがあることから、県と連携を図り、二地域居住を希望される方への支援を行ってまいります。

次の原油、物価高騰対策についてであります。1点目の農林業者、商工業者、町民等に対するさらなる支援事業の構築につきましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた農業者、商工業者、交通事業者、町民、さらには生活困窮世帯に対して、国や県の交付金を活用した様々な取組を行っているところであります。今回の県の補正予算は、県が原油価格、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対して直接支援を行う見込みであり、町が携わっての支援は想定しておりませ

ん。具体的な事業の詳細については現在公表されておりませんので、引き続き県の動向に注視をしてみたいと思います。

2点目のオールふくしま買って応援キャンペーンにつきましては、福島県がプレミアム付電子商品券を発行し、商店街等の消費拡大を促し、にぎわいの回復や地域経済活性化を図る事業であります。今回は、電子商品券という電子媒体による事業となり、インターネットなどオンライン技術が苦手な事業者にとっては敷居の高い取組となったことが本町の参加事業者が少ない要因の一つとなりました。今後電子媒体を利用したこのような取組は、増加することが予想されますので、より多く事業者に参加してもらえるように商工会と連携してキャンペーンへの参加を呼びかけてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（横山知世志君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 6番、長嶺議員の一般質問にお答えいたします。

子育て支援と移住、定住についてであります。1点目の子育て支援の1つ目、施策評価の分析につきましては、子育て支援センターを核とした一時保育や子育て支援ファミリーサポート事業などの子育て支援サービスを実施していることやこども園の給食費について、御飯やパン等の主食費は町独自の取組として無償化とする経済的支援を実施していることなどが評価されているものと認識しております。

2つ目の今後の子育て支援に係る取組につきましては、現在実施している子育て支援サービスや経済的支援は継続的に実施しながら、インフルエンザに罹患して回復期にある子供などを医療機関と連携しながら保育できるよう、病児、病後児保育を導入し、さらなる子育て支援の充実を図る考えであります。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 再質問をさせていただきます。

まず、当初予算編成方針についての町長答弁ですが、昨年度の答弁よりも、より発展的な答弁をいただきまして、ありがとうございました。町長の自らの言葉で、自らの考えを今後の町政運営に反映していくことを改めて町民及び町職員にしっかりと伝えるべきだと考えております。司令塔の町長がしっかりと自分の考えを伝えなければ、町民、町職員がついていけないのではないかと思います。町長ご本人の考えをお聞かせください。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） 質問にお答えいたします。

私自身が、首長である私が迷っているようでは町民は迷ってしまうわけですから、しっかりと定めて、しっかり見極めて、判断を誤ることなく施策に反映してまいりたいというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 令和4年度の事業のうち、町長の公約の一つでもある鳥獣被害対策については、地域おこし協力隊2名を雇用して推進してきた実績があり、町長の肝煎り事業の一つかと思えます。しかしながら、幾ら町長の肝煎りであっても町民はそれが分からない。私は、何人かの町民から、町長は一体何をやっているのだというようなことを聞かれたこともございます。もっと町長の実績や施策方針などを発信する必要があると考えますが、町長はどうお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきます。

発信不足があるのかなというふうに思っています。やっぱり町民と自らが接することが一番大事なのかなというふうに思います。9月議会以降そんなに時間は取れませんでしたけれども、町内を歩かせていただきました。その中でいろんな声もお聞きいたしましたし、要望もお聞きしました。やっぱり町民とじかに接して話すこと、これが一番だと思いますし、時間を取って話す中でそういった鳥獣の問題も出てくるのかもしれませんが。残念ながら今回私が歩いている限り、町の中でしたので、鳥獣に関する話はありませんでしたが、地域おこし協力隊のおかげで電柵の設置も進んでいるという話も聞いておりますので、今年のそういった協力隊の実績も含めて私もうちょっと確認をしながら、また来年につなげていければなというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 今ほど情報の発信不足かなというふうなお話がありました。町のホームページなんかも活用するなり、町長の部屋をのぞいてみますと、町長の挨拶はホームページを御覧になってありがたいしか書いていないのです。その辺を工夫していただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

質問項目の3番目にもある物価高騰対策については、町長就任時の情勢では想定外のことだと思いますが、これを重点対策とした予算編成が必要と考えます。そこで、物価高騰対策に重点を置いた予算編成を指示する必要があると考えますが、町長はどうお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきます。

今年度もそうでしたけれども、様々な国なりの補助があったり、それを活用しながら町としてできる、痛いところといいますか、必要なところに手当てをしてきたところです。来年以降もそういった状況、この変化はあると思いますけれども、そういった面に臨機応変に対応して対策につなげていければなというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） では、よろしくをお願いします。

昨日の日本農業新聞の1面に、酪農家の離農加速という記事がありました。飼料高による経営悪

化がその理由である。本町も本町の基幹産業である1次産業の農業を支えていかないと、2次、3次産業も崩れてしまうのではないかと危惧します。基幹産業である農業を支えていくのが杉山町政だということを町民に訴えていく考えはないか、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをいたします。

就任前、選挙を通してですけれども、我が町の基幹産業は農業であるということはずっと私自身も発信はさせていただいております。ただ、この現状は厳しいということがあります。その中で、やっぱりこの1次産業がしっかり元気を取り戻さないと町自体の元気がなくなってきますので、担当課ともいろいろ話をしながら今町は何かができるかを見極めながら、しっかりとそういったものに取り組んでいければ、それが担い手につながったり、農業生産のアップにつながったりしていくのだというふうに思いますので、しっかりそういったものを考えながら、担当課と問題共有しながら施策展開していければなというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） ありがとうございます。今の答弁を忘れずに町政に当たっていただきたいと思えます。

続きまして、予算編成方針の2ページに歳入の確保はもとより職員一人一人がコスト意識を持ち、徹底した歳出抑制に取り組むことと、こうありますが、具体的に歳入の確保、あと徹底した歳出抑制、具体的にどうしているのか教えてください。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長、國分利則君。

○政策財政課長（國分利則君） お答えいたします。

まず、歳入の確保でございますが、歳入にはいろいろございます。例えば事業を実施するに当たり、県、または国の交付金、さらには補助金、さらには各財団等、各種方面でいろいろな、そういった活用できるお金があります。そういったお金をいろいろ調査を行って、そういった事業に充てる財源を確保するという、そういう趣旨でございます。

あと、歳出のカットでございますが、歳出のカットにつきましては、例えば1つは節電なり、ペーパーレス化、さらにはそういった細かい需用費的なものもございまして、事業のやり方そのものを見直しまして、本当に効果あるのか、今までのやり方はそれでいいのかもう一度見直して、事業そのものを点検して歳出の削減につながればという趣旨でございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） ゼロ予算事業なんていうのは聞いたことはないでしょうか。ゼロ予算事業は、聞いたことはないでしょうか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 申し訳ございませんが、ちょっと聞いたことございません。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 例えば職員が机上での業務ばかりでなくて、現場主義、現場に行って町の課題とかを調べてくる、それはその職員の給料の人件費だけで済むことですので、そういった職員が汗を流して町民の意見等を吸い取ってくるというようなことも今後考えていただければというふうに思います。以上で1番目の再質問は終わります。

次に、子育て支援と移住、定住に関しまして再質問いたします。本町の子育て支援が充実しているという評価を移住、定住担当のセクションとどのように連携とか情報共有しているのか。つまり年数回首都圏などで関係自治体がブースをつくって移住相談を行っております。このようなときに、本町ではこのような子育て支援がありますよというような説明だけでなく、こういう支援の結果、このような満足度の回答があります、本町は自信を持って子育て支援をしていますなどと訴えれば、移住を考えている方に対するインパクトも違ってくると思いますが、どのように連携しているのかお尋ねいたします。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

現在町では移住相談のために、昨年、一昨年はコロナ禍というようなこともございまして、なかなか首都圏でのそういった相談会ができにくい、やりにくい状況でございましたが、時期を見てそういった相談会を実施しております。その中で、子育ての支援は当然重要なポイントでございますので、現在町では以前から製作しております子育てのハンドブック、いわゆる子育て支援をまとめた1つの冊子とその相談会なりで用いまして説明を行っております。当然それは相談される年代、対象にもよって異なります。あわせて、移住に関するハンドブックもございますので、そういった移住、さらには子育ての1つの冊子にまとめたものがございますので、そういった形で様々な事業の紹介であったり、取組を紹介をしてございます。その結果、町民アンケートの結果の話などございますが、確かにその辺については、これだけの満足があるのだよという話までは現在まではしていなかったというところでございますが、アピールできる事業でございますので、そういった面も含めて検討して、そういったアピールにつなげてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） ハンドブックの配布ということのお話でしたけれども、ただ渡すのではなくて、ページを開いてここが美里町の特徴の支援なのですよというような説明をぜひともやっていただければというふうに思います。

次に、結婚までの支援についてですが、まずみさと縁結び応援センターの活動による結婚実績は何組でしょうか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） この取組に関しましては、平成29年から取り組んでございます。昨年度までの実績、令和3年度までの実績で申し上げますと、成婚まで至ったというのが2件でございます。本年度、まだ中間ではございますが、本年におきまして2件でございますので、今のところ4件でございます。ただ、あくまでもこれはそういった結婚をしたという情報がそういった団体のほうに連絡があったというような場合ですので、実際はもう少し増えているのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 結婚に至らなければ、子育て支援をすることもできないと思います。多様な時代の中でどのような婚活支援をしていけばいいのか、マッチングに関してどのようにアプローチすればより効果が上がるかなど、試行錯誤しながら進めているかと思いますが、今後の婚活支援をどのように進めていくのか、お尋ねいたします。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

これまでもそういった出会いの場の創出、さらには、コミュニケーション能力の研修等、様々な取組を行ってまいりました。そういった継続的に取り組むべきものは継続してまいりたいと考えております。次年度以降、先ほど町長答弁のほうにもありましたが、結婚に対する支援、これは国の交付金のほうを活用したいということで、現在国の制度の内容、さらには町としてどういう制度構築がいいのか検討しておりますので、来年度の実施に向け、現在調整中ということでございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 今週末の11日に町主催のイベントがあるように聞いておりますので、そういったものもいろいろ頑張って事業を盛り上げていただいて、一組でも多く結婚していただきまして、人口減少の流れが少しでも遅くなることを切に願いたいと思います。

次に、移住、定住に係る家賃補助について再質問を行います。転勤者等も移住のカテゴリーに含まれ、補助はなかなか難しいとの話でございましたが、そうであれば家賃補助をする要件を整備すれば対象者も絞り込まれ、家賃補助の補助事業も実現可能ではないかと考えますが、どうお考えでしょうか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 家賃補助に対する再質問についてお答えします。

現在町は住宅取得の支援に重点を置いてそういった事業を展開してございます。家賃補助については、まだ実施はしてございません。他市町村においてもこういった家賃補助を実施している自治体もございます。それは、情報を得ております。内容もある程度調査してございます。ただ、本町といたしましては、やはり長くこの会津美里町のほうに住んでいただきたいということで、そこでできれば結婚もしていただいてということで、長く住んでいただきたいということでございますので、そうい

ったやはり家賃に対する補助についても一定の効果があるものとは考えておりますが、やはり今現在町が取り扱っている空き家、さらには若者定住、さらには移住者に対する住宅の取得支援、そういったものを充実することが本町にとっての移住、定住、さらには人口の減少の抑制になると現在のところは考えておりますが、効果的な家賃補助に対しても調査検討はさせていただきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 近隣市町村では、当然ご承知だと思っておりますが、湯川村では家賃補助をやっております。県内では、湯川くらいだったように記憶しているのですが、ほかの市町村でやっているのに何でうちができないのかなというのが疑問にあるわけなのですけれども、制度設置のハードルはさほど高くはないのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 他市町村でも全国的にも実施している事例がございますので、制度設計に関してはさほど難しいものとは考えてございません。ですが、やはり先ほど申し上げました、この貴重な財源を活用して移住、定住、さらには人口の抑制、増につながるという事業は果たしてどちらが効果があるのか比較した場合、今説明したとおり住宅に対する支援がやはり一番効果的ではないのかと、それなりの実績も、結構この実績も上がっておりますので、まずはここに注力をして町はやっていきたいと考えてございます。繰り返しになりますが、家賃補助が決して政策的に悪いとは思っておりません。ただ、やはり何度も申し上げますが、現在は住宅の補助に注力したいと考えてございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） ちょっと質問を変えますが、認定NPO法人ふるさと回帰支援センター主催の移住マッチングフェア、ふるさと回帰フェア、これは有楽町の東京フォーラムで毎年二、三回やっているのですけれども、それには行ったことがありますでしょうか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 申し訳ございません。様々な県主催、国主催、そういったセンターの主催がございますので、その主催するイベントに参加したかどうか、ちょっと現在は把握できておりません。申し訳ございません。ただ、いろいろなそういった首都圏でやる事業には積極的に参加してございますので、そういったイベントには参加しておるといところでございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 私は、仕事の関係で過去に2回ほど行ってきたわけなのですが、本年9月に開催された内容を見ますと、全国から350の自治体、団体が参加しまして、来場者は1万8,169人、中では、悪く言えば移住希望者の分捕り合いみたいな形になっているのです。ですので、もう熱気にあふれた状況になっています。ですから、差別化、優位化が必要だと考えておりますが、そういったほ

かの自治体にはない、支援があるのですよということをアピールする必要があると思うのですが、その辺は、改めて聞きますけれども、どうお考えでしょうか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 確かに差別化というのは非常に大切なポイントかと思います。ただ、それがやはり例えばお金の金銭的な競争ではなくて、より魅力的な事業であることが大事だと思っております。本町の一番の特色としましては、先ほど住宅に対する支援が厚いというご説明をしましたが、それだけではございません。やはりソフトの面が大事だと思っております。それは、民間の移住支援の団体と今委託契約を結んで、そういった移住なり、定住の相談なり、そういった支援を行っております。当然行政だけでは担い切れませんので、そういった団体と連携を図りながら効果を上げていくというような状況でございますので、確かに差別化は必要だと感じますが、やはり大事なのは一人一人移住希望者に向き合い、真摯になって相談、さらには移住した後のフォローなり相談、これが結果的に長い目で見た場合、移住、定住が増えていくという、そういうふうなものになっていくものというふうに考えてございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 町の方針は分かりました。移住希望者に対しての温かい説明とか、あとは移住してからのフォローアップとか、そういったことにつきましても十分充実してやっていただければというふうに思います。

次に、物価高騰対策についての質問に入らせていただきます。先ほど日本農業新聞の酪農家の離農加速という記事について触れました。これを見ますと、農水省の農業物価指数によると、飼料価格は2020年を100とした指数が昨年後半から120台へと上昇して、今年の7月からは140を超える水準が続いていると。さらに、乳牛個体価格の暴落の影響で、高齢農家だけでなく、若手、中堅農家の離農も出始めており、後継者不在、生産基盤が損なわれる懸念も強まるとの内容でございました。畜産農家以外の通常の農家につきましても、肥料価格、農業資材価格の高騰で、その支援で補正予算も対応していただいたわけなのですけれども、特に肥料でいうと、窒素系肥料につきましてもは今年の単価に比べますと約2倍に値上がっております。補正予算で農家の支援を行っていたわけなのですけれども、新たな支援を切望する声はまだ上がっているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。上がっている場合、それはどのような内容なのか教えてください。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、10月の補正予算、議会によって補正予算の議決をいただきました。現在それに向けて、今担当課のほうでそういった農家に対する支援、いわゆる物価高騰に対する支援を今受け付けて、さらには支払いを行っているところでございます。さらなる支援に対する声かけというのはあるのかということでございますが、現在まだちょっと把握はし切れてございませんが、今のところないというようなところでございます。ただ、これから

今後実際肥料なり、これから購入する際に、結構高いよね、大変だよねと、そういったお声はあるのかなと思っておりますので、そういった情報も担当課、産業振興課になりますが、声をよく聞くように一緒になって声を聞いて、そういった対策を考えていきたいということで考えております。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） そうしますと、新たな支援策を検討しているという前向きな受け止め方でよろしいでしょうか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

あくまでも今回の県の補正予算の中で、今県は補正予算を通そうと、今県議会が開催されていると思いますが、詳細な内容がまだこちらのほうに届いてございません。その中で、様々な農家に対する支援というようなこともメニューにはありますので、それがまずどういった内容なのか、現在把握している中では県が直接実施するのではないのかというようなことでありますので、町が直接ではなくて、そういった場合については県が直接支援する場合もございますので、あと国のほうが直接支援する場合もございますので、そういった県、さらには国の動向を得ながら、先ほど申し上げましたが、町の対策についてはそういう情報を得ながら今後も検討したいということでございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） より一層の行財政改革が求められている中でありますので、持続可能な町政運営には、支援策がばらまきにならないよう、しっかりと費用対効果を見据えながら事業を進めていただければというふうに思います。地域産業が衰退することのないように支えていっていただきたいと思っております。

続きまして、事業者が買って応援キャンペーンに参加するに当たり、事業者負担は全く生じないにもかかわらず、参加数が少ない理由はどのように分析しているのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐、宮下寛君。

○産業振興課課長補佐（宮下 寛君） 今回のキャンペーンに対する参加事業者が少ない理由ということでございますが、参加業者がどうしてもその機器に不慣れな点、もしくは高齢ということで、後継者不足ということも伸び悩んでいる原因の一つではないかなと考えております。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） ホームページを見ますと、事業者の負担というのは初期の設定のときだけで、それ以外は全然負担が生じなくて、支払いに際しましてはお客さんが操作するだけ。だから、店の方については、そのお客さんの金額操作の確認をするだけで、新たに店側がハード面を、機械を取れるというか、そういったことは一切ないのです。多少のお金が、県のほうから下りるお金が、月2回ということですから、若干遅れるということで、それだけの負担はあるわけなのですが、操作自体はほとんど難しくないのに何で広がっていないのかななんて思ったのですが、買って応援の場合は、食

べて応援の場合は美里町内では2店舗だけだったのですが、それが今現在33で、買ってなので、ちょっと増えていると思うのですけれども、もっと増えてほしいなと思っているのですが、その辺PRはどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐（宮下 寛君） 今ほどの長嶺議員のおただしでございますが、やはり数、33店舗ということでおっしゃいましたが、今現在、最新の登録店舗数ということで、やはり33店舗中の飲食店の登録というのはやはり2件で、伸び悩んでいるという状況でございます。今後参加していただける事業者を増やすための方策ということを考えますと、やはり周知方法を考えるということで、町の広報なり、ホームページなり、SNS、若者というか、今早い情報伝達ということも踏まえての方法、それから商工会会員さん向けの周知を商工会のほうに依頼しまして、増加ということで働きかけていただくというようなことが考えられる周知方法かなというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） スマートフォンの操作になると思うのですが、町はあいあいタクシーの予約につきましてスマートフォンで可能とするシステムを構築しまして、11月より運用開始になりまして、スマートフォンの操作講習会も今実施しているところなのですが、こういった買って応援のシステム操作について、講習会でちょこっと教えるというようなこともいいと思うのですが、そういった講習会に買って応援の手続をちょこっとカリキュラムに加えるというようなことは考えていないでしょうか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐（宮下 寛君） 今ほどのおただしですが、次年度の予算の中にこういったオンライン決済の利便性だったり、操作方法なども広く知ってもらうセミナーの開催ということで、参考までにDXセミナーという内容でございますが、その実施に対する予算化ということで予定をしているところでございます。これによって周知を図って、加盟店の増加ということでつなげていければなというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 町の活性化につながる手段、あとはお金が回る仕掛け、アイデアを出し合って、全て使って町の中でお金が回る仕組みをつくっていただければというふうにお願ひしまして、私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（横山知世志君） これで長嶺一也君の質問は終わりました。

ここで15時40分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 3時26分）

再 開 （午後 3時40分）

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

次に、通告第6号、12番、根本謙一君。

〔12番（根本謙一君）登壇〕

○12番（根本謙一君） それでは、私の通告してあることについて質問をいたします。

まず、1番目でございます。令和5年度政策方針並びに予算編成方針について問いたいと思います。

①、令和5年度政策方針を見ますと、前年度とのパターンを変えた重点プロジェクト事業体系として整理しております。そして、元気づくりと里づくりを一緒にした重点プロジェクト事業パーパスという大くくりの枠をつくって、唐突的な里山解説がとても分かりにくい説明であると受け止めざるを得ませんでした。分かりやすかった前年度までと変えた理由は何なのか、所見を伺いたいと思います。

②、さきの決算特別委員会でまとめられ、議会として町長に提出された提言書の内容は、過去にはない7項目の政策にわたり、詳細に記されております。今までの提言書に対する予算等への反映については、施政方針、一般質問、そして予算書等からの質疑で確認するしかありませんでした。議会と執行部という二元代表制を踏まえた場合、議会としての総意である提言書に対して執行部が書面による回答をすることは、至極当然のことと考えております。先進事例にも見られるところでございます。次年度の予算編成が決定された後、議会に対して速やかに書面による回答をするべきではないかと思いますが、所見を伺います。

2番目、温泉施設等条例の廃止について問いたいと思います。町温泉施設等条例の廃止については、さきの定例会9月会議において否決されました。高田温泉あやめの湯廃止は、諸般の事情からやむを得ないといたしましても、我が町にはなくてはならない新鶴温泉宿泊施設であることは共通認識であるからこそ、議会としては町公共施設等総合管理計画を議決し、もしも民間譲渡困難なときは町営によってでも維持、継続としているというふうにしております。この温泉施設等条例の廃止について、再度定例会12月会議に議案上程されたことから、次について所見を伺いたいと思います。

①、否決要因として、そもそも条例の目的であります住民福祉の増進と観光の発展、振興に懸念が生じたことであり、町の説明は財政論理に偏っていて、民間譲渡ありきではなかったのか。直近の町民アンケート結果を論拠化の一つにもしておりますけれども、住民の福祉施策をどのように考えているのか。

②、温泉宿泊施設は新鶴エリアのみならず、町観光振興の拠点としても考えます。指定管理から民間事業経営となっても町との連携は今まで以上に重要になります。よって、広範で緊密なコミュニケーションは必須であると考えておりますことから、定型的な仕組み、組織が必要ではないでしょうか。

次、3番目の質問に参ります。旧本郷第一小学校跡地利活用基本計画策定等に向けて問いたいと思います。10月11日に大人による1回目のワークショップを2時間強、11月19日には、旧本一小のあとちであそぼうとして子供たちを主な対象にしたワークショップ、たき火を囲んで云々や工作や昔遊び云々、そして軽食もしながら、思い出、夢、希望や意見が寄せられた4時間余りに私も参加してまい

りました。久しぶりにシンボリックなマークであるメタセコイアの下で、跡地の広大さを実感しながら、この地の歴史や我が思い出、そして先人、子供たちにも思いをはせた有意義なひとときでありました。改めて、この跡地利活用の3つの理念を踏まえて、住民自治意識の醸成のためにも地域協働による丁寧なこだわりの基本計画と実施計画づくりをしなければならないと、そういう思いを抱いてまいりました。

そこで、次のことについて所見を伺います。①、基本計画づくりのためのワークショップ開催は、大人対象3回、子供対象3回と言われております。予定スケジュールからして大人対象が時間的に、熟議的に意見交換だけでは不十分ではないか。また、子供対象で中学生、高校生の声も当然反映させたいと考えておりますけれども、どうなのか。

②、実施計画づくりスケジュールと管理運営の在り方について、どのように考えているのか伺いたいと思います。

次に、4番目の質問に参ります。観光イベントについて伺いたいと思います。コロナ禍、いまだ終息は見えず、苦しく厳しい中においても、10月22、23日の2日間開催のあいづみさとワインフェス2022については想定以上に成果が得られ、成功と言えるのではないかと聞き及んでおります。コロナ禍小康状態時という開催時期の幸いもあるでしょうが、今までのワイン祭りを一新して、本来あるべき観光イベントとした趣旨内容だからこそ、県サポート事業対象に採択されたと推察するものです。また、今後に多くの教訓と示唆を得ていると考えます。

そこで、次のことについて所見を伺いたいと思います。①、このたびのワインフェスについて、各方面からのアンケート、ご意見、要望、ご不満、苦情などをしっかり分析しての総括は必須であります。この事業について、町はどのように評価、認識しているのか。また、県サポート事業対象後についての考え方はいかがか、伺いたい。

②、我が町観光4大イベントと言われるふれあい茶会、あやめ祭り、ワインフェス、大俵引きについて、どのように見直しをし、次年度に向かうか、考えを伺いたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 12番、根本議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、令和5年度政策方針並びに予算編成方針についてであります。1点目の令和5年度政策方針につきましては、町の第3次総合計画後期基本計画における政策に基づく事業及び重点プロジェクト事業を構築するに当たり、社会情勢や国の動向、町の現状などから基本的な方針を定めたものであります。その中で、重点プロジェクト事業につきましては、政策の柱に加えて各部門が連携し、それぞれのテーマについて戦略的に取り組む事業として位置づけしているところであります。今回政策方針にパーパスという考え方を取り入れた経緯であります。町の掲げる政策や施策に社会が目指す

SDGs の概念を取り入れ、町内外の共感を得ながら事業展開していくパーパスの理念が今後の事業推進に当たり、非常に有効であると考え、昨年度若手職員を中心に、今年度管理職を含め4回のワークショップを開催し、理解を深めてきたところであります。パーパスにつきましては、組織が社会に対する存在意義を明確にし、社会が目指す方向性に向かうために示す組織の理念であり、近年多くの企業や一部の自治体でも取り入れられている考え方であり、本町においても重点プロジェクト事業を推進するに当たり、このパーパスという考え方を取り入れ、職員相互において共有し、町の抱える課題に対し、積極的に取り組むため、政策方針に取り入れたところであります。また、重点プロジェクト事業パーパスを決定するに当たりましては、各部門の若手職員が連携して取り組み、本町が有する広大な山林に着目し、現状や課題を洗い出し、里山で暮らしている方々の日常生活や里山に対する思いなどの聞き取り調査を行い、重点プロジェクト事業パーパスを検討してまいりました。この重点プロジェクト事業パーパスの考えの下に事業開発や取組を進めることができれば、元気のある里づくりができるのではないかと考えから、元気づくりプロジェクト、里づくりプロジェクトの事業パーパスとして取り入れたところであります。

2点目の提言書に対するの書面回答につきましては、さきの令和3年度決算特別委員会でまとめられ、提出された提言書は、令和3年度の決算を踏まえた令和5年度予算編成に対する議会からの専門的知見として重く受け止めており、令和5年度政策方針及び当初予算編成方針の策定に当たり、提言内容を十分考慮し、策定したところであります。現在提言事項の反映を踏まえた重点プロジェクトの事業立案や事務事業の予算編成に取り組んでいるところでありますので、予算編成中の提言書に対する書面による回答は困難であります。書面による回答が必要とあれば、提出された提言書の取扱いにつきまして今後議会と協議してまいりたいと考えております。

次の温泉施設等条例の廃止についてであります。1点目の福祉施策としての温泉の在り方につきましては、温泉施設には観光振興の拠点と住民福祉の増進という2つの設置目的があると認識しております。今回の民間譲渡の提案は、町の維持管理費を抑制し、民間の優れた経営力による温泉施設の維持を図ることを目的としておりましたが、利用料金の値上がりや民間による経営の懸念など、多くの住民の皆様には不安な材料を与えたことも確かであり、さきの議会での否決の要因の一つになったと考えております温泉施設が民間による経営になったとしても、町による経営と同等の福祉的な役割が継続されるように、確かな決意を持って取り組んでまいります。既に民間に譲渡した本郷温泉も含めて、利用者の負担をこれまで同様に抑える助成制度や温泉を利用する交通手段のない方への支援策を検討してまいります。譲渡を予定している民間事業者は、利用者目線による憩いの場の創出を目指し、休憩所やサウナの充実化など、満足度を高める事業計画を立案し、住民福祉と観光振興に大いに貢献することを見込んでおります。町の経営する温泉施設がなくなったとしても、民間による温泉経営がなされることで、福祉的な役割が確かに継続されることを第一に考えてまいります。

2点目の観光振興のための意思疎通の仕組みにつきましては、温泉施設が民間による経営になった

場合、観光振興を進めていく上で、より一層の協力と連携が必要になると考えております。その点については、既に売却した本郷温泉も同様であり、両者とは定期的な意見交換会を実施することで合意しており、町に寄せられた利用者の意見を届ける場にするとともに、観光協会のワインフェスや向羽黒山城跡と併せたプランを提案し、民間と町が一体となって温泉施設を活用した観光振興を進めてまいります。

次の旧本郷第一小学校跡地利活用基本計画策定等に向けてについては、1点目の基本計画策定への町民意見の反映につきましては、町民ワークショップを12月以降に、町民2回、子供2回、計4回の開催を予定しておりますが、開催回数にこだわらず、開催方法や内容を工夫するとともに、旧本郷第一小学校跡地をどのように利活用したいかについて、町民の方々と話し合う時間をできる限り確保しながら基本計画の策定につなげてまいります。この町民ワークショップの開催につきましては、提案のあった跡地利活用基本方針を踏まえ、旧本郷第一小学校跡地の利活用方法の意見集約に加え、旧本郷第一小学校跡地の利活用は多くの可能性を秘めていることから、行政と町民が一体となり、幅広く話し合いができる機会となるよう努めてまいります。いずれにしましても、今年度の基本計画の策定に限らず、次年度に予定している実施計画の策定におきましても継続的に話し合う機会を設けてまいります。また、子供ワークショップにおける中高生の意見集約につきましては、小学生に比べ、中学生や高校生の活動範囲は多様になっていることから、ワークショップへの参加者は限定的となることを想定しております。そのため、ワークショップの方法による意見集約だけでなく、小中学生に対しては学校の協力を得て、旧本郷第一小学校跡地に欲しいと思う遊具や設備の写真等を張ったパネルを作成し、それをシール式アンケートの方式により意見を集約するほか、ワークショップの開催内容を整理したチラシを校内の掲示板に掲示するなどにより情報を発信してまいります。

また、高校生に対しては、会津西陵高校の協力を得て、高校での探究学習科目である総合的な探求の時間において、旧本郷第一小学校跡地の利活用についても探求してもらえよう働きかけてまいります。このようなことにより、特に子供たちには計画策定の段階から旧本郷第一小学校跡地の利活用に関心を持ってもらえよう働きかけるとともに、整備後は旧本郷第一小学校跡地を多様な活動や学びの場として利活用できるような関わりを醸成できるよう取り組んでまいります。

2点目の実施計画のスケジュールと管理運営の在り方につきましては、これまでの町民ワークショップに参加された方々との一体感や関係性をさらに深めるとともに、町民ワークショップに参加できない方々には回覧の方法などにより情報を発信するなど、引き続き町民の方々との丁寧な話し合いと合意形成に努めてまいります。その上で、令和4年度に策定する跡地利活用基本計画に基づき、跡地利活用の整備に向けたデザインや景観、機能、内容等を取りまとめた実施計画を令和5年度に策定し、整備に向けた取組を着実に進めてまいります。また、管理運営の在り方につきましては、先進自治体等の取組を調査するなど、直営、民間委託等の多様な在り方について町民の方々と話し合いながら研究してまいります。

4点目の観光イベントについてであります。1点目のワインフェスにつきましては、本町の観光振興において、一般社団法人会津美里町観光協会が中心となって新しいイベントの可能性を示唆する最初の成功事例になったと考えております。理由としましては、従来の地元向けの趣向を見直し、県内外11のワイナリーを集める広域的な取組にしたことで幅広い客層の取り込みに成功し、2日間で約3,100人の集客を記録しました。ファミリー層や若い女性など観光の消費をリードする客層へ福島県のワインと会津美里町を強くアピールできたと考えております。また、町内は14店舗、町外は36店舗の飲食店や工芸品、野菜などの地場産品を扱う事業者が参加し、全体で約500万円の売上げを記録し、地元や周辺地域への経済効果をもたらしました。参加した事業者の多くがイベントで観光客を誘致し、経済的な恩恵を受けるという経験ができたと判断しております。一方で、イベント周知の方法や駐車場問題、業務の割り振りなど、今回のワインフェスに対するお客様からの様々な意見や要望がありました。その点については、次年度への改善点としてしっかり分析して取り組んでまいります。今後は、県のサポート事業が終了した後であっても従来型の事務局が全てを取り仕切る方法ではなく、今回のように参加事業者が労力を持ち寄る方式を採用し、持続可能なイベントになるよう採算の面でも観光協会の収益化が図れるように改善してまいります。今回の成功の裏には、地元の女性団体など地域の人材の協力が不可欠であり、今後もこのようなイベントを継続していくためには、様々な分野、年齢性別など多様な人材を育成して結びつけていくことが重要であることを認識しました。今回のワインフェスの成功が他の観光イベントが地元へ経済効果をもたらすきっかけになり、会津美里町観光協会が中心的な役割を担うように一体となって取り組んでまいります。

2点目の4大イベントの見直しにつきましては、神事や伝統行事の意味合いもあり、既定の方式を見直していくことは難しい面もありますが、新しい視点を取り入れることで今回のワインフェスのように新たな誘客や地元への効果をもたらすことが証明されました。コロナ対策を考慮しながら、スケジュールのコンパクト化など、ポイントを絞った見直しを実施してまいります。

私からは以上であります。

○議長（横山知世志君） 根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） 4点にわたる質問に対して、近年私は感じておりますが、丁寧な答弁になってきたなというふうにある意味感動を持って今伺った次第です。しかし、多岐にわたりますので、論点が広がらないように再質問させていただきます。まず、政策方針でパーパスという言葉が使われました。答弁では、若手からの発案のように出て、一昨年から取り上げて検討してきたと。ただし、議会からすれば唐突に出てきた、これは否めません。この点でこれを読むに当たって、理解するに当たってやはり当局は何を考えてどうしたのか、最終的には町長が決断して、それでいいよというふうに分したと思うのですけれども、その政策判断、何を根拠にそれをよしとした、政策判断したのか、そこがこちらには伝わってこないというところで、再度お尋ねしたいと思っております。これ町長、お願いします。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） 根本議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。このパーパス、単語自体は目的ということで私も存じ上げておりました。昨年このパーパスということの研修というか、ワークショップやったわけですが、その前にその講師の方が私の町長室にお見えになって、こういふことで職員に対して一般企業で取り入れているパーパスということを研修内容としてやりたいという話を受けました。その後、答弁でも申し上げましたが、新人職員がこの研修、ワークショップを受けて、非常に分かりやすく、ためになったと、そしてまた我が町でも取り入れたほうがいいのではないかという声を聞きました。その後、今年に入ってから幹部職員もこの研修を受けたということでもあります。このパーパス、横文字ですから、なかなか分かりにくいという部分、議会に対しても唐突だったということは否めませんが、その研修の新人からの職員の話の聞いたりした中で、一番はやっぱりその目的をしっかりと、我が町が進める施策、いろいろなものがありますけれども、その目的をしっかりと、それを共有してこの町の施策を進めていくんだという内容でありますから、我が町としてもしっかりと取り組むべきだろうという私の判断の下に、それでは進めようということで決定したのがこのパーパスということでございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） これ今第3次計画、後期計画の3年目に入ります。あと2年で第4次の総合計画づくりへ向かうわけです。そのタイミングならまだ分かります。ある程度理解できます。ここに注力していくんだなという町長のような考え方。ただ、その3年前にこういう考え方を整理してしまって、今までの政策方針、それから予算編成方針、これここに3年分ありますけれども、編成方針はそんなに大きく変わっていません。ただ、政策方針が戦略という考え方で来たのに、戦略ということは先に目標があるわけです。目標があって、目指すまちづくりがあるわけです。再度ここでこういうくりにしなければならなかったインセンティブは何ですかということ。この内容を読んでもなかなか入ってこない。これはまずいと思います。議会と議論の余地があるのはいいのですけれども、少なくとも議会が最終的にはゴーのサインを出す議決をするわけです。だから、それに向けては理解を十分に得るような内容でなければ私はいけないと思っていますから、もう少し分かりやすく説明していただきたい。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長、國分利則君。

○政策財政課長（國分利則君） このパーパスを取り入れた、先ほど町長も説明がありましたが、同じような説明になるかとは思いますが。この第3次総合計画で示されているのは、あくまでも目標でございます。それを変えるということではございません。その目標に向かってやるための1つのパーパス、いわゆる存在意義、我々も目的というようなことで解釈してございますけれども、そういう目的を明確にして総合計画に掲げた目標に向かっていきたいと思いますということでございますので、大きな方

針を変えたというものではございません。ただ、その中でこういったパーパスの理念を取り入れて事業を進めていきたいと思います。ただ、その中でこういったパーパスの理念を取り入れて事業を進めていきたいと思います。ただ、その中でこういったパーパスの理念を取り入れて事業を進めていきたいと思います。

あともう一点、今回特に重きを置きましたのはやはり職員の、今後やっぱり職員がこれから大幅に退職なり、替わってきます。その中で、若手職員の人材育成というのが1つございました。今回初めてでございますが、昨年度から若手職員による企画立案、政策を自ら若手職員だけで、そこには当然サポートもしておりますけれども、そういった事業を昨年度から実施してきました。その中で、先ほど町長も答弁ありましたが、パーパスというような考え方が出てきたというようなことで、これはそういった若手職員、さらに我々職員が今後の政策、さらには事業を運営する中で、実施していく中で、非常に有効な考え方ではないかというようなことで取り入れたということでございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 人材育成は大変大事です。特に若手の方々のやる気を喚起するって。それが、このパーパスがないと、パーパスがあることによって大きく進むんだとか、その論拠は何だろうと言っても、今聞いていても分からない。今までだって一生懸命取り組んできたではないですか。だって、それではやっぱり弱かったの、今までの取組はやっぱり弱かったと、これをやることによって強力に人材育成にも役立つような取組にこれによって向かえるのだという理解でいいのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 特に重点プロジェクトの考え方の中に今回パーパスというのを入れました。重点プロジェクトの主な大切な一つの進め方として各課連携とか、例えば他団体との連携と、これが一つのキーワードになっております。そういう中で、そういった課を横断する、連携する中で、目標は当然3総なりに掲げておりますが、やはりやっていく上で我々職員自ら同じ目的を持って事業を進めたほうがより進めやすいのではないかと、より深く事業ができるのではないかと、そういう考えでございますので、あくまでも何度も申し上げますが、3総の考え方なり目標を変えるものではございません。そのやり方の手法の一つとして、このパーパスという理念を取り入れてやっていくというようなものでございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 執行部としての政策判断ですから、それはそれとして受け止めざるを得ないところはありますけれども、元気づくりプロジェクトは人口減少対策、里づくりプロジェクトが環境整備、これを一緒にして「里のもとともに驚きと幸せを」というパーパスの目標にしたわけです。これは全く入ってこない。どういうこと。次のページを見たらいろいろ書いてあります。里山、この説明が全く入ってこない。こんなことわざわざ掲げなくても、当然この対策はやっていかなくちゃならないことですし、今までだって着々と地道ながらもやってきたではないですか。それがどうしてこういうくくりでないと、人材育成中心だみたいな、強力にということところかもしれませんけれども、なか

なか意味づけが分からない。本当にこれ皆さん共有して、この里山づくりへいくのですか。だから、町長が政策判断で里山づくり、里山の整備、環境整備、そして注力していくのですよというなら、それはそれで今度予算を見てまた審議、判断するということになりますけれども、そこはどうか、その1点ははっきりしてください。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 再度のおただしでございしますが、まずこのパーパスの考え方がないと事業が進められないのかというわけではございません。あくまでもこの共通の理念なり目的を共通理解することによって事業を効果的、さらには円滑にできるのではないかという考え方の下でございしますので、そこが一番大事なものかなと思っています。その上で、今回初めてとなりますが、この重点プロジェクト事業の中に事業パーパスという、新たな言葉ではございますけれども、そういった言葉を今回言って、町全体を一つの里山というふうな考えの下にやっております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） これは、次の機会に譲りたいと思います。パーパスは、ぜひ日本語で書いてつくってください、そこまで言うならば。お願いします。

では、予算編成方針のほうで、どれだけ議会の提言が反映されたか見て見るのは、当然3月の定例会の中での、そういう定義で3月会議での施政方針を見るしかないというところがありますけれども、例に申しましたように、やっぱり提言書という思い、提言をしているわけですので、それに対して回答をぜひお願い、出していただきたい。これは、この答弁にもありますように、議会と協議しながらという言い方もしていますので、当然議長名でその要請はするように私も働きかけはいたしますけれども、議会で決定しているわけではありません。私は、こういうこともやっぱり必要でしょう、それによって政策論議、議論もしっかり予算の内容を把握した上で、我々の提言に対して町がどれだけ応えているのか聞き、町民の声を反映しているのかというところを確認する必要があります。そういった意味では、丁寧な進め方として、あるいはルール化的にこれを繰り返すことによって、善政競争にもなりますし、町民の福祉の増進には大きく寄与する。当然議会議員もそれによって深く成長していくと、これが町にとっての私は貢献だと、まちづくりに対する貢献だと思いますので、これはしっかり受け止めていただきたいが、認識を伺いたい。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） ただいまのご指摘でございしますが、町長答弁もあったように、当然議長、議会とも協議しながらその出し方、タイミング、出すにしてもその辺協議は必要だと思っております。ですから、その方向で協議をしたいと考えてございます。

以上でございします。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） これは、順次提言、提起していきますので、その節はしっかり対応していた

だきたい。ちなみに、長野県の飯綱町という先進事例としては、求められなくてもやっぱり議会の提言は重い、これは回答しなくてはならないという町長判断で平成22年からやっております。ぜひ参考にさせていただけたら幸いです。

では、次に参ります。2番目は、温泉施設等の条例の廃止についてお尋ねいたします。1度否決しておりますけれども、再度上程されたということで、ここに質問の内容にも述べましたように、そもそもその部分が私は説明を全くしていなかったというふうに思います。そもそも条例、この設置、温泉があるそのものの意義、どうして設置したかという。それは、20年、30年、当然いろいろな事情で捉え方、生かし方が変わっても致し方ないですけれども、でも条例を廃止するのですから、その条例のもともとの目的は何だったのですかという部分を町民の皆さんに向かって説明が足りなかったと思っています。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐、宮下寛君。

○産業振興課課長補佐（宮下 寛君） 議員おただしの、そもそも温泉条例という部分での考え方でございますが、温泉施設、福祉の増進ということで設けた温泉の利活用という部分で、実際施設を廃止するという今回の提案の部分での考え方ということですが、やはり住民の意見というものを大事にして、福祉の低下に結びつかないように考えていかななくてはならないというような、そもそも考えが足りなかったという部分がこちらの当初の足りなかった部分なのかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（横山知世志君） 副町長、佐々木吉一君。

○副町長（佐々木吉一君） 私のほうでちょっと補足で説明させていただきたいと思います。根本議員がおっしゃったそもそものその条例の意義というのは、住民福祉の向上、増進、観光振興の拠点という部分でございます。今現在においても、それは一向に変わっているわけではございません。ただ、町といたしましてはその運営の仕方なりなんなり、その方法論を変えていくということでございます。ただ、もう福祉の増進は必要ないとか、観光の拠点では要らないとかというような判断ではございません。どちらに対しても必要な施設でございます。ただし、それを末永く維持していく、地方自治法で出ております最少の経費で最大の効果というような部分を考えまして、やはりこの辺で民営化という部分は必要だということで総合管理計画もできまして、それに沿った形で今回条例を廃止させていただくということでご提案申し上げたところでございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） だから、今の話でもその部分が足りないでしょうと。この条例そのもの。いいですか。自治法第244条の第1項の規定に「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする」というふうになっています。これに基づいて地域の観光振興に使用する施設として温泉、この施設を造りますよとなっているのです。ですから、その部分が今になって、それは別に方法論で変えるだけだと、そういう

話なのです。今までの説明ではその部分は欠落していたと私は思っています。だからこそ今回町民も含めて懸念を払拭するために、いろいろ支援策、対応策を考えて、前回の条例廃止の議案説明資料にはなかった民間譲渡後の不安解消に向けた取組として、これだけ整理して載せたではないですか。これ否決がなかったら絶対出てこなかったと私は思っています。というのは、湯陶里、温泉の売却のときの経験があるからです。あのときもこれに似たような要請が議員の中にもありましたけれども、やっぱり難しい、難しい、できない、できないで、とうとうとその対策は取りませんでした。だから、町民が反発したのです。そこに来て、コロナ禍ということはありませんけれども、それを割り引いても、やっぱりそういう利用、数が増える、住民に寄り添うという、そういうスタンスがなかった。だから、私はとても心配だった。だから、簡単に賛成するわけにはいかなかったという考え方です。再度の、副町長、その点について答弁をお願いします。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） 根本議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

確かに観光の振興、福祉の増進を目的とした条例、これのそもそもの設置理由について、広報だったり、これ説明不足だったのかなというふうに私も今感じさせていただきました。そういった下でできたこの条例であります、議員ご承知のように、年数がたつによってこの町が運営する温泉施設としての条例、これがあるがためにこの譲渡はできないということが出てきましたから、そういったことでこの条例を廃止しなければならないということで町は進めてきたわけであります。今議員が申し上げた、その住民に対するそもそも条例の設置目的に関しては町側の説明不足だったことを認めさせていただいて、前へ進んでいただければなというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 町長答弁で、恐縮な答弁だったというふうに受け止めたいと思います。この答弁書にも一定の反省をちゃんと述べられておりますので、そういうのは素直に受けたいと思います。それならばというところはありますけれども、その譲渡等を目されている、頼られている民間事業者についても、我々からするとなかなか分かりにくいところがあって、その説明も私は十分であったとは思えない。そのことについても、できれば皆さんが必死になればそれなりにやっぱりアクションは起こすべきだったと思います。議会にそれを問われても、私はそれは素直に甘んじて受けたいと思いますけれども、そういう相互の真摯な議論が私は不足していたなという反省も含めて、ここで申し上げておきたいと思います。一定程度の対応策も考えているということなので、これは間違いなくやっていくということです。当然湯陶里に関しても一体的、それから観光振興策をするにしてもしっかりタッグを組んで取り組んでいくという意味合いだと思います。これがしっかり確保されなければ簡単なことではない。黒字にするのだって私はなかなか厳しいと思っていますけれども、でも民間で手を挙げてきたということでは、町としてもそれ相応の覚悟と対策は取る必要があるという観点から、再度の町長の認識を伺っておきたい。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

この今までの経緯、議員もご承知のように、審議会をつくって、その業者選定に当たっては審議をしていただいた。その中身については、私も詳しくは分かりませんが、そういう結果があったということは重く受け止めて今に至っています。その後、その業者さんも私のところにご挨拶に来ていただきました。その中でお話しする中で、誠に、こう言うてはなんですが、真面目な方で、真摯に自分も利用している温泉施設を何とか再生をしてこの地域に貢献したいという強い思いを私も感じました。これなかなか会った人ではないと分からない部分があります。今までのこういったものの流れの中で、議員さん方にその業者さんと話合いをする機会というのは、その辺はどうなのかちょっと分かりませんが、分かりづらかったということは否めない事実として重く受け止めさせていただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 利用料金について、支援策を講じるというふうな言い方でこの議案資料には載っております。ですから、これ具体的なところまで言えるのですか。どんなふうなことを考えているのか。言えるか言えないかも含めて。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきます。

いろいろな議論の中にやっぱりこういったものも必要だろうという中で、私の判断の下にさせていただきました。具体的な金額は申し上げることはできませんが、この答弁書に書いてあるとおり、今までの料金とは差のないような形の中でしっかりと手当てをしていくということを私もこの答弁の中で申し上げていますから、間違いのない事実として受け止めてほしいと思います。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 確認したということで、次に移ります。

3番目の旧本郷第一小学校跡地利活用基本計画策定等に向けてということで、ワークショップですが、けれども、丁寧な答弁書になっているなと思って本当に感心いたしました。というのは、今までと違って、このたびの職員の皆さんの対応はワークショップ参加者も今までと違うという言葉を出すぐらいに、丁寧に真摯に向き合っているなど、住民の声もしっかり聞いているという印象を持っております。ですから、この答弁書のように、こういう丁寧な進め方をされるのであれば、私は本当に信頼もぐっと醸成されていくのではないかなというふうに思っております。ただ、そういう中で初めの、第1回目のワークショップの中で、第2回目、この13日に開かれる予定なのですが、そこでもうたたき台を出す計画でいるのです。この確認だけしなくてはならない。大人は1回しかやっていない。子供のワークショップでは1回しかやっていない。その中でどうしてたたき台をつくってしまわれるのか。それから、ワークショップの参加者同士のやり取りも一切していない。ただ意見を一人一人述

べただけ。これは、ちょっといわゆる合意するには無理かなと。ここも多分考えておられると思えますけれども、再度の確認をさせていただきたい。

○議長（横山知世志君） 総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えをさせていただきたいと思えます。

ワークショップ、今までそれぞれ大人1回、子供1回というふうなことで対象に実施をさせていただいたところがございます。なかなか子供さんにつきましては、大人の方みたく意見を交わすというふうなところが難しいというふうなことで、パネルにご存じのとおりあったらいいものですか欲しいものですか、そういったところにマークしていただいて、意見を集約してきたところがございます。1回目、1回だけの議論の中でたたき台をつくるのは性急ではないかというふうな、そういったおたがしでございますが、確かにそういった議論になるかと思えますが、ただそこで語り尽くせなかった部分に関して事後のいわゆるアンケート等にご記載いただいて、それをお出しいただくことである程度意見の集約ができていたりしているものですから、やはり基本計画を丁寧に進めると申し上げましても、さすがにその年度内につくる必要があるというふうな、そういった部分もございまして、一定程度町が主導してたたき台を出すのではなくて、今までの議論の中で尽くされた事柄を一応の、本当に素案の素案、たたき台のたたき台というふうな程度のもを出させていただいて、そこから肉づけをしていただきたいというふうなところで出させていただいているという考えでございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 子供たちに対して、中学生、高校生に対しての対応は、私はこれで致し方ないなと思っています。本当は、現場でやってほしい、やるのが一番かなと思っています。ただ、今課長答弁の中で議論、議論と言葉がありますけれども、議論していません。私は、参加していますけれども。あれ議論と言ってはおかしいです。ファシリテーターとも何も議論していない。参加者同士も何も議論していない。ただファシリテーターから問われて自分の意見を言っているだけです。これ議論と言わないです。議会でも自分の意見を言えば、それは議論終結だみたいなことが過去にありましたけれども、これ議論って言わないです。議論ってやり取りしてですから。課長にも要請していますように、ワークショップごとのフィードバック、その内容をフィードバックしてまた返して、そのやり取り、キャッチボール、これ大事ですよ、ぜひやっていただきたいと、やりましょうと言いました。アンケート調査もちゃんと精査してまとめて出しますって言っていました。これから出てくるかなと思いますけれども。それに基づいてまたいろんな意見を出しながら、それぞれ参加者同士、あるいはファシリテーター、専門家との、それこそ議論があって私は収れんされていくのだろうと思っています。この作業が一番大事だし、面白いし、それで参加しているという実感がそこで湧いてくるのです。当事者意識も立ちますし、住民自治意識もそこで育つわけです。このプロセスを大事に考えれば、この答弁は私はないと思えますけれども、再度のお考えをお願いします。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のご質問でございます。

確かに短期間の間につくり込まなくてはいけないというふうなことがございます。その議論を尽くす本当に時間的余裕がない中でのやり方というのは、当然工夫していかなければならないというふうな思っております。必ずワークショップの振り返りに関しましては、しっかりと次につながるようなことで、いただいたご意見については次回のためにしっかりとご参加いただいた方に周知をさせて、次の議論の場につなげていただくというふうな方法は非常に大事なことでありますので、これについては初めからそういったやり方をさせていただきますというふうなアナウンスをさせていただいておりますので、しっかりと徹底してやっていきたいなというふうな思っております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 私は、大人ワークショップの間隔があまりに開き過ぎていると思っております。これは、ファシリテーターの予算の関係かなと思って、確認はしていませんけれども、私は間隔が開き過ぎていると思っております。ですから、皆さんじりじりしているわけです。あの後どうなるのだろうと。子供のワークショップがあるにしろ。それをどんどん取り入れて、それで我々にフィードバックして、次はこういうことしますから考えてきてくださいとか、そういう濃密なやり取りをすれば、私は全く風景は変わると思います、当町は。その丁寧さは、ちょっと私は足りないのではないのと、そこを考えませんか。最低もう一回はみんなディスカッションする場を私はつくるべきではないかなと思いますけれども、最後そこで答弁をお願いします。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のおたがしでございますが、なかなか大人のワークショップを増やすというふうな部分に関しましては、ちょっと難しいのかなというふうな思っているところでございますが、これはいわゆる契約の部分もございまして、なるべくそういったことが可能かどうかというのをしっかりとその事業者のほうと打合せをさせて、検討させていただきたいと思っております。なお、そういった回数を増やすことができないというふうな場合についてのその方法論についても、しっかりと町民の皆様の意見を集約できるような手立てをしっかりと考えてまいりたいというふうな思っております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） もう時間がないので、もったいないなと思っておりますけれども、意見を聞くだけ、意見を出すだけだったら、それ議論って言わないのです。そこを勘違いしてほしくないです。だから、議論しないと、いいアイデアでも収れんされてより研ぎ澄まされてレベルが上がっていかないと。これファシリテータでも認識していかないと困ると思うのです。自分たちの感覚で、スキルでやってしまっただけではいけない。住民の声がそこにまさに滑り込むように、集まるのが大事だということを認識していただかないといけないなと。それぜひ検討していただきたいと思っております。

これからの公園は、個性ある公園づくりが大事だと思うのです。先進事例もありますから、それも含めてしっかり検討していただきたいと思います。未来につながる公園になるわけですから、ぜひそこはやっていただきたいと思います。再度の認識。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えさせていただきます。

公園づくりというか、跡地の利活用に関しましては一番住民の方がそのつくり込み、初めの段階からご参加いただいて、本当に自分たちの公園なり跡地としてしっかりと十分に活用できる、町民に愛される公園づくり、跡地利用をするべきだというふうに思っておりますので、それに向けて様々なご意見を頂戴して、それが反映できるようなやり方、進め方をしていかなければならないというふうに十分思っておりますので、意見を闘わせる場を工夫しながら、例えばワークショップの回数を増やすことができなければ、時間を延長できないかとかいうふうなところは、しっかりとそのファシリテーター、委託業者のほうと詰めながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） もう一点確認します。

管理運営ですけれども、やはりしっかり進めていくには、やっぱりしっかりしたNPO、これ地元で育てるか、つくるか、それからある程度しばらくはそれにたけたところに委託しながら地元で育てるか、これぜひ考えて、これ町民と一緒に検討していくと言っていますから、ぜひやっていただきたい。これは答弁結構です。

最後に参ります。4点目です。観光イベントですけれども、ワインフェスはしっかり考えて答弁されているなと思って関心いたしました。いい経験をしたことは間違いありません。評価もこれだけの大きい成果として捉えているならば、これを生かさなければならぬというのは当然至極のことです。観光協会、町が主体になっては私はいけないと。やっぱり地元、住民が、町民が主体的に動く。その核になるのが観光協会でも、それはいいでしょう。連携しながらというところで。ですから、町も町の考え方があって当然いいわけですけれども、やはりそういうアイデアをそれぞれの持ち場で持ち合う、持ち合って議論する。議論というのは、持ち合って、それを寄せて、ではいいとこ取りするかという、そういう話ではないのです。できること、できないこともあるわけですから、議論することが大事だという、そういう文化をつくるようにしませんか。私は、議論が足りないと思っています、この取組のみならず。議論って大事なのです、人の意見に耳を傾けて。嫌な意見もあります、それは。でも、それを聞く。聞くといろんなことに気づきが出ます。そうすると、自分も高まるではないですか。勉強にもなるではないですか。そういうトラブルもあったなど。私も欠けていた部分だなど。勉強が足りないところがあって、それは普通ではないですか。だから、議論って大事なのです。その議論を避けては、いいものは絶対私にはできないと思っています。そういう取組に向かいますように、このイベントの見直しもぜひ一つ一つ丁寧にやっていただきたいと思います。特に心事に絡みますけれども、これ

はそもそもですから、これは核ですから、それはいじっては駄目。そのほかでやれることはたくさんあるはず。再度の確認をさせていただきたいと思います。そこは、しっかり議論して進めるという事で向き合っていたきたい。最後に、答弁、町長お願いします。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えさせていただきます。

ありがとうございます。議論は、本当に大事だというふうに思います。このワインフェス、私も2日間行ってみました。確かに活気があって、いろんなテナントを出した方々含めて、その中でもいろいろ反省点はあったでしょうから、議論を尽くしてさらにいいワインフェスにしていくよう、私も担当者に申しつけておきます。

○議長（横山知世志君） これで根本謙一君の質問は終わりました。

○延会の宣告

○議長（横山知世志君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 （午後 4時44分）

定例会 1 2 月 会 議

(第 3 号)

令和4年会津美里町議会定例会12月会議

議事日程 第3号

令和4年12月7日(水) 午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 櫻井幹夫君 | 9番 | 渋井清隆君 |
| 2番 | 大竹惣君 | 10番 | 星次君 |
| 3番 | 渡辺葉月君 | 11番 | 堤信也君 |
| 4番 | 荒川佳一君 | 12番 | 根本謙一君 |
| 5番 | 山内豪君 | 13番 | 根本剛君 |
| 6番 | 長嶺一也君 | 15番 | 鈴木繁明君 |
| 7番 | 村松尚君 | 16番 | 横山知世志君 |
| 8番 | 小島裕子君 | | |

○欠席議員（1名）

14番 横山義博君

○説明のため出席した者

| | |
|----------|--------|
| 町長 | 杉山純一君 |
| 副町長 | 佐々木吉一君 |
| 総務課長 | 金子吉弘君 |
| 政策財政課長 | 國分利則君 |
| 会計管理者 | 松本由佳里君 |
| 町民税務課長 | 猪俣利幸君 |
| 健康ふくし課長 | 平山正孝君 |
| 産業振興課長補佐 | 宮下寛君 |
| 産業振興課長補佐 | 佐藤文彦君 |
| 建設水道課長 | 鈴木明利君 |
| 教育長 | 歌川哲由君 |
| こども教育課長 | 渡部雄二君 |
| 生涯学習課長 | 福田富美代君 |
| 代表監査委員 | 小島隆一君 |

○事務局職員出席者

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 児島隆昌君 |
| 総務係長 | 歌川和仁君 |

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（横山知世志君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○一般質問

○議長（横山知世志君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告第7号、10番、星次君。

〔10番（星 次君）登壇〕

○10番（星 次君） それでは、一般質問を通告のとおり質問いたします。4点質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

1点目、令和5年度政策方針及び当初予算編成方針についてであります。令和5年度政策方針と当初予算編成方針は、令和3年度決算の施策評価及び事務事業評価、また令和4年度中間評価（現状分析）を踏まえての方針決定及び編成と考えるが、違う点があれば示してください。議会から令和3年度の決算における提言があったと思うが、十分に認識し、反映されたのか、見解を伺います。

また、重点プロジェクト事業についても、昨年度と違う事業があれば示してください。デジタル化推進などの経費の増加も見込んでいるが、どのような事業を考えているのか、併せて見解を伺います。

2点目、農業用ため池の維持管理についてであります。本町管内ため池のボーリング調査を実施いたしました。本町には何か所のため池が存在し、利用されているため池と利用していないため池が何か所あるのかを示してください。そのうち、県管理と自治区管理があると思いますが、調査結果を管理者や町民へ公表されたのかを伺います。

使用されていないため池の管理を今後町としてどのようにしていくのか、併せて伺います。ため池の維持管理には、草刈りなど多くの労力を要するが、管理している自治区への補助は考えないのか、またため池は水害の防災、減災からの役割も担っていることから、見解を伺います。

3点目、蓋沼森林公園の利活用と維持管理についてであります。森林公園は、自然保護の思想高揚と健康増進を図り、もって住民福祉の向上に資するために施設を設置し、町民の憩いの場と森林への理解を図るために学習する場として活用されています。過去3年間の入館者数と維持管理費、町が主催した森林学習イベントは何回実施したのか、示してください。学習館や宿泊棟も年数が経過しているために、今後の維持管理計画と利活用計画を示してください。

国では、森林環境税の配分を人口割や森林面積で行っているようですが、今後は川下の人口の多い都市部よりも、川上の森林を保全管理している山間部へ傾斜配分する方針であると報道されましたが、森林環境税を森林公園の環境整備や学習教材の充実を図るために、予算化する考えはあるのか、見解を伺います。

4点目、国道401号博士トンネルの開通についてであります。国道401号博士トンネルの開通については、町当局や議会でも長年にわたって陳情してきました。トンネルも貫通し、令和5年度には完成、貫通すると思いますが、沿線の住民や各種団体に呼びかけ、道路沿線に花の植栽を実施し、利用する方へのおもてなしを行い、魅力アップと観光誘客を図ってはと考えるが、見解を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 10番、星議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、令和5年度政策方針及び当初予算編成方針についてであります。1点目の令和3年度決算及び令和4年度中間評価を踏まえた方針なのかにつきましては、経営戦略会議において協議を行った令和3年度施策評価及び事務事業評価の現状及び課題並びに今後の方向性、各所管課において評価した令和4年度上半期の事務事業中間評価の結果を基に、令和5年度政策方針及び当初予算編成方針を定めたところであります。

2点目の議会からの提言を十分に認識し、反映されたのかにつきましては、経営戦略会議において、議会からの提言を踏まえた令和5年度政策方針を策定するとともに、提言内容を踏まえた重点プロジェクトの事業立案や事務事業の予算編成に取り組んでいるところであります。また、予算編成に当たっての基本的考えや編成上の留意事項を庁内に通知する当初予算編成方針においても、提言を基に国や県の動向及び制度改正などに十分留意の上、最少の経費投入で最大の効果が得られる予算編成に努めるよう、職員に対し通知したところであります。

3点目の重点プロジェクト事業につきましては、令和5年度政策方針に基づき、元気づくりプロジェクト、里づくりプロジェクト、人づくりプロジェクトの実現を推し進めるための事業であり、本町の地域性や特徴を高め、他に誇れるまちづくりに資する事業とし、部門をまたいで戦略的に取り組むための事業を重点プロジェクト事業として、現在事業立案に取り組んでいるところであります。また、令和5年度政策方針の中では、重点プロジェクト事業体系を明確にし、事業を構築する考え方として、パーパスについて記載をしたところであります。パーパスにつきましては、組織が社会に対する存在意義を明確にし、社会が目指す方向性に向かうものとして捉えられますが、元気づくりプロジェクト及び里づくりプロジェクトは、非常に密接な関係であることから、2つの重点プロジェクト事業のパーパスとして決定をしたところであります。

4点目のデジタル化推進等の経費につきましては、本年6月に閣議決定された骨太の方針2022において、新しい資本主義の実現に向け、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上を進めるため、デジタルトランスフォーメーションへの投資の分野において、計画的で大胆な重点投資を官民連携の下、推進する方針を示しております。予算編成に当たっては、国の方針に基づき、町民の行政手続の負担軽減や利便性向上に向けた検討を進めるよう、職員へ通知したところであります。

次の農業用ため池の維持管理についてであります。1点目の本町のため池数につきましては、60か所存在しております。利用されているため池は53か所、利用されていないため池は7か所、防災重点農業用ため池は49か所となっております。管理の内訳は、自治区が35か所、土地改良区が17か所、受益者等による管理組合が8か所となっております。

2点目の調査結果の公表につきましては、平成25年度から26年度にかけて、町が実施した29か所及び県が実施した1か所については、地区住民へ向けた説明会を開催しております。また、本年度も12か所の調査を実施しており、調査業務の成果品がまとまり次第公表してまいります。

3点目の使用されていないため池の管理につきましては、令和2年度に防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法が施行され、頻発する集中豪雨や大地震に備え、利用しないため池は、原則廃止を行っていくとしていることから、速やかに廃止するよう、管理者に説明を行い、手続を進めております。

4点目のため池の維持管理に対する補助につきましては、ため池は農業用施設であるため、多面的機能支払交付金制度や、中山間地域等直接支払交付金を活用することで、補助を受けながら草刈り等の維持管理を行うことができるため、現在のところ新たに町補助金による支援は考えておりませんが、これらの制度による維持管理の取組を推進してまいります。

5点目のため池が担っている水害の防災及び減災からの役割につきましては、農業用水の確保だけでなく、洪水調節機能や土砂流出防止機能も併せ持つ重要な施設です。しかし、大量の水を貯留することから、大雨や地震による決壊が発生した場合には、農地や宅地の浸水被害だけでなく、人命が失われる場合もあります。そのため、令和2年にため池廃止に係る意向調査を実施し、使用しないため池については、速やかに廃止することとし、使用中の防災重点農業用ため池については、緊急度が高い順に工事実施に向け、地区やため池管理者と調整を進めております。

次の蓋沼森林公園の利活用と維持管理についてであります。1点目の過去3年間の入館者数、維持管理費、町が主催した森林学習イベント回数につきましては、令和元年度の入場者数は4,383人、維持管理費は632万8,438円、森林学習イベント回数は4回となっております。令和2年度の入場者数は4,487人、維持管理費は615万2,000円、森林学習イベント回数は7回、令和3年度におきましては、入場者数は5,562人、維持管理費は796万4,671円、森林学習イベント回数は7回となっております。

2点目の今後の維持管理計画につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき策定しました公共施設等長寿命化計画により、令和7年度からトイレやログハウスなどの宿泊施設を必要に応じて修繕し、維持管理を行ってまいります。また、利活用計画につきましては、引き続きキャンプや自然観察を通して、身近に自然と触れ合い、森林への理解を深める場として利用してまいります。

3点目の国の森林環境税の森林公園の環境整備や学習教材への充当につきましては、現在町では福島県の森林環境交付金を森林公園内の環境整備に係る伐採費用や、児童や生徒を対象とした森林環境学習の教材の購入費などとして活用しております。国の森林環境譲与税は、森林整備を優先的に活用

することが求められておりますので、県の森林環境交付金とすみ分けをしながら、よりよい森林公園の環境整備のために、必要に応じて予算を確保する考えであります。

4点目の国道401号博士トンネルの開通についてであります。博士トンネルの開通は、昭和村をはじめ奥会津からの観光誘客に一定の効果をもたらすと考えております。花の植栽なども有効な手段ではありますが、高齢化が進む地域のマンパワーや継続性を考えると、現実的には難しいと考えております。本町の観光協会と昭和村の観光協会の交流は、今までも継続しておりますので、今回のトンネル開通を契機として、お互いの連携を一層充実させていくことで、観光誘客に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それでは、再質問をさせていただきます。

予算編成の基本的方針であります。町が示した編成方針について、2ページに記載してありますが、議会から提言がされましたやっぱり提言書のとおり、自主財源は町の決算の広報のお便りによりますと、23%なのです。それで、依存財源または起債によって賄いやっているのですが、これからもっともっと厳しい財政運営になると思うのです。それで、ここでは事業の廃止、それから類似事業は整理統合ということですが、これについて具体的にあつたのかどうか、その辺教えていただきたいです。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長、國分利則君。

○政策財政課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、お答えします。

具体的にあつたのかというふうなことですが、令和5年度予算につきましては、これから詳細に詰めますので、そこはご了承いただきたいと思えます。過去の例を申し上げますと、その事業の事務事業の統合、あるいはそういった事務事業の廃止というのは毎年何点かございます。それを予算査定なりに応じて、その際に事業の金額さらには進め方などを決定してくる、そういったことでございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） この文面は、毎年同じなのです。類似事業は、整理統合、徹底した見直しを行い、だから令和4年度はどうだったのですか。こういう令和3年度の決算に我々携わった中では、事務事業評価はほとんどが継続なのです。廃止とか整理統合は書かれていないのです。その辺教えてください。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 見直しされていないのではないかというようなことですが、しかし、内部では見直しは行ってございまして、まず事務事業につきましては、かなりの数を減らしてございます。ちなみに、前年度まで257事業を163事業のほうに統合したというようなこともございますので、そういった見直しは毎年行っているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 事業については分かりましたが、その見直しを図って、それで町民の要望に合った歳入に見合った歳出を基本として、最大の効果を上げるのだというふうに言っていますが、町民の考え、それから要望等について、窓口への対応としては十分に予算を反映されていなくて、ここをこうしてほしいというような部分だって予算がありませんという答えがいろんな区長さんに話があるのです。そういうふうに、町民のニーズというか、考えを反映していなくて、ただ通り一遍の予算配分というふうに各課の配分をされているのではないかなというふうに思って、今の質問をしたわけです。だから、この内容で分かりましたが、随分と整理統合はされているのだというふうにあります。その整理統合した部分が町民への幸せにならないような配慮が必要だというふうに考えるのです。その辺はよくそれぞれの各課から予算編成に出てきたときに、まとめる側としては、そういうのを十分に事務事業評価を考えながらやっぱりやっていただきたいというふうに考えていますが、その辺の考えどうですか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） ただいまのおたがでございまして、まさしくそのとおりで思っております。単に事務事業を統合、さらには予算なりをカットするというだけではございません。当然様々な地区、さらには住民の方々から様々なご要望なりご意見をいただいております。全てを1年度で実施するというのは、これはなかなか難しいということではございますが、それを計画的にやっていく、そういう基本的な姿勢は今後も続けていきたいと考えてございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 議会からの提言、十分に認識して進めるというふうにご答えておられますが、提言書の中では、事務事業の効率化を図り、町民の観点で顔の見える行政の実現を目指してほしいということで、職員がもっと町民の中に出向き、共に考え、共に汗を流しながら地域づくりを進めていただきたいという提言、これを十分に反映されて予算化するというふうにご答弁しておりますけれども、この辺はなかなか大変でないかなと思います。それで、昨日の同僚議員の質問の中でもありましたが、この重点プロジェクトの策定に当たり、パーパスにしてこれからやっていくのだというふうにご答えておられますが、若い職員の考え方を捉えてと言っていますが、やっぱりそういう考えを若い人とか職員がどんどん地域に行き、地域の声を吸い上げながら、予算編成にも反映させていくという手法が大事であるというふうに思いますので、その辺の考え方はどうですか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 予算の編成の仕方ということでございます。当然我々町民の声を最大限に聞きながら、それをどう予算に反映するか、ここがやはり肝要かと思っております。その一つの手段としまして、昨日も出ましたが、座談会なり、地域からの意見を聞くと。まさしく職員が直接町民の方から様々なご意見を伺う機会というのは、非常に大事だと思っております。そういった観点

の中で、予算の編成に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それでは、ここのパーパスで書いたというふうには書かれていますが、やっぱりこの重点プロジェクトは、何も変える必要がなかったのではないかというふうに思っているのです。達成度もまだ道半ばであって、元気づくり、里づくり、人づくりというふうに総合計画の後期計画の中で、今年で3年目なのです。これから仕上げの段階で、あえて書いているのです。いや、達成したらいいです。達成もまだ道半ばで、こういうことをやるのではなくて、やっぱり総合計画の中で、築き上げた部分は、達成まで持っていくというふうにしないと、今度また第4次総合計画の策定も始まるのです。だから、こういうふうなことをやっていたのでは、町長の施政方針というか、町長の考え方にも影響が出てくるのではないかと思うのです。町長がこれやりたいということで、一昨年から進めている中で、こういう政策を重点的なプロジェクトという骨太のやつを変えろということは、その大きい枠は変えないで、このパーパスでやっていくというふうな目的、ドッキング、その辺がやっぱりそうすると杉山町政は、ちょっと顔の見えない町政やっているのではないかなというふうに捉えられるかもしれないのです。その辺の十分にやっぱり首長とよく話し合いながら、予算編成というのはお願いしたいなというふうに思っております。

それ答弁要らないのですが、それでここでいう元気づくりプロジェクトというような一つの大きい枠がありますが、町長に申し上げたいのですが、やっぱり一番の町の喫緊の課題は、人口減少対策なのです。人口減少対策さえやれば、この対策は全ての各課にまたがった事務事業をやっているのです。だから、そうすると私は人口減少に、もうこれ一本で行くんだというふうになれば、そこに付随する、ここに書かれておりますけれども、農林業、商工業、それから産業というのですか、産業、それから子育てとか、福祉とか、医療とか、全ての課に関係するので、人口減少、私はこれに傾注する力を注いでいくのだというふうな、そうすると杉山カラーが見えてくるのですけれども、そういうふうなやっぱり人口減少対策というのは、細かく言うと移住定住とかいろいろありますけれども、やっぱりそこに住んで産業、働く場がないと駄目なので、だからそういう企業誘致とか、いろいろあると思うのですが、そこに特化した人口減少対策というふうな考え方、町長の考え方をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

まさに議員おっしゃるとおり人口減、我が町にとって大変重要な、これ全国的な問題ですけれども、私も就任当初から私の政策の中に人口増を図る重点事業も含めてという政策を掲げて取り組んでおります。昨年予算編成の中でも、職員に対して何にもつなぐのが人口だという話をしながら、全ての施策がこの人口増につながるようなものを我が町はやっていくのだということを申し上げて、各課認識している中での予算編成になっているというふうに思います。来年度についても、これ現状が一変す

るわけではありませんけれども、そういったその積み重ねが人口増につながってくるのだというふうに思いますので、引き続きこれは重点的な取組として進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） やっぱりまさしくそれだと思うのです。だから、人口が増えれば町の歳入の町税も増えるわけですから、増えた部分は町長がやりたい事業に回していくというような手段もあるので、ぜひとも本当やっていただきたい。人口の減少だけは、どこの福島県市町村でも負けないぐらいの、一番トップになるのだというぐらいの意気込みでひとつお願いしたいなというふうに思っております。

それから、この重点プロジェクトの中で人づくりプロジェクト、人材育成というふうなことがうたっていますが、これについては人材育成は幼小中というふうなことで、ここでその中で人材育成を図るのだと、人づくりをするのだと言っていますが、ここばかりでなくて、人づくりというのはまちづくりの根本なのです、根幹というか。人づくりをやれば、おのずと町がよくなっていくということなので、やっぱりこういうその幼小中だけでなく、もっと広い範囲で町内に住んでいる成人者とか、それから先ほども言いましたが、職員のそういう知恵をお借りした人材育成、まちづくりというのをやっていかないとまずいのだというふうに考えているのですが、その課題解決のためには、人材育成、人づくりが大切だと思うのですが、その辺の考え方を教えてください。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） まさしくいい町をつくるには人、これが一番大事だと思っております。そのための人づくりに対する事業というようなことについても、積極的に考えてございます。この政策にあります人づくりプロジェクトにつきましては、主に子供たちの教育をメインには考えてございますが、計画の中全体としてはやはりそういった成人も含めた町を我々職員と一緒にやっていくのは、当然そういった庁内の人づくりというのも重要なポイントだと思っておりますので、町民と職員と一緒に、先ほどまちに出て声を聞かなければならないのではないかというお話ございましたが、まさにそのとおりで、やはり我々職員が町民に向き合って、そういった一緒になって町をつくっていくと、これが肝要だと思っております。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それでは次に、デジタルを活用した地域課題や魅力向上というふうに記載ありますが、デジタルトランスフォーメーションの推進方針については、町民一人一人がデジタル化の恩恵を享受できることで、豊かさと幸せを実感することができるまちづくりを進めるのだというふうになっておりますけれども、町としては今後具体的にどのように、ここでは行政手続の軽減負担は利便性向上というふうに、ただ言葉だけで話してはいますが、具体的にこれをやるのだというのが見えてこないの、若干教えていただきたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 具体的にというおただしでございますが、今次年度の予算編成ですので、どこまで具体的というのはなかなか難しい今現段階でございますが、方向性を若干ご説明させていただきます。

まず、様々な手続ございます。その手続の中で、町民の方が窓口にいらして、いろんな書類を例えば氏名、住所、同じようなものを何度も書くというのがこれまでありました。それをできるだけなくそうというようなことで、現在ゆびナビというシステムを使いまして、同じシステムの中で1度記入したものについては、それを使っていくということで、なるべく町民の方に書かない、書かせないというスタンスの中で、町民の方には利便性を図っていきたいというのが一つの事業でございます。

さらに、もう一つでございますが、本年度町内全域にWi-Fi網を整備今現在してございます。これにつきましては、主な町内にほぼ全域に関してWi-Fi網が整備されますので、これによって今後ではございますが、様々な利活用が考えられると思います。次年度それを活用して具体的にというのはまだ今現在検証中ではございますが、それらを活用しながらデジタルの恩恵が町民全体に行き渡るような事業を構築してまいりたいと考えてございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 予算前なので、なかなか発表できない部分あると思うのですが、本当に美里のあいあいタクシーの予約、これだって本当にデジタル、これに匹敵するのです。だから、今課長が言ったみたいにWi-Fiの利活用で、今コロナ禍の中で進められておりますテレワークのワーケーションだってできますし、オンラインでの診療も北海道のほうではやっているところもあるのです。あとは、今若干言ったのですが、スマートフォンで施設等の予約、これも町はもうできておるので、そういうふうに。それから、オンラインで子育て相談、これだってできるわけです。だから、いろんなそういうデジタルに向けて各課で何ができるのか、どういうやつが今課題としてなっているのか、それさえ解決すれば、もっともっと美里町のデジタル化は進んでいくのではないかなというふうに思っておりますので、その辺のやる気があるのかどうかちょっとお願いします。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） やる気があるのかというようなことでございますが、まさしくこのデジタルに関しましては、ここコロナ禍において、この2年でかなり急激に進んできたものと思っております。デジタルで様々なこの2年間においてできることが増えてまいりました。先ほど今年整備をしております施設のオンラインの予約、さらにはデマンドタクシーのオンラインの予約と、様々な今までなかったようなシステムができてございます。それをいかに町民の方に使いやすく、それを周知するか、ここが一つの課題だと思っております。先ほど全町にWi-Fi網を整備今年してありますという説明申し上げましたが、実際これからどういったサービスができるのか、具体的な事業はこれからということになりますので、そういった今Wi-Fi網が整備されまして、これからどうするのかというのは、実はこれから詳細に検討するというところで聞いてございますので、具体的に各課どうい

ったことでこのデジタル化を進めるのかというようなことで、詳細な計画をつくって、このデジタル化に向けて推進したいと考えてございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それでは、内容的には分かりましたので、次に移りたいと思います。

農業用ため池の維持管理について、一定程度答弁いただきました。そこで、再度質問したいのが25年度から26年度にかけて約30か所、町が29、それから県が1か所ということで、説明会を開催したわけですが、やっぱり説明会やっても、なかなか人が集まらないということだと思っております。なかなか周知していない、また区長さんも替わったりなんかしても、引継ぎもなくて分からない。ため池の管理どうなっているのだというふうなお話があるので、やっぱりこの部分だって、町の広報紙に出して、広く周知をすべきだと思っておりますが、その辺の考え方、今後もやるのかどうか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐、佐藤文彦君。

○産業振興課課長補佐（佐藤文彦君） ただいまの再質問にお答えします。

平成25年から26年にかけて実施したボーリングの結果の説明会につきましては、確かに参加者はあまり多くなかったかと記憶しております。その時点では、改修の必要がありますということで、お知らせした箇所もあったかとは思っておりますが、改修費用というものがため池管理者、地区の負担も発生するというので、なかなか実施には至ってなかった。そういう必要がありますので、管理の仕方を水のため方を工夫して、ちょっと低くためてくださいというような対応をお願いしたところがあります。実際にそのため池については、全体的に全地区のため池の劣化状況といえますか、状況をここは大丈夫でここは危ないですとかということを広報にお知らせすることは適切ではないというふうにそのときはそういう判断をしておりました。その後時間もたちまして、管理者が替わったということに関しましては、年に1回ため池の管理についてということで、パンフレット、資料等は、管理者のほうにお配りをしておりまして、管理については十分注意していただくように、対応をお願いしているところです。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それで、今年度も12か所調査をしているわけでありまして。それで、その調査が終わり次第、まとめり次第公表しますということで答弁されておりますけれども、この公表の仕方について若干教えていただきたい。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐（佐藤文彦君） 先ほどお答えしたとおり、対象の管理者については、そのボーリング調査の結果についてはお知らせはすべきだと思いますが、全体的に周知するということは、適切ではないというふうにちょっと考えておりました。今ボーリング結果は、調査結果がまとめり次第説明会等でお知らせはしたいと考えておりまして、そのほかに現在県のほうで劣化状況の調査とい

うことも併せて進めているということです。そちらのほうの調査がまとまってから、改修工事については、優先順位を判断した上で、緊急度の高いほうから実施をしていくというふうに考えております。

ただいまの質問で、お知らせの方法につきましては、各管理者を対象に説明会を開催したいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 最後今言いましたけれども、公表の仕方は受益者とか管理者ということで、広くは公表しないのだと言っておりますけれども、町ではため池のハザードマップをつくっているのです。このハザードマップの中で、こういう調査した結果、完全に復旧したのだとか、そういう部分でハザードマップの見直しというのではないのですか、その辺教えてください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐（佐藤文彦君） ハザードマップというのは、ため池の水を満水にしたときの水量が一度に決壊した場合に、何分後にとか、どこまで影響があるかというものを示したもので、ボーリング調査の関係とか、劣化状況とかによってということではありませんので、ハザードマップは範囲、どこまでいくかということになりますので、それはそれでもしそういうことが起きた場合にはそういう危険性がありますということで、あとは見直しをするということはないというふうに考えてます、ハザードマップの範囲については。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 見直ししないというのはおかしいと思うのです。漏水箇所があったりなかったりするため池のために、地盤調査をやっていると思うので、やっぱり水かかりの面積というか、そこは満水にした状態で、ここまで浸水しますよというのは、ため池のハザードマップであって、だから例えばそれで調査の結果、これはまだまだ大丈夫、これはもう危ないなというような部分と、あと廃止しているため池については、原則もう水はためないのだという部分もあると思うので、やっぱり逐次見直す必要があるのではないかと思うのですが、町はやらないのですか、再度。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐（佐藤文彦君） ため池のハザードマップの見直しというのは、ハザードマップは満水のため池が決壊したときの最大の範囲を示しているということです。なもので、ボーリングの結果がよかったとかあまりよくなかったということには影響せずに、ボーリングの結果でよくなければ満水にはしないほうがいいのかという、そういうような説明をしておりました。水位を下げることによって、決壊してもその範囲が狭くなるというようなこともありますので、最大の被害を予想したのもありますので、ため池が廃止になりましたということであれば、そのため池のハザードマップは不要になることはあるかもしれませんが、ボーリングの調査の結果によってハザードマップの範囲が変わるということはないものと考えております。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） よく分かりました。

それでは、最後にお聞きしますが、この管理についての草刈りとか、労力のこれについての補助について私は聞いたわけですが、多面的機能支払交付金や中山間地域直接払いの交付金、それでやっていない、この補助金でやっていない自治区のため池があった場合は、これはできないわけです。だから、私は同じくこの交付金で、多面的と中山間でやっている自治区は、それで充当できるけれども、やっていない自治区は、同じような労力というか、草刈り3回やったりとか、水の管理をやったりしているので、その部分については、町の補助もあっていいのではないかというような考え方を聞いたわけですので、その辺はどんなふうに考えていますか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐（佐藤文彦君） 多面や中山間の組織されていない箇所ということについてですが、可能であればなるべくその組織できるような方策について支援をしていければというふうに考えております。例えば自治区とかだけではなく、ちょっと広い範囲で広域的な取組ができないとか、実際にその組織さえしてしまえば、まずはその組織化が困難だということでもあると思いますので、その組織化について支援を検討してまいりたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 町では、担当課では、そこまでまだ調査していないのでしょうか。ため池が30か所あって、そこに補助金を中山間と多面的機能を取り入れて活動している自治区が何地区あってというのは調査していないと思うので、やっぱり今後は調査してください。まだやっていないでしょう。やっているのなら説明してください。何自治区がそれ取り組んでいないため池が何か所あるのだというふうなことが分かればですが、分からなかったらそれで結構です、その辺。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐（佐藤文彦君） ため池を保有しているところでは実施しているというふうには聞いておりましたが、その他については把握しておりませんでしたので、この場でお答えすることはちょっと申し訳ありません。できません。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 了解しました。今後調査を進めて、平等性に伴って、やっぱりため池、自治区管理だといっても公共性も伴っているので、その辺はきちんと把握してやっぱり進めていくべきだなというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、蓋沼森林公園に移りたいと思います。答弁書を見ると、私が考えていたとは若干違って、入場者数が年々増えている状態なので、ちょっと一安心したのですが、私はコロナ禍の中で減って、維持管理費は反対に右肩上がりになっているのかなと思ったらそうでもなくて、町のほうの頑張り方というか、よくやっているなということで、これを見ますと感じられます。それで八木沢、雀林の地域住民が言っているのは、やはり雀林方面から利用者が上がってくる。これは急カーブでなかなか危な

いというふうに言っています。それで芦沢林道、入札は終わったのですが、まだ着工もなっていない。やはり早期に着工して、完成も早くやって、蓋沼森林公園の利用促進につなげてもらいたいというふうに考えているようですが、その辺の町の考え方、ちょっと教えてください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐（佐藤文彦君） ただいまの芦沢線の災害復旧についてなのですが、実際測量設計、入札と時間もかかりまして、発注の進めを進めていたところ、なかなか業者さんのほうの対応も厳しくて、入札が不調になったこともありました。再度入札をしたところ、1者のほうで対応していただくことにはなったのですが、蓋沼公園ということだけではなく、その奥のほうに大久保ため池というところがありまして、そちらの今改修工事が県営で進められております。そちらのほうの工事の工程の調整もありまして、なかなか工事に着手するということができずにいたというふうに聞いております。そちらのほうの工事もため池の改修工事ということで、重要な工事でもありますので、相互で調整して、円滑に進むようにということでは、調整が進められているところでありますので、可能な限り早期に完成するようには進めたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それで、トイレの改修がなかなか予算がつかなくてできていないというふうに、管理者のほうからもお話を聞いているのですが、やはりこれについては、私が言ったように森林環境税等を使って、やはりこのトイレだけの改修は早急に令和5年度はやっていただきたいなというふうに考えますが、予算のことなので言えないと思うので、これは要望としてお話ししておきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと蓋沼森林公園のパンフレットを見させてもらおうと、遊歩道がきちんとありますよというようにパンフレットにあります。行かれないような遊歩道なので、これについても記載をこのパンフレットにここから奥の遊歩道は行けませんとか何か記載がないと、今はみんなスマホで調べて、ここまで行けるのだというふうにどんどん行ってしまつて、危険になる場合もあるので、その辺の対応を考えてほしいなと思うので、その辺の考え方だけ教えてください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐（佐藤文彦君） ただいまの質問にお答えします。

蓋沼森林公園については、様々な施設もありまして、全て万全な状態にというのがなかなか難しい状況です。長寿命化の計画にもあるとおり、改修をしていく計画ではあります。その中でもただいまの遊歩道などにつきましても、破損して通りづらいということもあると思ひます。パンフレットに行けないという表示よりは、そういうことがないように修繕箇所の優先順位を決めて、整備していきたいと思ひますので、対応可能なものから早急に対応していきたいと思ひます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 時間がないので、次に移りたいと思ひます。

国道401博士峠のトンネル開通について、答弁書では高齢化が進む地域のマンパワーは、現実的には難しいと。これは町の考えだけであって、沿線住民には全然声もかけようとしない、この町の体制がおかしいのではないかと考えるのですが、その辺をお聞かせ願いたいのと、あと観光協会、本町と昭和村の観光協会というのに委ねているというのも、これもおかしいのではないかと思うので、この2点だけ教えてください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐、宮下寛君。

○産業振興課課長補佐（宮下 寛君） 今ほどの議員のおただしにお答え申し上げます。

確かに遊歩道、花で植栽を行って、その辺の交流人口のという部分に関しましては、やはり最近の老人団体の減少ということは、その花の植栽をやったとしても、その後の管理に関しては、なかなか対応が難しい状況であるということをごちらのほうも考えておまして、それに代わる対応方法ということで、やはり今までも昭和村とか、奥会津等からの観光交流という部分もございますので、その辺含めた対応に関して、また別な方法を検討してまいりたいというふうに考えております。観光協会との連携に関しましては、今後検討しながら、このトンネル開通に伴いまして、新たな観光周遊ルート、その辺に関しましても検討しながら連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 以上で私の質問は終わります。

○議長（横山知世志君） これで星次君の質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時03分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

次に、通告第8号、9番、渋井清隆君。

〔9番（渋井清隆君）登壇〕

○9番（渋井清隆君） それでは、通告に従い質問させていただきます。

新鶴温泉施設等の譲渡先候補者の決定についてであります。新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴を譲渡する民間事業者（譲渡先候補法人）決定のお知らせと題し、広報「あいづみさと」8月号（10ページ）に掲載されている。その内容は、応募者数1事業者、名称等、株式会社共生代表取締役、菅家薫、譲渡価格400万円（土地、建物等）、決定方法、新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴温泉譲渡先候補法人等選定委員会を開催し、応募書類の書類審査及び面接審査により、総合評価（運営能力評点）の6割以上を得て、委員の過半数がふさわしいと認めた応募法人等を譲渡先候補法人として決定しました。さらに、同じく広報「あいづみさと」10月号（26ページ）には、優れた運営能力を有する民間事業へ譲渡することとし、新たな事業者の募集を行ったとこ

ろ、会津若松市内の1業者に応募があり、譲渡先候補者と決定しましたと掲載されている。その当該法人の事業種目は電気工事業で、事業内容は送電線鉄塔工事の専門業者で、東北電力ネットワーク株式会社の企業グループに名を連ねています。そこで、譲渡先候補法人者と決定された応募書類等について伺います。

1、提案書と併せて提出書類について。

1、誓約書ないし9直近3か月分の決算書等に列記されている。その列記されている5に法人の履歴事項全部証明書（登記簿）、同じく7には法人定款が明記され、提案書と併せて書類を提出しなければならないとしている。しかし、その履歴事項全部証明書（登記簿）の目的の欄を見ると、そこには公衆浴場の経営、旅館業法等の類似する事業についての記載はない。そうすると、定款の目的もその類似する事業等について記載がないと言えること。したがって、この法人はこれまで公衆浴場の経営、旅館業法の類似する事業の実績など、何もないと言えること。実績が皆無の法人を選定委員会は何をもって公衆浴場の経営、旅館業等に優れた運営能力を有する法人と判定したのか、その理由。

2点目、選定委員会の組織。

3点目、ふさわしくない（反対）と認めた選定委員の人数とその理由。

4点目、譲渡価格400万円と決定した根拠。

5点目、譲渡の主な条件として、特約条項（買戻し）の規定を設けた理由と違約金の割合等。

6点目、前述した温泉施設等の譲渡に伴い、町税として課税徴収見込まれる税目と納税額等。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 9番、渋井議員の一般質問にお答えいたします。

新鶴温泉施設等の譲渡先候補者の決定についてであります。1点目の選定委員会が譲渡先候補法人を決定した理由につきましては、4つの理由が挙げられます。1つ目は、異業種でも高い経営能力を有している点であり、2つ目は経常利益が出るまで持ちこたえられることができると判断した十分な資金力を有する点であります。3つ目は、施設の経営について、ホテル経営に携わった専門家からアドバイスを受ける点であり、4つ目は経営者は以前から新鶴温泉の愛好者であり、温泉経営や地域の福祉と観光振興に対する高いモチベーションを有する点が挙げられます。選定委員会においても、異業種からの参入を不安視する声や経営の具体性に対する疑問がありましたが、電気工事の分野において、1代で東北電力ネットワーク株式会社の企業グループに名を連ねるまでになった高い経営力に対する信頼感により、温泉経営に対する期待感が多くの選定委員の不安材料を払拭したと判断しております。高い経営手腕に支えられた十分な資金力は、民間譲渡をした際に経常利益を出すまでの基礎体力を下支えすることが見込まれ、金融機関や財務指標に詳しい選定委員を安心させる材料になりました。温泉経営についても、ホテル経営の経験者から助言を受け、専門的な経営に対するノウハウを

積極的に取り入れようとする姿勢も評価の対象となりました。経営者は、福祉や観光の面においても、町と一緒に取り組んでいくことを明言し、赤字経営が予想される温泉施設の経営に社運をかけ、情熱を持って取り組もうとしております。確かな経営力に支えられた譲渡先候補法人による温泉施設の維持がなされることで、福祉的な役割の継続と観光振興の両方に活路を見出せたことが最終的に優れた運営能力を有する法人だと判定した理由に挙げられます。

2点目の選定委員会の組織につきましては、譲渡先候補法人等選定委員会設置要綱第3条に定める委員7名であり、ホテル経営のスペシャリストである学識経験者をはじめ、町温泉施設等の指定管理者、財務や経営に関する専門知識を有する方、地域振興に関する知識を有する方、公募による町温泉施設利活用処分等検討委員会委員、町職員で構成されております。

3点目のふさわしくないと認めた選定委員の人数とその理由につきましては、譲渡先候補法人の選定については、選定委員7人の採点による総合評価の総点数630点の6割以上を獲得し、かつ選定委員の過半数がふさわしいと認めることが条件となっております。民間譲渡にふさわしくないと反対した選定委員は2名であり、反対の理由につきましては、事業計画の一部に具体性が欠けている点があったことや、民間による経営継続に対する不安などが挙げられます。

4点目の譲渡価格400万円と決定した根拠につきましては、応募に当たり提出された譲受け希望価格が400万円のため、町が募集時に設定した最低譲渡価格379万円を上回っていたことが根拠として挙げられます。最低譲渡価格につきましては、不動産鑑定評価額はゼロ円のため、譲渡に必要な土地建物測量登記業務及び不動産鑑定評価業務に要した経費を根拠といたしました。

5点目の買戻しの特約条項を設けた理由と違約金の割合等につきましては、温泉施設等の営業中止など、土地建物売買契約に定める事項に違反した場合に備えて、買戻しの特別条項を設置しております。違約金の割合については、国や他の自治体の事例を参考にして、町温泉施設利活用処分等検討委員会の審議を経て、譲渡価格の30%に設定いたしました。

6点目の前述した温泉施設等の譲渡に伴い、町税として課税徴収見込まれる税目と納税額等につきましては、固定資産税として、土地、建物合計で約280万円と試算しております。

私からは以上でございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） それでは、再質問させていただきます。

まず、定款についてお尋ねしたいと思います。定款とは何とお考えでしょうか、定款について。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐、宮下寛君。

○産業振興課課長補佐（宮下 寛君） 渋井議員の再質問にお答えいたします。

定款についてはどうかというおたがしでございますが、企業が経営を行っていく上での内容について定めたものということで解釈しております。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番(渋井清隆君) そうすると、今のあれは会社を運営していく上で必要不可欠な基本的ルールを定めたもので、会社の憲法というふうなことで理解してよろしいのですね、指針だと。そうしますと、その定款には絶対的規定があるわけですが、条項。定款に記載しなければならないもの、これが6項目ほどあるわけですが、その点についてお伺いします。

○議長(横山知世志君) 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐(宮下 寛君) 定款の6項目ということでございますが、当初この業者さんに関しましては、異業種ということで、電線等の設置という部分での業種ということになりますので、この部分についての……すみません。一回休憩よろしいですか。

○議長(横山知世志君) 休憩します。

休 憩 (午前11時29分)

再 開 (午前11時30分)

○議長(横山知世志君) 再開します。

産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐(宮下 寛君) 今ほどおただしの定款の内容でございますが、応募法人の定款につきましては、目的、それから発行可能株式総数、それから発行済み株式の総数並びに種類及び数、次に資本金の額、次に株式の譲渡制限に関する規定、それから役員に関する事項でございます。

○議長(横山知世志君) 渋井議員。

○9番(渋井清隆君) 目的はないのですか、目的。目的言いましたか。一番大事な目的が入るのでしょうか。

○議長(横山知世志君) 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐(宮下 寛君) 大変失礼いたしました。目的に関しては、当初述べたとおりでございます。

○議長(横山知世志君) 渋井議員。

○9番(渋井清隆君) この定款は、絶対的な記載事項と相対的と任意とあるのです、3つ。それで絶対記載事項というのは、この目的、商号、本店の所在とか、設立に関しての資産の最低額、発起人の氏名、名称、住所、発行株数、先ほど言いました。この6項目なのです。6項目の1つでも記載がないと、定款は無効になる。

そこで、それではこの法人の目的にどのように記載されているか、教えていただきたい。

○議長(横山知世志君) 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐(宮下 寛君) 渋井議員のおただしにお答えさせていただきます。

目的の記載内容でございますが、1番に土木工事、次に建築工事、次に3番、電気工事、4番に架空送電線の工事、5番に鉄塔工事、6番に全各号の工事に関する調査、設計監理、請負及び準備業務、

7に地質調査業、8、測量業、9、産業廃棄物処理業、10、建築物の保守並びに維持管理、11、前各号に附帯関連する一切の業務となっております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） それは登記簿謄本に書いてあるやつでないでしょうか。定款の目的は、その経営する内容を書いてあるわけです。それは、登記簿謄本の履歴全部証明書、そこの中を今述べたのでしょう、これ。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐（宮下 寛君） お答えいたします。

今ほど申し上げましたのは、履歴事項全部証明書の中に記載されております目的に関しまして申し上げたところでございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 私聞いているのは、定款のほうに何を述べているかということを知っているのです、定款の目的。

○議長（横山知世志君） 休憩します。

休 憩 （午前11時34分）

再 開 （午前11時37分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐（宮下 寛君） 大変失礼いたしました。それでは、おただしの定款について読み上げたいと思います。

目的として、この定款第2条にうたっております1番、土木工事、2、建築工事、3、電気工事、4番、架空送電線工事、5番、鉄塔工事、6番、前各号の工事に関する調査、設計監理、請負及び準備業務、7番、地質調査業、8番、測量業、9番、産業廃棄物処理業、10番、建築物の保守並びに維持管理、11番、前各号に附帯関連する一切の業務でございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） これは、定款と同じく書いてあるのですが、本来は定款にはその目的を具体的に書いてあるのが定款だ。ただ、今言っているのは登記簿の中身を言っているだけであって、何を目的としてその会社をやるのだということの大きな役割が書いてあるのが定款だと。そこがちゃんと明確に言っていないけれども、それはそれでいいとする、同じですから。今言いますと、今答弁もらいましたが、そこには先ほども言ったように、温泉業、旅館業、これは入っていないのです。なのにこれ優れていると、何を根拠として優れているのかと。その根拠はここにちゃんと書いてあるので

す、これ、選定法人の結果書というやつです。これここに全部列記しただけなのです、これ。具体的には、全然言っていない、上まで。では何をここでもって優れていると。ノウハウも何もないのです。私そこが不思議でならぬと思うのです。どうなのでしょう。ノウハウもない、添付書類はその他何のために、ならばこの定款とか、登記簿謄本は何のためにつけたのですか、何を見るために。お答え願いたい。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐（宮下 寛君） おただしにお答えさせていただきます。

町長答弁でも申し上げたとおりでございますが、今回この業者に関しましては、異業種からの参入ということで、温泉とか宿泊に関する業種、当初から明記されていないというのは当然のことではございますが、実際新規に参入する業者ということで、当然ながら実績がないわけではございますが、今回の選定委員会、実際専門家を集めたこの選定委員会の中でも、この高い経営力であったり、十分な資金力、それから事業計画の妥当性ということで、一応内容について精査したところで認められたという結果を基に選定したということでございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうしますと、異種業ではあるけれども、資金力があるからということですが、そうするとこの業者は年商どれぐらいなあれがあるのでしょうか。私ちょっと調べたけれども、年商3億から5億くらい、そんなくらいだと思ったのですが、どうでしょうか。このぐらいの業者だといっぱいいます。必ずしも鉄塔業の専門工事だけでなく、建設業法だっているし、いろんな人がいます。ここの線引きは何をもって、であれば資金力があつたのだと、この線引きはどこだったのでしょうか、根拠は。

○議長（横山知世志君） 休憩します。

休 憩 （午前11時43分）

再 開 （午前11時45分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

議員皆様にお諮りしたいと思うのですが、午後1時まで休憩としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 資料の整理がまだ若干未了というような形でありますので、1時まで休憩したいと思います。

休 憩 （午前11時46分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

執行部へ申し上げます。答弁はしっかりと準備されて、明快な答弁となるよう求めます。

答弁、副町長、佐々木吉一君。

○副町長（佐々木吉一君） まず、答弁を始める前に先ほどの答弁者が私どもの不手際大変申し訳ございませんでした。

それでは、先ほど渋井議員からおただしのありました件につきまして、申請時における純売上高といたしまして、5億6,000万ほどございました。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 私が言ったように3億から5億なのです。これが適正な業者だという、優れているということがなぜ分かるのかということなの。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 適正な業者かどうかという部分について、町職員としてそこは判断するのは難しいということで、選定委員会の委員さん方をお願いした経緯がございます。その中で、委員会のメンバーでございますが、経歴を見ますと、ホテル関係の方、あとは税務の方、金融機関の方等々がございまして、その方々がこの会社は能力があるというような判断をしたところでございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） それは7名の方がそこに入っているというのは、そこには公募委員とか、町観光協会、商工会います。これ7名です。ですが、後でも出ますけれども、2人はふさわしくないと見ているのだ。この理由も出ています。それで、私が言いたいのは、本郷の湯陶里があります、前回売却できた。これは実績があって、経験もあるのです。それで、資本金もかなり大きいのです、いっぱいあります。そういうもので、経験あるから売却したということですが、これは全然異種業で、経験も何もなく、ましてや2人がふさわしくないと。ただ、このふさわしくないとここを重視してはいると思うのですが、この応募業者が1者のために評点数の、いわゆるこれでやっているのだと。この点数だけでやっているのです、これ、見てみると。六百何点だか、これあるうちの6割だからどうのこうのと、それだけでは私はまだまだ足りないのではないのという、そういうことを1問目から聞いていたのです。だから、それで定款は先ほどこれ課長補佐が述べていましたが、このときにはあのとおりなのです。しかしながら、これまた後で私臆本見てみたら、9月5日に目的を変更して、9月9日に登記しているのです。そこにはこういうものがみんな入っているのです、課長補佐が言った。なぜここが後づけになっているの。それ以外の食品とかたばことか民芸品とか、これは振興公社、それと全く同じ目的が上がっているのです。精査してみたことありますか、これ。見た。ではどうしてですか、これ。そのときにささなくて後づけで出すという意味合いは。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 町がまず民営化に伴います公募をかけましたけれども、その中の募集要

項の中においては、経験者とかというような部分は入ってございません。募集要項上は、8つほど応募資格として条件を付しましたけれども、その中においては、必ずしも温泉経営とか、ホテル経営とかというような部分はうたっておりませんので、希望される会社の方が応募されても別に問題はないという考え方でございます。ただ、今議員がおっしゃった後で定款を修正といいますか、改正したという部分においては、業者側といいますか、相手方が今後新鶴温泉等を経営する上においては、それは直したほうがいいだろうというような判断で、変更されたものではないかというふうに推察するものでございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 先ほども読みましたように、1ないし9に書いてあるのは、であれば先ほども言いましたが、定款を提出しなさい。あと登記簿謄本を提出すると。何をなら見るためにやったのですかということなのです、基本的に。これ個人だったらば、履歴書でしょう。個人の場合に例えるならば、ここら辺は履歴書しかないのです。履歴書の中には、賞罰関係絡みからみんな出てくるのです、履歴書は。この法人のそういうところも本来ならば見るべきなのだ。これは単なる併せて提出する。何を目的がこれつけたか、意味が分からないのだ。どういう意味でつけさせたのか、定款と登記簿謄本。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 今ほど渋井議員さんおっしゃいましたけれども、その定款を例えば募集時に添付させた。あとは登記簿を添付させたという部分においては、間違いなくそういう会社があるのだというところの確認でございます。その確認とともに、審査時には決算書等も出していただいて、その業績等も見るといようなことでございまして、あくまでも先ほども申し上げましたけれども、温泉を経営したとか、ホテルを経営したとかというようなチェックするための添付資料ではございません。あくまでも会社として、そういう会社があるのだということの確認のための添付資料でございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ちょっとそこら辺の意味が分からないのだ。本来ならば、定款は会社の憲法ですので、これにないものは事業はできないのです。その事業できない定款内容を見て、それをよしとするというのは、そもそもおかしいではないのですかということ。それがその添付、併せて提出書類というのは9項目書いてあるのです、これ。それを無視するということは、そもそも審査要件から外れるのではないの。そうではないの。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 先ほども申し上げましたけれども、当初町が応募資格として定めた部分においては、先ほども何回も申し上げますけれども、そういう経験とかという部分は、問うておる部分ではございません。ただ、相手方の会社が改めて定款等を直したという部分においては、今後町か

ら例えば譲り受けるという形になったときに、そのための準備行為として行ったということで、町としては理解してございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 全員協議会の場合では、売却後にそれはやると言ったのです。覚えていないですか。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 議員おっしゃるとおり売却まで行うということでございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ならば売却後でもよかったのではないの。売却後でもよかったのではないですか。あえて今のところやっているということ自体が何か後づけなのだ。最初からちゃんと出していればいいのです、これ。そこら辺がおかしいのだ。いかがですか。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 何度も申し上げますけれども、町としてはそういう条件は付してございません。広くいろいろな会社に応募していただきたいがために、そのような条件をつけていないと。ただ結果として、1者しか出てこなかったのですけれども、町としてはやはり広く募集するための応募要件だというふうに解釈してございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 何遍も同じこと言ってもしょうがないので、次に入ります。

選定委員会の組織ですが、ここにもちゃんと今言ったように、金融とかいろいろあります。だから、そういう人をスペシャリストだとか、やはりそういう人を見るために、その目的をやっぱり重視しなくてはならないと思う、何事も。目的があってでしょう、経営というのは。だから、この定款というのは、会社の憲法になっていて、定款がなかったら登記は通らないのだ。定款つけて登記かけるのですから。だから、定款を変更するときは、逆にこれ総会、これ開かなければならないことになっているのです、これはちゃんと。勝手にできないのです、これ。株主総会3分の2だかそこらの議決を得なければならない。それをもってつけてやるのです。そういう重要な案件なのです、ここは、目的というのは。さっきも言った絶対的規定、これが1つでも外れば、定款は無効なのだから、そこを重視しなくてはならないのをあえてそういうところが自分勝手な都合のいいことの答弁でよいでは駄目なのだ。町民に向かって言ってください、ちゃんとそういうのは。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 定款の変更に関しましては、令和4年9月5日臨時株主総会を行いまして、相手方は定款を変更したという形で報告は受けてございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 私言ったのは間違いないでしょう。変更しているでしょう、5日。ここ登記

に書かれている。載っています、これ登記簿謄本。取ってきたのですから、私は。だから言っているのです。だから、やっぱりきちんとそういうところを重要な案件については見るべきなのです。そこを外して、1者だからという、そういう問題ではない。この1億6,000万というかなりの資産価値なのです。そういうことから見れば、十分に慎重に審議するべきだと思う。これが定款です。

では、次に入ります。ふさわしくない選定の理由ですが、これ7人今ほど言ったように、総点数630点の6割だと。けれども、過半数のあれだと。具体的にこの2名の方が反対だと、そういうことになっている。理由については、町長答弁にもあったような具体性が欠けるとか、経営の存続に対する不安があるととか、これちゃんと言っています。これを言っているということは、そういう全体的に見たときに、やはり不安を感じたと。この2名の方というのは、これどの分野に入る人なのか、この2名というのは。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 2名の方が反対というような意見を出されましたけれども、この場においてどことこの誰ということは控えさせていただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 誰というのではないのです。私聞きたいのは、ここの温泉の指定管理者なのか、スペシャリストなのかという分類の中のどこに入っているのですかということを知りたい。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） ある程度職名等をいうと、その方がどなたというのは明確に分かってしまうようなおそれがございます。ただ、先ほど申し上げましたホテル経営とかの経験者のスペシャリストというような方ではないということでございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうすると、あくまでもあれについては拒むということですね。何かそこら辺全部押さえてもいいと思うのです。これだけの大きな金をやるに当たっては、会議そのものは公開制なのです、大体基本的に。それをあえて隠すようでは、何か疑問が生じますと私は思います。公開にできないという条件があったのですか。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） いろいろなプロポーザルなり、例えばほかの候補者選定委員会なりというのがございますけれども、その中身について、個々の案件についてこういう方は賛成したけれども、こういう方は反対したというようなことは、全然今まで公表してございませんので、今回も同じ対応をさせていただきます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 要領なり要綱などに、その会議録は公開しないという条項はあるのですかと聞いているの。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 会議録自体は公開するのは問題ございません。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ないのでしょうか。ないのだったら言ってもいいでしょう。そうなのでしょう。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 会議録自体は公開しますけれども、その内容について、誰々委員というような表現はいたしません。あくまでも委員というような表現で、こういう発言があったと。あと事務局側でこういう発言したとかというような会議録になりますので、そこで個人が特定されるというような会議録ではございませんので、そういう部分で公表はさせていただきます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 分かりました。これについては、後ほど考えて開示請求でもして見てみます。

では、次に入ります。譲渡額400万と決定した根拠なのですが、これ見ますと、町が募集時に設定した最低譲渡額が379万円となっています。それで、不動産の鑑定は収益還元法という方式でやると、どんなものでもこれはゼロ円になるのです、中古物件は。しかしながら、土地建物登記業務とか、鑑定業務、かかった経費、これが379万です。そうしますと、400万からこれを引いた分が結局はこの登記業務、要するにかかったものを勘案すると21万円、1億6,000万の資産価値が21万円で譲渡するということなのです。いかがなのでしょう。本郷の場合は1,600万です。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） その売買価格につきましては、まずその不動産鑑定士に依頼しまして、そこで出していただいた結果は、説明会等でも申し上げましたけれども、ゼロ円だったということでございます。では、なぜ資産価値があるのにゼロなのということなのですけれども、資産価値としまして、例えば住宅物件等でございますと、当然そのときの資産価値でもっての売買というような形になるわけなのですけれども、新鶴温泉及びほっとぴあについては、収益物件でございます。あと収益物件というのは、過去の収益並びに今後のことを考えたときに、どれだけ収益としてなるのかという部分が計算されます。その中で、不動産鑑定士の方がゼロというような見込みを立てたと。単純に、固定資産の評価額といいますか、資産価値としましては1億6,000万程度でございますけれども、町としましては、温泉をホテルを10年間継続してやってくださいというような条件で売買するわけです。そのときに過去の実績、ずっと赤字でした。今後10年間これも説明会等でも申し上げましたけれども、長寿命化計画なり、指定管理者への指定管理料なりを町が直接払えば約9億7,000万程度10年間でかかるというような部分がございまして、最終的に不動産鑑定はゼロとしたわけでございます。ただ、町がゼロでもっての売却という部分においては、やはり先ほど渋井議員おっしゃったとおり、不動産鑑定なり、準備行為での経費がかかってございますので、三百七十数万円というのを最低価格、公募価格で出させていただいたわけです。ただ、400万円というのは相手方がでは400万円で購入しましよ

うというような数字だということでご理解していただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） この譲渡価格の評価は、応募者が1者のために実施しないといっているのです。ましてやこの収益還元法から見ると、いわゆる経営、これからやっていく間に修正しなくてはならない、それを勘案するとゼロなのだといいますが、ゼロだといってもある程度ここで譲渡価格はやはり自分たちがそれなりの設定というのはあると思うのです。不動産鑑定士がやったからいいのだという問題ではないと思う。それは一つの参考意見として、真摯に受け止めるべきだとありますが、ましてはこれ今言ったような、そういうような勘案すると、21万です。片っ方の人は1億6,000万の資産をもらうのです、これ。21万で町民の健康と福祉を変えられるかということ、そうではないと思う、私は。まずもってこの公の施設というのは、そういうものを目的として設置するわけです、地方自治法の第244条ですか。そういうことで設置したやつを安易な考えで、町民の財産を僅か21万です、これ。どう思いますか。私はちょっと合点がいかないのです。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） この件についても何度も申し上げますけれども、あくまでも町側が設計を組んで、適正価格を出すということは、職員の力として非常に困難であろうということで、議会にもお願いして不動産鑑定委託料を令和3年度の予算で計上させていただいたところでございます。不動産鑑定士にお願いして、出た結果がゼロ円ということなのです。ですから、先ほども申し上げましたけれども、必要経費等を計上いたしまして、それ以上の公募価格というような形で募集し、結果として400万円、渋井議員おっしゃるとおり、実質実入りは21万というような形になるかもしれませんが、それが適正な価格というような形で、あくまでも収益物件ですので、単体で住宅とかというようなこととは違うということでご理解していただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） それでは、次に参ります。

買戻し契約のあれです。条項を設置してある割合ですが、30%、あと400万というと、120万、三四、十二ですから、120万のこれができなかった場合は町がもらうと。残りの280万は払うということです。その間において、いろんなところを修繕というわけでないけれども、いろいろ改築なりなんなりした場合、原形復旧はないのですか、これは。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 原状復旧という部分は考えてございません。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうしますと、また町が買戻すと仮になった場合は、使うだけ使った場合、いろんなところ今度は修繕なりをしなくてはならないと。また金かかるわけです。だから、そもそものこの30%というのは、安過ぎると思うのだ、若干私から言うと。売った以上は、やはり最

後まで経営していただくというような条件のほうが私は似合うのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 全く渋井議員おっしゃるとおりだと思います。売却した以上は、その業者が責任を持って最後まで運営していただきたいというふうに町も今でも思っています。ただ、万が一それができなかったという時のために、このような条項を定めているということで、ご理解していただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） これはあくまでもこの30%は、町の土地家屋、その合計額だと思うのですが、これ以外に振興公社もあります、附帯設備とか何か。これも振興公社は町の第三セクターでやっているわけですから、その価格がちょっとこれ分からないです。率はやはり同じだという考えでよろしいのですか、これ公社の経営のあれは。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） ちょっとあの質問がいまいち聞き取れなかったので、再度お願いできますか。

○9番（渋井清隆君） この設定価格ですけれども、町が持っている建物以外に、公社が持っている備品とか、車とかいろいろあります、これ。動産、不動産なり、その部分も契約行為に入ってくるでしょう、これは別に、公社として。その場合には同じ設定率を使うのですかと聞いているの。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 公社が持っている備品というものは無いと思っております。あくまでも町が指定管理料を支払って、必要なものをその中で公社は準備する。また、高額な備品等については町が直接使うというような部分でございますから、公社単独での持ち物というものは無いというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 私あると思うのです。公社の決算書を見ますと、減価償却費が毎年40万、50万と出ています。物品はあるのではないですか。よく見てください、決算書。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） あくまでも公社として決算書を出す場合においては、例えば新鶴温泉なり、ほっとぴあ新鶴なり、その中で購入した。だから、減価償却費が生まれるのだというような部分でございます。ただ、出どころが町か公社かという部分だと、公社から出ているわけではなくて、町の委託料等において出ているというふうに、それに対する決算書だということでございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ですから、あれは単独でもって連結決算をしているわけですから、いろんなもの

を。その分野において、ちゃんと新鶴温泉の健康センターとか、そういうのは減価償却費がちゃんと上がっているのです。上がっているということは、物はあるのです、残存価格。それがあから同じものは同じような形で、率合で売るのであるかということ、違約金は。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 今渋井議員おっしゃったとおり物がございます。いろいろな物を備品等は購入してございますから、物はあるわけです。ただし、先ほども申し上げましたけれども、それがでは公社の持ち物かということ、そうではないということでございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 公社の持ち物でないと、公社そのものの決算書に上がっているのです、これ。その中で連結決算しているのです、みんないろんなこの施設について、委託について。だから、公社の独自の持ち物があるのです。ないというのはおかしいと思います。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） あくまでも連結決算の中で、当然減価償却費という部分がございます。先ほども申し上げましたけれども、具体的に例えば備品等を購入する場合には、その資金というものは町から出ているということでございます。ただ、公社単独で何かその備品を購入したという事例はあるかもしれませんが、ただ、それについては今回の売買については、カウントしてございませんので、あくまでもそれは別物だという考え方でございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうすると別に契約するということですね。それは公社独自に契約することだ、そういう判断に。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） それについては、こういう公社のほうに確認してみないと、今この場でこうするのだということは申し上げることはできません。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 第三セクターに私は役場のほうからお金もちゃんと行っているわけですから、原資はこっちから行っているのです。だから聞いているのです。あるものをただくれるのではなく、残存価格というのはあるわけですから、それに見合ったお金をこのパーセントなり掛けて、やはりそれも別契約してやって取るべきなのです。第三セクターです。町が8割の株主です。そういうことですから、そこら辺もよく考えていただきたい。

では、次に移ります。町税の関係ですが、これ見ますと、固定資産税、土地、建物の合計で280万ということ。これはあくまでも基準日は1月1日現在ですから、来年からこれだけが入ることになるわけです。そう理解していいですよ、どうでしょうか。

○議長（横山知世志君） 町民税務課長、猪俣利幸君。

○町民税務課長（猪俣利幸君） この価格は、あくまでも今年度の評価価格でございまして、基準年度、基準というか、いわゆる資材等の再建築費用の公共となる資材費というのは、令和3年度を用いております。いわゆる今年度中に売買譲渡がなされれば、あくまでもこの金額が基準額になりますけれども、来年になればまた価格の再算定、再度の評価、すみません、単価の入替えというのがございますので、価格は若干ずれが出てきます。乖離が出てきます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 今言うとおりの、これは評価替えの見直し等々もありますから、それは当然だと思います。ですが、この280というのは、今の場合、今年売るとすれば、これは目標としては上げると。これだけなのです、上がるのは、町税で。法人税については、分割法人でも何もないので、ゼロ円です。そうですね。

○議長（横山知世志君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 法人税につきましては、実際渋井議員のこのご質問の中の譲渡に伴いというこの解釈がちょっと疑問があったのですけれども、法人税につきましても、実際にこの事業所、今美里町にございませぬ。従業員数がこちらのほうの経営されるようになれば、こちらのほうに事業所として存在することになれば、当然に均等割が課せられます。また、あと従業員数に応じまして、法人税割というものについても、全事業者を分母にしまして、美里町の従業員数で、法人税に対して6%の税率ということで、新たに法人税割、法人住民税というものも賦課されます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 今言っているのは分かるのです。要するに、ここが本店、支店がないと、これはできないと。あった場合でも、所得を超えるから所得割はない。ただし、均等割はあると。ただ、こういうふういろいろな売ったはいいけれども、土地だけは入る。だけれども、法人税とかそういうのは入ってこないのです。個人であれば住民税の場合だと、家屋敷課税とあって、店舗さえやっていたら均等割が入るのです。それ家屋敷課税という所得割はないと。だけれども、この場合は両方ないから両方入らない。均等割も所得割も入らないでしょう。分割法人でもないのです。そうやってくると、さっき課長が言ったように、案分するのです、従業員の数で所得割。それが町のほうに入ってくるといことになるのです。ただ、この建物だけが280万、これで280万というのは、評価替えの見直し3年に1回やりますから、その税率の100分の1.4ですか、1,000分の14だ、税率は。だから、そういうのがこれはどんどん、どんどん落ちてくるのです。私言いたいのは、このお金がどうのこうのよりも、やはりそもそもの目的は、何をもってやったのかということなのです。ここの場合は、要は住民の福祉の健康とか、観光目的があるわけです。観光も今、財政課長が商工観光課長のときにも分かるように、スマートシティそれDMOの予算化みんな知っています、観光の関係で。毎年260万とかそこら50万とか上がっています、継続して。観光がなくなるのではないかと、せっかくここの場合なっている場合、いろんな条件がそろっているのです。北の玄関口であるインター、あとはワイナリ

一、中田の観音さん、いろいろなあります。

今の温泉施設、そこに加えて、今回はそのプラス要因があると思うのです。分かりますか、プラス要因。これはようやく只見線が開通したのです。その只見線開通した沿線の中には、どこもこんなにいっぱいやるような駅はないと思うのです。本郷駅から始まって、高田駅、根岸駅、あと新鶴駅と、4つもあるのです。こういうものを生かしてこそ、行政のやり方だと思うのです。売ったからいいのではないのです。せっかくある施設を最大限に利用して、先ほども前段の前の議員の人も言っているように、最少の経費で最大の効果を上げる。それと言っているのは、地方自治法の第2条第14項だと思うので、あと地財法の第4条第1項、ここにもきちんと書いてあるのです。何かそこをやはりやること自体、それを我々議会もやるのが議会の目的なのです。それが議会だと思うのです、私は。町民はやっぱり主人公ですから、町民のせっかくこれだけ苦労してやったお金を生かす方向に考えていただきたい。ただ、21万でやればいいという、21万と先ほどから何回も言いますが、町民の福祉、観光、これについて全然ウエートを置かないで、持っているものは厄介物だからかという考えは、ちょっと俺はおかしいと思うのです。そこら辺もう一度精査して検討すべきだと私は思います。

これだけ言って、私の時間は終わりますので、終わります。

○議長（横山知世志君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 渋井議員おっしゃるとおりだと思います。これからまちづくりという部分を考えてときに、やはりあのエリアは、観光の拠点になるというふうに考えております。また、温泉施設自体住民の方々の福祉の向上という部分においては、非常に重要な施設だというふうに町側も考えております。今後のまちづくりのためにどういうふうにしなければならないかという部分においては、やはり行政だけでやろうとしても、なかなか難しい部分がございます。今全国的に見ても、民間企業の活用というのが叫ばれております。本町においても、今後は役場と民間企業が協働して、住民福祉の向上に向かって進むべきだという考え方の下で、今回のこの条例廃止並びに温泉の売却という部分を進めさせていただいているということがございます。地方自治体、当然役場の役割というのは、そこに住む方々の生活を支えるという部分がございます。つまり住民サービスの向上のために、自治体は存在しているというのが根底がございます。それを具現化していくために、今後は役場単独ではなく、民間企業と一緒に住民サービスの向上を行っていくのだという部分がございますので、ご理解していただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） これで渋井清隆君の質問は終わりました。

ここで1時55分まで休憩します。

休 憩 （午後 1時40分）

再 開 （午後 1時55分）

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

次に、通告第9号、1番、櫻井幹夫君。

〔1番（櫻井幹夫君）登壇〕

○1番（櫻井幹夫君） 議員番号1番、櫻井幹夫、通告に従い質問をいたします。

1、生涯学習センター分館の廃止について質問します。令和4年11月9日、10日に実施されました。生涯学習センター分館廃止に係る懇談会に参加させていただきました。その際、これまでの経過の説明があり、平成31年3月31日に3公民館、7地区公民館の廃止を決定、同年4月1日に会津美里町生涯学習センター条例を施行し、令和6年3月31日までに廃止する条項を定めた旨の説明を聞きました。また、その席上公民館事業の統合整理方針（抜粋）で、公民館事業等の統合整理の中で、各地域を対象とした事業については、地区独自事業の在り方について方向性を検討していく。総合的な検証を行うようになっておりました。その検討、検証の結果はどのようなものだったのか、説明を求めます。

また、会津美里町公共施設長寿命化計画で、生涯学習センター分館については、地区等への譲渡を検討し、譲渡が実現できない場合は、解体を検討しますとの説明でした。同様に、体育館も廃止、解体について検討しますとしています。そこで、改めてこれまでの経過及びその検討、検証内容について、結果を含めた説明を求めます。

また、令和4年中に分館建物譲渡の希望の有無について、各自治区に照会いたします。12月を予定となっておりますが、時期を含め、今後の具体的な計画について説明を求めます。

○議長（横山知世志君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 1番、櫻井議員の一般質問にお答えいたします。

生涯学習センター分館の廃止についてであります。1点目の総合的な検証の結果につきましては、現在の会津美里町公民館の建設に向け、平成26年3月に策定しました今後の公民館のあり方方針を具体的に進めるため、公民館事業等の統合整理の考え方として、各公民館で実施している個々の事業の洗い出しを行った結果を基に、平成28年8月に公民館事業等の統合整理方針を策定いたしました。この統合整理方針において、会津美里町公民館で実施する事業、生涯学習センターで実施する事業、地区を対象に実施する事業、関係団体等の支援事業の4つに分類し、統合整理しております。これにより、現在の公民館体制に移行した後は、各生涯学習センターを拠点に、地域住民を対象とした生涯学習事業を展開していくとともに、地区独自事業については、地区住民が主体的に企画、運営に参画できるよう支援していくというものであります。現在までに青少年講座、高齢者講座、合同運動教室など、一部の事業は移行しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大により、多くの人が集まる事業は実施できないまま現在に至っております。しかしながら、地域住民が主体的に地域事業を企画、運営する組織が確立できておりますので、一定程度の成果はあったと認識しております。

2点目のこれまでの経過及びその検討、検証内容につきましては、まずこれまでの経過としては、先ほどの方針の策定に当たり、各地域や各地区において、町民懇談会を開催し、公民館事業の洗い出

し及び検討結果を踏まえた事業体系など、統整合理の方策をご説明してまいりました。生涯学習センター体育場については、公共施設長寿命化計画の補完計画として、令和4年1月に策定しました会津美里町社会体育施設整理計画は、それぞれの体育場の方向性を定めたものであり、策定に当たりましては、体育施設を利用している団体への説明会を開催するとともに、パブリックコメントの実施時には、関係自治区長へ計画素案をお送りするなど、多くの方の意見を求めるように努め、それらを踏まえ、町スポーツ審議会から妥当であるとの答申をいただいたところであります。既に耐用年数が経過している建物、まだ耐用年数が残っているものもありますが、健全な財政運営のため、施設に係る維持管理においても、費用を縮減する必要があると判断し、今後の公共施設の在り方と維持保全の方向性を明らかにしたことを11月に開催しました住民との懇談会において再度説明し、ご理解を求めたところであります。

3点目の自治区への譲渡の今後の具体的な計画につきましては、これまでも各自治区に対し、分館の建物の譲渡希望の有無を確認してまいりましたが、生涯学習センター分館は、令和5年度末をもって廃止することから、最終確認として、令和4年度末を目途に、再度譲渡希望の有無を把握してまいりる考えであります。自治区への譲渡については、自治区単体もしくは自治区共同体で活用する場合のみを想定しており、12月中に対象地区の自治区長に照会させていただきます。照会した結果、譲渡希望がなかった場合は、民間譲渡などの利活用を検討し、利用がない場合は解体してまいります。いずれにしても、地区の活動が停滞しないよう対応してまいります。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） まずは答弁いただき、ありがとうございます。検討、検証について、質問をさせていただきます。

この答弁書では、具体的に書かれておりませんが、以前お聞きした記憶としては、元公民館長や区長と検討、検証を行ったように記憶をしております。一部の人たちだけ、元公民館長だったり、当時の区長の検討でよかったのでしょうか。私の思い込みかもしれませんが、地区の元公民館長や当時の区長は、高齢の方が多く、自分だけでできること、考えられることは、限られていたように思います。また、区長は持ち回りが多く、検討委員としてふさわしかったのか疑問です。以前の議会では、各地区には中心となる人物がいると聞きました。そういう方は参加されたのでしょうか。中心人物という方に聞こうと思ったのですが、誰なのか分かりません。いろんな人に聞いても、誰なのか分かりませんでした。本当にこの検討、検証方法でよかったとお思いでしょうか。再度答弁をお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長、福田富美代君。

○生涯学習課長（福田富美代君） 櫻井議員の再質問にお答えしたいと思います。

これまで幾度重なる懇談会を実施してまいりまして、さらに平成31年4月1日の新たな公民館体制に移行するに当たりまして、先ほど議員おっしゃられました公民館準備検討会というものを各地域に

において開催してまいりました。先ほど申し上げたように、自治区長代表また地区公民館長、またその当時公民館役員であった方々、さらには各その当時地区公民館の指導員であった者等に構成されまして、各地域ですので、高田地域については、高田地区と赤沢地区、宮川地域においては、旭、藤川、尾岐、東尾岐、永井野地区の5地区で構成されて、準備検討会をそれぞれ6回ほど検討していただいたところでもあります。ただし、これだけに終わらずに、やはり町民懇談会においても、そういった結果等についてもお知らせしまして、またホームページ等も掲載しながら、広く周知したところではあります。先ほど高齢の方では判断できないのではないかとということもおただしがありましたけれども、その当時いろんな公民館活動において、中心を担っていた地区公民館長、さらには役員ということ、それが最善と考えてこちらの委員の構成としたものでございます。

検討の中身としましては、最終的にはそれぞれの生涯学習センターをどこに置くかというところで、高田についてはこちらの公民館に併設、また本郷、新鶴については、それぞれ公民館だったところというところで、それぞれ生涯学習センターを置いたところなのですが、宮川生涯学習センターにおいては、5地区ございますので、どこに置くかというところは、総意の下、今現在の永井野地区にございます生涯学習センターに置くということで、決定していただいたところでもあります。また、そのほか今現在職員のセンター長を配置しておりますが、そのセンター長においても、地区のほうの選出でこれまで地区公民館長、地域の代表の方でありましたので、そういった考え方でいくのかということも、検討の案件として挙げたところでございます。また、生涯学習センターの必要な人員、人数、さらには運動会、先ほど検証の結果で、各地区のほうで実行委員会を組織して、今現在も活動していただいておりますが、そういった組織を立ち上げるという準備もしていただきました。また、これまでできていないということで、コロナ禍において運動会というものもできておりませんでしたけれども、平成31年から廃止とする5年間、経過措置の5年間の間に合同会開催の可能性を検討していくということも検討の内容でもございました。しかしながら、やはり多く集まることができないという現状の中、それは難しいものと考えております。

さらに、今現在それぞれ地域においては、マスクをしてできるニュースポーツだったり、またいろんな形を変えながら、これまでどおりの運動会はできなくても、種目を考えながら、こうしたらどうかということでもそれぞれの今地域活動推進員を中心に、事業の内容を検討していただいているところでもあります。準備検討会の中身またはこれまでの経過について説明させていただきました。

十分だったのかということに関しましては、最善の方法で取り組んで検討してまいったということで考えております。

以上であります。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 丁寧な説明ありがとうございます。正しい判断だということはお聞きしました。懇談会に出席されなかった町民の方々にも、私の質問を通して、分館廃止に対し理解と関心を

持っていただけることを願い、さらに質問を続けさせていただきます。

懇談会に参加された町民の多くは、継続運営を希望していたように思いますが、町としては懇談会の結果を踏まえ、今後計画の見直しや再検討するお考えはありませんか。会津美里町公共施設等総合管理計画では、利活用基本方針の目的で、町民サービスの向上と行財政改革推進の観点から、本町が所有する財産について、財産の有効活用、民間活力の活用、管理経費の削減を図るため、真に必要な財産のみを所有するとし、①として、行政財産を含む全ての財産を有効に活用し、町民ニーズに応えますとしています。懇談会の結果から、廃止、解体を進めることが町民ニーズに応えることになるのでしょうか。公共施設等総合管理計画は、国の方針に従って町が計画したものであり、町民のニーズを捉えた計画とは思えません。お話の検討委員会では、参加者の範囲が極端に狭く、偏った思考の下での判断にしか思えません。さらには、時代の流れとともに人々の考え、思いは変化していきます。それに合わせて、計画の見直しをしていくことは当然かと思いますが、いかがでしょうか。改めて、町民へのアンケート調査の実施を行うなど、いま一度既存の建物の有効活用を検討するお考えはありませんか。再度お伺いします。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの櫻井議員の再質問の1点目、まず町民懇談会における参加された方の意見につきまして、やはりこれまで26年のあり方方針を策定した後に、幾度か町民懇談会を実施してまいりました。やはりもう既に令和5年度末をもって廃止するというところで、目の前に来ているということもありましたので、それぞれの地区住民等については、やはりコミュニティーの拠点がなくなるということが目の前に来ているということもありましたので、そういった心配する声、さらに廃止後の活動の場所がなくなったらどうするのだという不安視する声というのがありました。

これまでの懇談会については、生涯学習センター分館を廃止するというご説明で終わってまいりました。さらに、やはり一歩進んで、廃止後は町の生涯学習事業の進め方、さらに町のいろんな機能の役割ということを担当してきた建物でありますので、そういったそれぞれの観点から、関係各課の課長さんのほうにも出席していただきまして、今後の町の方針等についてもご説明させていただいたところでございます。これの分館の廃止につきましては、あり方方針も踏まえまして、さらに教育長答弁のほうにもございましたけれども、長寿命化の中で地区への譲渡を検討し、意向がなかったら解体を検討していくということも、計画のほうで上げさせていただきました。幾度か懇談会を重ねるたびに、やはり存続を希望する町民の方は多くいらっしゃるというのは、十分に存じ上げているところなのですが、やはり合併当時の施設がそのまま今現存、残っているということもありますので、やはり老朽化している。さらに、その廃止と決定した後は、大規模改修も行っていないということで、やはり建物の傷みなんかもあるところではございます。そういったことを踏まえて、維持管理費、経費だけの縮減ではなくて、こういう施設、保有する建物そのものの縮減を図る必要があると考えておりま

すので、これに関する見直し検討は考えていないところでございます。

それで、施設の利活用に関してなのですけれども、やはり分館の中には、耐用年数を過ぎているものと、また残存年数がまだ若干残っているものと、施設についてはあるところではありますけれども、今後行政財産として廃止した後、行政財産という役割が終わったものについては、その後の財産の利活用というところで、その地域に根差していた建物ということがあるので、まず自治区への無償譲渡ということも今回考えておりますので、その要望がなかった場合については、民間譲渡も検討するところがありますので、そういったところでその施設の有効活用の可能性というものを確認していきたいと考えております。

それぞれ地区のほうでのこの建物がなくなるということに対して、今度活動の場については、やはり残る公共施設を利用させていただくというところで、それはお願いになってしまうところなのですが、生涯学習事業、各地域で行うことによって、やはり足の確保だったり、いろんなことが考えられると思うのですけれども、その都度一人でも多くの方が参加していただけるような形で、生涯学習の機会の充実に努めていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（横山知世志君） 答弁者に申し上げます。

ちょっと長いので、再検討のその必要性についての質問だったので、もっと簡略化して答弁願いたいと思います。

○生涯学習課長（福田富美代君） 1点だけ回答していなかった部分があったので、大変申し訳ありませんでした。

最後の町民アンケートの実施を検討してはというところにつきましては、分館廃止については、条例にも規定しているところでありますので、そちらのほうは令和5年度末をもって廃止するという考え方の変更は考えていないところでございます。それによって町民アンケートの実施は考えておりません。

以上です。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 考えていない、アンケートをやるおつもりはないということで、残念です。ただ、恐らくアンケートを取っても、現状の生涯学習センター分館を継続希望する方は、私は少ないと思います。では、なぜアンケートの実施をお願いしたいのか。それは、なぜ建物を残したいのかを検証していただきたいからです。町民が何を望んでいるのか、町民のニーズをしっかりと把握してほしいのです。会津美里町では、生涯学習センターという名称を使っていますが、本来は公民館施設です。公民館とは、住民のために実際生活に即する教育、学術、文化に関する各種の事業を行う教育機関であります。公民館は、住民の教養の向上、健康の増進、情操の鈍化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした施設であります。しかしながら、情報社会の現代、新型コロナ

ウイルスにより外出や集団行動が規制される現在において、もはや公民館はその重要性を失いかけています。今のこれからの町民が求めているのは、生涯学習センターではなく、コミュニティーセンターだと私は思います。コミュニティーセンターは、コミュニティー、共同体の仲間がグループ活動、社会的支援、方法及びその他の目的で集まる公共の場所、施設です。主な活用方法としては、地域のお祝い事の場、地元クラブやボランティア活動を行う場所、パーティーなどの開催場所、地元の歴史を再考する場所などとなっています。

私は、先日地区の高齢女性クラブの方にこんな話を聞きました。毎月集会を開いていて、今までは無料で分館を借りられたのに今月から有料ですと言われた。みんな年を取って参加者も少なくなって、分館もなくなるから、もうやめろと言っているのかね、金を払うのが嫌なわけではないが、やっとこ集まっている人たちがよその地区まで出向くことは難しいから、解散するしかないかねと、とても寂しい、悲しい表情をされていました。私は、そんなことないと思うよ。まだまだやりましようよと言ったのですけれども、会津美里町は高齢者に優しくない町なのだなと感じました。そもそも人口が減少している中で、使いたい人たちに使いにくい環境を町がつくっていけば、使用者は減り、使用状況などから集約すべきというのは、いかがなものなのでしょうか。生涯学習センターゆえに、その機能を果たさないため、廃止して取り壊すは違うのではありませんか。生涯学習センター分館としては廃止となっても、建物を有効活用することを模索することは可能ではありませんか。このことについて、当局の見解を伺います。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまのご質問に私のほうから回答させていただきます。

議員冒頭にご発言のとおり、公民館の機能ということで、社会教育法等に明記のある中身についてご説明いただきましたけれども、私もそのとおり、実生活に即する教育などを中心に、あるいは学術、文化の振興、あるいは住民の教養を高めるために大事な部分がございます。私ども教育委員会の所管といたしましては、公民館機能のうちいわゆる学ぶ部分、これについては今後も生涯学習センターに事業が集約されるにしても、先ほど申しましたとおり、事業の分類をした上で滞ることないよう努めてまいりたいというふうに考えております。

後段、議員のほうから今ご指摘いただきました地域活性化に関わるような部分でございます。私公民館の機能として様々あると思いますけれども、例えば集う機能あるいは地域の方々の絆を深めたり、つながりをつくる機能があると思うのですけれども、例えば行政の最先端として、各自治区ごとに様々な集会を持ったり、会議を持ったりされている。そういうふうな部分であったり、あるいは議員が例示されました地域の方が絆を求めて集まって、様々な交流を深めるつながる部分、これもすごく大事な機能だというふうに思っております。ただ、私どもといたしましては、社会教育の部分が主な所管になりますので、関連のある町長部局の例えば総務課であったり、政策財政課であったり、様々なところと協議しながら、どのような今後の建物の在り方、利活用ができるのか、考えていくことは必

要かなというふうに思っております。もちろん建物そのものも耐用年数であったり、現在の状態であったり、様々なものを総合的に判断しながら利活用できるものは利活用していく、不可能なものは財政上今後改築をしたりするのは、非常に困難でございますので、廃止もやむなしというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、住民の方、高齢者の方、交通の弱者と言われる方も、交通手段の確保などが非常に大きな課題として残るといふふうに私も思っておりますので、町全体としてそういうところは知恵を出し合って対応していくべきかなというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 若干前向きなご意見いただけたかとは思いますが、計画の変更ということではなさそうなので、解体計画という部分は変わらないのかなというふうに受け取りました。解体計画変わらずは、それはつまり廃止イコール建物解体というそもそもの目的がそこにあるように私は感じてしまいます。私のような素人が単純に見積もっても、一つの分館を解体するには、相当な額が必要なのは分かります。まだまだ使えるものを解体する。そのために町のお金を多額に使う。そんな計画で本当にいいのでしょうか。私に言わせれば、まさに解体工事発注のための計画です。一般社会では、長が替われば、担当者が替われば計画の見直しや検討はされるはずです。されるべきです。しかしながら、皆さんを拝見していると、そうした様子がかうかがい知れませんが、そう思うのは、私一人だけでしょうか。私は残念でなりません。

会津美里町公共施設等総合管理計画では、町の基本方針、将来の施設利用検討案で、高田生涯学習センター分館は地区等への無償譲渡を検討し、譲渡できない場合は解体しますとされています。懇談会でも説明をいただきましたが、5年前にも地区に対し、無償譲渡の希望確認を行った。その際には、希望する地区はなかったとお聞きしました。なぜなかったのでしょうか。皆さんは、そもそも譲渡をしよう、譲受してもらおうというお気持ちがあるのでしょうか。お話をしている私にはそれを感じません。前回希望地区がなかったものが今度の希望確認の際に希望する地区や住人がいるとお考えですか。本気で譲渡をお考えならば、まずはどうしたら譲渡が可能なのかを検証、検討すべきではなかったでしょうか。また、先ほど高齢女性クラブの方の話をしたが、もし無償譲渡されとなれば、運営していくために使用料を払わなければいけなくなります。当然現在の生涯学習センター分館の使用料の何倍にもなることは容易に想像できます。であれば、使用料を町が負担してあげてはいかがでしょうか。それによって、クラブの方は喜ぶし、運営する側も収入を得ることができずから、運営計画が立てやすくなります。無償譲渡に当たっては、希望を取る際に、どうしたら無償譲渡ができるのか検討する必要があるのではありませんか。無償譲渡ができれば、維持管理費用も解体費用もかかりません。まずは、どうしたら無償譲渡が可能なのかを検証、検討すべきと考えますが、当局の見解を求めます。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えさせていただきます。

教育財産の取得及び廃止につきましては、地方行政の組織及び運営に関する法律によりまして、教育委員会の職務ではございません。私どもは、教育財産の管理が職務でございます。したがって、その処分の方であったりということにつきまして、立ち入って話をさせていただくことは、職務権限を越えることとなりますので、この場では控えさせていただきたいとは思いますが、先ほども申し上げましたとおり、町全体としてこのことをどうしていくのかというのは、やっぱり知恵を出して検討していかなくてはならないと思いますし、今議員がご提案されましたその譲渡の在り方などについても、どういったらよりよい譲渡の姿が実現できるのか、今後検討をしていくべきというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） いつまで話しても、私のお話に同意はいただけないようですので、最後にまとめとして確認を含めて質問をいたします。

生涯学習センターは廃止するとして、町民がコミュニティーセンターとしての有効活用を望んだ場合、当局としては対応する考えはありませんか。現状の生涯学習センター分館を継続するために、町の財産を投入することは、私自身は反対です。使用状況、使用人数などから見ても、今のまま町が維持管理することは、合理的ではないことは明らかです。まさに無駄です。費用負担を含め、維持管理ができる地区や民間に無償譲渡することは、当然の判断だと思います。無償譲渡により、解体費用も削減が図れます。では、どうすれば無償譲渡が可能なのか、町として検証、検討を行い、その上で希望の有無を確認すべきだと思います。これからは、町行政がメインだけではなく、民が主体となり、行政はサポートしていく事業体制が必要と考えます。行政が行える活動には限界があります。町民を信じ、町民の力を生かしていくべきです。会津美里町には、活力のある元気な町民が大勢います。その人たちに預ければ、必ず地域は元気になります。地域の人たちのつながりは、子や孫へと引き継がれていきます。地域が元気になれば、町も元気になります。担当部署が違うのではなく、町の職員として一緒に考えていくことは、当然かと思えます。

最後にお尋ねします。これまでの答弁、今後の計画に関し、変更することはございますか。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

賛同できるお考えが多々あったかというふうに思いますし、地域の皆様方の活性化のために、生涯学習センター分館の利活用も含めて考えていくべきかなというふうに思っております。では、ありますが、これまで進めてきた経緯を踏まえながら、地区分館の廃止については、方針どおり適切に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） ありがとうございます。終わります。

○議長（横山知世志君） これで櫻井幹夫君の質問は終わりました。

次に、通告第10号、14番、横山義博君の順番であります。本日欠席のため、会津美里町議会会議規則第61条第4項の規定により、横山義博君の一般質問は取りやめといたします。

ここで14時50分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 2時36分）

再 開 （午後 2時50分）

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

次に、通告第11号、5番、山内豪君。

〔5番（山内 豪君）登壇〕

○5番（山内 豪君） それでは、通告書に基づき質問をいたします。2つでございます。

1つ目、宮川千本桜の補植、改植についてでございます。宮川千本桜が満開時になると、町民の方をはじめ、多くの観光客が足を運び、ほとんどの方は大変喜ばれているように見えます。しかし、桜の木をよく見ますと、病気の枝や整枝されていない枝、枯れ木などがあり、鑑賞するのにマイナスの影響を与えている一因となっています。そこで、補植、改植を行い、もっときれいに見せることができたらいと考えるのですが、いかがでしょうか、所見を伺います。

また、併せて以下の点についてお伺いいたします。

- ①、計画的な新植はできないか。
- ②、面積の拡大は考えられないか。
- ③、品種を増やしてはどうですか。
- ④、桜の名所を増やす考えはないですか。
- ⑤、桜のオーナー制度を導入できないか、町長にお尋ねします。

2番、吹上総合運動場の屋外トイレ整備についてでございます。現在吹上運動場の屋外トイレは、大変不衛生な状態となっております。利用者のほとんどは、新鶴スポーツ少年団のようですが、そのほとんどの方ができるだけ屋外トイレを利用しないでスポーツ練習を行っています。それでもトイレが必要な場合は、新鶴体育館まで移動して用を済ませている状態です。そのような利用者の不便な思いを考えると、吹上総合運動場の屋外トイレの早急な整備が必要と考えますが、町の所見をお伺いいたします。

また、その整備については、地域差によって不公平感が生じないように、二本柳運動公園場と同程度のトイレにするべきと考えます。併せて所見をお伺いいたします。教育長にお伺いいたします。

以上、簡単に2点でございますが、私につきましては、先回の9月の議会での質問、それから今回の質問等について、関連性がございます。それは、いかに最終的に観光客を増やしていくかという狙いがございますので、その辺も含めて答弁をいただければというふうに思いますので、よろしくお願

いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 5番、山内議員の一般質問にお答えいたします。なお、吹上総合運動場の屋外トイレ整備につきましては、教育長から答弁しますので、よろしくお願いたします。

宮川千本桜の補植、改植についてであります。まず河川堤防や道路の施設維持の観点からお答えいたします。宮川千本桜がどのような経緯で植えられたのかは不明であります。福島県に確認したところ、河川堤防や道路敷に新たな桜を植えることは、堤防や道路の施設を弱体化させるという理由により、現在は植栽による占用許可を得られないとのこととあります。このため計画的な新植や面積の拡大、品種を増やすという提案は、福島県の許可が得られませんので、ご理解を願いたいと思います。

また、提案の桜の名所やオーナー制度の創設という観光面における桜の利活用につきましては、桜の管理は、十数年単位での長い期間を必要とし、全国の桜の名所においても、管理者の不在や管理団体の高齢化、維持管理に多大な労力がかかることが分かっております。将来的な管理を考慮すると、適切な候補地を挙げることは難しいため、既存の桜の名所を存続させていく方法を探るとともに、情報発信を強化していくことで、観光振興につなげてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（横山知世志君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 5番、山内議員の一般質問にお答えいたします。

吹上総合運動場の屋外トイレ整備についてであります。1点目の屋外トイレの早急な整備につきましては、当面の間は利用者の利便性から、屋外トイレと並行して新鶴体育館のトイレを開放することで対応してまいります。なお、トイレの不衛生な状態については、利用者からのご指摘により対応している事例が多々見受けられるため、指定管理者へ適正な衛生管理、清掃の徹底に努めるよう再度指導してまいります。

2点目の地域差による不公平感につきましては、施設整備に当たっては、優先度を踏まえ、年次計画により事業を実施しており、地域差が生じないように努めております。吹上総合運動場は、ふれあいの森公園を含めた一体的な施設と認識しており、施設全体を見渡した整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 山内議員。

○5番（山内 豪君） 再質問をいたします。

まず、桜関係について再質問いたします。大体河川法によって、新植なりなんなりは無理だなとい

うのは分かっておりましたが、この桜に関して、今冒頭申し上げましたとおり、観光客を増やす対策といたして、今話題になっております新鶴温泉付近に桜の新植、そういうものを作っていったらどうかと。それから、管理のほうもなかなか大変だということでありましたら、管理の責務をオーナー制度によってやっていったらどうかという点も考えておりますので、その辺について再度質問をいたします。

○議長（横山知世志君） 議員に逆にお尋ねするのですが、質問は宮川の千本桜についての質問なのですが、今お尋ねのやつは、新鶴温泉周辺という話なのですが、その辺もう少し整理してどっちにしましょうか。

山内議員。

○5番（山内 豪君） 答弁の中で、町長が言われたとおりだというふうに思います。それは、河川法とか、そういうものに対して、新植なりなんなりは無理があるというふうなところで、それではその代案として新鶴温泉近くにそういう桜を植えたらどうかというような提案でございませけれども、その質問については駄目ですか。

○議長（横山知世志君） 分かりました。

答弁、産業振興課課長補佐、宮下寛君。

○産業振興課課長補佐（宮下 寛君） それでは、ただいまの山内議員の再質問にお答えしたいと思います。

河川への植え込みというものがなかなか規制されている中で、その代替場所として新鶴温泉等という今ご意見いただいたところでございますが、堤防だったり、道路以外であっても、施設へのダメージだったり、安全管理の視点というのは、やはり必要になるということを踏まえて、今現状すぐ新鶴がいいかということは、回答できないところでありますが、大体そういったことは影響のないところを考えてみますと、やはり原野だとか、そういう障害物のないようなところということがやはり第一条件になろうかなというふうには考えます。ですが、現状そういう部分でまだ今後検討していかなくてはならないところとは考えますので、今現状適切なことという部分は、この場では回答できないかなというふうに考えます。

○議長（横山知世志君） 山内議員。

○5番（山内 豪君） 宮川千本桜という、1,000本という本数は間違いなく1,000本以上あるのですか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐（宮下 寛君） 宮川の千本桜ですが、今はある程度巨木になりまして、株自体が古いですから、朽ちてしまったりという部分がありまして、現在虫食い状態でぽつぽつというような現状になろうかと思いますが、昔それがいっぱい咲いていたときということを考えて、千本桜という言い回しをしていたのかなというふうに思います。数は把握してございません。

○議長（横山知世志君） 山内議員。

○5番（山内 豪君） 宮川千本桜に関してというのは、質問から外れて大変申し訳ないのですが、いかに桜の名所をつくっていくかという大命題というか、そういうことを考えた中で、オーナー制度はどうでしょうか、桜のオーナー制度。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐（宮下 寛君） 山内議員のおただしにお答えしたいと思います。

現状管理、それから桜の施設としての今後の運営等を考えますと、なかなか時間的な管理というのは長い時間が必要かと思しますので、その辺については、検討材料ではないかなというふうに思われます。

申し訳ございません。先ほどの町長答弁にもございましたが、桜の管理に関しましては、オーナー制度ということも踏まえまして、長い時間を要するというところでございますので、現状は計画は考えていないというところでございます。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

河川につきましては、ご理解いただけたのかなというふうに思います。そういった規制のない中で千本桜というものができてきました。今議員から要望というか、提案がありました桜のオーナー制度、これはこれが一つの方法なのかなというふうに思いますが、まずは植える場所の選定をしなければならないのだというふうに思います。そういったことも含めて、これから検討して、実際に実施できるのか、場所があるのかというところから検討を始めるべきだというふうに思しますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 山内議員。

○5番（山内 豪君） それで、今町長からいろいろ場所の云々というような話がございましたが、この場所については、問い2でうたっておりますトイレの関係がございまして。このトイレの脇にテニスコートがございまして、テニスコートについては、また別にテニスコートがございまして。これは、ふれあいの森の関係でテニスコートがございまして、このテニスコートを利活用して、そこに桜を植えていったらどうかなということでございますが、いかがですか。

○議長（横山知世志君） 山内議員、今ほど町長からも答弁あったように、今選定地について検討しているということですので、まずそのテニスコートについては、ちょっとなじまないと思うので、それについては質問をやめていただきたいと思います。桜の場所等々については、今検討中ということですので、同じになりますので。

山内議員。

○5番（山内 豪君） ふれあいの森の整備についてお尋ねします。

そのトイレの関係で、トイレわざわざ改修なりなんなりというのを、改修するにももったいない部

分あるというような内容が多分書かれていると思うのです。そういうのをお客様をそちらのほうに誘導して、テニスコートなりの広さが相当ありますので、そちらのほうに使ったらどうか。そちらのほうを利用したらどうかということをご提案というか、例えばそのまだ広いところは、キャンプ場に使ったり、それからいろいろな子供たちのアスレチックの場所とか、そういうのも使ったらどうかというふうな提案でございます。

○議長（横山知世志君） 桜の補植、改植の質問でありますので、キャンプ場とかその部分については、ここでは受け付けられないので答弁しませんのでよろしく。

山内議員、今桜のいわゆる新植といいますか、オーナー制度とかというふうな話をされておりましたので、それをテニス場ですか、そっちのほうに新植したらどうかという話なのですか、それともキャンプ場とか云々の施設の話なのでしょうか。

○5番（山内 豪君） 桜の関係について、1番については今言ったようにテニスコートを使って、そちらのほうに桜を新植したらどうだというようなことのご提案でございますし、あとトイレの関係、吹上運動場のトイレ関係について、これについては、例えば……

○議長（横山知世志君） 山内議員、まず1つずつ。桜の部分から、桜の答弁を先ほど町長から答弁あったと思うので、それらをまず整理しましょう。

○5番（山内 豪君） では、この桜については、町長答弁で了解です。

2番目の吹上運動場の屋外トイレ関係について、そのトイレの整備と同時に脇にテニスコートとか、かなり広さがありますので、そこを利活用できないかというふうなお話をしたいわけですが、その辺はどうでしょうかということです。

○議長（横山知世志君） 屋外トイレの整備については、通告されていますが、周辺施設の利活用については通告外ですので答弁できないということになります。よろしいですか。

山内議員。

○5番（山内 豪君） それではあれですか、例えば……

○議長（横山知世志君） 休憩します。

休 憩 （午後 3時14分）

再 開 （午後 3時16分）

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

山内議員。

○5番（山内 豪君） 大変失礼いたしました。1番目の内容については、町長答弁で了といたします。分かったというような内容といたしたいと思えます。

2番目のトイレ関係でございますが、これについては、このふれあいの森公園を含めてというような内容でございますが、これではなくて、どうしてもトイレを改修できないかということをお

りますので、ふれあいの森まで行ったら大変な、もう漏らしてしまうような状態になってしまうと思いますので、その辺再度検討をお願いします。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長、福田富美代君。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの山内議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、吹上運動場のトイレに関しましては、不衛生な状態については、もちろん快適に利用していただくために、日々の清掃というのは基本的管理の上必要として考えております。今回ご指摘を受けたことによりまして、指定管理者のほうに強く指導したところではございますが、やはり経年劣化というところもあり、なかなか日々の清掃がきちんとされたとしても、やっぱり子供たちというのは、なかなか利用しづらい環境なのかなということは認識しております。ちょっと急な階段を上りますが、近隣に新鶴体育館がございますので、吹上運動場利用の際については、新鶴体育館を常に開放しまして、そちらのトイレを利用していただくように努めてまいりたいと考えております。

また、答弁の中でふれあいの森公園を含めたということでの一体施設として整備をしていくというところなのですが、やはりふれあいの森公園のほうにあります屋外トイレについても、老朽化しているところがございます。そういったことも含めて、一体的に計画的に整備してまいりたいと考えているものでございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 山内議員。

○5番（山内 豪君） 再質問です。

要は、造らないということと認識したのですが、それでよろしいのですか。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今現段階において、今回のご指摘を受けまして、現場のほうを確認させていただきました。トイレの清掃に加えまして、やはりトイレの扉の窓ガラスにひびが入っていると、やはりきちんと適正管理になっているとは言えない部分もありますので、そちらのほうについては早急に修繕を加えながら、現在のトイレをまず利用していただくというところで進めてまいりたいと考えております。繰り返しになりますけれども、新鶴体育館のトイレを利用していただきたいというところで当面は考えております。

○議長（横山知世志君） 山内議員。

○5番（山内 豪君） 最後にしますが、新鶴のスポーツ少年団、女の子も入ってきております。そんな中で、あそこ階段駆け上がってまで相当な労力というか、相当な時間かかるわけで、その辺を含めた中で、早急の整備をやらないと駄目ではないかというふうな形で提案してございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。答弁はいいです。

以上で終わります。

○議長（横山知世志君） これで山内豪君の質問は終わりました。

これにて一般質問は終了いたします。

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午後 3時21分）

定例会 1 2 月 会 議

(第 4 号)

令和4年会津美里町議会定例会12月会議

議事日程 第4号

令和4年12月9日（金）午前10時00分開議

- 第 1 報告第21号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第 2 議案第79号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 3 議案第80号 会津美里町温泉施設等条例を廃止する条例
- 第 4 議案第81号 会津美里町新鶴高齢者福祉センターの指定管理者の指定について
- 第 5 議案第82号 会津美里町ふれあいセンター「あやめ荘」の指定管理者の指定について
- 第 6 議案第83号 会津美里町保健センターの指定管理者の指定について
- 第 7 議案第84号 令和4年度会津美里町一般会計補正予算（第6号）
- 第 8 議案第89号 財産の処分について
- 第 9 議案第90号 会津美里町立新鶴こども園既存園舎解体工事請負変更契約について
- 第10 議案第91号 除雪機械購入契約について
- 第11 議案第92号 町道路線の認定について
- 第12 議案第93号 町道路線の認定について
- 第13 総括質疑
- 第14 議案の常任委員会付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 櫻井幹夫君 | 9番 | 洪井清隆君 |
| 2番 | 大竹惣君 | 10番 | 星次君 |
| 3番 | 渡辺葉月君 | 11番 | 堤信也君 |
| 4番 | 荒川佳一君 | 12番 | 根本謙一君 |
| 5番 | 山内豪君 | 13番 | 根本剛君 |
| 6番 | 長嶺一也君 | 15番 | 鈴木繁明君 |
| 7番 | 村松尚君 | 16番 | 横山知世志君 |
| 8番 | 小島裕子君 | | |

○欠席議員（1名）

14番 横山義博君

○説明のため出席した者

| | |
|----------|--------|
| 町長 | 杉山純一君 |
| 副町長 | 佐々木吉一君 |
| 総務課長 | 金子吉弘君 |
| 政策財政課長 | 國分利則君 |
| 会計管理者 | 松本由佳里君 |
| 町民税務課長 | 猪俣利幸君 |
| 健康ふくし課長 | 平山正孝君 |
| 産業振興課長補佐 | 宮下寛君 |
| 産業振興課長補佐 | 佐藤文彦君 |
| 建設水道課長 | 鈴木明利君 |
| 教育長 | 歌川哲由君 |
| こども教育課長 | 渡部雄二君 |
| 生涯学習課長 | 福田富美代君 |
| 農業委員会会長 | 後藤淳君 |
| 代表監査委員 | 小島隆一君 |

○事務局職員出席者

事務局長 児島隆昌 君
総務係長 歌川和仁 君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(横山知世志君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○報告第21号の議題、説明、質疑

○議長(横山知世志君) 日程第1、報告第21号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

[総務課長(金子吉弘君)登壇]

○総務課長(金子吉弘君) それでは、報告第21号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)をご説明申し上げます。

議案書1ページ、2ページ、併せまして提出案件資料1ページ上段を御覧ください。

本件は、令和4年1月14日、町内旭無量地内におきまして除雪作業中、排土板を下ろして前進した際に住宅の擁壁に接触し、破損させる対物事故が発生いたしました。その後、令和4年10月31日、相手方でありますN氏と対物事故に係る賠償金につきまして90万2,000円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

説明は以上であります。よろしく願いをいたします。

○議長(横山知世志君) 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(横山知世志君) 質疑なしと認めます。

これをもって報告第21号を終了いたします。

○議案第79号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長(横山知世志君) 日程第2、議案第79号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

[総務課長(金子吉弘君)登壇]

○総務課長(金子吉弘君) それでは、議案第79号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備

に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書4ページから22ページ、併せまして提出案件資料2ページ上段、参考資料2ページから33ページを御覧いただきたいと存じます。

それでは、提出案件資料によりご説明申し上げます。この案件につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、国家公務員の定年引上げ後の現行により地方公務員においても定年年齢が引き上げとなることから、関係する条例について所要の改正を行うため、整備に関する条例を制定するものでございます。

主な改正内容であります。まず1点目といたしまして、令和5年度より2年に1歳ずつ定年年齢が段階的に引上げとなり、現行の60歳定年から令和13年度に65歳定年へと移行するものであります。

次に、2点目といたしまして、管理監督上限年齢制、いわゆる役職定年制度が導入されることとなり、60歳到達後の最初の4月1日までに管理監督職以外の職、いわゆる課長職以外の職に降任の異動となるものであります。

次に、3点目といたしまして、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入可能となるものであります。現行の再任用制度は廃止となりますが、原則といたしまして60歳以降はフルタイム勤務となります。高齢期職員の多様な働き方の一つとして、60歳到達年度以後の60歳定年前に退職した職員につきまして、本人の意向により短時間で勤務の職に再任用することができるようになるものであります。

4点目といたしまして、情報提供・意思確認制度が新設されまして、今ほどご説明申し上げました役職定年制や60歳到達後の次年度以降の任用、給与などにつきまして59歳到達年度となる前年度に情報提供すること、また60歳以後の勤務について意思確認するよう努めることとされたものであります。

最後に、5点目といたしまして、給与に関する措置といたしまして、当分の間、60歳到達後の最初の4月1日以後の給料月額を7割水準に設定することとされたものであります。

次に、定年引上げに伴い整備が必要な条例についてでございますが、これまでご説明いたしました主な内容を踏まえまして、記載のとおり一部改正が必要な条例が11件、廃止する条例が1件の12件の条例を整備するものでございます。

なお、施行期日は令和5年4月1日から施行することといたしまして、情報提供、意思確認に係る部分につきましては公布の日から施行するとしたものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第79号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第80号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第3、議案第80号 会津美里町温泉施設等条例を廃止する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐、宮下寛君。

〔産業振興課課長補佐（宮下 寛君）登壇〕

○産業振興課課長補佐（宮下 寛君） それでは、議案第80号 会津美里町温泉施設等条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

議案書23ページ、併せまして提出案件資料2ページの下段を御覧いただきたいと存じます。本案につきましては、会津美里町議会定例会9月会議に提案し、否決という結果を受けまして、今後の温泉施設等の在り方について、町民の意向を第一に考え再検討を行った結果、再度会津美里町温泉施設等を廃止する条例を提案するものでございます。再検討に当たりましては、幅広く町民の声を聞くため、地域ごと、年代別に無作為抽出した20歳以上の町民1,000人を対象としてアンケート調査を実施し、498人から回答をいただきました。アンケートの結果でございますが、新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとびあ新鶴の運営方法につきましては、町の経費がかからない民間譲渡を推進すべきと回答された方が67.1%となり、多額の費用をかけても町が運営すべきの15.9%を大きく上回りました。また、高田温泉あやめの湯につきましては、温泉施設としては廃止し、他の利活用を検討すべきと回答された方が57.2%となり、沸かし湯として運営すべきの22.1%を大きく上回りました。この声を非常に重く受け止め、改めて民間譲渡を推進すべきとの結論に至りました。温泉施設等の利活用処

分につきましては、平成27年度に議会の議決をいただきました。公共施設の最適化を図ることを目的とした会津美里町公共施設等総合管理計画及び会津美里町温泉施設利活用処分方針に基づき、民間事業者への譲渡を推進してまいりました。今回のアンケートにより、改めて多くの町民の方が町の取組に対しご理解をいただいていることが分かりました。

施設ごとの状況についてご説明申し上げます。まず、新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほつとぴあ新鶴についてでございます。本施設は、町民の健康増進や憩いの場、さらには観光振興を図る上で大変重要な役割を担っているため、将来にわたり運営継続が必要な施設でございます。しかしながら、温泉施設及び宿泊施設の利用者数は少子高齢化の影響や施設の老朽化などにより年々減少しております。現在の町営による運営方法では、今後の利用者のさらなる増加は困難であると考えております。利用者数の増加を図るためには、民間の温泉宿泊施設に劣らない積極的な営業活動やお客様のニーズに合ったより高いサービスの提供により満足度の向上を図ることが不可欠であります。また、引き続き町が運営する場合、令和5年度以降の10年間で想定される維持管理経費といたしまして概算で約9億7,000万円と試算しており、費用対効果の面からも民営化が最善の手段として現在まで取り組んでまいりました。

譲渡先候補法人の選定の経過につきましては、本年2月に民間譲渡の公募を行いましたところ、1事業者から応募があり、譲渡先候補法人と選定委員会の審査を経て、譲渡先候補法人として決定いたしました。同様の施設を抱える多くの自治体が民間譲渡の公募を行っておりますが、無償譲渡でも希望者が現れない、無償譲渡の交渉の中で施設改修費や運営費の補助が求められるなど、譲渡に苦慮している状況であります。しかし、本町においては、地域とともに生きることを経営理念とし、優れた経営能力、高いモチベーションを有する事業者からの応募があり、この機会を逃すべきではないと考えております。アンケートにおいて、町営による運営の継続を望む声や民営化による利用料金の値上げを不安視する声などがあつたのも事実でございます。利用料金につきましては、町営の温泉施設がなくなることも考慮し、さきに民間譲渡を行いました本郷温泉湯陶里も含めて高齢者及び一般町民の利用者負担が現在よりも増加しないための支援策を講じてまいりたいと考えております。今後、万が一にも営業開始後10年以内に営業を中止する場合などは、買戻し特約を設定し、町が温泉施設等を買戻し、引き続き運営いたします。10年後以降の運営継続につきましても、事業者の都合により温泉施設等がなくならないよう事業者とのコミュニケーションを大切に、観光誘客事業を連携して実施するなど、しっかりと事業者に関わっていくことにより施設の存続に努めてまいります。譲渡後の運営につきましても、温泉施設等で働く従業員を継続して雇用すること、お客様に提供する食材も含め、施設内で消費する物品等の取引先につきましても地元を優先し、継続して取引することを確認しております。また、温泉施設を憩いの場として利用している方が現在と同様に安心して利用できるよう施設運営に町民の意見を届けるための意見交換会を開催することにより民営化後の不安の解消に努めてまいります。

以上のことから、民間譲渡により町民の方々がこれまでと同様に温泉施設等を利用することができ、本町の財政負担が軽減され、さらには地域振興にも大きく貢献できるものと考えており、条例を廃止させていただくものでございます。

次に、高田温泉あやめの湯についてでございますが、施設の老朽化や源泉温度の低下及び温泉湧出量の減少等により温泉施設としての維持管理が困難なことから廃止させていただくものでございます。また、高田温泉あやめの湯につきましては、自動車を持たない方への対応など、福祉的な支援策について検討を行うこととし、町民の方々に寄り添いながら進めるとともに、新鶴温泉等の民間譲渡とあやめの湯の用途廃止につきまして多くの町民に理解していただけるよう今後も丁寧な説明に努めてまいります。

なお、施行期日につきましては、令和5年4月1日とさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

9番、渋井清隆議員。

○9番（渋井清隆君） 今一応説明は聞いたのですが、高田温泉あやめの湯にちょっとお聞きしたいと思ったのですが、一応新鶴温泉センター、宿泊施設ほつとぴあ新鶴、高田温泉、これ全部全廃するわけですよね。3つ。今回の条例案は、これを全部全廃するということですよね。全部廃止ということですよね。

○議長（横山知世志君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 渋井議員にお答え申し上げます。

この条例は、2つの温泉施設とも廃止する条例でございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうしますと、3月1日をもって廃止するわけで、4月1日以降、今度は5年3月31日をもって廃止するわけですから、4月1日以降あやめの湯、これはどういうふうに維持管理していくのですか。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 来年、令和5年4月1日以降の管理でございますけれども、まずあそこをどのような形で利活用を図るかということこれから、今も検討はしているところはありますけれども、その利用目的、利用方法を明確にし、修繕等が必要であれば当然それは修繕しなければならないのですけれども、それまでの間は利用はしていただかないという形です。ただ、ふれあいセンターと一緒にっておりますので、その渡り廊下の段階でそこで止めるというような形で、当面の間はあの施設は使わないという形になります。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうすると、これから、冬期間もそうですけれども、何年間使わないということになるわけですね。何にこれは利活用するのだから分かりませんが、その間に修繕等々が出てくると思うのです、いろいろ。ガラスが壊れたとか、いろんな面ですね。そういう場合はどういう対応をしていくのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 休む期間でございますけれども、利用しない期間でございますけれども、何年という長いスパンで考えているわけではございません。なるべく早く後利用の方法を構築しまして、それに伴う準備行為としていろいろな修繕等は行わなければならないとは思っておりますけれども、なるべく早く一般の方に利用していただけるような形で、要するに再オープンと言うとおかしいのですけれども、開始をさせていきたいという考え方でございます。

○議長（横山知世志君） 7番、村松尚議員。

○7番（村松 尚君） 3点ほどお伺いします。

まず、内容に対しては一定の評価はさせていただきますが、この本郷温泉売却時、この議案書の中、提出案件資料の中にもありますけれども、本郷温泉湯陶里も含め民間事業者と定期的な意見交換を行う、これは本郷温泉売却時にも同じ話をされていまして。今ほど説明の中では、さらに住民との意見交換会の場も開くというお話されていまして。

まず1点目としては、この本郷温泉の売却時、売却した後ですね、民間事業者との定期的な意見交換という部分は売却時に多分お話されていると思います。実際問題、町民の意見をどのくらい本郷温泉売却後聞いていただいているのか、またどのくらいの回数で意見交換を行っているのかをまず1点。

もう一点、次の2点目としては住民との意見交換会の件です。今ほどご説明がありました住民との意見交換会、これをどのくらい聞く場を設けるのか。それを踏まえた上で、売却後、新鶴温泉に対して、事業者に対してこういう部分が不具合と感じている、こういう部分が必要だと感じているということは当然伝えていかなければならないと思います。それをどのくらいの頻度で開催されるのか、それが2点目です。

3点目としては、この利用料金の考え方です。利用料金について利用者負担が増加しないように支援策を講じるというふうに記載がありますが、一般的にどのくらいの金額をどのくらいの年数を想定されていて、それに対する費用というのはどのくらいと見込んでいるのかを教えてください。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） まず、1点目の本郷温泉湯陶里との意見交換というような部分でございますが、今までは定期的に意見交換というのはやっておりますでした。

2点目、今後どうするのだというような部分でございますが、新鶴温泉と同じような形で、本郷温泉湯陶里につきましても先ほど議員おっしゃった町民の方々の要望等をお伝えし、どこまで聞いても

らえるかという部分において、今現在ここまでというような線は出ておりませんが、今までやっていなかったことを今後は改めてそういう意見交換をやりまして、そして多くの方々の要望といたしますか、望みというのを聞いていただけるような体制を持っていきたいというふうには考えてございます。ただ、その範囲がどこまでということについては、今現在のところこうだということは明確に申し上げることはできないのですけれども、なるべく希望に沿ったような形で持っていきたいという考え方でございます。

あと、3点目の利用料金についてでございますけれども、利用料金につきましては利用者の負担軽減という意味合いもございます。現行制度と遜色のないような利用料金で利用できるような体制をつくってきたいというふうに考えております。また、それは本郷温泉湯陶里も含めて高齢者、一般の方々が現在と同じような金額で使えるような体制ということでございまして、あとは今後の何年間というところにおいては、具体的に今現在例えば何年という数字は明確に出してはおりませんが、ただ予算規模といたしましては大体2,000万前後くらいのお金が必要になるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） ありがとうございます。たしか私の記憶確かであれば本郷温泉の事業所との意見交換というのは多分複数回やったという過去に答弁いただいているはずなのですが、違いますかね。たしか今までの私の記憶が確かであれば複数回、何回か定期的に行っているという答弁されたことが多分あったはずなのですが、

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 意見交換会という形ではなくして、いろいろなやっぱり町民の方々から要望とか何かがありますので、それをお伝えしてきたという経緯はございます。まるっきり話合いをしなかったとかということではなくして、また意見交換、相手方のおっしゃることを聞いてとかという部分ではございません。ただ、要望等については、こういうような町民の方々が要望を持っておられるので何とか善処してくださいというふうな形での話合いはしてきたということでございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 1点目の中でもお伺いしたのですが、そうしますと副町長、私の1問目の答えが出るはずなのです。1問目の答えはどのような要望を伝えて、それがどのように本郷温泉で反映されたかというのをお示しく下さいというお話を私1問目のときにしているはずなので、本来であれば1問目のときにその話が戻ってきてもいいなと思ったのですが、今のお話であればそういうふうに定期的にお伝えしているというのであれば、その反映の度合いというものを当然やっぱり確認、次回に、1回だけではなくて複数回行っていることでしょうか、どういうふうに反映されているか、どういうふうに反映されたか、それを事業者のほうから聞く機会だって当然あるでしょう

し、そういうのの度合いというものをどのくらい聞いてこられたのか、どのくらい町民の方々からの要望というものを事業者のほうでかなえていただいたのか、その辺をお示ししてほしかったのですけれども。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 具体的にどのような要望をされたかというようなお話だとは思いますが、まずは本郷温泉湯陶里については民営化になった後にサウナがなくなったとか、あとは入って、入場して一日のんびりするというような形で考えていた方がなかなかそういうような環境でないとかというようなお話があったものですから、そういう部分については相手方の事業者にはお伝え申し上げてきました。ただ、どこまでそれが具現化されたというか、聞き入れられたかという部分については、議員もご承知のとおり、もう昨今コロナ禍において利用者も減ってきているというような状況で、お金のかかるような、要は資本投資するような要望についてはなかなかできなかったというのが現状でございます。

○議長（横山知世志君） 11番、堤信也議員。

○11番（堤 信也君） 私も3点ちょっと確認させていただきたいと思います。

まず、温泉譲渡の件です。民間譲渡の件について。あと、今後の宿泊施設運用の件について。あと、3点目ですけれども、温泉施設と周辺の施設を活用するという部分がございまして。その辺について3点質問したいと思います。よろしくお願いします。

1点目ですけれども、今ほど同僚議員がお尋ねした件とかぶってはくるのですけれども、本郷温泉湯陶里、民間譲渡されて1年たちます。その間いろいろ町民の方からの、今ほど答弁ございましたけれども、設備の維持だったり継続についての不満の声、その意見も聞いて、それなりに民間譲渡した業者さんのほうには申し上げたという話でございました。その結果を踏まえて今年といたしますが、4年度いっぱい新鶴温泉を譲渡するというような計画、当初からございましたけれども、その辺についての湯陶里譲渡した段階での、本当にそれでよかったのか、町民のためになったのか、その辺の部分も町のほうで当然意見交換会等々は、意見交換会まではいかないまでも、そういった交渉は何回かしたということなので、その辺の部分を中心に新鶴温泉、今後のあれに活かしてこれたのかという部分がちょっとこちらのほうに感じられない部分がございまして。その辺についてを聞きたいと思えます。

それで、民間に譲渡してそれが本当に町のためになるのか、本当に妥当なのか、まして今回未経験の方の事業所が譲渡を公募しているわけです。町民の健康増進、憩いの場として、また観光振興、それを図る上でかなり重要な施設だと私は思っております。その場を果たして今後10年間の流れで継続できるのかという部分がまだちょっと話、説明が不足ではないかと、我々と議論する場がまだまだ必要なのではないかとこのように考えております。それがまず1点です。

2点目……1点ずつでいいですか。

○議長（横山知世志君） いや……

○11番（堤 信也君） 1件ずつでいいですか。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 堤議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、湯陶里の経験から今後新鶴温泉を民間に売却、譲渡した後のいろいろな町民の方々の要望とかという部分でございますけれども、まず1点目の湯陶里を民間譲渡しまして、その後利用されていた町民の方々からいろいろな要望あったわけなのですけれども、それは先ほどお伝えはしてきたという経緯はございますけれども、どちらかというところと正直申し上げまして、町とその湯陶里の経営者という形で完全に分かっているわけではないのですけれども、情報交換等はされてはいたわけなのですけれども、親密に行ってきたということではないということ、ちょっとそこは薄かったのかなと。その辺の反省点を踏まえまして、今回新鶴温泉を売却するに当たりましてはやはり定期的な意見交換の場を設けまして、そこで町民のその要望等をお伝えするとともに、どこまでそれが実現できるかというようなことも詰めた形で町が間に入って行くというようなことで考えているところではございます。ですから、はっきりここまでは例えば温泉側でやりますよとかというのは言えるかどうかというのは分かりませんが、ただ、今のところ民間譲渡の予定者のほうの会社でも町民の方々、要は地元の方々の要望に沿った形で運営をしていきたいという、念頭にそういう考えがございますので、やはりその辺はある程度要望等は具現化されるのではないかとというようなことで考えております。

また、今後どうなるのだ、今後というか、継続して運営できるのかという部分でございますが、民間のノウハウをもって、なおかつ相談役にホテル等の経営者の方も入るといったようなことでございましたので、町直営よりは本当の意味と言うとおかしいかもしれませんが、そういう経営に詳しい方のアドバイスをいただきながら温泉なりホテルを経営するというので、町が行ってきたよりはプラスに転じていくのではないかとというようなことで考えております。

○議長（横山知世志君） 堤議員。

○11番（堤 信也君） 民間での考えと町でやってきた公営での考えとはちょっと違うという部分のご説明いただきまして、経験者の方の意見も取り入れるというような話でございましたけれども、であれば本当に経験のない事業所さんがそれをやって、町民の皆さんだったり利用されている皆さん方がそれで満足するののかというのはちょっと疑問な点が生じるころはございます。まして、公募が1社しかなかった。であれば、湯陶里の件も踏まえての考えであればもう少し経験値のある事業者さん等々へのアプローチ等々も必要だったのではないかと。公募を出しました、ここが公募しましたから、ではここ1社しかなかったのここにしますと、そういった状態ではなく、これだけ大きな問題になることは恐らく想像はできたと思うのです。そういったのを踏まえながら、やはり町としてもそういった部分をしっかりと踏まえた上でやっていただきたいかなというのがまず1つございます。

それと、宿泊施設ですけれども、宿泊施設についてもかなり老朽化だったり修繕等々、リノベが必

要な部分が出てくると思います。それに対しての費用もかなりの金額がかかると思います。それを今後公募で受注した業者さんが、事業所さんが果たしてどの程度までやっていくのか。今までの客室数を本当に守っていけるのか。それでかかった分に対して当然、民間でございますから、営利的な部分が非常に大きい部分があります。それが営利が目的で当然やるわけですから、そういった部分で逆にその費用をなかなか回収できないとなれば、今度逆に従業員等々を減少したりして、それによってサービスが低下する、そういったおそれも考えられるわけです。その辺はどういった形で町のほうとしては携わっていくのか。本当に美里町としては貴重な宿泊施設でございます。今後の観光振興なんかも考えれば、絶対になくなってはならない施設だと私思っております。その辺も考えれば、本当に今の公募なされたところで果たして我々の希望を全うできるようなことができるのかどうか、その辺がまだ疑問であります。その辺についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） まず、一番最初におただしのありましたのは、町としてもっとほかの業者にアプローチしたらよかったのではないかとかいう部分あるわけなのですけれども、やはり町といたしましては公募というような形で、なおかつ温泉を経験したとかということではなくして、広く門戸を開きまして、意欲のある企業に応募していただきたいというような方法でこのような手続を進めてきた経緯がございます。ただ、その結果として、何度も申し上げておりますけれども、1社だけ応募ありまして、ではここに決めようというようなスタンスではございませんでした。では、その企業が本当にできるのかどうかというような部分をやはり専門家の方々に見ていただいて、資金力なり、当然やる気はあって当たり前なのですけれども、あと経営のノウハウ、そういうところを持ち合わせているかどうかというのを専門家の目で審査していただいて、そこで可とするというような結論が出ましたので、では町としてはその企業に譲渡いたしましよというふうな経緯でございました。ただ、ほかの企業にアプローチということになれば、ターゲットを絞ってしまうような形ですから、そこにやはり少し公平性という部分が欠けるのかなというふうに感じ取っているところはございます。

あと、そのほっとぴあ新鶴についての宿泊施設の、あそこの形態を見ますと、どの程度修繕するのだという部分があるわけなのですけれども、今のほっとぴあ新鶴のあの宿泊施設を見ると、和室でもって1室に5名程度の人が入るというような形でやっているわけなのですけれども、今現在いろいろなホテル等を見ますと和室だけではなくしてやはり洋室なりなんなりがあって、もう少し少人数でも、要はいわゆる15部屋あるのですけれども、和室が、今どちらかという夫婦で例えば旅行されるというふうになってきますと、15部屋ですから、満室になっても30名というような形になってしまいます。やはりそこは譲渡先の今のその予定されている企業ではそこを少し改修して、もっと収容人員を増やしていきたいというような考え方で進めていきたいというような構想は持っております。その次に、今度、営利目的ですから、当然売上げが下がればサービスが低下するのではないとか、住民が苦しむのではないとかという部分はあるわけなのですけれども、その企業さん自体がやはり経営能力が

あるとともに、今までの営業実績というか、企業の実績として非常にいい実績を持っておりますので、それでもって温泉とホテルを一つの、企業の中の別組織という形ではなくて一緒のことでの連結決算という部分で見えますので、そういう手法を取るということですから、そこに対する資本投資なり、例えば営業開始で若干の赤字が例えば出た場合においても、そこに補填することは十分に可能だというようなことで、毎年毎年赤字というわけにはいきませんが、軌道に乗るまでの間の部分は十分それで対応できるというのがやはり企業さんの考え方でございます。

あともう一つ、今後やり方としてこれからどういうふうな形で持っていくのだという部分でございますけれども、今までお話ししたとおり、温泉の、ホテル側についてはそのような宿泊人数の増という部分、あとは温泉については今のところ企業、受け手としてはサウナを増築するというようなことでやはり考えておりますので、その辺で利用者の増を図っていききたいというような構想でございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 堤議員。

○11番（堤 信也君） いろいろと今後は考えながらという事業所さんの話だということでございますけれども、今の今後やろうとしている事業所さんはそもそも電気工事だったり、そういった部分の会社ですね。そういった会社が果たして、今度サービス業ってまた金額の小さい部分の動きになってくるわけです。そういったのをどうやって取り組んでいくかという部分がちょっとまだ浮かばないのです、私の頭の中に。当然経営力もあるということなのでしょうけれども、それが何年で回収できるのかという部分を考えて、今ほどサウナの増設だったり、部屋数を増やすと、かなりの初期費用がかかってくるのではないかと思います。その部分をどうやって解消していくのか。一つの会社の中での異分野、異業種をやるということなのでしょうけれども、その辺が果たして何年続くのか。その辺が今のこのコロナの中でどこまで読めているのかというのがちょっと疑問な部分があります。ですから、その辺もちょっと必要なのかなと。

それで、あと温泉施設と周辺の施設を利用して新鶴地域の振興を図るというような部分も、そういった取組もやっていくということでございましたけれども、この民間事業者と連携した観光誘客事業に取り組むというのは具体的にどういった部分を考えているのか。それと、私も以前より新鶴温泉だったり周辺施設、陸上の400メートルトラック等々、スポーツ関連施設がかなりございます。その部分を利用しての高校、大学等々の合宿等で利用できないか、それで集客できないかという提案は何度かさせていただいています。あそこの場所というのは、会津美里町の北の玄関の役目を担うということで、非常に大切な役割を果たさなければならないというふうに考えております。民間事業者と連携した観光誘客事業の枠組みというのは、取組というのはどういった、もう具体的に何か考えている部分があるのであればちょっと説明願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） まず、1点目のその回収、当然初期投資が出てきます。そして、それに

対して何年くらいで回収するのだというようなお話というか、おたがしでございますけれども、今現在、私どもとして今回その譲渡先の企業が何年で回収するのだというところまでは、まだそこまでお話をしてございません。ただ、あくまでも民間ですから、いつまでも赤字という部分では経営として成り立ちませんので、あとは資本投資につきましてもいきなり全部やるというような、一遍にやるというようなことでなくて、毎年年度計画の中で徐々に、徐々にやっていくというような方法論になるかと思えます。ですから、ただ先ほども申し上げましたけれども、一番最初に民間の企業としてやりたいのは例えばサウナの増築だというようなことはおっしゃっております。あと、その次にホテルの収容人数の増加に向けての改修というようなことはお話しされております。ただ、その資本投資の部分を何年でというところまではちょっと聞き及んでいないというのが実情でございます。

あともう一つ、温泉施設の周辺の兼ね合いといえますか、民間との具体的な方法論の部分でございますけれども、当然議員おっしゃるとおりあそこは町の北の玄関、インターチェンジがあつて、入ってくるすぐのところでございます。とともに、やはり町が今まで言ってきた観光の拠点となるようなものというような位置づけなのですけれども、では具体的にどうなのだというふうに見ますと、例えば吹上運動公園及びふれあいの森のグラウンド等、いろんな体育施設がございますけれども、今まで町はあそこに対して社会体育施設というような位置づけで、使いたい方がいればどうぞ、お貸ししますので使ってくださいというような形で来たわけなのですけれども、今後あそこの利活用を考えたときにそれだけでは駄目だということで、今後のことを考えると一つの方法論としてスポーツ観光、要は観光の拠点ということでスポーツ観光というような部分も視野に入れながらやっていかなければならないでしょう。そうすると、ただ単に観光というところどこかに行って何かを見るところかというような部分ですけれども、そうではなくして、そこに行けばこういうことができるのだというようなスポーツの分野でのスポーツ観光というのを念頭に入れながら、そこで周辺のエリアと温泉施設等を一体的に利活用するというような方法をこれからつくっていかねばならないというふうには考えております。また、町長の意思としてもそこを実現したいという部分は持っております。そういう意味で、では町はどこまでできるのだとなると当然、そういうような新たな発想でいこうとするとどちらかというと発想自体が町職員の場合だと貧困になる可能性がございます。そういうときに周辺の、例えば今ワイナリーもあって民間の業者がやっております。例えば今後温泉もそういうような形になってきます。あとは、もっとそういう部分に秀でた企業が国内にはあると思えますので、そういうような方々の助言をいただきながら、また一緒にタイアップしながら、一つのいい例としまして会津13市町村でモンベル社と連携協定を締結してございます。アウトドアの専門の会社でございます。その辺の意見といえますか、ご指導なんかも仰ぎながら、あそこをそういうようなスポーツ観光の拠点となるような位置づけで持っていく必要があるのではないかというようなことの方で今後進んでいかなければ、温泉施設自体も例えば利用者が頭打ちになってしまうとか、あとはほかの体育施設、そこについてもじり貧のような形になってしまうのではないかというふうになってきますので、やはりそ

これを改めて、あの辺一帯の利活用というものを考えながら進んでいかなければならないというようなことですので、ご理解していただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 12番、根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） 5点ほどお尋ねしたいと思います。

今ほど同僚議員それぞれからそれぞれの質疑がされました。一定程度理解は進みました。そういう中で、まず1点目ですけれども、このアンケート調査、再提案の理由というところで述べている内容についてまず1点。それから、2点目は民間譲渡後の不安解消に向けた取り組みというところでの①についてです。意見交換会の件です。2点目の利用料金について。ここには載っておりませんが、先ほどの説明の中であやめの湯の廃止によって生じるであろう利用者の足の確保の件について。戻りまして、提出案件後のあれです。民間譲渡の主な条件の中での買戻し特約の設定について。これについてそれぞれお願いしたいと思います。

まず、1点目に参ります。町民アンケートの結果ですけれども、つまりアンケートをする際のあの資料にはやっぱりおおむね財政のことが大きく目立った形で載せられておりました。一町民からすれば、町民の皆さんからすれば、あの額を見せられたら当然これはまずいと誰しも思います。と思います。私もこういう立場でなくて一町民であったらば多分そう思ったと思います。ああ、もう民間でやっていただけるなら売却したほうがいいと、当然そういう考えになると思います。しかし、私らの立場として、そして執行側も忘れてならないのは、この温泉施設がどうしてできたのかというそもそものところ、設置目的、趣旨、これを忘れてはいけなかったのではないかと。それがそのアンケート調査の中でも、それから廃止に向けての取組の中の説明の中でも、この部分の説明が本当に欠けていたのではないかと、これは言わざるを得ない。これも踏まえてアンケート調査されたらまたちょっと違った結果が出たのであろうとは思いますが、でも、ここまで努力してきたことは評価いたします。このパーセントの多いほうをどうしても重視するのは普通でしょう。しかし、町民側からすれば少数意見の中に本当に我々が見落としがちな大事な視点があるのだ、町民の思いがあるのだということをやっばりすくい上げなければならない。それが私は一つの福祉政策であったり、執行側の大事な住民に寄り添う心持ちだと思っております。それも踏まえてのこの対応策が出てきたのだという理解でいいのかなのかと、そこを認識共有できるのかなのか確認させてください。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） まず、最初のアンケートについてでございますけれども、やはり9月会議以降、あそこで否決になりまして、町としてやはりもう一度、では町民の方々いろいろな意見を聞いてみましょうというような発想でもってアンケートをさせていただいた経緯がございます。その中で、今議員おっしゃっていた設置目的なり、その施設の趣旨というものについてアンケートのほうに具体的な形で記載されていなかったという部分については、町としてそこは認めざるを得ない部分だなというふうには思っております。ただ、正直申し上げまして、本当に町民の方々はどういうふう

思っているのかなという、その部分だけが念頭にあったものですから、それと同時に時間もなるべくかけないでまとめていきたいというようなこともございました。そういう状況でやってきたというのでその辺が欠落したという部分の大きな理由といたしますか、言い訳になるかもしれませんが、そのような形であったと。

次に、その結果として、そのパーセンテージの多い方々について、町としてはそれに沿った形で民意というような見方を取っているわけなのですけれども、ただ少数意見の中にもやはり大切な意見はあるというのは重々承知してございます。特にアンケートの中で自由意見、自由にお書きくださいという中で読んでみますと、やはりあやめ温泉の利用者なんかは今後どうするのだというような記載が結構あったというのも記憶してございます。特にあの周辺の方々ですとあやめ温泉に歩いて行って、そこで温泉を利用できた方々が、あれがなくなってしまうと本郷なり新鶴に行くにもそれなりの交通手段が必要になってくるというような切実な願い等もあったというふうに思いますけれども、ではそういう方々に対する手だてといたしますか、それはどういうふうにするのだという部分は出てくるわけなのですけれども、今現在それに対してこうするのだという部分は持ってございませぬけれども、何らかの形でそういう方々にも利用していただけるような体制というのは町で考えなければならぬと。ただ、その中で譲渡先予定であります会社さんにお話ししましたところ、やはり地元密着といえますか、そういう方々に利用していただきたいというような考え方から、一つの例として巡回バスとか何かを出すことが可能であればいいななんていうようなお話もいただいたところでございます。そのような形で、何らかの形で今後利用ができなくというか、不便さを感じている方々に対しての何らかの手だてというか、手助けになるようなことは考えなければならぬというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） 副町長の答弁に付け加えをさせていただきたいと思っております。

9月会議でのこの案件に関しての否決を受けてアンケート調査をしました。これは、町としてもフラットな気持ちで町民の意見を聞くという中での実施です。その中で、町民からの声の中で1,000名は少ないのではないかという声もありました。ただ、時期的なこともありましたけれども、我が町の人口規模からいけば500名から1,000名の間であればこれは十分に反映されるという統計結果もある中での実施だったということはご理解をいただきたいというふうに思います。それで、その後、私自身もやっぱり町民の声は自ら聞くべきだろうという思いの中で、街なかを一軒一軒歩きながら町民の声を聞いてまいりました。私の中では、90%の方は譲渡希望でありました。その中にも条件はいろいろありました。その中に町でやるべきだという方もいらっしゃいました、実際。また、そんな重要なことはなかなかこの場で答えられないという方もいたのも事実です。その中で、一番町でやってほしいという言葉の方の声としては、やっぱり料金が高くなったら町民利用しづらくなるのではないかという声がありました。そういった中で、いろんな協議の中で、先ほど申し上げましたように、本郷の湯

陶里も含めて町でできることをやろうということで先ほど申し上げた次第であります。少数意見大事でありますけれども、やっぱり結果として7割の方が譲渡希望ということであれば、町としてはこれに向かって進むべきということで今回の条例の提出となったということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。随分と長いご説明をいただきましたけれども、でもその言わんとするところは当然しっかり受け止めさせていただきます。そういうことでありますから、この福祉政策、これこの町は十分に力を入れてやってきたはずなのです。そもそも温泉そのものが福祉施策なのです。これでお金もうけよう、黒字にして何かやろうなんていう施設ではなかったはずですから。だから、そこはしっかり歴史的にちゃんと背景としてやっぱり背負っていくべきだというふうに言っておきたいと思います。

次に参ります。民間譲渡の主な条件の中で買戻し特約が設定されております。10年以内にもしものことがあったらということが、これは分かりました。よくある例です。私が伺いたいのは、10年以降の撤退の場合、どうしても駄目だと撤退のことが出てきた場合に、町でやるという覚悟なのか、いや、それはその時点でまた再度考えざるを得ないという特例なのか。私がデスクワークでいろいろ意見交換しているうちは、いや、いずれにしても町でやっていくという考え方でいきたい旨の話も聞いたことがあります。そこは、この際ですので、現在どういう考え方なのか伺っておきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 買戻し特約についてでございますけれども、当然10年以内であれば特約の条項に沿った形で町が買戻す。ただ、10年以降、例えば何らかの事情で譲渡先の企業がこの温泉施設の維持は無理だとかいうような形になった場合においては、町といたしましてはやはりいち早く、買戻しという形ではなくて町が譲り受けたいというような表明をしたいという考え方でおります。例えば10年以降にどのような形で民間業者が、その譲渡先を探すかどうかという部分はあるかもしれませんが、譲渡という部分においては町は一番最初に手を挙げたいという考え方でございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 今副町長は微妙な言い方しました。まずは一番に手を挙げたいと言いましたけれども、やっぱり当然、もう民間の持ち物ですから、民間主導でいかざるを得ないですね。民間事業者の意向が大きく働くでしょう。その際に、町が一番に手を先に挙げたとしても、いやいや、そうではなくてこういうことも話がありますので、その条件によってという話にはならざるを得ないのではないかなというふうに思いますから、ですから今伺ったのです。そこまで、いや、町でやっていくのだと、これはそうなった場合は必ず町でやっていくのだというところに立てるのか、立てないのか。10年後ですから何とも今のところ言えないのは言えないでそれは仕方ないですけれども、今の

副町長の答弁ではそこはちょっと曖昧だなということなので、再度お願いいたします。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 曖昧と言われますとそうなのかなとも思いますけれども、まず10年以降について例えばそこで町が買いますとかどうのこうの、契約書とか何かには当然そこは明記することはできませんので、ただ業者さんとの話合いの中で万が一の場合においては町が再度譲り受けますというようなことでの話はさせていただいているというようなこととございますので、ただ、では書面でどうこうというところまでいってはございませんけれども、そのような形で町はお話しさせていただいているということとご理解していただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 今の答弁分かりました。

では、次に参ります。次に、利用料金のところですが。同僚議員からの質疑ありましたので、一定程度理解できました。同程度でというところで。一般質問の中でも当然答弁されておりますからよろしいのですけれども。当然積算されて、先ほど2,000万ほどかなというところが出されました。そして、これ1年も2年もかけて修繕しているはずはありません。当然来年度予算に上がってくるのかなというふうに受け止めたのですけれども、その辺は可能な限りで説明いただければというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 利用料金についてでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、利用者の負担増にならないような現在の料金体系で利用できるように助成制度を考えていきたいというようなこととございます。なお、予算といいますが、そのまとめた概算額について2,000万低度というようなお話をさせていただきますけれども、あくまでもそれは概算の概算であって、その数字だということではございませんので、そこはご理解していただきたいと思います。ただ、では予算についてはどうなのだという部分でございますけれども、今回のこの案件が可決されて民間譲渡が正式に決まれば、令和5年度以降といいますが、令和5年度の当初予算に反映させていきたいという考え方でございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 令和5年度に反映させていきたいという明確な答弁がありましたので、その本気度を了としたいと思います。

次に、これはこの資料には載っておりませんが、先ほどもちらっと話が出ましたが、あやめの湯の廃止によって生じる足の確保です。一般質問の答弁の中でも支援策を検討していくということなので、これはすばらしいことだなと。どういう形でできるかといって私の中ではちょっと想像できないところではありますけれども、しっかり検討していく、これは実現に向けて検討していくということで、やっぱり無理でしたという話にはならないという受け止め方でいいのかなと。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 議員おっしゃるとおり、町といたしましても足のない方に関してどこまでそれが支援できるかというのは十分検討しなければならないと思います。ただ、100%丸抱えというようなことはなかなか難しいことではありますけれども、何らかの形でその利用できなくなる方に対する政策といたしますか、方法を前向きに考えて、何とか町としても実施していきたいという考え方でございます。

○議長（横山知世志君） 8番、小島裕子議員。

○8番（小島裕子君） 何度かこれの説明を聞いていましたときに、今後町で継続して温泉を続ける場合は大規模改修をして、10年の間にはやっぱり9億ほど予算がかかるという説明をされていました。そのことも業者のほうでは知っているということだったのですが、業者の話、業者に対しての説明の中では、業者としては小規模的な改修はして営業を始めるとは聞いていますけれども、大規模改修という話までは業者のほうですという話は聞いていないのです。そういった場合、これから業者のほうで営業していくとして、10年たたないまでにどうしてもなかなか営業は続けられない場合になった場合、町のほうで買戻し特約をつけて買戻すというふうにはなっているのですけれども、もし買戻した場合は、町のほうではやっぱり大規模改修をしてから営業を続けるというふうになりますよね。今までの話を聞くと私としてはそういうふうに捉えていたのですけれども。そうなった場合、このまま続けても大規模改修して9億円、途中業者に手放したとしても業者がどうしても無理だとなった場合は、町がそれを今度買戻しして、大規模改修をして営業を続けるというふうにならざるを得ないわけですよ。だから、そうなった場合、町民の方の一番の意見としては、どうしても温泉は続けていたいただきたいというのが一番の願いであります。なので、安定して温泉経営を続けていっていただけるほうはどちらなのかなというふうに考えてきた場合、どうしても選択ができないというそのところが、大規模改修に関して業者のほうがどういうふうに捉えているのかというところが見えない部分なので、そこをちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 大規模改修についてのおただしでございますけれども、まず町が継続して温泉を経営する場合においては、その大規模改修というのはあくまでも施設の長寿命化という部分が念頭にございます。耐震の関係もございます。寿命を長くする、要は耐用年数を長くするという部分もございます。そういうところを、国の試算方法がございましてけれども、それに沿って計算していくと、維持管理費を含め、なおかつ大規模改修の工事費を含め約9億7,000万というのが10年間でかかりますよというような数字でございまして、業者さんといたしましては、当然その数字も理解されているところではございます。ただ、同じような改修をするかということ、それは業者さんの中で違う形になるかというふうには思います。ただ、やらなければならないことはやらなければならないから、当然経営責任として出てきますので、そこは業者さんがどの程度といたしますか、どの範囲でやるかというのはここで明確にお答えすることちょっとできませんけれども、ただ最後のほうに出ました温泉

は続けていくのだという部分でございませぬけれども、当然、今まで何度も申し上げますけれども、直営であれ民営であれ、あそこの温泉施設というのはこの町にとって非常に重要な位置づけ、要は住民福祉の向上並びに観光の拠点というような形で、なくなつては困るものなのです。ですから、何とか続けていきたい。あと、その何とか続けるのであれば、では町がやればいいでしょうという考え方もあるわけなのですけれども、今後の町の行政の運営を考えたときに、いかに民間と協働で行政というものを持っていくかというのが非常に重要な視点になってくるわけなのです。全てが公営であればいいかという部分ではございませぬ。当然お金もかかってきますので。であれば、民間にできることは民間にやっていただく、町がやらなければならないのは町がやると。ただ、根底にあるのは、温泉はなくしては駄目だと。その中で、一番最良の方法として今回このような形で民間への売却というような方法を取らせていただいているということでご理解していただきたいと思ひます。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） お話は分かりました。民間に売却したその……町としては10年間は担保したいということで、10年間は温泉施設として経営をしていただくということが条件で民間のほうに売却という形で話は進めているのですけれども、やはり町民の方の長く続けていただきたいという言葉はどうしても捨て切れぬ部分からしますと、その民間の方が10年過ぎても温泉という形で町民の方とともに経営をしていきたいという思いを持っていらっしゃるのかというところが、町民の方の声をいただくとそこがちょっとやっぱり引かかる部分ではあるのですけれども、その辺のところを町のほうで分かっていたら教えていただきたいです。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 小島議員おっしゃるとおりだと思ひます。町民の方々はやはり温泉というのは長くずっと続けてもらいたいという思いというのは当然あるかと思ひます。今回応募された業者の方もやはり同じ思いでございませぬ。10年たった、だからあともうこれはやめるのだというような考え方ではございませぬ。地域の皆さんと一緒にこの温泉をよりいいものにしていきたいというような思いで応募されてきたわけでございます。町としてもやはり同じ考えでございます。町として、では今回業者さんに新鶴温泉ほつとびあを売ってしまった、うん、あとはどうぞやってくださいというような発想ではございませぬ。いろいろなところでいろいろな機会を設けて情報交換しながら、一緒になって歩いていく。先ほど堤議員の回答と申しますか、ご質問もありましたけれども、あのエリアを一体的に考えていくのだということ。温泉単体で考えた場合においてはなかなか難しい部分もございませぬ。せつかく宿泊施設もございませぬ。では、それをいかに有効に使っていくかとなったときにおいては、やはりあのエリアを一体的にどうやったら利活用としていい方向に向くかというのをまず考えなければいけぬと。ですから、先ほどもちらつと申し上げましたけれども、今までは社会体育施設というような位置づけなのでも、ではないのだよと。スポーツ観光という言葉を使わせていただきましたけれども、それを中心として誘客を図る、お客さんに来てもらうのだ、温泉

を利用してもらうのだというような発想の中で進んでいかなければお互いにメリットは何にも生まれてこないというふうに考えております。ですから、当然今回民間譲渡として受ける会社、ここももうかるよ、町としては町民の方の福祉向上、観光の拠点として十分に役立つよというような形を持っていくのがやはり町の責務だろうと。ただ、先ほども言いましたけれども、では町だけでできるかというところではございません。あくまでも民間の事業者と協働です。協働でもってやっていかないとなかなか具現化するのは難しいというような考え方でございます。ですから、そういう意味合いを含めて、温泉単体ではなくしてエリアとしてあそこを見ていただきたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） 分かりました。

終わります。

○議長（横山知世志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

7番、村松尚議員。

○7番（村松 尚君） 私は、議案第80号 会津美里町温泉施設等条例を廃止する条例に対し、次の理由により反対いたします。

まず1点目は、今般上程された議案第80号は、さきの9月会議に上程された議案第58号の提案理由と内容が全く同じであります。会津美里町温泉施設等条例の設置目的は、地方自治法第244条第1項の規定に基づき、さらには町の観光の発展及び振興に寄与するためと条例第199条（平成17年12月27日）に述べられています。条例第244条第1項の規定とは住民の福祉を指すものであり、この条例を廃止するに当たって町はその目的を達成したと考えているのか、それともその施設が目的達成に寄与しないと考えているのか、その考えが明確に示されていない。

2点目は、会津美里町の観光振興計画は平成28年2月に策定し、その中においては宿泊施設拠点の整備を明記しているが、町は売却した場合の政策的対応について変更点や方向性の変化など、議会に対し説明がなされていないこと。

3点目は、さきの9月会議における会津美里町温泉施設等条例の廃止条例に係る提案理由は、施設の運営に係る経費の負担ばかりを廃止の理由としているが、この問題は経費の問題ばかりでなく、住民の福祉と観光施策の問題であるが、今回突然利用料の補助政策が示された。しかしながら、今まで全員協議会の場において利用料の質疑を行ったが、その時点では現在の価格が一般的に見ても安価なのです。売却後の金額については、類似施設の料金を参考に改定の予定ですと答弁している。10月開催の住民説明会時にも利用料金補助の考えを住民に対し説明はされておらず、町は補助の予定額も含

め議会及び住民に説明する必要がある、本来方向性が出た時点において町は速やかに議会に対し説明責任があるものとする。そのような重要な変更について唐突に出して行くことは、議会及び住民に対ししっかりとしたプロセスを踏んでいると考えているのか疑問であること。

4点目は、先般開催された住民説明会において、住民より、住民福祉の観点からの意見の中において売却も含めゼロベースで考えているのかとの問いに、そのとおりですと住民に答弁したにもかかわらず、全員協議会時の議員の質疑に対しては、一度立ち止まり、周りをもう一度確認する意味であった、売却推進を止める考えはなかったとの答弁であったこと、これは貴重な時間を浪費し、住民説明会に参加された住民に対し詭弁とも取れる答弁を行っている。本郷温泉売却に関しても、住民説明会において応札業者が説明会に参加をし、質疑に答えてきた経緯もある、まずは本郷温泉の売却を行ったことで特に地元本郷地区の住民からどのような意見が出ているかをしっかりと精査し、その中での課題を議会に説明した上で売却も含めた議論がなされるべきであると思う。また、今般の売却に対しては、会津美里町に公としての温泉施設及び宿泊施設がなくなることの重要性、売却する面積も含め大きな影響があることは十分に考察できる。このような事案に対し、町は応札業者を全員協議会などに参加させ、議員各位の質疑に答えさせるべきであり、その時間は現在までに十分にあったはずである。このような重要な案件に対し、町は議会に対し資料のみの配付及び補足説明のみであり、議員の質疑に対しても運営する情熱があるなど抽象的な表現や経費の負担ばかりを答弁している。10月開催の住民説明会において、住民より、今まで行ってきた住民説明会との違いを問われたときも、売却も含めゼロベースで考えていると答弁していること、さらには町が売却根拠としている住民アンケートについても、回答率はほぼ半数であり、その数字の根拠で果たして十分なのか疑問であること。いまだ課題や疑義が多くある中、住民に対して条例廃止に対する説明、議会に対しての説明責任が十分なされたとは到底考えられない。

以上の理由から、本案に対し反対いたします。趣旨をご理解の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横山知世志君） 賛成の討論はありますか。

12番、根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） 私は、この議案第80号に対して、まずもって賛成の意を表します。

次に、その理由を述べます。私は、さきの9月会議においては条例廃止に反対いたしました。その判断は今でも間違っていないかと思っております。その後、町は新たな町民アンケートを実施、その結果に基づいて町民説明会を開き、議会においても説明会が持たれました。そして、このたびの12月会議に再び条例廃止案が提出されました。12月会議2日目の12月6日、この条例廃止案に対する私の一般質問において、町長は町民や議会への説明不十分などの起因によるさきの9月会議においての否決について、答弁の中で、さきの議会での否決の要因の一つになったとして利用料金の値上がりや民間による経営の懸念など、多くの住民の皆様にご不安な材料を与えたことも確かでありとの率直な

反省の弁がありました。そして、町長は、温泉施設が民間による経営になったとしても町の経営と同等の福祉的な役割が継続されるように確かな決意を持って取り組んでいく、本郷温泉も含めて利用者の負担をこれまでと同様に抑える助成制度や交通手段のない方への支援策を検討していくと決意を述べました。また、そのほかの議論の中で、財政論理だけでなく、そもそものこの条例の設置趣旨、目的、住民福祉の増進と観光の発展、振興が再確認され、認識の共有を確認できました。そして、本日、再提出の議案第80号について、先ほどの質疑を通じて異業種である譲渡予定事業者への懸念は拭い切れてはいないものの、その町民の不安解消等を確かな決意を持って講じるということの内容が、対応策が民営になっても町としての福祉施策は維持、観光施策にも一層留意していくことについてしっかり確認されたことで、この条例廃止による不安や懸念もおおむね払拭され、反対に至る大きな理由、疑義はないと判断したことから、賛成の意を表したいと思います。

同僚議員の反対討論の中にも心動かされるものはありませんでしたが、しかしここに至って冷静に考えれば、あの反対討論の中には1年、2年前からやっておかなければならなかったことではなかったでしょうか。私たち議員も議会として私は反省すべき点もあったということをあえて申し上げて、以上をもって私の賛成討論といたします。

○議長（横山知世志君） ほかに反対討論はありませんか。

9番、渋井清隆議員。

○9番（渋井清隆君） 私は、議案第80号 会津美里町温泉施設等条例を廃止する条例について反対の立場から意見を開陳します。

反対の理由、第1点は、条例第199条、会津美里町温泉施設等条例の設置の目的は、地方自治法第244条第1項の規定に基づき、町の観光の発展及び振興に寄与することとなっている。第1項の規定とは住民の福祉を指す。町長は、この条例の廃止に当たってその設置目的が達成されたと考えるのか、それとも施設がその目的達成に寄与しないと考えるのか。合併前の旧会津高田町において、住民福祉を目的に老人憩いの家が伊佐須美神社の境内内に設置されたが、その目的を持つ施設は高田温泉あやめの湯に引き継がれてきた。旧新鶴村においては、新鶴温泉健康センターが平成2年に建設され、福祉の目的と同時に観光施策に寄与することの目的を明記し、宿泊施設を持つ宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴が増設された。この条例の廃止によってその目的はどのような施設と施策で達成を図るのかを示していない。それが示され、町政において町民福祉と観光施策の振興に遺漏ないことを確認できなければ賛意を示すわけにはいかない。

第2点は、さきの定例会9月会議で、廃止に賛成する討論者は以前に議会が議決した案件に反対しているのかという見当違いの発言があったが、行政が変わって観光振興にプラスの要因が加わったことを機会に、そのプラス要因を生かすことこそ議会の役割である。我が町の観光振興計画は平成28年2月に策定し、令和3年3月に前期基本計画の最終年度を迎えることから、5か年間の指針となる会津美里町観光振興計画後期基本計画を策定した。そこには効果指数の向上のためにより具体的な施策

を掲げている。その中には宿泊施設の拠点の整備を明記している。それは、宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴を前提としたものではなかったのか、それとも別のところに宿泊施設を造るのか、明確にしたい。プラス要因の一つとして只見線の開通があります。周知のように、只見線は上下分離方式で運行されます。それによって我が町も応分の負担をその沿線である限り続けることとなります。その政策的対応はどのようなものなのか、町長としての政策的見解を町民に明らかにされたい。

3点目は、これもさきの定例会9月会議で、賛成者は施設の運営に関わる経費の負担を賛成の理由としたが、仮にマイナスで一定額の町費の補填が必要であっても、町民福祉を観光の発展と振興の政策のために機能するならばやむを得ないと思います。したがって、この問題は経費の問題ではなく、町民の福祉と観光施策の問題がある。過般の福島民報新聞で報じられたこの事案に対する町当局のアンケート調査の対象者は、1,000人の対象者に対して回答者は498人であった。10月1日現在、世帯戸数は7,332戸で、人口は1万9,073人であり、それは町民全体の2.61%にすぎない。これをもって町民の意向とは判断できない。また、住民説明会での参加者の意見は、既に売却された本郷温泉湯陶里の現状と町民福祉の観点から施設の継続を求める意見が出されている。そうした意見を尊重し、真摯に検討するのは議会として当然のことである。

4点は、会津美里町温泉施設等条例第2条別表1には、高田温泉あやめの湯、新鶴温泉健康センター、宿泊施設ほっとぴあ新鶴が記載されている。本案は、令和5年3月31日をもって廃止する条例である。この一部である新鶴温泉健康センター、宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴を譲渡するものであり、残りの高田温泉あやめの湯は耐用年数が令和6年度までであり、使用可能な建物であります。また、当該建物はあやめ荘と一体的建物のため、分割しての民間譲渡は非常に困難で、今後は福祉的な施設等、観光施設等として変更、利活用すると述べていることから、変更前も変更後も行政財産、いわゆる公共用財産には変わりがありません。公の施設である場合には、当然のことながら、その土地及び建物は行政財産として管理すべきであります。したがって、廃止する条例ではなく、一部を改正する条例として上程すべきであると考えられること。法的根拠、いわゆる条例がなければ、廃止後の令和5年4月1日以降の高田温泉あやめの湯の維持管理等に要する経費の支出ができないこととなります。

以上4点がこの議案に反対する理由である。趣旨ご理解の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上。

○議長（横山知世志君） ほかに賛成討論はありませんか。

2番、大竹惣議員。

○2番（大竹 惣君） 私は、議案第80号 会津美里町温泉施設等条例を廃止する条例について賛成の立場から討論いたします。

まず、高田温泉あやめの湯につきましては、施設の状況や湧出量の現状を鑑みますと温泉施設とし

ての維持は困難であり、温泉施設として廃止することは妥当であると思います。また、新鶴温泉健康センター及びほっとぴあ新鶴につきましては、平成26年に策定された会津美里町温泉施設利活用処分方針にて長年にわたり民間への譲渡等の推進をしておりますが、その間も赤字が続いております。このまま指定管理にて運営を続けた場合は、高額な指定管理料、修繕費、そしてさらに莫大な予算をかけて町で大規模改修を行わなければなりません。それは、10年間で9億7,162万円に上る財政負担になります。そのような多額の予算があれば、例えばですが、給食の無償化などの思い切った新しい施策にも挑戦できますし、また多くの町民が望んでいる簡易道の駅の設置なども可能で、限られた予算の中でやらなければならないことが多い本町の施策の充実を図ることができると思います。また、施設の健全な経営とサービスの向上を図るためには、やはり指定管理よりも民間企業に託すほうが合理的なのは明らかであります。しかしながら、この温泉施設等条例を廃止する条例は9月会議において否決となり、私自身もこれが本当に町民の皆様のためになるのか、もう一度よく考える時間が与えられたと解釈し、仕事の合間の限られた時間ではありましたが、できる限り自分の足で町民の方々のもとに出向き、直接意見を聞いてみました。結果、私が話したほとんどの町民はこの新鶴温泉施設の民間譲渡に賛成という意見であり、もっとほかの福祉サービスにその予算を回すべきという意見が9割以上でありました。先日実施されたアンケート調査でも、民間譲渡すべきという意見が約67%に上り、町が運用すべきという意見は約16%にとどまりました。私は、住民全体の代表者である議員として、この結果を重く受け止めております。

また、民間譲渡において気がかりであった部分、利用者の方々が心配しておりましたポイントであります本郷温泉のように意見が届きづらくなる可能性があることや利用料金の値上げの可能性、途中で営業を中止した場合の町の対処方針につきましては、その後の執行部側からの説明や同僚議員の質疑、質問等で町長の考えを示していただき、この議案第80号においての提出案件資料にも民間譲渡の条件や譲渡後の不安解消に向けた取組の部分にしっかりと反映されております。そして、先日の同僚議員の一般質問の中での温泉施設が民間の経営になったとしても町による経営と同等の福祉的な役割が継続されるように確かな決意を持って取り組むという答弁からも執行部の強い意思を感じ取れました。既に売却した本郷温泉も含めて利用者の負担が増えないような助成制度や交通手段の整備、定期的な意見交換会の実施で利用者の意見を届けるとの答弁もありました。今後は本郷温泉も含めて町の温泉施設が福祉的、観光的に今まで以上に活用されることと強く感じられ、期待をしているところであります。

さらに、譲渡を予定している民間業者は高い経営手腕と十分な資金力がありますし、休憩所やサウナの充実化など利用者目線での事業計画を立案しており、そして何よりも新鶴温泉の愛好者、ファンであり、赤字経営が予想される温泉施設の経営に社運をかけ、情熱を持って取り組もうとしているということで、新しい事業の成功にとって一番大切な部分であります熱意、この熱意が十分に感じ取れました。これほどの適任者はほかにいないと思います。

以上のことから、本町の予算がより合理的に町民のために使われること、また住民福祉向上と町の観光振興に大いに貢献することが期待できるため、この議案第80号 会津美里町温泉施設等条例を廃止する条例に賛成します。皆様のご賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。よろしくお祈いします。

○議長（横山知世志君） ほかの反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ないようでありますので、討論を終了いたします。

これより議案第80号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時48分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

○議案第81号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第4、議案第81号 会津美里町新鶴高齢者福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、平山正孝君。

〔健康ふくし課長（平山正孝君）登壇〕

○健康ふくし課長（平山正孝君） それでは、議案第81号 会津美里町新鶴高齢者福祉センターの指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

議案書24ページ、併せて提出案件資料3ページ下段、参考資料34ページから36ページを御覧願います。今回の指定管理者となる公の施設の名称は、会津美里町新鶴高齢者福祉センターであります。

指定管理者となる者の名称は、社会福祉法人会津美里町社会福祉協議会であり、指定管理者の管理の期間につきましては令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。

今回の指定管理につきましては、非公募として申込みを受け付けたところであります。

なお、予算につきましては、令和4年定例会6月会議において債務負担行為を設定し、予算額3,510万1,000円を議決いただいたところでございます。なお、11月4日に指定管理者選定審議会より候補者に選定する旨の答申をいただいたところであります。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

12番、根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） 1点だけ教えてください。36ページで、附帯意見のところですか。ポツ3番目、これ各施設の候補者の選定のところにも全て載っているようですけども、アフターコロナを見据えてコロナ前の1日当たり平均施設利用者数を上回るよう新たな取組を積極的に展開することというふうになっております。確かにウィズコロナもありましたけれども……

○議長（横山知世志君） ちょっとマイクお願いします。

○12番（根本謙一君） ウィズコロナのこともありますけれども、これは積極的にこういう取組はされているというふうに認識しているところですので、新たな取組を積極的に展開することというふうなことを読みますと、では具体的なことを何か想定してあるいは想定させて、あるいはそういうものを聴取していることでこういうことになっているのか伺いたいと思います。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 審議会より答申を受けた附帯意見の中身についてということですが、まず指定管理者として申請をした事業所につきまして、事業計画の中に新たな事業展開ということも述べられております。そういったことを踏まえて、さらなる利用者の増加をやはり積極的にやっていただきたいという意見だったと理解しております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 事業計画に載っているという話で、載っているからそれを踏まえてとありますけれども、それは常にいつも載ってくる事業内容だと私は認識しているのです。改めてこういうふうに載せているということは具体的なことを想定してのことかなというふうに、いいように解釈しているので、もう少しなるほどというような説明いただけるのかなというふうに思ったのですけれども、再度答弁をお願いします。

○議長（横山知世志君） 総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、おただしにお答えさせていただきます。

まず、施設の利用者に関しましては、今現状、利用者が少ないといったような状況でございます。

それを踏まえまして、審議会の中ではやはり公共施設でもございますので、できる限り多くの町民の方に活用いただけるような、そういった施策を展開していただきたいというふうなことでこのような附帯意見をつけさせていただいたところでございます。具体的な取組を審議会といたしまして提案したとかそういったことではなくて、事業者のご努力のほうをお願いしたというふうな経過でございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 失礼なことを言うつもりはないのですけれども、これは当然施設の利用者を、事業展開多くやることによって利用者数が増えると、これは必然ですけれども、コロナ禍の中で落ちてきたのを、それを戻すようにという意味ではこれはないと思って伺ったのです。ですから、もっと積極的に展開、アフターコロナに向けてその準備もして行ってほしいということも含めて何か具体的なことを想定されてのことかなというふうに思って伺ったのです。そこまで承知していないなら承知していないで仕方ないですけれども、再度お願いします。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えさせていただきます。

繰り返しの答弁になってしまうかもしれないのですが、しっかりとその利用者増、いろんな方にお使いいただくような施策展開をお願いしたいというふうな意味で書いたものでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 3番、渡辺葉月君。

○3番（渡辺葉月君） 1点だけお伺いします。

非公募の理由をお伺いします。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 非公募の理由ということでございますが、本施設及び指定管理者につきましては、指定管理者以前から町の受託業務としてこの施設の管理を行っておりました。かつ町の受託業務として各種事業をこの施設において登録制により実施してきたということもあり、利用している方との密接、不可欠な信頼関係というものがございます。指定管理者が替わることにより事業展開ができなくなるおそれ、あと利用者との関係が崩れてしまうということも考えられましたので、施行規則に基づき非公募とさせていただいたところでございます。

○議長（横山知世志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第81号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第82号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第5、議案第82号 会津美里町ふれあいセンター「あやめ荘」の指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、平山正孝君。

〔健康ふくし課長（平山正孝君）登壇〕

○健康ふくし課長（平山正孝君） それでは、議案第82号 会津美里町ふれあいセンター「あやめ荘」の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

議案書25ページ、併せまして提出案件資料4ページ上段、参考資料37ページから40ページを御覧願います。今回の指定管理となる公の施設の名称は、会津美里町ふれあいセンター「あやめ荘」であります。

指定管理者となる者の名称につきましては、社会福祉法人会津美里町社会福祉協議会であります。

指定管理者の管理の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。今回の指定管理につきましては、公募いたしましたところ、1社の申込みを受け付けたところでございます。

なお、指定管理に係る予算につきましては、議会定例会6月会議におきまして債務負担行為、限度額6,704万5,000円を議決いただいているところでございます。その後、11月4日に指定管理者選定審議会より候補者に選定する旨の答申をいただいたところであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

3番、渡辺葉月君。

○3番（渡辺葉月君） 質問です。提出案件参考資料を見ますと、候補者の経営状況が分かる情報は
ありません。応募に必要な書類の中には貸借対照表や損益計算書など、財務状況を明らかにする書類
があると思いますが、こちらは選定委員会へも提出されていないのか伺います。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） ただいまのにお答えさせていただきます。

財務諸表の関係でございますが、これにつきましては審議会のほうには提出がございまして、それ
を確認しながら審査を行っているところでございます。

○議長（横山知世志君） 3番、渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） 選定委員会のほうに出されているということですが、なぜそちらに出
されていて議会には提出がないのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） この議会に提出していない理由につきましては、その企業の情報という
ふうになりますので、基本的にそういった企業の機密事項が分かるような書類につきましてはお出し
をしていないというふうなことでございます。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） 最後確認ですが、こちらは公募ということで、候補者は新規なのか、再指定
なのか伺います。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 候補者と、申込者ということでございますが、この申込者につい
ては新たなものということになります。

○議長（横山知世志君） 12番、根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） 1点お願いします。附帯意見のところでは、ポツの2番目、「隣接する「保
健センター」及び今後展開予定のボランティアセンターの運営により」というふうになっております。
今後展開予定のボランティアセンターの運営と入っていますけれども、社会福祉協議会はボランティ
アセンターの機能も当然含まれての業務内容だと思っております。がゆえに、どうして今後展開予定
のボランティアセンターの運営というふうに出てくるのか、あるいは今まで十分な業務遂行に
なっていなかったのか、しっかり拠点として据えるという意味合いなのか、もう少し詳しく説明お願
いできればと思います。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） この附帯事項、ポツ2つ目、ボランティアセンターの運営により
という部分につきましては、確かに議員おただしのおり社会福祉協議会においてはボランティアセ

ンターの機能を有しております。ただ、不完全な機能という形で、今現在、町のほうからもよりしっかりした体制を整えてほしいという要望を昨年度も実施したところでございます。それを踏まえ、社会福祉協議会としても申請をした際にボランティアセンターの強化ということをやったっており、審議会のほうからもやはりその強化ということで附帯意見として上がってきたものと理解しております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。それならば、その意味合いをここにしっかり私は書くべきだったと思います。住民の中にこのボランティア、合併前もそうですけれども、合併後もボランティアに関心を強く持っている方々から、ボランティアセンターをしっかり造ってほしいのだけれども、どうしてこの町は一生懸命にならないのだろうかというふうに度々ただされまして、その旨は機会見つけてお伝えしてきた経緯はございます。そういう中で、改めてこういう書き込みになると、不完全な状態だということで認められておりますけれども、強化してしっかり取り組んでいくのだということであればやはりそれを入れないと、この社会福祉協議会に関わる人たちのみならず、ボランティアセンターに深く関心及んで、関わっていかうと思っただけで日々活動されている方々になかなか伝わらない。ああ、本気でやるようになるのだねというメッセージもやっぱりここに込めてあればよかったのではないかなというふうに思うところから、再度の答弁をお願いします。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のおただしにお答えいたします。

附帯意見のところは今健康ふくし課長が申し上げたような中身をしっかりと書き入れるべきであったらうというふうなおただしであらうかなというふうに思います。この附帯意見の表現につきましては、このような形にとどめさせていただいておりますが、議論の中でしっかりと委員のほうから候補者に向け、しっかりとした運営方法を確立し実施することというふうな意見の取り交わしがあり、その中で候補者のほうで十分に認識していただいたというふうなことで、記述に関しましてはこのような記載にさせていただいているということでございます。

○議長（横山知世志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

3番。

○3番（渡辺葉月君） 本案件につき、反対の立場から意見させていただきます。

そもそも指定管理者制度とは2003年、行財政改革で経費削減の意味合いからスタートしています。本案件は公募の再指定ということで、議会は今までの指定期間の経営状況を見て再指定の合理性があ

るかどうかを見なければなりません。選定委員会を非公開としても、選定するための資料を非公開にすることは言わば独裁です。議会は白紙委任をする機関ではありません。まとめますと、議決を求めるならば選定委員会の選定評価の際の資料を出してください。出さないと審議ができません。審議のしようがないものを賛成することは二元代表制の大原則に反することだと判断いたしましたので、本議案には反対します。

なお、今後はきちんと町側から議会へ十分な資料を出すべき旨申し添えます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 賛成の討論はありませんか。

10番、星次議員。

○10番（星 次君） 議案第82号について賛成の意見を述べるものでございます。

ただいま町当局より説明があり、それから公の施設の指定管理者の選定審議会においても審査基準に沿いながら審査をした結果、配点が600点のところ497.3ということで、社会福祉協議会に決定という答申がされたわけでありますので、やはりこの社会福祉協議会について福祉の面、それから接続する保健センター、いろいろあるわけでございますので、やっぱり福祉の拠点としての指定管理を行っている社会福祉協議会が妥当であるという判断をしますので、賛成の意見を述べます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます、賛成意見を終わります。

○議長（横山知世志君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第82号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第83号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第6、議案第83号 会津美里町保健センターの指定管理者の指定につ

いてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、平山正孝君。

〔健康ふくし課長（平山正孝君）登壇〕

○健康ふくし課長（平山正孝君） それでは、議案第83号 会津美里町保健センターの指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

議案書26ページ、併せて提出案件資料4ページ中段、参考資料41ページから44ページとなります。御覧願います。今回の指定管理となる公の施設の名称は、会津美里町保健センターであります。

指定管理者となる者の名称は、社会福祉法人会津美里町社会福祉協議会であり、指定管理者の管理の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。今回の指定管理につきましては、公募をいたしましたところ、1社の申込みを受け付けたところであります。

なお、予算につきましては、議会定例会6月会議において債務負担行為設定で限度額2,107万1,000円の予算を議決いただいたところでございます。なお、11月4日に指定管理者選定審議会より候補者に選定する旨の答申をいただいたところであります。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

3番、渡辺葉月議員。

○3番（渡辺葉月君） こちらも先ほどと同様に、財務状況を明らかにする書類は選定委員会のほうに出されていて、なお候補者は再指定なのかお伺いします。

○議長（横山知世志君） 総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） お答えさせていただきます。

ただいまの1点目のご質問にお答えいたします。この指定管理者につきましても、先ほど同様、財務諸表等の審議会への提出はございます。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） この事業者につきましては、新規の事業者ということになります。

○議長（横山知世志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第83号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第84号の議題、説明、質疑

○議長（横山知世志君） 日程第7、議案第84号 令和4年度会津美里町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。歳入歳出について政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、國分利則君。

〔政策財政課長（國分利則君）登壇〕

○政策財政課長（國分利則君） それでは、議案第84号 令和4年度会津美里町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして、提出案件資料7ページから49ページを御覧願います。今回の補正予算の概要でございますが、新型コロナウイルスワクチンの追加接種や原油価格高騰によります電気料等の増額並びに今後の予算執行見込みに伴う予算の補正を行うものでございます。

それでは、予算書表紙を御覧願います。まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,697万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億7,913万9,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費でございます。2枚おめくりいただきまして、第2表、繰越明許費を御覧願います。3款民生費、2項児童福祉費、事業名、こども園管理運営事業、1億3,417万8,000円であります。これは、新鶴こども園外構工事におきまして、園舎解体工事に時間を要し、年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

次のページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正でございます。追加でございまして、いずれも令和4年度末で債務負担行為の設定期間が終了するものにつきまして債務負担行為の設定を行うものでございます。事項、期間、限度額の順に読み上げまして説明とさせていただきます。まず、新

鶴こども園バス運行業務委託事業、令和5年度から令和7年度まで、2,443万8,000円、次に小学校スクールバス運行業務委託事業（宮川小学校分）、令和5年度から令和7年度まで、1億2,342万5,000円、最後に小中学校スクールバス運行業務委託事業（新鶴地域）、令和5年度から令和7年度まで、7,795万5,000円。以上、3つの事業につきまして計上するものでございます。

続きまして、廃止でございます。令和4年度一般会計補正予算（第1号）で設定いたしました新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴管理委託事業につきまして、民間法人への譲渡が見込まれるため、債務負担行為を廃止するものでございます。

次のページを御覧願います。第4表、地方債の補正でございます。まず、追加でございます。二本柳運動場夜間照明改修事業に係る合併特例事業債につきまして、当初予算においては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としておりましたが、県との協議によりまして地方債を財源とするものでございます。

次のページに参りまして、変更でございます。新鶴生涯学習センター改修事業に係る過疎対策事業債につきまして、事業費の確定によりまして限度額を記載のとおり減額するものでございます。

次のページに参りまして、廃止でございます。これは、本郷地域教育施設再編事業に係る合併特例事業債につきましては、本郷小学校及び本郷中学校の施設連携に係る設計委託につきまして、年度内での事業実施を取りやめたことから廃止するものでございます。また、企業誘致促進支援事業に係る過疎対策事業債につきましては、高田工業団地の用地取得を予定している企業が取得を見送ったことから廃止するものでございます。

次に、2枚おめくりいただきまして、3ページをお開き願います。歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細によりご説明申し上げます。なお、各課の補正内容につきましては提出案件資料に記載させていただきましましたので、主な内容のみ説明させていただきます。まず、歳入でございますが、中ほどの14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金326万1,000円の増額の主なものにつきましては、2節の障害者自立支援給付費負担金でございまして、障害福祉サービス利用者等の増加に伴い増額するものでございます。

次に、2目衛生費国庫負担金1,480万円の増額につきましては、1節の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金でございまして、新型コロナウイルスワクチン接種における追加接種に伴い増額するものでございます。

4ページを御覧願います。中ほどでございますが、14款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金163万円の増額の主なものにつきましては、2節の障害者自立支援給付費負担金でございまして、14款の国庫支出金でもご説明申し上げましたが、障害福祉サービス利用者等の増加に伴い、156万3,000円を増額するものでございます。

次に、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金369万7,000円の減額の主なものにつきましては、2節の森林病虫害防除事業等補助金でございまして、松くい虫防除事業費につきましてオオタカの営

巢のため事業対象区域を縮小したことから、174万6,000円を減額するものでございます。

次に、5ページをお開き願います。3項県委託金、3目土木費県委託金207万2,000円の減額の主なものにつきましては、2節の河川浄化作業委託金でございまして、事業の確定により215万5,000円を減額するものでございます。

次に、16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入6,801万8,000円の増額につきましては、新布才地2番2の土地を売却することから増額するものでございます。

次に、17款寄附金、1項寄附金につきましては、令和4年8月1日から9月30日までに寄せられた各寄附金でありまして、まず1目一般寄附金は4件で21万、2目ふるさと納税寄附金、315件で550万7,000円、3目民生費寄附金、5件で35万円、4目教育費寄附金で3件で26万円をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、6ページを御覧願います。18款繰入金、1項特別会計繰入金、4目工業団地造成事業特別会計繰入金4,635万円の減額につきましては、高田工業団地の用地取得を予定している企業が取得を見送ったことから減額するものでございます。

次に、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億2,723万7,000円の減額につきましては、今回の補正予算における一般財源調整のため減額するものでございます。

また、5目公共施設等整備再生基金繰入金につきましては、基金を充当している事業の確定に伴い、700万円を減額するものでございます。

次に、20款諸収入、4項雑入、1目納付金335万4,000円の減額につきましては、2節の学校給食費（現年度分）について、年間給食数の確定見込みにより減額するものです。

2目雑入721万5,000円の増額の主なものにつきましては、1節の複合福祉施設光熱水費等で、本郷こども園において原油価格高騰に伴う電気料金の値上がりや厨房調理機器であるスチームコンベクションオープンを購入することから、明精会デイサービスセンターの負担分として269万3,000円を、松倉分収造林事業補助金で松倉分収造林の除伐について事業費の確定により203万5,000円を、福島県後期高齢者医療広域連合負担金還付金で令和3年度医療給付負担金の確定に伴いまして224万7,000円を、多面的機能支払交付金事業返還金で令和3年度事業費の確定に伴いまして374万4,000円をそれぞれ増額または減額するものでございます。

続きまして、7ページを御覧願います。21款町債、1項町債につきましては、先ほど第4表、地方債補正でご説明申し上げました内容でございまして、4目商工債について450万円を減額し、7目教育債について1,470万円を増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。8ページを御覧願います。1款議会費、1項議会費、1目議会費232万8,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止したことなどによるものでございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費193万6,000円の増額の主なものにつきましては

は、1節の報酬で新型コロナウイルス感染症対策による地域おこし協力隊の募集活動の中断等に伴いまして209万3,000円の減額、さらに9ページを御覧いただきまして、21節の移転補償金及び損害賠償金で本郷庁舎の大規模改修に伴う主要許可事業者等の移転補償金及び今後の損害賠償金の支払いに対応するため、239万7,000円を増額するものでございます。

次に、2目自治振興費400万2,000円の減額の主なものにつきましては、10ページを御覧いただきまして、18節の地域おこし協力隊活動費助成金で、先ほどもご説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染症対策により、地域おこし協力隊の募集活動の中断等に伴いまして122万円を減額するものでございます。

次に、4目財政管理費220万7,000円の減額につきましては、電子入札システム導入等に係る事業費の確定に伴い減額するものでございます。

次に、6目財産管理費505万4,000円の増額の主なものにつきましては、10節の光熱水費で本庁舎、新鶴庁舎における原油価格高騰等に伴う電気料の値上がりにより423万9,000円を増額し、24節ふるさと振興基金積立金で、歳入でもご説明いたしました一般寄附金及び及びふるさと納税寄附金の増額分576万7,000円を基金に積み立てるため増額するものです。

続きまして、11ページを御覧願います。7目企画費261万7,000円の減額の主なものにつきましては、18節のデマンド交通システム運行事業補助金で、配車予約システム更新の経費の確定によりまして891万8,000円を減額し、また空き家改修補助金及び住宅取得支援事業補助金につきましては今後増加が見込まれることからそれぞれ記載のとおり増額し、ふるさと納税受付サイトを新たに4サイト増設するため、7節のふるさと納税謝礼等、関係する経費について増額するものでございます。

次に、9目電算管理費522万3,000円の減額の主なものにつきましては、分散勤務及び在宅勤務用パソコン端末の購入に伴う事業費の確定によりまして601万7,000円を減額するものでございます。

次に、10目諸費260万1,000円の増額の主なものにつきましては、12ページを御覧願います。18節の防犯灯電気料金助成事業補助金でございまして、原油価格高騰等に伴う電気料金の値上がりにより、自治区に行っております防犯灯電気料補助金が不足する見込みのため、274万2,000円を増額するものでございます。

次に、2項徴税费、2目賦課徴収費630万8,000円の減額の主なものにつきましては、13節のシステム機器賃借料でございまして、滞納管理システムの更新につきまして総合行政システムサーバー導入が遅延となっていることから、454万2,000円を減額するものでございます。

続きまして、13ページを御覧願います。中ほどでございますが、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費375万1,000円の減額につきましては、27節の国民健康保険特別会計繰出金で国民健康保険税の本算定に伴い減額するものでございます。

次に、2目障がい福祉費622万5,000円の増額の主なものにつきましては、19節の自立支援給付費で、歳入でもご説明しましたが、障害福祉サービス利用者等の増加によりまして625万5,000円を増額する

ものでございます。

次に、4目高齢者福祉費114万3,000円の増額の主なものにつきましては、19節老人福祉施設入所者保護措置費（養護老人ホーム）で入所者数の今後の見込みによりまして580万円を減額し、27節介護保険特別会計繰出金で保険給付費の増額に伴い、659万3,000円を増額するものでございます。

続きまして、14ページを御覧願います。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費233万6,000円の増額につきましては、22節の国庫・県支出金返還金で、令和3年度子ども・子育て支援交付金の実績確定に伴いまして増額するものでございます。

次に、5目認定こども園費559万6,000円の増額の主なものにつきましては、10節の光熱水費で、歳入でもご説明しましたが、本郷こども園において原油価格高騰に伴う電気料の値上がりにより310万円を増額し、17節の施設備品で厨房調理機器でありますスチームコンベクションオーブンについて、修繕部品の納品が困難となり新たに購入することとしたため、266万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、15ページを御覧願います。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費1,514万6,000円の増額につきましては、10節の燃料費及び12節の新型コロナウイルスワクチン接種委託料で、歳入でもご説明しましたが、新型コロナウイルスワクチン接種に係る追加接種に伴いそれぞれ増額するものでございます。

次に、2項清掃費、2目塵芥処理費125万3,000円の減額につきましては、事業の確定によるものでございます。

続きまして、16ページを御覧願います。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費196万1,000円の減額につきましては、事業費の確定によるものでございます。

次に、3目農業振興費356万7,000円の減額の主なものにつきましては、17ページを御覧願います。18節の有害鳥獣防除事業補助金で有害鳥獣及び捕獲件数の減少によりまして128万1,000円を減額するものでございます。

次に、4目農地費280万9,000円の増額につきましては、22節国庫・県支出金返還金で、歳入でもご説明しましたが、多面的機能支払交付金の令和3年度事業費の確定に伴いまして増額するものでございます。

次に、5目国土調査費80万円の増額につきましては、新規地区であります八重松地区におきまして、作業量の増加によりまして委託料の不足が見込まれるため、増額するものでございます。

次に、2項林業費、2目林業振興費453万円の減額の主なものにつきましては、12節病虫害等防除委託料で、歳入でもご説明いたしましたが、松くい虫防除事業費についてオオタカの営巣のため事業対象区域を縮小したことから229万8,000円を、また松倉分収造林保育管理委託料で事業費の確定によりまして203万2,000円をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、18ページを御覧願います。6款商工費、1項商工費、1目商工振興費190万7,000円の

減額の主なものにつきましては、18節の創業等支援事業補助金でございまして、事業費の確定見込みにより減額するものでございます。

次に、3目企業誘致促進費1,000万円の減額につきましては、18節の工場等用地取得費補助金で、第4表の地方債補正でもご説明いたしましたが、高田工業団地の取得を予定していた企業が取得を見送ったため450万円を、また中小企業等六次産業化支援補助金につきましては事業費の確定見込みにより250万円を、空き工場処分等支援補助金につきましては交付を予定しております事業者の年度内の事業見送りによりまして300万円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費80万円の増額につきましては、原油価格高騰等に伴う電気料の値上がりにより消雪施設電気料の不足が見込まれるため、10節の光熱水費につきまして80万円を増額するものでございます。また、修繕料につきましては、道路等の修繕箇所が増加により500万円を増額し、14節の街路灯設置工事につきまして事業の確定見込みにより500万円を減額するものでございます。

次に、19ページを御覧願います。3項河川費、2目河川整備費216万3,000円の減額につきましては、12節の河川浄化作業委託料で、歳入でもご説明いたしましたが、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

次に、4項都市計画費、1目都市計画総務費172万9,000円の減額の主なものにつきましては、18節の木造住宅耐震改修支援事業補助金で、事業費の確定に伴い120万円を減額するものでございます。

次に、20ページを御覧願います。8款消防費、1項消防費、1目非常備消防費285万9,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策により消防団行事が中止となったことに伴い、8節費用弁償及び10節の消耗品費につきましてそれぞれ記載のとおり減額するものでございます。

次に、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費2,188万1,000円の減額の主なものにつきましては、12節スクールバス運行业務委託料につきまして、事業費の確定により2,246万7,000円を減額するものでございます。

次に、21ページを御覧願います。2項小学校費、1目学校管理費608万3,000円の増額の主なものにつきましては、10節光熱水費で原油価格高騰等に伴う電気料等の値上がりにより621万7,000円を増額するものでございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費3,030万9,000円の減額の主なものにつきましては、10節の光熱水費で原油価格高騰等に伴う電気料金の値上がりにより472万6,000円を増額し、12節設計委託料及び基本構想策定業務委託料につきましては、第4表、地方債補正でもご説明いたしましたが、本郷地域幼小中連携施設整備基本構想策定に係る基礎調査を本年度実施し、基本構想策定業務委託料及び施設設計業務委託料を次年度に見送ったことから、それぞれ記載のとおり減額するものでございます。

次に、22ページを御覧願います。4項社会教育費、1目社会教育総務費481万1,000円の減額の主なものにつきましては、12節施設予約システム導入委託料及びシステム保守委託料で、事業費の確定に

よりそれぞれ記載のとおり減額するものでございます。また、施設予約システム導入に係る予約管理用機器を各生涯学習施設へ設置するため、17節ハードウェア購入費について174万3,000円を増額するものでございます。

次に、3目生涯学習センター費404万1,000円の減額の主なものにつきましては、新型コロナウイルス感染症等対策によりまして、各種講座及び運動会等のスポーツ事業の中止や規模縮小としたため、7節各種教室講座講師謝礼等をそれぞれ記載のとおり減額し、23ページを御覧いただきまして、14節の維持改修工事につきまして、第4表、地方債補正でもご説明いたしましたが、新鶴生涯学習センター改修工事に係る事業費が確定したため、227万7,000円を減額するものでございます。

次に、5項保健体育費、3目学校給食費702万5,000円の減額につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、10節賄材料費で年間給食数の確定見込みによりまして263万4,000円を減額し、12節廃棄物収集運搬委託料で旧高田及び旧新鶴学校給食センターに係る委託料の確定等によりまして439万1,000円を減額するものでございます。

次に、24ページを御覧願います。12款諸支出金、1項公営企業費、2目公営企業会計補助金327万5,000円を増額につきましては、18節の下水道事業会計補助金でございまして、原油価格高騰等に伴う電気料の値上がりに伴い、公共下水道、農業集落排水、浄化センター光熱水費及び動力費の増加が見込まれるため増額するものでございます。

次に、13款予備費、1項予備費、1目予備費36万3,000円を増額につきましては、本年5月に雪害による旧尾岐小学校物置解体及び撤去に伴いまして、生涯学習センター施設管理事業に予備費の充当を行ったため、今後の大雪による除雪経費の増大などに備えまして増額するものでございます。

次のページからは人件費の内容でございますので、御覧いただきたいと存じます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

13番、根本剛議員。

○13番（根本 剛君） 歳入の5ページ、財産売払収入、6,801万8,000円についてなのですが、これは次の第89号の財産の処分についての兼ね合いと思うのですが、89号の財産処分を経ずに、議決のまだ出ないうちに歳入の部に繰り入れる予算内容なのですか。私が思うには、財産処分の議決を経てから歳入に入れるべきと思うのですが、その辺の予算の計上の仕方についてどうなのでしょう。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、議決を経る前に予算を計上する件はどうかということでございますが、今回、関連する予算ではございますが、問題はないと認識してございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本 剛君） ですから、したがって議案の番号を……

○議長（横山知世志君） マイク近づけて。

○13番（根本 剛君） 議事日程の議案番号を、財産処分を先にやってから補正のほうの説明に入りなり議決を得るべきではないかと思うのですけれども。こういった予算の計上でいいのかと。

〔「ちょっと休憩お願いします」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 休憩します。

休 憩 （午後 2時00分）

再 開 （午後 2時10分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、当然この分につきましては議決をいただくことを想定しての予算計上となるものです。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 13番、根本議員。

○13番（根本 剛君） 可決される見通しとのことでありますが、その辺はやっぱり十分に今後気をつけてやっていただきたいと思いますけれども、どうですか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） その議案の内容とか、そういったものをよく議会のほうに説明するということでしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 12番、根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） 予算書の11ページです。総務管理費の企画費の中で、18節負担金補助及び交付金のところのデマンド交通システム運行事業補助金、確定というところで説明いただきました。891万8,000円、交通事業者支援金、これは別ですけれども、別ですよ。デマンド交通システムの運行事業補助金で891万8,000円が減です。額が結構大きいというふうに思っております。これだけの額が余った理由を伺いたいと思います。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） それでは、デマンド交通システム運行事業補助金の減額の理由ということでお答えしたいと思います。

この補助金につきましては、デマンド交通システム運行に係ります、本年度新たな運行システムを構築いたしました。これは、補助事業実施主体でございます町の振興公社のほうが実施したものでございまして、これまで使ってきたシステムから新たなシステムに替えたものでございます。その確定

の結果、その金額が891万8,000円減額となったところということでございます。

若干の経過を申し上げたいと思います。当初、予算で我々が見込んでおりました金額は、約1,500万円ほどを想定してございました。それで、その結果、このたびデマンド交通システムの新たなシステムを構築する上でいろいろな業者のほうから公募を行いまして、結果的に事業費が670万円ほどの事業費で収まったということで、残りの金額を今回落とさせていただいたというところでございます。なぜにこのような大きな金額が今回減額になったのかという経過でございますが、昨年度、予算編成の当初におきまして、我々担当課といたしまして事業費を積算するに当たりまして、全国各地で今デマンド交通システムを運行しておりますシステム業者、何社かございます。その業者のほうに会津美里町の実情を説明いたしまして、見積りを徴取いたしました。その際に、1,500万程度は必要だろうとこちらが判断いたしまして、当初の予算に計上したというところでございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） いわゆる見積りの、業者に見積もってもらった額の半分以下ですよ。これは、その業者見積りそのものが違っていたのか、そこはどんなふうに解釈しているのでしょうか。いわゆる財政当局、所管当局で予算編成方針にも節約をと、しっかり調べて予算要求してくださいよということですと書き込んできているわけです。そういう中で、その中核になる課が、業者の見積りだったとはいえ、こんなに違う見積りになっていて、どうなのだという。その辺の自己反省的な分析はどんなふうにありますか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） ただいま議員のおっしゃるとおりだと思います。我々としては、見積りが甘かったのかなと反省はしてございます。ただ、実は本年度から事業主体が商工会から振興公社のほうにまず替わりました。これがこの4月からでございますので、その辺の振興公社、今後事業主体となる振興公社と我々町とある程度連絡はしてきたつもりでございますが、なかなか予算の見積りが甘かったものなのかなと反省はしてございます。最終的に、今運用しておりますが、新しいシステムでいろいろ今運行している状況でございますが、そこの最終的な事業を確定する際には、その際に公社のほうとしてもいろいろ検討いたしまして、例えばの話ですけれども、一例としましては、その今回の新たなシステムを使う上で様々な支援業務がありました。例えばこちらに職員が、開発者の方が、業者が来て指導なり操作支援をするという業務の回数を減らしたり、極力そういったコストを削減すると、縮小するというようなことで今回補助事業を実施したという報告も受けておりますので、当然我々の当初の積算がかなり甘かったというのは反省してございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。そういうふうに丁寧に説明していただけると、ああ、そうい

うこともあるだろうねというふうにも受け止められる話だというふうにしておきたいと思いたすけれども、いずれにしてもこういうことで予想よりもこれだけの額が少なくなって喜んでるばかりではなくて、システム上は異常なく稼働している、機能しているということで受け止めていいのですね。それで質問終わります。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 現在、システムについては問題なく利用し、運行してございます。以上でございます。

○議長（横山知世志君） 9番、渋井清隆議員。

○9番（渋井清隆君） 2点ほどお願いいたします。議案84号の第3条、債務負担行為の廃止の件と、9ページの1目一般管理費の節の21、補償補填……

○議長（横山知世志君） マイク近づけてください。

○9番（渋井清隆君） 21節の補償補填及び賠償金の239万7,000円についてお尋ねします。

それでは、廃止のほうを先にお願ひします。この温泉の云々についての民間譲渡が見込めるため債務負担行為を廃止するものと、こうなっているのですよね。先ほどのは収入の場合ですね。これは歳出ですね、債務負担行為。ところが、この議案云々の提出日は12月5日提出です。それで今日可決ですよ、午前中に。可決もしないうちにこれを出すということは、これが流れた場合どうするのですか、こういう場合。歳入だったらいざ知らず、歳出ですよ、これ。歳入は落とせばできるけれども、これまた補填しなければならない。これは、やはりこういう場合は順序というのあると思うのですよね。可決を受けてなったらば、この後の追加議案とか何かで出すのが当然だろうと思う。ならないうちにこれ出すということ、ましてや12月5日に提案するという。日にちのこういう。逆ではないですか、これ。どうなのですか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、あくまでもこれにつきましては議案に関連する議案がございます。先ほど可決をいただきましたが。当然その関連する予算として計上したものでございますので、仮に議案が否決となれば当然この予算は一旦撤回するというような運びになると思います。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） それは、だから言っているように、決定してから出せばそういう問題はなくなるのでしょうかというの。あれになったからこうだ、こうなったからああで、そうでなく、順序はちゃんとやってやらないから、今先ほどの歳入、歳入はよっぽどいいですよ。下ろせばいいのだから。歳出だから。執行停止になってしまいますよ。これたまたま賛成多数で通った。だけれども、通ったのは今日なのだから。これは見込めるためなの。決定した後に追加でもって明確にそれが決まったのに、確定したときに出すというのが当然ではないですかということを知っているのです、私は。いか

がですか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、先ほどの質問ともちよっとかぶる点はあるのですけれども、基本的には予算につきましては、関連する予算についてはその会議に上程するというのが私たち基本だというふうに認識しておりますので、議員おっしゃるとおり、例えば条例が廃止した、制定の決定なり受けた後にこの予算を出すべきではないかというご質問かと思いますが、やはり予算に関連しておりますので、一緒に提案すべきと考えてございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） これは、あなたたちそれ言っているのは拡大解釈ではないですか、これ。自治法の第222条ですか、それをちょっと拡大解釈しているのではないの。だけれども、物には順序というのあるのではないですか。まず廃止、それから決定してから出すのでしょうか。見込みのうちは出してはならぬと書いてあるのですよ、これ。見込まれるまでは。読んでみますか、これ。第222条。予算上の措置が適確に講ぜられる、見込まれない期間はこれを議会に提出してならないと。これ歳出ですよ。歳入ではないのだから、私言っているのは。だから重要ではないですかということを知っているのです。だから、順序を狂わすと、何でもそうですが、拘束力がある日にちとかそういうのを狂わすととんでもないことが起きるといことです。何でもやっていいというものではないですよ。今日あったから今日でもないのだよ。なった後で出すべきだ。と思われませんが、どう解釈しますか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 繰り返しの答弁になるかと思いますが、あくまでも関連する予算でございますので、同一に提案することについては問題ないと考えてございます。先ほど申し上げたとおり、一度議決を受けた後提案すべきではないかというご提案なりご質問だと思っておりますけれども、やはり当然条例と予算については関連しますので、同一に提案するというので考えてございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 239万7,000円、移転補償金、損害賠償金、これそれぞれ上がっておりますが、移転補償、これ本郷庁舎ということで、移転補償というのは借地借家法、それ相当に定める中での移転補償の算出だと思っております。それで、この損害賠償金は、この内容を見ますと訴訟事業と書いてあるのですよね。これ裁判か何か始まるのですか。それとも、確定したのですか、それ。やって。

○議長（横山知世志君） 総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、この損害賠償金につきましてお答えをさせていただきます。この損害賠償金につきましては、あくまで今後の公用車に係ります事故等を想定いたしまして105万4,000円ほど計上をさせていただいているものでございます。今現在、この公用車の事故の予算を消化してしまいまして、今後起こり得る事故に対応するものとして計上をさせていただいているもので

ございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうすると、これはやっぱり説明の中に、これ及び云々と、こうやってあるのですよね。そうなったならば、やはり損害賠償は損害賠償で事故等とか物損、それちゃんと明記すべきですよ、これ。そうでないと、今言ったように移転補償、これ本郷の大規模改修とぶってあるわけですから、タイトルが。今言ったらば車の云々でしょう。物事が違うでしょう。だから、明確に丁寧にこれ書いてください。今言われましたから、この損害賠償金というのは分かりましたけれども、やはりそういうので書いておけば我々もこれあえて聞く必要ないのです。それで、ましてやこれ訴訟事業となっているから、何か裁判でもこれなったのかなと、それに伴う賠償命令食ったのかと、そう感じますよ、これ。だから、それ明確にきちんと書いてください。よろしく申し上げます。いかがですか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 記述の仕方につきましては、議員おただしのとおり、誤解を与えないような記載とさせていただきますように今後改善してまいりたいというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 4番、荒川佳一議員。

○4番（荒川佳一君） 18ページの下段、7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費なのですが、その14節の工事請負費の街路灯設置工事とありますが、どの場所で、予算の数量と、あとは設置の箇所について伺います。

また、道路の修繕予定場所ということの説明がありましたが、どの場所なのか伺いたいと思います。

あともう一点お願いします。19ページの上段なのですが、7款、同じく土木費、2項道路橋梁費なのですけれども、その中の2目道路新設改良費、14節工事請負費の一般単独道路の整備工事の路線はどここの工事を行うのか、また予算を補正せずに進める路線はほかになかったのかということを確認したいと思います。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長、鈴木明利君。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、需用費のほうでございますが、修繕料のほうでございます。修繕料につきましては、これについては今現在、道路の修繕が大変多く、予算を消化しているというところでございます。それで、この後冬季に入りまして修繕箇所が出るであろうと、毎年の傾向を見た上で今回補正予算を計上したというところでございます。

次の街路灯でございますけれども、街路灯の設置につきましては12009号線の、この役場から高田の中学校のその路線について新設したものでございまして、当初2,500万ほどの予算を予定しておりましたが、実際入札をしまして工事をした結果、500万ほど残として残ったものですから、今回減額

の補正をしたというところでございます。

あと、最後の19ページ、工事請負費の一般単独道路整備の200万円の減額でございますが、一応地区としましては八木沢地区の道路工事というところで減額でございます。一応それにつきましては、当初ですが、簡易な補修というところでこのような予算を上げておりましたが、実際現場のほうを精査しまして、その結果、簡易な舗装では耐え得るような道路工事ができないというふうに判断しましたので、今年度においてはこの減額をしまして、来年度再計上させていただくというところで今回減額をしたというところでございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 荒川議員。

○4番（荒川佳一君） まず、道路維持費の関係からなのですけれども、一応道路かなり傷んではいらぬのですよね。そういうことに対してのパッチング等の手当てかなということ考えております。一応パトロールのほうもしっかりやっただきまして、通行に支障にならないように維持費のほうを使っただきたいと思っております。

あとまた、街路灯については何基を予定しているのか。先ほど金額は聞いたのですけれども、何基を計画して何基を実際施工したのかということを確認したいと思っております。

あと、一番最後のことなのですけれども、一応地区については八木沢地区ということで理解しました。ただ、これ早急に対応していただくということで、地区のほうからも要望上がっているかと思っております。やれるところまでということの考えはなかったのか、200万ということになるのですけれども、その点再度お聞きしたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 1点目の修繕でございますけれども、議員おっしゃいますとおり、パトロール等をしっかりしまして、そのような維持管理に努めてまいりたいと思っております。

2点目でございますけれども、基数ということでございますが、今現在、基数というところでは捉えておりませんで、今回の減額をする工事費につきましては12009号線を限定しておりますので、その限定した中で当初の予算額と今回の工事が完了しました実績分についての減額ということでございます。

あと、3点目の八木沢でございますが、やれるところまでということも当初考えておりましたが、それはなかなか難しいといえますか、延長を短くしてとかということでもそれが継ぎはぎだらけの道路になってしまうということもございますので、今年度のところは一旦予算を下ろして、来年度精査した上で予算要求するというような方向で進めたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 荒川議員。

○4番（荒川佳一君） 了解しました。

○議長（横山知世志君） 6番、長嶺一也議員。

○6番（長嶺一也君） 21ページの教育費、3項の中学校費の委託料の減額についてお尋ねいたします。

先ほどの説明ですと、翌年度見送りというような説明でございました。もう少し詳しくお聞かせください。

○議長（横山知世志君） こども教育課長、渡部雄二君。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまのご質問でございますが、来年度に設計等々の繰越しする内容について詳細に説明が欲しいというご質問でございますけれども、当初は設計委託料としまして2,970万、あと基本構想の策定業務委託料としまして690万5,000円計上しておりますが、現地の確認したところ、やはりいろいろな課題が見つかりまして、若松建設事務所さんであったり法務局等々、関係機関と協議をする中で、ハードの面におきましてかなりその執行に当たって難しいということが判明いたしました。それで、基本構想の策定業務委託料として計上しておりました690万5,000円の中から基礎調査としまして今年度3つの調査を実施しております、それに基づきまして課題を解決した後、その後令和5年度の当初予算で新たに予算を要求したいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 分かりました。

それで、1年先送りにしたことによって、教育委員会から議会に対して年次計画示されたかと、提示されていたわけなのですが、その遅れというのは生じないのでしょうか。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） プロジェクト等々でスケジュールをお示ししているところでございますが、あくまでも義務教育学校の開校は令和6年度の4月という目標は変える必要がないと思っております、そこに向けてソフト部分は進んでおるわけでございますが、ハードの部分につきましては本郷小中の連結とかそういったものにつきましては、やはり先ほどのご説明申し上げました調査の結果を受けて関係機関と協議等々が必要になってまいりますので、その分について遅れる見込みでございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 分かりました。

以上です。

○議長（横山知世志君） 3番、渡辺葉月議員。

○3番（渡辺葉月君） 1点質問させていただきます。

予算書の11ページです。2款総務費、1項総務管理費、7目企画費のところ、参考資料を見ますとふるさと納税の寄附金の増額を図るために4サイト増設とありますが、実際にこのサイトを増やすことで納税額が増えるのかということの先行例をちゃんと精査をしたのか伺います。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

今回、納税のサイトを4つ増加させていただきますという予算でございますが、調査したのかということで、他の自治体、比較的納税額が多いところいろいろ調べますと、やはり複数のサイトを選んでいると、実施しているというのが実情でございます。美里町につきましては、これまで開設から1つ、いわゆる楽天でございますが、そちらの業者を1点だけで、1社だけでこれまで行ってきておりました。やはりさらなる寄附金の、ふるさと納税額を増やすということで、今回4つを上げたいということでの予算でございます。実際この4つの業者でございますが、これから運用、12月以降これから実際始まるわけですけれども、一部始まっているところはございます。この成果について、まだ始まったばかりですので、あとどのくらいというの見込みは非常に厳しいのではございますが、やはり各ふるさと納税サイトのファンといいますか、そういう方がいらっしゃいます。どうしても一人の方が納税する場合にやはり同じサイトを利用する傾向があるという、そういったデータ分析がされておりましたので、それでは増やしたほうがいいのではないかとということで今回提案をしたということでございます。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） ちなみに、いつからいつまでで何件増を想定しているのか伺います。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） あくまでも寄附金でございますので、なかなか見込むことは非常に難しいのですが、予算を計上した積算上は実はふるさと納税、昨年度約3,700万ほどの寄附金をいただきました。本年度は約4,000万程度を現在見込んで、その不足分を今回計上したということでございます。

○議長（横山知世志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了し、議案第84号を終了いたします。

○議案第89号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第8、議案第89号 財産の処分についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、議案第89号 財産の処分についてをご説明申し上げます。

議案書27ページ、併せまして提出案件資料4ページ下段を御覧ください。

それでは、提出案件資料によりご説明申し上げます。この案件につきましては、普通財産の土地を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明申し上げます。この土地につきましては、公共の福祉を優先した適正な土地利用を推進することとしており、一方では新庁舎周辺の土地利用は民間開発の動向を見極めながら新たな拠点、まちづくりを進めるとの方針を定めております。さらに、今後の土地利用に当たりましては、周辺地域との良好な関係が構築されるとともに、災害発生時には地域住民の避難の一助に配慮した利活用が望まれております。このような趣旨を踏まえまして、新たなまちづくりを実現できる能力を有した民間事業者の意欲的な提案を期待し、最も優れた提案を行った民間事業者に当該土地を売却することとしたものでございます。

詳細についてご説明申し上げます。まず、種別につきましては土地でございます。

所在地につきましては、会津美里町字新布才地2番2でありまして、役場北側の臨時駐車場として現在使用しております土地の一部となります。

地目につきましては、雑種地でございます。

地積につきましては、1万1,336.59平方メートルでありまして、売却価格は6,801万9,540円であります。

売却の相手方につきましては、会津美里町字高田道上2969番1、社会福祉法人千桜会、理事長、羽金淑江であります。

説明は以上であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

9番、渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 売却価格についてをちょっとお聞きしたいと思っています。

これは公共財産整備事業ということで、基金を取り崩して7町6反、2億2,000万で買って、そのときの単価というのは反当たり280万くらいだと思ったのです。今見てみると、こういう平米当たり6,000円という、かなり低いわけです。そうすると、適正な価格であるかどうかというのを設定するに当たっては、売却の価格ね、それこそ不動産鑑定士とかそういうのをに入れて、勘案して設定した価格なのでしょうか、譲渡価格は。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

この土地の売却価格の算定に当たりましては、議員おただしのおり、不動産鑑定をかけた平米当たりの単価を算出いただいたものでございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうすると、鑑定で出された金額ぴったりですか、それよりも上回っていますか、これ。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

鑑定評価額と同額でございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 同額というのは少し、でも最少の経費で最大の効果というのがあるわけですから、であればこれ不動産鑑定士にかかった調査費用とは幾らかかったのですか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） すみません、ちょっと資料等を持ち合わせておりませんので、休憩をお願いしたいというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 休憩します。

休 憩 （午後 2時47分）

再 開 （午後 2時49分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 大変失礼をいたしました。この不動産鑑定にかかりました金額でございますが、31万3,000円でございます。

○議長（横山知世志君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第89号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで3時5分まで休憩します。

休 憩 （午後 2時51分）

再 開 （午後 3時05分）

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

○議案第90号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第9、議案第90号 会津美里町立新鶴こども園既存園舎解体工事請負変更契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

こども教育課長、渡部雄二君。

〔こども教育課長（渡部雄二君）登壇〕

○こども教育課長（渡部雄二君） 議案第90号 会津美里町立新鶴こども園既存園舎解体工事請負変更契約についてご説明いたします。

議案書28ページ、提出案件資料5ページ上段、参考資料45ページを御覧ください。本案は、新鶴こども園既存園舎解体工事について、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の目的は、新鶴こども園既存園舎解体工事で、変更の主な内容といたしましては、石綿処理工事において設計ではトイレ、更衣室の天井部分だけの想定でありましたが、解体作業を進める過程で保育室の床下からもアスベストが見つかり、撤去作業が増加しました。一方、冬期間の除雪作業の効率化や園児の安全面の確保などの観点から、想定しておりましたフェンス、校歌碑、既存排水側溝、アスファルト舗装、コンクリート舗装を残置するものであります。

変更後の契約金額は、1億710万8,100円で、95万8,100円の増額であります。

契約の相手方は、福島県大沼郡会津美里町新屋敷字沢道西甲1705番地1、美里建設工業株式会社、代表取締役、佐瀬義彦であります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

4番、荒川佳一議員。

○4番（荒川佳一君） それでは、2点ほど聞きたいと思います。

まず1点は、会津美里町の新鶴こども園の解体工事の請負契約の変更であります。契約金の増額のみで、工期について変更は伴わないと判断してよいのか、その点について伺います。

また、2点目については、フェンスや舗装等を取りやめた外構解体、撤去についてはどのような理由か。先ほどお聞きしましたが、もう少し詳しくお願いしたいと思います。今後復活することはないということなのか伺います。

以上2点よろしく申し上げます。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） まず、1点目のご質問でございますが、契約金額の変更のほか契約期間の変更はないかというご質問でございますが、やはりアスベスト等々の工事が増えた関係がございます。1月10日までとしておりました工期も1月31日まで併せて延長する内容になりますが、こちらについては議決の要件ではないということから、先ほどの説明ではお話ししなかったところでございます。

あと、2点目のフェンス等々の外構の残置の理由でございますが、やはりフェンスにつきましては、先ほどもご説明しましたとおり、急な斜面等々もございまして、園児等が落下、滑落してしまわないように園児の安全面を配慮して残置するものでございます。あとは、やはり冬期間の除雪もございしますので、その除雪を考えたときに残しておいたほうがいいものと、その工事をやらないほうがいいものと判断して残置することといたしました。あわせて、残したものを来年度以降やるのかというご質問でございますが、そちらについては来年度実施いたします。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 荒川議員。

○4番（荒川佳一君） それでは、1点目の関係だったのですけれども、工期については議決行為ではないということなのですけれども、それについては今回の議会の中に、議案の中に取り込んでもよかったのではないのかなと。変更の箇所だけを記載するということにはならないので、一応参考までにその工期についても、これ変更契約とか何かは結んでいますか。その辺よろしく申し上げます。変更契約。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） 変更契約については締結しております。工期の変更についても議決要件でなくても記載すべきだったのではないかとということにつきましては、ご指摘のとおりかと思っておりますので、今後そういったことがあれば記載をするようにしたいと思います。

○議長（横山知世志君） 荒川議員。

○4番（荒川佳一君） その点よくやっていただきたいと思います。

それでは、先ほどのフェンスと舗装のことについてなのですけれども、安全面から今のフェンスは

やらないということは、私もあの場所ちょっと携わったことがありますのでよく分かる場所でございます。確かに危険ということもありまして、そのフェンスについては必要なと思います。ただ、舗装の取壊しについては、本当に後でやるなんていうことはないかどうかの再度確認なのですけれども、答弁をお願いします。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） 今のところはやる予定はございませんが、万が一何年かたってやはり運営上どうしても支障が出るなんていうのがあればそのときはまた考えたいと思いますが、現時点ではそのような考えはございません。

○議長（横山知世志君） 7番、村松尚議員。

○7番（村松 尚君） それでは、ちょっと質問させていただきます。

今ほど同僚議員のほうからフェンス撤去等々は今後行わないというお話がありましたけれども、こちらは8月会議のときにたしか議決要件で上がってきた案件のはずなのですけれども、その当時お話ししていたのは、業者さんから指摘を受けてその前、前段のやつが中止になったと。7月に上げて、7月の中でなぜ外構工事と一体化だったものが解体のみに変わったと、変遷がありましたね。そうしますと、そのときの質疑の中では外構工事と別発注で出すと、分離発注で出すというお話があったので、そうするとこの工事についてはその別発注、外構工事の改修においてそのときに出るものかなと思うのですけれども、今ほどやらないという答弁だったので、これはあくまでも今回はやらないという表現の捉え方でいいのか、それとももう完全にやらないという考え方なのか教えていただきたいことと、あと今ほど工期の関係ありました。多分年末から年明けにかけて恐らく休工に入ると思います、業者さんのほうも。その休工期間中に積雪等々で、年明け、解体したものの上に積雪が多く乗った状態のときに、当然工期の遅れというものが想定されると思うのですけれども、それも含めた上での1月31日という計算で、それは業者さんのほうからの提案で1月31日でいけると、どんな状態であってもいけるという判断の下でその期日にしたのか、その2点教えてください。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） まず1点目のご質問でございますが、8月会議のときに外構と解体を分けてということでご説明差し上げまして、今回の12月会議の補正予算でも上げてございますけれども、外構工事はそのまま繰り越すということになっておりますので、あくまでその外構工事の中で予定してあるものは当然やりますけれども、今回その解体の中で見込んでいた分についてやらなかった分については、次年度以降も今のところやる予定はございません。あわせて、工期につきましては、業者さんと当然協議の上、1月31日までには十分に終わるといような確認を取っているところでございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、フェンスも新しくするという、たしか外構工事の中ではうたっていたはずなのですけれども、こちらのものを当面やる、記載のものをやる予定はないという話であれば、例えば内容が少し変わってくるような印象を受けるのですけれども、その辺は。確認ですけれども、あくまでもここに記載のものに関しては、外構解体、撤去に関しては次年度に送るという形とかそういう部分でもなく、全くやらないという考えでいい……そう捉えていいという今答弁ですけれども、先ほどから。そうしますと、フェンスの撤去も何もやらないで、新しいフェンスはつけるという話でしたよ、たしか。その辺の整合性というのはどうなのですか。その辺ちょっと教えてください。

○議長（横山知世志君） 休憩します。

休 憩 （午後 3時18分）

再 開 （午後 3時20分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

村松議員。

○7番（村松 尚君） そのはずであります。そうしますと、最後の確認ですけれども、あくまでも今回外構解体と撤去に関しての数字、今回はやらなくなりましたけれども、次年度に繰り越す部分の中でこれを含めていくという捉え方でよろしいのか、そこだけ最後確認させてください。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまの村松議員のおただしのとおりでございます。

○議長（横山知世志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第90号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第91号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第10、議案第91号 除雪機械購入契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鈴木明利君。

〔建設水道課長（鈴木明利君）登壇〕

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、議案第91号 除雪機械購入契約についてをご説明申し上げます。

議案書29ページ、提出案件資料5ページ中段、参考資料46ページを併せて御覧ください。本案は、除雪機械購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、除雪機械購入、8トン級、除雪ドーザ車輪式でございます。

契約の方法は、制限付一般競争入札でございます。

契約の金額は、1,969万円でございます。

契約の相手方は、福島県会津若松市町北町大字始字宮前91番地1、コマツ福島株式会社会津支店、支店長、斎藤幸一でございます。

なお、提出案件資料にも記載させていただきましたが、債務負担行為の設定を令和4年議会定例会第2回9月会議において、期間を令和4年度から令和5年度まで、また限度額を2,871万円とする議決をいただいております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第91号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第92号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第11、議案第92号 町道路線の認定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鈴木明利君。

〔建設水道課長（鈴木明利君）登壇〕

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、議案第92号 町道路線の認定についてをご説明申し上げます。

議案書30ページ、提出案件資料5ページ下段、参考資料47ページも併せて御覧ください。認定路線番号13308につきましては、高田地域宮里地内、高田工業団地内に分筆した区画の接続道路として新設したことに伴い、その他の町道として管理するため、新たに路線番号13308、路線名13308号線として認定したいため、議会の議決を求めるものでございます。

起点は、字宮里96番2地先から終点は字宮里96番4地先までとなります。

延長は、205.2メートル、幅員は車道部においては7メートル、歩道部を含めると9メートルとなります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第92号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第93号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第12、議案第93号 町道路線の認定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鈴木明利君。

〔建設水道課長（鈴木明利君）登壇〕

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、議案第93号 町道路線の認定についてをご説明申し上げます。

議案書31ページ、提出案件資料6ページ上段、参考資料48ページも併せて御覧ください。認定路線番号13309につきましては、高田地域八木沢地内の農道及び法定外道路において、町道13007号線から一般県道赤留一塔寺線を結ぶ接続道路として道路改良をすることに伴い、その他の町道として管理するため、新たに路線番号13309、路線名13309号線として認定したいため、議会の議決を求めるものがあります。

起点は、八木沢字館脇3913番地先から終点は八木沢字吉原12番1地先までです。

延長は、458.5メートル、幅員は最大7.6メートル、最小5.0メートルです。

説明は以上でございます。 よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

9番、渋井清隆議員。

○9番（渋井清隆君） 1点だけちょっと知らせてもらいます。

これ今あれなのですが、新たにこれをやるということは、今までは農道、生活道路だったということですか。それを町道に昇格させて認定するという、そういう理解でよろしいのですよね、これ。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまのご説明でもありましたが、農道及び法定外道路でございます。

○議長（横山知世志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第93号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○総括質疑

○議長（横山知世志君） 日程第13、総括質疑を行います。

総括質疑については、まず質疑事項を告げ、その後質疑事項ごとに一問一答方式で行います。総括質疑は、所管ごとの議案順に一括して審議したいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第78号 会津美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を審議に付します。

質疑はありませんか。

1 番、櫻井幹夫議員。

○1 番（櫻井幹夫君） 質問します。

委員の選定方法と委員になるための資格や要件があれば教えていただけませんか。

○議長（横山知世志君） 答弁、農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（後藤 淳君） 要件についてなのですが、要件につきましては町内に在住する者というようなこととなります。農業者というようなこととなるわけなのですが、あと地方自治法による附属の委員等でない者というようなこととなります。あと、会津美里町職員定数条例の第1条に規定する職員でない者というようなこととなります。あと、なり得ない者というようなことで、破産手続の開始の決定を受けている復権を行わない者、あと禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者、あと暴力団員または暴力団員関係者との関係を有する者、市町村税の滞納者、違法転用の指導対象者、遊休農地の所有者というような者につき該当しないというようなこととなります。今の部分につきましてが要件というようなこととなります。

以上です。

○議長（横山知世志君） 1 番、櫻井議員。

○1 番（櫻井幹夫君） 選定方法はどのようでしょうか。

○議長（横山知世志君） 農業委員会事務局次長、後藤淳君。

○農業委員会事務局次長（後藤 淳君） 選定のほうなのですが、推薦及び応募というようなこととなります。本人による応募と推薦というようなことで、行政区または農協等の推薦、あと個人農業者3名以上の推薦というようなこととなります。

以上です。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1 番（櫻井幹夫君） ありがとうございます。

それで、今想定されている能率給に値するであろう業績とその見込金額を教えていただけませんか。

○議長（横山知世志君） 農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（後藤 淳君） 想定される部分なのですが、その部分につきましては農地利用最適化交付金シミュレーターというような部分で、全国農業会議のほうから提示されています令和4年度の以下の入力というようなこととなるわけなのですが、算定要件の部分については4点あります。推進委員等の人数ということで、推進委員等ということで農業委員、農地利用最適化推進委員というようなことで、それで推進委員等というようなこととなるわけなのですが、その人数と推進委員等の成果実績の平均点の見込みというようなこととなります。あと、推進委員等の活動実績の平均点の見込み、あと農業委員会が成果実績の点数の見込みというようなことを、これを農地利用最適化交付金のシミュレーターのほうに入力して、おおよその算定額というようなこととなるわけなので

すが、実際令和4年度を基にうちのほうの推進委員の活動、成果実績を入力した場合については、総額で150万ぐらいの交付金が来る予定です。能率給のほうの支給につきましては、その7割というようなことになりますので、実際には100万ぐらいというようなことになります。単純に22人で割れば5万程度というような金額になります。

以上です。

○議長（横山知世志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第85号 令和4年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第86号 令和4年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第87号 令和4年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）、議案第88号 令和4年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第3号）を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

13番、根本剛議員。

○13番（根本 剛君） 工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）についてお尋ねします。

これは、進出する予定の企業が用地取得を見送ることでの減額補正であります。この企業は購入目的としてはいたのですけれども、コロナ禍あるいは諸般の事情によって、これで丸2年ですよ、経過されているのは。見送っているということが。それで、来年度、令和5年度だともう3年目に突入するわけですが、本当にこの企業が果たして、工業団地の南側の消防、今造っていますよね。美里消防署の隣、その。どうなのでしょうかね、見通し。この企業の。2年間は取得保留、こういった理由でと我々にも説明があるのですけれども、産業振興課長本人いらっしゃいませんけれども、分かる範囲で結構ですから、この企業の購入見通し等について、分かる範囲でいいですから教えてください。何年もたって買ってもらうのを予定しながら2年、3年、さらには4、5年なんてずるずるいったらば本当にもったいないようなことなのです。工業団地が早く売ればこしたことはないのですから、町当局は。どうでしょうか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐、宮下寛君。

○産業振興課課長補佐（宮下 寛君） 今ほどのおただしに回答させていただきます。

工業団地、現在、当初予定しておった企業のほうが取得を見送ったということで、これは確定的なものでございまして、今の段階、予定ではございますが、今現在その隣に造成をしております。企業のほうで取得を希望しているというような状態でこちらの事務局のほうにはご連絡をいただいている

ところでございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本 剛君） そうしますと、2年前から購入したいという企業とは別の会社ですか。その東側の用地を求めた会社なののでしょうか。その辺ちょっと、分かる範囲で結構ですから教えてください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐（宮下 寛君） 今ほどのおただしでございますが、当初購入を希望しておった企業とは全く別の会社ということでございます。

○議長（横山知世志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

○議案の常任委員会付託について

○議長（横山知世志君） 日程第14、議案の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午後 3時47分）

定例会 1 2 月 会 議

(第 5 号)

令和4年会津美里町議会定例会12月会議

議事日程 第5号

令和4年12月15日(木) 午前10時00分開議

- 第1 常任委員会委員長の報告
- 第2 議案第78号 会津美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第84号 令和4年度会津美里町一般会計補正予算(第6号)
- 第4 議案第85号 令和4年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第5 議案第86号 令和4年度会津美里町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第6 議案第87号 令和4年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算(第3号)
- 第7 議案第88号 令和4年度会津美里町下水道事業会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

第7まで同じ

- 追加日程第1 議案第94号 会津美里町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第2 議案第95号 会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第3 議案第96号 会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第4 議案第97号 令和4年度会津美里町一般会計補正予算(第7号)
- 追加日程第5 議案第98号 令和4年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 追加日程第6 議案第99号 令和4年度会津美里町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 追加日程第7 議案第100号 令和4年度会津美里町水道事業会計補正予算(第3号)
- 追加日程第8 議案第101号 令和4年度会津美里町下水道事業会計補正予算(第4号)
- 追加日程第9 議案第102号 財産の処分について
- 追加日程第10 議案第103号 会津美里町郷土資料館(仮称)展示用備品購入契約について
- 追加日程第11 議長不信任の動議
- 追加日程第12 副議長不信任の動議

○出席議員（16名）

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 櫻井幹夫君 | 9番 | 渋井清隆君 |
| 2番 | 大竹惣君 | 10番 | 星次君 |
| 3番 | 渡辺葉月君 | 11番 | 堤信也君 |
| 4番 | 荒川佳一君 | 12番 | 根本謙一君 |
| 5番 | 山内豪君 | 13番 | 根本剛君 |
| 6番 | 長嶺一也君 | 14番 | 横山義博君 |
| 7番 | 村松尚君 | 15番 | 鈴木繁明君 |
| 8番 | 小島裕子君 | 16番 | 横山知世志君 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

| | |
|---------|--------|
| 町長 | 杉山純一君 |
| 副町長 | 佐々木吉一君 |
| 総務課長 | 金子吉弘君 |
| 政策財政課長 | 國分利則君 |
| 会計管理者 | 松本由佳里君 |
| 町民税務課長 | 猪俣利幸君 |
| 健康ふくし課長 | 平山正孝君 |
| 産業振興課長 | 小林隆浩君 |
| 建設水道課長 | 鈴木明利君 |
| 教育長 | 歌川哲由君 |
| こども教育課長 | 渡部雄二君 |
| 生涯学習課長 | 福田富美代君 |
| 代表監査委員 | 小島隆一君 |

○事務局職員出席者

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 児島隆昌君 |
| 総務係長 | 歌川和仁君 |

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（横山知世志君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○常任委員会委員長の報告

○議長（横山知世志君） 日程第1、常任委員会委員長の報告を議題といたします。

初めに、総務厚生常任委員会委員長、星次君、報告願います。

〔総務厚生常任委員長（星 次君）登壇〕

○総務厚生常任委員長（星 次君） 改めましておはようございます。それでは、令和4年12月会議総務厚生常任委員会委員長の報告を申し上げます。

本委員会は、12月5日に論点抽出を行いました。論点はありませんでした。さらに、12月9日の総括質疑応答後にも論点整理表は提出されませんでした。よって、論点はなしとしました。

令和4年12月12日午前10時より本庁舎議場において委員全員、所管課、議会事務局同席の下、総務厚生常任委員会を開催しました。本委員会に付託された案件は、議案2件であります。審査の結果はお手元に配付されているとおりでありますので、件名を省略し、議案番号にて報告いたします。

議案第85号は、委員より、医療費の増額について何人見込み、いつまでを見込んだのかの問いに、当局より、医療費の増額については人数では見込んでいない。医療費については、国保連合会からの請求に基づき支払っています。特に昨年度までは受診控えなどにより医療費の減額傾向にありましたが、今年度は増加傾向にあり、そのために今までの支払い実績を踏まえ、今後不足すると見込まれる分を補正増にしたとの答弁がありました。ほかにも若干質問がありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員で可決されました。

議案第86号は、委員より、歳出の福祉用具、住宅改修の現在までの件数等の状況はの問いに、当局より、手元に件数等の資料を持ち合わせてはいない。しかし、住宅改修であれば、例年50から60件程度であるが、件数と金額ともに伸びている。改修については、手すり等のみであれば2万から3万円程度だが、トイレ改修等であれば高額となる。特に住宅改修は屋内がほとんどで、冬期間でも改修が可能なので、対応できるよう補正増にしたものとの答弁がありました。討論はなく、採決の結果、賛成全員で可決されました。

以上で令和4年12月会議総務厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

○議長（横山知世志君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

続いて、産業教育常任委員会委員長、根本謙一君、報告願います。

〔産業教育常任委員長（根本謙一君）登壇〕

○産業教育常任委員長（根本謙一君） おはようございます。これより産業教育常任委員会の報告を申し上げます。

去る12月12日午前10時より常任委員会室において、委員6名、所管課、議会事務局出席の下、委員会を開催いたしました。本委員会に付託されました案件は議案3件です。なお、今回の付託案件について論点整理表の提出はなく、総括質疑を終えた後も論点がなかったことを報告申し上げます。審議の結果についてはお手元に配付されているとおりでありますので、案件名を省略し、議案番号にて報告をいたします。

まず、議案第78号について、委員より、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割のすみ分けについての問いただしがあり、当局より、農業委員の役割として、平成28年度以前までは農地法の第3条、農地の権利移転関係の許可、農地法第4条、第5条に基づく農地転用の許可に関する審査になっていた。そして、平成28年度に最適化事業が追加され、農業委員もこの事業に取り組むことになり、定例総会において議決権がある。しかし、推進委員には定例総会の議決権はありません。そして、推進委員には、農地の集積、遊休農地の解消、新規就農者の促進という活動があるが、農業委員と同様に農地法の第3条、第4条及び第5条の現地調査を実施して判断する。実際の内容はほぼ同じ活動ではあるが、農業委員は定例総会での議決権がある部分が大きな違いになるとの答弁がありました。

さらに、委員より、上乘せ条例は以前からあったものの、なぜにこのタイミングで一部改正するのかとの問いに、当局より、平成28年度に制定になり、実際は平成29年度から上乘せ条例があった。このタイミングでの改正については、国から支給されるタブレット端末の導入に合わせ、推進委員等の活動内容が明確になることもあり、今回提出したとの答弁がありました。

さらに、委員より、今までの報酬にプラスする部分での能率給と解釈してよいのか。また、推進委員等の報酬、活動実績等の評価はどこまで公表されるのか、担当地域や個人まで公表されるのかとの問いに、当局より、能率給は今年度から詳細な部分、活動日誌等についての記録を集計するのは今年度からになる。活動実績に応じて基本給が減額されることはなく、基本給にプラスしての支給になる。支給額については、平均すると1人当たり5万1,000円になる予定である。公表の内容についてはまだ明確に示されていないので、確認して回答したいとの答弁がありました。

さらに、委員より、平たんな地域と中山間地域の集積では能率給の格差が出ると思われる。その格差是正についての取組などがあるのかとの問いに、当局より、平たん地域は農振農用地になっている。中山間地域は担い手がいない現状ですので、粗放的な管理を進めていく考えである。農政部局と連携しながら進めていきたい。そして、農地の集積に対する達成状況は、個人の評価ではなく、地域全体の評価に沿った町全体に来る交付金です。各地域の集積率を評価点とするが、推進委員等に支払われる報酬は活動時間数に応じて支払われるので、格差は特に出ないこととなるとの答弁がありました。

また、委員より、推進委員は担当地区があると思うが、その担当地区外にいることもある。農地の

あっせんなどが、この自分の担当地区を持っていた場合の評価点はどのようになるのか。そのほか推進委員等に支払われる能率給はどのように確認され、時間等の適正か否かの判断はどのようにされるのかとの問いに、当局より、推進委員等には活動記録簿に記録していただき、それを事務局で集計します。その活動が適正か否かは委員の良心に委ねるところであるが、もし虚偽の報告となれば返還ということになる。規則に返還の内容も盛り込んでつくりたい。今後近隣市町村の確認作業を参考にしながら進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員より、能率給の財源のところでは集積率の85%はどこで集積をいうのか。また、何を基準としているのかとの問いに、当局より、農地の集積面積は農林統計管内の農地面積となります。農地面積は4,640ヘクタールになり、この部分の85%となりますが、町の基本計画では60%になっている。ただ、国の言っている部分で集積面積が80%に満たない場合については、会津は85%になっているとの答弁がありました。

さらに、委員より、現在の遊休農地の面積はとの問いに、当局より、耕作放棄地の全体面積は124ヘクタールである。緑区分の遊休農地であり、緑区分とは、利用されておらず、荒廃程度がトラクター等で耕起すればすぐに利用可能である農地ということになるとの答弁がありました。

続いて、委員より、新規参入の定義と促進内容はとの問いに、当局より、新規参入の促進については、認定新規就農者が過去3年間で平成28年度から30年度までに新規参入したということになる。過去3か年の権利移転、面積の平均の1割以上とする必要があり、平成28年度が155ヘクタール、平成29年度が179ヘクタール、平成30年度が279ヘクタールとなるため、目標面積を20.4ヘクタールとするものです。実際にこの面積が多いということになれば他市町村から来て新規就農ということになるが、実際は親元就農ということになるとの答弁がありました。

次に、委員より、全額国庫補助だが、条文中、予算の範囲内で町長が定める額となっている。国の定める範囲内で定める額となるのではないかと問いに、当局より、予算は国が定めるが、その予算の範囲内で町長の裁量により能率給の金額を定めることができるものであり、国からの準則に応じたものになるとの答弁がありました。

次に、委員より、任期途中で亡くなられた委員がいたと思うが、再募集の結果はどうなったかとの問いに、当局より、11月29日まで募集し、1名の推薦があった。近日中に選考委員会を開催予定であるとの答弁がありました。

次に、委員より、能率給は毎月の支払いなのか、タイムスケジュールはどうなっているのかとの問いに、当局より、今年度については4月から9月までの実績に基づいて交付金が来ます。ただ、次年度からは事業実施年度の前年度における4月1日から3月末日までの間として、推進委員等の活動実績払いとなる。支給時期は、交付金を受けた後に委員等に一括して支給することになる。推進委員等の成果、実績の点数と活動実績、その平均ということ。そして、農地の集積目標面積、点数を実績として上げて交付金が算定されます。令和4年度については46億円の国の予算額があって、実際には最

適化活動を行っている人と行っていない人がいますので、その割合に基づいて金額の算定になる。予算の計上については令和4年度のシミュレーターに基づいて計上しているもので、交付額が決まった段階で増減の補正予算という形を取りたいとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員により本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号について、委員より、高田工業団地販売用地の取得を予定している企業が取得を見送った件で、本会議質疑の中においてほかの会社の進出予定がある旨の答弁があったと思うが、いかがなのかとの問いに、当局より、正式なオファーではなく、そういうお話をいただいたということで、まだ決定しているわけではないとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員により本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号について、委員より、薬品費の不足が見込まれるため増額となっているが、具体的に説明を。また、薬品とは次亜塩素素なのかとの問いに、当局より、薬品費については今夏の高温等により消費量が増加し、不足が生じたもので、高田浄化センターで汚泥脱水時に使用する凝集剤ですとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員により本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって産業教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（横山知世志君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

以上で常任委員会委員長の報告を終わります。

○議案第78号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第2、議案第78号 会津美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第78号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第84号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第3、議案第84号 令和4年度会津美里町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第84号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第85号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第4、議案第85号 令和4年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第85号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第86号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第5、議案第86号 令和4年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第86号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第87号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第6、議案第87号 令和4年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第87号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第88号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第7、議案第88号 令和4年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第88号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま町長、杉山純一君より追加議案提出の申出がありました。ここで議会運営委員会及び全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時26分)

再 開 (午前11時25分)

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

○日程の追加

○議長（横山知世志君） ただいま追加送達された事件は、町長、杉山純一君より議案第94号から議案第103号までの10議案です。

お諮りいたします。本日はこれを日程に追加し、議案を別紙追加付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求め、その後逐次議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

○議案第94号ないし議案第103号の議題及び提案理由の説明

○議長（横山知世志君） 提案者からの提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） それでは、追加提案いたしました議案10件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第94号は、会津美里町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、会津美里町特別職報酬等審議会の答申に基づき、議会議員の期末手当の支給割合を令和4年度については12月期支給分を1.675月に、令和5年度以降については6月期及び12月期支給分をそれぞれ1.625月に改正するものであります。

次の議案第95号は、会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、会津美里町特別職報酬等審議会の答申に基づき、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を令和4年度については12月期支給分を1.675月に、令和5年度以降については6月期及び12月期支給分をそれぞれ1.625月に改正するものであります。

次の議案第96号は、会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、令和4年福島県人事委員会勧告に基づき、職員の給与について若年層を中心とした月例給の引上げや期末、勤勉手当の特別給について、年間支給割合を0.1月分引き上げる改正を行うものであります。

次の議案第97号は、令和4年度会津美里町一般会計補正予算（第7号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,080万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を138億8,994万円とするものであります。

次の議案第98号は、令和4年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億8,490万7,000円とするものであります。

次の議案第99号は、令和4年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第4号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億3,121万円とするものであります。

次の議案第100号は、令和4年度会津美里町水道事業会計補正予算（第3号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的支出の予定額を14万7,000円増額し、収益的支出合計で4億2,941万9,000円とするものであります。また、資本的支出の予定額を9万円増額し、資本的支出合計で2億3,515万3,000円とするものであります。

次の議案第101号は、令和4年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第4号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の予定額を18万円増額し、収益的収入合計で5億9,255万9,000円とし、収益的支出の予定額を18万円増額し、収益的支出合計で5億9,483万8,000円とするものです。また、資本的支出の予定額を4万7,000円増額し、資本的支出合計で4億2,697万2,000円とするものであります。

次の議案第102号は、財産の処分についてであります。本案は、新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴の土地、建物等を処分することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、地方自治法の規定では、条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、支出の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付ける場合は、議会の議決を要するとしております。今回の処分につきましては、国家資格である不動産鑑定士に土地及び建物等の鑑定を依頼した結果、収益還元法による収益価格が最も適合すると判断され、不動産鑑定評価額がゼロ円と決定されており、適正な対価での譲渡であると考えております。しかしながら、現在の不動産としての資産価値を出す原価法による積算価格として1億6,093万円との試算も示されており、積算価格からすれば地方自治法の規定に該当するため、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第103号は、会津美里町郷土資料館（仮称）展示用備品購入契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

私からは以上でございます。審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（横山知世志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議案第94号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第1、議案第94号 会津美里町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、議案第94号 会津美里町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。追加議案書1ページ、併せて追加提出案件資料1ページ上段、参考資料1ページを御覧ください。

それでは、提出案件資料によりご説明申し上げます。この案件は、令和4年12月5日付で会津美里町特別職報酬等審議会からの答申を受けまして、議会議員の期末手当について所要の改正を行うものであります。

改正内容でございますが、期末手当の年間支給月数を0.1月分引き上げまして、令和4年度の12月期の支給月数を1.575月から1.675月としまして、令和5年度以降の支給月数につきましては6月期及び12月期それぞれ1.575月から1.625月に0.05月分引き上げまして、年間支給月数を3.25月とするものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行することといたしますが、令和4年度12月期の支給分につきましては令和4年12月1日から適用することとしまして、令和5年度以降の支給分につきましては令和5年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしく願いをいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第94号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第95号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第2、議案第95号 会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、議案第95号 会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。追加議案書2ページ、併せまして追加提出案件資料1ページ下段、参考資料2ページを御覧ください。

それでは、追加案件資料によりご説明申し上げます。この案件につきましては、令和4年12月5日付で会津美里町特別職報酬等審議会からの答申を受けまして、町長、副町長及び教育長の期末手当について所要の改正を行うものでございます。

改正内容であります。先ほどの議案第94号と同様となります。期末手当の年間支給月数を0.1月分引き上げまして、令和4年度の12月期の支給月数を1.575月から1.675月としまして、令和5年度以降の支給月数につきましては6月期及び12月期それぞれ1.575月から1.625月に0.05月分ずつ引き上げまして、年間支給月数を3.25月とするものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行することといたしますが、令和4年度12月期の支給分につきましては令和4年12月1日から適用することといたしまして、令和5年度以降の支給分につきましては令和5年4月1日から施行するものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第95号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第96号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第3、議案第96号 会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、議案第96号 会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。追加議案書3ページから7ページ、併せまして追加提出案件資料2ページ、参考資料3ページから10ページを御覧いただきたいと存じます。

それでは、追加案件資料によりご説明申し上げます。この案件につきましては、福島県人事委員会勧告に基づきまして、職員の月例給、特別給等について所要の改正を行うものであります。

改正内容であります。月例給につきましては初任給を中心とした若年層の給料月額について引上げを行いまして、特別給につきましては期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、令和4年度の12月期の期末手当を一般職員においては1.175月から1.225月に、再任用職員においては0.65月から0.70月に引き上げ、令和5年度以降の6月期、12月期の期末手当を一般職員においてはそれぞれ1.175月から1.20月に、再任用職員につきましては令和5年度以降暫定再任用職員となりますので、その職員においてはそれぞれ0.65月から0.675月に引き上げるものでございます。

次に、勤勉手当の年間支給月数も同じく0.05月分引き上げ、勤勉手当については一般職員のみとな

りますが、令和4年度の12月期につきましては0.95月から1.00月に、令和5年度以降の6月期、12月期につきましてはそれぞれ0.95月から0.975月に引き上げるもので、期末手当及び勤勉手当を合わせまして年間支給月数0.1月分の引上げとして改正するものであります。

また、宿日直手当につきましては、現行の4,200円から5,500円に改定するものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行することといたしますが、月例給に係る給料表の改定分につきましては令和4年4月1日から、また特別給の令和4年度の支給分につきましては令和4年12月1日から適用することといたしまして、特別給の令和5年度の支給分及び宿日直手当分につきましては令和5年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第96号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第97号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第4、議案第97号 令和4年度会津美里町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、國分利則君。

〔政策財政課長（國分利則君）登壇〕

○政策財政課長（國分利則君） それでは、議案第97号 令和4年度会津美里町一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして、追加提出案件資料5ページから12ページを御覧願います。今回の補正予算の概要でございますが、令和4年福島県人事委員会勧告及び会津美里町特別職報酬等審議会からの答申に基づき、関連する人件費として、2節給料、3節職員手当等及び特別会計への繰出金等に伴う補正を行うものでございます。

それでは、予算書の表紙を御覧願います。まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,080万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億8,994万円とするものでございます。

3枚おめくりいただきまして、3ページを御覧願います。歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。なお、補正内容につきましては、追加提出案件資料に記載させていただきましたので、主な内容のみご説明いたします。

まず、歳入でございますが、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,080万1,000円の増額につきましては、今回の補正予算における一般財源の不足額を調整するため、増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。4ページを御覧願います。1款議会費、1項議会費、1目議会費56万7,000円の増額から、11ページをお開きいただきまして、12款の諸支出金、1項公営企業費、2目公営企業会計補助金18万円の増額まで、関連いたします人件費を補正するものでございます。

次のページ、給与費明細書を御覧願います。まず、1番の特別職でございますが、期末手当の改正について改正するもので、表の一番下、右側の合計でございますが、合計で65万6,000円を増額するものでございます。

次のページを御覧いただきまして、2の一般職、(1)、総括の上段の表を御覧願います。一般職におきましては給料及び職員手当の期末勤勉手当等について改正するものでございますので、表の一番下、右側の合計欄で949万9,000円を増額するものでございます。

歳入歳出の説明につきましては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第97号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時52分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

○議案第98号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第5、議案第98号 令和4年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、平山正孝君。

〔健康ふくし課長（平山正孝君）登壇〕

○健康ふくし課長（平山正孝君） 議案第98号 令和4年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。予算書と併せまして、追加提出案件資料13ページを御覧願います。

まず、予算書の表紙でございますが、第1条につきまして既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,490万7,000円とするものでございます。

それでは、3枚おめくりいただき、3ページの事項別明細書を御覧願います。歳入についてご説明

いたします。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の30万9,000円の増額につきましては、福島県人事委員会勧告において職員の給与等に関する勧告がなされたことに伴い、給与及び職員手当等に係る4節職員給与費等繰入金について増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。4ページを御覧願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費30万9,000円の増額につきましては、福島県人事委員会の勧告内容を踏まえ、2節給与及び3節職員手当等について増額するものでございます。

なお、次ページ以降に給与費明細書を添付してございます。御覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第98号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第99号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第6、議案第99号 令和4年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、平山正孝君。

〔健康ふくし課長（平山正孝君）登壇〕

○健康ふくし課長（平山正孝君） それでは、議案第99号 令和4年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。予算書と併せまして、追加提出案件資料14ページを御覧願います。

まず、予算書の表紙でございますが、第1条につきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3,121万円とするものでございます。

それでは、3枚おめくりいただき、3ページの事項別明細書を御覧願います。歳入についてご説明申し上げます。6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の15万7,000円の増額につきましては、福島県人事委員会勧告において職員の給与等に関する勧告がなされたことに伴い、給与及び職員手当等に係る3節事務費繰入金について増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。4ページを御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費15万7,000円の増額につきましては、福島県人事委員会の勧告内容を踏まえ、2節給与及び3節職員手当等について増額するものでございます。

なお、次ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、御覧いただければと存じます。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第99号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第100号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第7、議案第100号 令和4年度会津美里町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鈴木明利君。

〔建設水道課長（鈴木明利君）登壇〕

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、議案第100号 令和4年度会津美里町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。追加提出案件資料の2ページ下段、また14ページになります。

それでは、補正予算書でご説明をいたします。表紙を御覧ください。本案は、まず第2条として、予算第3条に定めた収益的支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用予定額を14万7,000円増額し、4億53万3,000円とし、第1款水道事業費用予定額を4億2,941万9,000円とするものです。

次に、第3条として、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,962万5,000円を1億1,971万5,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金1億752万7,000円を1億761万7,000円に改め、第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費予定額を9万円増額し、1億4,950万4,000円とし、第1款資本的支出予定額を2億2,515万3,000円とするものでございます。

次に、第4条として、予算第8条に定めた職員給与費2,813万9,000円を2,837万6,000円に改めるものです。

補正内容を内訳でご説明いたしますので、11ページを御覧ください。収益的支出の1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費の14万7,000円の増額は、令和4年福島県人事委員会勧告に基づく給与費改定により、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額をそれぞれ増額するものでございます。

12ページをお開きください。資本的支出の1款資本的支出、1項建設改良費、1目建設改良費の9万円の増額は、同じく給与費改定により、給料、手当等を増額するものでございます。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第100号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第101号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第8、議案第101号 令和4年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鈴木明利君。

〔建設水道課長（鈴木明利君）登壇〕

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、議案第101号 令和4年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。追加提出案件資料の2ページ下段、また15ページになります。

それでは、補正予算書でご説明いたします。表紙を御覧ください。本案は、第2条として、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入として、第1款公共下水道事業収益、第2項営業外収益予定額を18万円増額し、3億4,643万1,000円とし、収益的収入合計額で5億9,255万9,000円とするものです。また、支出として、第1款公共下水道事業費用、第1項営業費用予定額を18万円増額し、4億1,865万円とし、収益的支出合計額で5億9,483万8,000円とするものです。

次に、第3条として、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,602万7,000円を1億4,607万4,000円に改め、当年度分損益勘定留保資金5,344万8,000円を5,349万5,000円に改め、第1款公共下水道事業資本的支出、第1項建設改良費予定額を4万7,000円増額し、1億6,619万円とし、資本的支出合計額で4億2,697万2,000円とするものです。

次に、第4条として、予算第9条に定めた職員給与費3,109万6,000円を3,132万3,000円に改め、第5条として予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額2億1,750万9,000円を2億1,768万9,000円に改めるものです。

補正予算内容を内訳書でご説明いたしますので、13ページをお開きください。1款公共下水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金の一般会計補助金で18万円の増額は、令和4年福島県人事委員会勧告に基づく給与改定によるものです。

14ページを御覧ください。収益的支出の1款公共下水道事業費用、1項営業費用、3目総係費の18万円の増額は、同じく給与費改定により、給料、手当、賞与引当金繰入金、法定福利費引当金繰入額をそれぞれ増額するものでございます。

最後に、15ページをお開きください。資本的支出の1款公共下水道事業資本的支出、1項建設改良費、1目建設改良費の4万7,000円の増額は、同じく給与改定により、手当を増額するものでございます。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第101号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第102号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第9、議案第102号 財産の処分についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長、小林隆浩君。

〔産業振興課長（小林隆浩君）登壇〕

○産業振興課長（小林隆浩君） 議案第102号 財産の処分についてご説明申し上げます。追加議案8ページ、併せまして追加提出案件資料3ページを御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、12月9日に議案第80号 会津美里町温泉施設等条例を廃止する条例を可決いただきましたので、土地及び建物等を売却することにつきまして、地方自治法第96条第1項第6条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

追加提出案件資料により内容をご説明申し上げます。3ページを御覧ください。1、種別についてでございますが、財産の処分の対象となる不動産は土地及び建物等でございます。

2、土地についてであります。地目といたしましては、建物の建っている箇所などが宅地となっておりまして、5筆で地積1万45.37平方メートル。駐車場などにしている箇所が雑種地となっておりまして、4筆で地積6,068平方メートル。全部で9筆となりまして、地積の合計が1万6,113.37平方メートルでございます。

3、建物等についてであります。新鶴温泉健康センターが平家建て、延べ床面積が1,255.59平方メートル。宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴が3階建て、延べ床面積が1,705.45平方メートル。店舗、これ農産物直売所になりますが、平家建て、延べ床面積が33.12平方メートル。倉庫が平家建て、延べ床面積が14.9平方メートル。全部で4棟となりまして、延べ床面積の合計は3,009.06平方メートルでございます。なお、建築物等には、建築設備、温泉井戸、温泉くみ上げ設備一式、附帯構造物、温泉券等を含んでございます。

4、売却価格についてであります。国家資格である不動産鑑定士に土地及び建物等の鑑定を依頼した結果、一般的な住宅などの財産上の現在の資産価値を示す原価法による積算価格が1億6,093万円。温泉旅館などの事業用不動産の売買市場で一般的に適用される方法であり、その不動産が将来生み出すと予測される純利益と現在の価値から収益価格を出し、査定価格を算出する収益還元法による収益価格がゼロ円と試算されました。新鶴温泉等の経営状況が民間企業であれば事業を停止する状況と思われる中、譲渡の条件といたしまして、公衆浴場法に規定する公衆浴場及び旅館業法に基づく旅館業の用途に10年間供するものなどの条件を定めており、不動産鑑定士が対象不動産の収益力、投資採算性を適正に反映した収益価格が最も適合すると判断し、対象不動産の鑑定額をゼロ円と決定したものでございます。不動産鑑定の結果を受けまして、このたびの民間譲渡の準備に要した土地建物測量登記業務及び不動産鑑定業務の経費379万円を最低譲渡価格として設定したところ、譲渡先候補法人より譲受け希望価格として400万円の提示があり、最低譲渡価格を上回ったため、売却価格を400万

と決定したものでございます。なお、他の自治体における温泉施設等の売却に当たりましても、収益還元法が適用されております。

4 ページを御覧ください。5、売却の相手方でございますが、福島県会津若松市金川町5番54号、株式会社共生代表取締役、菅家薫でございます。株式会社共生についてであります。会社の概要といたしましては送電線専門工事会社でありまして、東北電力ネットワーク株式会社の企業グループとして福島支店管内の送電設備の保守、建設事業を担当しており、毎年安定した業績を残しております。設立は平成14年2月、資本金は2,000万円、役員を除く従業員数は29名、直近の売上高は令和3年10月1日から令和4年9月30日までで5億6,838万円でありました。会社としての経営理念は、「地域とのお付き合いを大切にし、地元からの信頼を積み重ねて地域に根差し、地域とともに生きること」であります。温泉経営等の経営実績はございませんが、事業の成功に欠かせない企業経営の高い能力と十分な資金力を有し、温泉経営に対する熱意を持っており、令和4年6月30日に開催された譲渡先候補法人等選定委員会におきましても、施設の管理運営に関する計画や企業としての財政基盤などの運営能力の審査により譲渡先候補法人としてふさわしいと認められており、譲渡先候補法人として決定いたしました。譲渡後の経営に当たりましても、温泉施設を憩いの場として利用される方にはくつろぎの場の拡大により引き続きゆったりと過ごせる場所を提供するとともに、利用者が多いサウナについては現在のサウナのほかに新たにサウナを設置したいとの意向を持っております。また、施設の老朽化に対する修繕につきましてもお客様の目線により修繕が必要な箇所は速やかに対応するなど、経営者と従業員が一体となり、お客様の満足度の向上に取り組むと話をしております。経営者は、地元や近隣地域、多方面の方々に親しまれる温泉、宿泊施設の経営を目指し、人に優しい経営と骨を埋める覚悟をもって温泉経営に当たると明言されており、売却の相手方といたしましてはこれ以上の相手はないと確信をしております。

6、議決を求める理由についてであります。町長の提案理由の説明にもございましたが、地方自治法第96条第1項第6号の規定につきましては、条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付ける場合は議会の議決を要するという規定でございます。適正な対価とは、当該財産の有する市場価格、すなわち時価を指すと解されております。国家資格である不動産鑑定士が行う不動産の鑑定評価は、一般的に当事者の申請を排除し、客観的な不動産価格、いわゆる市場価格を把握するための最も合理的、客観性のある資料であると認められており、地方公共団体がその財産である不動産を他に譲渡する場合において、当該不動産の価格について不動産鑑定評価を経ている場合には、その結果は鑑定資料及び方法に誤りが無い限り、当該不動産の適正な対価について検討するに際して最も有力な資料であるとされております。不動産鑑定評価により当該不動産の鑑定評価額がゼロ円と決定しておりますので、売却価格は適正な対価であります。原価法による積算価格といたしまして1億6,093万円と試算されており、資産価値があるのも事実でございます。積算価格からすれば地方自

治法の規定に該当するため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、両施設の売買、引渡しの時期につきましては、令和5年4月1日以降行政財産としての用途を廃止し、普通財産とした上で行うものでありますが、譲渡に向けた準備等の行為が必要でありますので、民間譲渡後の再オープンに向け、しっかりと準備を進めるものでございます。

最後になりますが、町といたしまして、民間譲渡後も両施設が本町にとって大変重要な施設であることには変わりはありませんので、引き続き住民福祉や観光の振興に寄与する施設として継続されるように民間事業者と連携しながらしっかりと取り組んでまいります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

9番、渋井清隆君。

○9番（渋井清隆君） 3点ほどお尋ねしたいと思います。

この共生という企業なのですが、当局のほうでは選定委員会に際して私的財産独占の禁止、いわゆる独禁法に関わる法律に違反していたという事実が平成26年4月から26年5月、30日間あって、排除命令の措置があったということをご存じでしょうか。いかがですか。

〔「休議願います」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 休憩します。

休 憩 （午後 1時32分）

再 開 （午後 1時33分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今ほどの質問に対してお答えいたします。

独禁法に違反していたということについては、知り得ておりませんでした。ただし、募集要項の応募資格の中では、独禁法に関しての指定、そういったものに対して応募資格がないというようなことを定めておりませんので、今回の応募に対して問題はないと考えております。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 2点目ですが、仮契約の締結日はいつですか。それと、譲渡物件の引渡し先ほど言いましたが、確実な日というのは分からないのですか、いつ引き渡すか。2点。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

引渡しの日につきましては、この募集要項の中で令和5年4月1日以降としておりまして、新年度になりましたらすぐに納付書を出しますので、それが、お金が振り込まれましたらそれと同時に引き

渡すということになります。

〔「仮契約は。仮契約の日」と言う人あり〕

○産業振興課長（小林隆浩君） 失礼しました。契約の締結につきましては、令和4年12月12日でございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうすると、5年4月1日以降には譲渡物件が、移行ということだからこれを踏まえた後にやるということでのいいのですね。了解しました。

○議長（横山知世志君） 7番、村松尚議員。

○7番（村松 尚君） 確認も含め、3点ほどお伺いします。

先日の議案第80号のときもお話しされていたのですが、売却後、住民の福祉という観点から、補助、使用料ですね。現在までの使用料が上がらないような補助を出す考えであるというお話をされておりました。そういったところちょっと確認なのですけども、その金額が大体2,000万円程度というお話でしたけれども、実際これ周辺自治体、今までの売却の中で、その後にそういったような、補助政策を打ったような売却例というのもあったのかどうか、その辺お分かりになるか1点と、あと……すみません。3点だったのが、これちょっと2点でした。

もう一点が、本郷温泉の売却時には全くそういった話が今までなかったのです。使用料の補助というような話は一切なかったのです。そういったところがちょっと、なぜこのタイミングだったのかという部分がどうしても疑義が生じてしまいまして、そこを改めてちょっとお伺いさせていただきたいなと思うのですけれども。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 1点目の他団体の補助の関係ですけども、うち、本町のような今までと変わらない金額ですぐ使えるようにするというのは、実際はあんまりないようなケースです。ただ、他団体で見ますと、やっぱり月1回とか2回入れるような券というのですか、入浴券を出しているとか、そういう事例はあるのですけれども、あんまりない事例であるのは間違いございません。

あと、使用料の補助につきましては、やはり前回9月議会の温泉廃止条例の否決を受けまして、再度立ち止まって方法、温泉民間譲渡についてやってきたことを検証するという中で、アンケートを行いましたり、住民説明会をしたりしまして、住民の意見なども聞きまして、やはり本当に福祉的な施設というのですか、そういう役割がすごく大きいということを再度認識しまして、このような補助制度というのを構築するというようなことで進めているところでございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 私この質問した理由というのが、前回の議案第80号に関してはあくまでも条例の廃止案の話だったのです。そこから売却後の話まで踏み込んできて答弁たしかされていた部分があったので、補助の絡みちょっとお話ししたのですけれども、そうしますと一般的にあまりそういっ

た例は考えられないと。今まで候補先の選定法人のほうとの、当然住民の福祉の向上であったり、観光振興に寄与するための建物であるということをも前提にした上での多分話し合いを進めてきた中で、今日課長のほうから、今まで再三ありましたけれども、非常にいい法人であるというお話が常日頃から出ている中でですけれども、例えば今後町のほうでいきなりその話を出すのではなく、これ売却後、例えば1年ないし2年ないし住民の福祉の向上という部分の施設を購入する上で、町民に対する使用料という部分も一定寄与してもらえないかみたいな、そういったような話というのは売却交渉の中では全くなかったのか、その辺少し教えてください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 売却交渉の中では、売却交渉といいますが、譲渡先候補法人の選定委員会とかそういうところ特に特別な交渉はしていませんので、そういったところでは支援ですか、今までと現在と変わらないような支援をするということは全然話してはおりません。この共生さんのほうにつきましても、お金とかそういうような支援は望んでいないということは、はっきり以前から話していたところでございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 最後になりますけれども、お金の支援とかは一切考えていないと言っていましたけれども、特別な交渉はされていないと今課長のほうからお話がありましたけれども、そうしますと課長が今ほど答弁された企業の情熱とかそういう部分というのは、一体何をはかった上での言葉なのか。ちょっとなかなか判断しにくいのですが、それは選定委員会の中の言葉をそのまま引用しただけであって、課長が直接お話をしていく中で、候補法人のほうとお話する中で感じた印象ではなく、あくまでも選定委員会の中だけの言葉を引用したという形でよろしいのか、再度そこだけ教えてください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

情熱があるとか、そういう言葉につきましては、当然譲渡先候補法人の選定委員会の中でも審査委員の方が感じてお話しになった言葉ということではあります。熱意があるとか、そういった言葉は出てきております。さらにその後、譲渡先候補法人と決定しましてから打合せ等を行っておりますので、そういうところで本当にどのような経営を目指すのかとか、そういうような話は何回かしていますので、そういうところで本当に熱意とか、そういうものはすごい感じるということで、それは私が感じたところの言葉でもございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 13番、根本剛議員。

○13番（根本 剛君） 同じく私もちょっと質問します。

先週の議案第80号の温泉施設等条例を廃止する条例の中で、譲渡後の在り方について副町長から多

分答弁あったと思うのですけれども、高田の湯が、令和5年4月1日以降あやめの湯が廃止と同時に利用される方の足の確保まで初めて私聞いているのですけれども、全員協議会でも説明されなかったです。その足の確保というのは、令和5年4月1日以降どういうふうな手法でやるのか、その辺もちょっとお聞かせください。にわかに出てきたものですから、足の確保ということで。あやめの湯の利用者の方々についての答弁があって、その中でお聞きしたいのです、私は。

○議長（横山知世志君） 副町長、佐々木吉一君。

○副町長（佐々木吉一君） 令和5年4月1日以降の足の確保ということでございますが、これにつきましてはこの間私のほうで説明をさせていただきましたけれども、それ以前よりも町民の方々があやめ温泉廃止になったとき行けなくなる人がいるというのは、説明会等でも出てきておりました。そういう部分において、町としてではどういう形でそういう方々に援助することができるかというようなことは検討してきた部分はございます。突然出てきた話ではございません。説明会の中でそういう手順を踏んできたところあるのですけれども、ただ今現在具体的にではこういうような方法で要は利便性を図りましょうというところまではまだ決定には至っておりません。ただ、先ほど担当課長が共生さんと売却に向けての打合せと申しますか、話合いの中で出てきたのが、例えば共生さんとして巡回バスなんか通せたらいいなというようなこともあったというようなことでございます。そのような形で、町としてでは具体的にというところまでは出てきておりませんが、考えなければならないということでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本 剛君） 来年の令和4年度の末日までには、それは手法とか決定するのですか。その辺ちょっとはつきりお答え願いたいと思っておりますけれども。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 今、来年の3月いっぱいまでにその手法ができるのかというような問合せ、おただしでございますが、はつきりここでできますというふうには言い切れません。いろいろな方法がございます。ですから、その中で何が一番いいか。あとは、例えば新鶴温泉なり、本郷の湯陶里なりに行けない人のための足かもしれませんけれども、そうでない例えば別な用務でもってほかに移動したい人については、今現在あいあいタクシーというような方法でやっております。その辺とのバランスもございまして、その辺を総合的に勘案して、どうすることができるかということを検討させていただきたいということでございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本 剛君） 温泉を利用されているの方々に対してもやはり早め早めの対応が必要ではないかと思うのですけれども、その辺きちんと調査検討をされた上で、早めに手法等を講じていただきたいと思っております。よろしく願います。

以上です。答弁は要りません。

○議長（横山知世志君） 3番、渡辺葉月議員。

○3番（渡辺葉月君） 私のほうから2点質問させてください。

まず、1つ目は、プロポーザルのスケジュール等何者から問合せがあつて、募集が何件だったのか。また、より視野を広げるために、全国で空き施設を有効に活用している企業、例えば星野リゾートなんかへ呼びかけを行ったか。

2点目、本議案につき、誰に幾らで売るかを審議しなければならない議会に対して十分な資料を出してきたか、以上2点お願いします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 初めのアプローチというのですか、相手方のどのくらいの申込みがあつたかというのにつきましては、資料を取りに来た会社はこの共生という会社ともう一社ございます。2社でございました。実際に応募されたのは、この1社だけということになります。あと、呼びかけにつきましては、ホームページでももちろん全国には発信していますので、それからあとやはり新聞、民報とか民友さんとか、そういったところで周知はしております。あとは、それ以外には、前回湯陶里を民間譲渡の公募をしたときに、新鶴だったらちょっと興味があるかなといった会社もほかに1社ございまして、そういったところには連絡ですか、公募を開始しますといったような連絡はしたりしております。なかなか星野リゾートとか、そういうところに積極的な呼びかけなどまでは行ってございません。

あとは、議会に対する資料の提供につきましては、湯陶里を譲渡したときをベースにして、参考にして説明等は行ってはいたのですが、確かに今回振り返ってみますともう少したくさんの資料を出して丁寧に説明しておけばよかつたかなというふうには、そういうふうには思っております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） 1点目については再質問ありません。

2点目について、もう少し詳しく聞かせてください。今、反省がありますと、もう少し丁寧に資料出していればよかつたななんて話がありましたけれども、それについてで、大分前からこの件について全員協議会で説明がかなり重ねられてありましたけれども、なぜここに来て提出案件資料4ページの上段の⑤、直近の売上高という項目あるのですけれども、この情報というのはここで私初めて出されたのではないかなと認識しているのですが、なぜここまで来て初めてこの情報が出されてきたのか伺います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えします。

直近の売上高等につきましては、なぜ出したかというのにつきましては、やはり会社の状況ですとか、そういうところを丁寧に説明しようと思ひまして出したわけでございます。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） 最後の質問になります。

再度になりますが、財産処分に関しては誰に幾らでを審議しなければなりません。幾らでの部分は鑑定評価書を配られていますので、これではっきりと分かると思いますが、誰にの部分はこちらの、今おっしゃったように提出案件資料4ページの⑤の直近の売上高での判断で、ここで判断をしろということなのでしょうか。また、企業からの提出書類は直近3年分の決算書が出ているはずなのですが、なぜここには1年分しか書かれていないのか、以上よろしくお願いします。

〔「ちょっとすみません、休憩をお願いします」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 休憩します。

休 憩 （午後 1時52分）

再 開 （午後 1時54分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 失礼しました。再質問にお答えいたします。

まず、この財務諸表の売上高今回初めて出したと、以前は出さなかったということにつきましては、当然これ会社の財務諸表って公表している事項ではございません。その中で、今回は特別に相手の了解をいただきましてこの売上高を出したものでございます。あとは、実際には譲渡先候補法人の選定委員会の中で、この財務諸表等3か年分を専門家の人たちに見ていただいて、それで譲渡をするに当たってふさわしい法人ということで決定されているということもありまして、今財務諸表をお見せしたと。用意しなかったということでございます。

以上でございます。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 渡辺議員、何。

○3番（渡辺葉月君） これ3年分の決算書が出されているのに1年分しか書かれていないのは何ですかと。

○議長（横山知世志君） 今答えたと思うのだけれども、分からなかったですか。もう一回答えて。

〔「マイク使って」と言う人あり〕

○3番（渡辺葉月君） ごめんなさい。今の意味分かるのですけれども、3年分出されているのに何で1年分しか出されていないのということ。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今回1年分出したといいますのは、直近の、本当に一番最新の1年

間の財務諸表出したということでございます。あと、過去の分につきましては、そこまで譲渡先法人のほうから許可を取っていたわけではないということで、今回1年分だけ参考として出させていたというところでございます。

○議長（横山知世志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ないようであれば、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

9番、渋井清隆議員。

○9番（渋井清隆君） 私は、議案第102号 財産の処分について、反対の立場から意見を開陳します。

反対の理由。第1点は、この議案が可決されれば、新鶴温泉施設等の土地、建物及びこれに附帯する温泉井戸、くみ上げ設備等は、鑑定評価書に示された1億6,093万円の町有財産が一民間企業に僅か400万円、うち379万円は民間企業に必要な不動産鑑定評価業務費用等なので、僅か21万で譲渡される。しかも、この民間企業は、これまで温泉施設等の類似する事業の実績など何もない。実績が皆無の企業を選定委員会は何をもって温泉経営に優れた運営能力を有する企業と判断したものかも明らかにされていない。明らかなのは、民間企業へ譲渡する土地面積1万6,113.37平方メートル、建物、新鶴温泉健康センター、延べ床面積は1,255.59平方メートル、宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴、延べ床面積1,705.45平方メートル、その他の建物、店舗、延べ床面積33.12平方メートル、倉庫、延べ床面積14.90平方メートル及び温泉井戸、くみ上げ設備、温泉券を含む等で土地、建物積算価格は1億5,048万円プラス温泉井戸、くみ上げ設備等の積算価格は1,045万円で、合計時価1億6,093万円の町有財産が僅か21万で別途の民間企業譲渡に必要な土地建物測量登記業務及び不動産鑑定評価業務費用を考慮するならば、一民間企業にただどころか、379万円の町費を上乗せさせてくれてやるものである。また、当局は常々費用対効果、最少の経費で最大の効果を求めているが、それどころか最大の経費で最少の効果で真逆である。無為無策、とても納得のできる話でない。再考、再検討すべきである。

第2点は、結論からいうと本案は一見明白な瑕疵ある議案の上程であること。新鶴温泉健康センター、宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴等は、住民の福祉を増進する目的と町の観光の発展と振興に資する目的とともに福利厚生のため設置された施設であり、明らかに公有財産であって、地方自治法第244条第1項に規定する公の施設であります。公有財産は行政財産と普通財産に分類され、さらに行政財産は公用財産と公共用財産に分けられる。新鶴温泉健康センター、宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴等は、行政財産のうち公共用財産に該当する。

そこで、地方自治法第238条の4（行政財産の管理及び処分）には、行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、もし

くは信託し、またはこれに私権を設定することができないと原則禁止しております。その売払いについて、同じく同法第238条の4、通知実例判例集等の欄にそのように解説されています。1、現在使用中の庁舎用地について、将来の庁舎の移転を見越して、現時点において庁舎として使用中のまま売払い契約を締結することはできない。(実例、昭和58年1月13日、行政課決定)また、地方自治関係実例判例集に「行政財産の用途廃止前の処分の瑕疵」と題し、同じように解説されています。

さきに上程された議案第80号、温泉施設等条例を廃止する条例は、賛成多数により可決されたことは事実であります。とはいえ、条例の用途廃止の施行日は令和5年4月1日から施行するとある。契約の締結は執行行為であり、法律行為でもある。法令の施行日は、その施行日が到来した日の午前零時に効力を発生することになっている。そうすると、令和5年3月31日までは行政財産(公共用財産)としての用途を現状維持したまま運用をしなければならないとする法的拘束があること。現に令和5年3月31日まで当該施設等の営業の指定管理者を委任していること。したがって、売払い契約の締結は令和5年4月1日以降に契約締結するべきであると解釈する。

ところで、先ほど伺いました仮契約の締結日が令和4年12月12日である。そして、議案第102号財産の処分についての議案の上程は、令和4年12月15日、本日であります。しかるに譲渡物件の引渡しは令和5年4月1日以降であるが、契約締結と譲渡物件の引渡しは別な問題である。そのようなことから、用途廃止条例の施行日である令和5年4月1日を見越して、現時点において温泉施設等として使用中のまま土地、建物について売払い契約を締結することはできないと判断いたします。この契約は私法上の契約ではあるが、契約締結は執行であり、準備行為ではなく、執行行為に当たること。以上のことから、町長は法をねじ曲げても賛意を求めようとするのか。その行為自体到底容認できるものではありません。撤回すべきである。

以上、2点がこの議案に反対する理由である。

趣旨ご理解の上、ご賛同を賜りますよう、よろしく願いを申します。

以上であります。

○議長(横山知世志君) 賛成討論はありますか。

6番、長嶺一也議員。

○6番(長嶺一也君) 6番、長嶺一也です。議長より発言の許可をいただきましたので、議案第102号財産の処分についてに係る賛成の討論を行います。

本議案は、去る12月9日に議案第80号、温泉施設等条例を廃止する条例が賛成多数で可決されたことを受け、提案されたものであります。町管理施設であったものが町の手から離れることから、議案第102号として提案されたことは至極当然のことです。したがって、何ら反対する理由は全く存在しないと考えるものでございます。施設の民営化、財産の処分は、まさに行政のスリム化、財政の効率化であります。

地方自治法の目的である第1条をちょっと紹介してみたいと思います。一部省略いたしますが、こ

のような規定になっております。この法律は、地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とすると規定しております。この条文の地方自治の本旨に基づいてにつきましては、憲法第92条から引用しているものでございます。当該規定につきましては、新版逐条地方自治法第9次改訂版を見ますと、地方自治の運営は住民全体の福祉の増進を図ることにあるが、それは住民自身の責任において民意に基づいて民主的に行われるものでなければならず、同時に能率の高い安価な政府（チープガバメント）の実現を確保し、最少の経費で最大の効果を上げる行政であることが、強く要請されるのであると解説しております。

昨今の地方公共団体は、行政のスリム化、財政の効率化を念頭に行政運営を行っております。スリム化とは、事業、組織、体制などを縮小あるいは簡素化するという意味合いで用いられる表現であります。施設の民営化、財産の処分は、まさにスリム化と言うべきものでございます。以上のことから、本議案の財産処分につきましては、時代の趨勢にも合致する処理方針であることから賛成するものでございます。

あと、先ほど反対討論の中で、契約は12月12日やったというようなお話でございましたが、12月12日はあくまでも仮契約であって、当局からの説明では令和5年4月1日以降に契約するというような説明であったことを改めて申し述べたいと思います。

以上、この議案につきましては賛成するものでございますので、皆様の賛同をお願いし、私の賛成討論を終わります。

○議長（横山知世志君） ほかに反対討論ありませんか。

7番、村松尚議員。

○7番（村松 尚君） 私は、議案第102号 財産の処分について、反対の立場から意見を申し上げます。

1点目は、今般の温泉施設売却については、その売却価格の根拠及びその後の補助制度の在り方に疑問が残ることです。本郷温泉売却価格1,600万円に対し、今回の売却価格は400万と非常に少額であり、さらには町は売却後に住民に対し、温泉利用及び交通に対し、その使用料の差額を補助する考えを明確に打ち出しました。その想定額は年間約2,000万を想定しており、年数はまだはっきりとはしていません。しかしながら、本郷温泉売却時には値上げの補助などは全くございませんでした。そもそも温泉条例の廃止及び売却は、維持費に多額の予算がかかることを住民説明会で説明した経緯があります。しかし、先般の議案第80号においての質疑の中では、値上げ分を補助する考えと送迎に対しての考えが示されました。質疑の中で、町は売却後値上げ分の使用料の一部を住民に対し補助すると発表し、その額は年間約2,000万と想定しているとの答弁がされました。しかし、その補助額は売上金として全て売却企業に支払われるものであり、地元の憩いの場を提供し、住民と一緒に温泉運営をする情熱があり、財務状況もよい企業に対して、町は福祉の向上を名目に年間約2,000万と

いう額を支払う町が果たしてあるのか疑問であります。仮に町が売却をせずに10年間運営したならば、9億7,000万円程度の支出が見込まれました。売却し、住民に対し補助を年間約2,000万円ずつ支出したならば、10年で2億円になります。売却価格400万円のうち、調査費用を除いた売却益は約21万円プラス次年度の固定資産税280万円の受け取りしかないのに対して、支出する金額があまりにも高額ではないでしょうか。さらに、10年間補助を続けた場合、金額が2億円になります。これは、町が運営した場合の大規模改修費用分、おおよそ3億円の約3分の2になることであります。

2点目は、住民説明会の説明時や議案第80号に対しての賛成討論者からも述べられた給食費の負担問題であります。維持管理費を例えるならば、町内小中学校に対し町が支出している給食費とほぼ同額であると、あたかも売却すれば給食費の無償化ができるような、期待を抱かせるような話を住民説明会で町はしております。しかし、使用料値上げ分を住民に対し一部補助をする考え、年間約2,000万円の補助を想定していることを考えれば給食費の全額負担には疑問が残りますが、町は明確な説明をしておりません。現実に売却後に給食費を完全無償化する考えがあるから住民説明会においてそのような例えを行ったと当然理解しますが、説明不足や疑義が残ることであります。

3点目としては、住民アンケートの結果を売却根拠にしていることであります。これは、10月に行った住民アンケートを基に進められた結果であることから、町当局も非常に重要視したと答弁されました。今後の住民自治の観点からも、新規施設の必要性も踏まえ、住民アンケートを常に取り入れながら新規の施設整備を進めていくことは肝要であることは間違いありません。今後は、町の財政が苦しくなるというのであれば、新規整備事業や売却など住民アンケートの結果を常に重要視し、議会に対しその必要性和根拠として説明されるものと考えます。住民の利用状況や維持管理経費を考えるならば、財政が潤うような進め方をどういうふうにするか。今後、住民アンケートを根拠にするなどの考えについて、議会に対し説明がなされておりません。多くの疑問が残る中、売却後の説明に対しても不足していることから本案に対し反対いたします。

趣旨ご理解の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横山知世志君） ほかに賛成討論はありませんか。

10番、星次議員。

○10番（星次君） 私は、議案第102号に対し、賛成の意を行います。

この議案の論点は2つあると考えます。1点目は、売買価格の問題であります。残存価値が1億6,000万円程度あるのに400万円で売却することです。これについては、不動産鑑定士の評価にもありましたが、施設の老朽化に伴う今後の運営に支障が来さないようにするための初期投資がかかる分を差し引き、町側の示した売買価格に相応した金額を提示したものであるもので、この価格は妥当であると考えます。

2点目は、今後運営するであろう業者の問題であります。この業者は電気工事の請負業者で、温泉や宿泊施設の経営がないのが実態であります。しかし、この業者は、提案内容にも示されたとおり、

町が今まで運営を行ってきた健康福祉の増進と観光振興の推進について、今まで同様に引き継いで運営し、町民の利用者には迷惑はかけない、不安払拭をすることであります。また、この施設で働いていた職員の雇用にも配慮し、資材を納入していた業者も今までどおり行うため、何ら問題はないと思います。この業者は今まで振興公社が行ってきたことを踏襲し、さらにブラッシュアップして利用者が快適に利用していただけるよう細心の注意を払い、努力するものとも言うております。要はこの施設を今まで以上にしていきたいと思う考えの意欲と戦略だと私は考えます。経営者は必ずや町民にとってプラスになるよう努力する決心でいますので、私は今まで述べたとおりでこの議案は賛成です。

どうか議員各位の賛同をよろしく申し上げ、賛成の討論といたします。

○議長（横山知世志君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第102号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第103号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第10、議案第103号 会津美里町郷土資料館（仮称）展示用備品購入契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

生涯学習課長、福田富美代君。

〔生涯学習課長（福田富美代君）登壇〕

○生涯学習課長（福田富美代君） 議案第103号 会津美里町郷土資料館（仮称）展示用備品購入契約についてご説明申し上げます。追加議案書10ページ、追加提出案件資料4ページ下段、追加提出案件参考資料11ページを御覧願います。

本案は、会津美里町郷土資料館（仮称）展示用備品購入契約について、地方自治法第96条第1項第

8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、会津美里町郷土資料館（仮称）展示用備品購入であり、契約の内容につきましては、展示用備品、展示ステージと壁面パネル幅サイズ2種であり、数量につきましては追加提出案件資料に記載のとおりであります。契約の方法は、指名競争入札であります。契約金額は946万円。契約の相手方は、福島県会津若松市中町1番4号、株式会社栄町オサダ、代表取締役、武藤義榮であります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

13番、根本剛議員。

○13番（根本 剛君） 昨年以來、入札談合を廃止するために町はいろいろそういうことのないような入札制度を構築しようとして、我々議会にも全員協議会等で説明がありましたけれども、令和4年4月1日以降、制限付一般競争入札を導入しようとしているわけです、今日まで。今回なぜ指名競争入札に至った理由を、背景等教えていただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどのご質問にお答えいたします。

今回、会津美里町郷土資料館（仮称）の展示用備品購入ということでありまして、備品購入につきましては指名競争入札ということの基本としておりまして、候補者としてこちら参考資料のほうの11ページにございますように、7社を選定させていただきました。その結果、4社について辞退されておりますので、3社での入札執行となっております。今回備品購入ということもありましたので、指名競争入札とさせていただきます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） ちょっと補足で説明をさせていただきます。

入札制度改革につきましては、議員おっしゃるとおり昨年来実行しているところでございます。まずは、工事関連につきましては実際指名競争入札をやめまして、制限付一般競争入札でやっているところでございます。それ以外の備品購入も含めまして、委託につきましては今後状況、推移を見ながら導入するか否かというのを今後判断してまいるといふふうなことになっております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 13番、根本議員。

○13番（根本 剛君） 総務常任委員会の入札の件の説明については、備品の購入については何ら我々説明受けていなかったものですから、その辺ちょっと整合性をどうなっているのかというわけでお聞きしたわけでして。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 総務常任委員会でのいわゆる所管事務調査におきましては、あくまで電子入札、いわゆる入札制度改革の中の電子入札制度の実際の今の導入後の状況についてのご説明でありましたので、その部分に特化した形での説明をさせていただいたところでございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本 剛君） それでは、今後備品購入に際しては指名競争入札でやろうという考えでいらっしゃるのですか。その辺お願いします。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 先ほど申し上げましたとおり、一応工事から始めまして、基本的にやはり電子入札に移行するに当たっては、各事業者様においてのご負担もかなり出てくるものですから、その辺の状況を見定めながら進めていきたいというふうな町側の考えでございまして、今後ずっと指名競争入札でいくのかというふうなことではございませんので、今のところ状況を見極めるための時間を取っているというふうな中身でございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第103号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○動議の提出

〔「議長、動議」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 7番、村松尚議員。

○7番（村松 尚君） ここでいいのですか、このままで。

○議長（横山知世志君） 許可します。

○7番（村松 尚君） 私は、横山議長に対する不信任決議案を動議として提出させていただきます。

○議長（横山知世志君） ただいま動議が提出されました。

この動議に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横山知世志君） この動議は、1人以上の賛成者がありますので、動議が成立いたしました。

○日程の追加

○議長（横山知世志君） 議長不信任案の動議を日程に追加し、追加日程第11として直ちに議題とすることについて採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより採決いたします。

議長不信任案の動議を日程に追加し、追加日程第11として直ちに議題とすることに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

〔「議長、議事進行」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 失礼しました。ちょっと待ってください。

〔「動議が2名以上あればもう追加日程なんですよ。これ追加日程を諮るということは……」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ちょっと休憩します。

休 憩 （午後 2時33分）

再 開 （午後 2時33分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第11として直ちに議題とすることは可決されました。

本件は、私の一身上に関する件でありますので、副議長と交代をいたします。
暫時休憩します。

休 憩 (午後 2時34分)

再 開 (午後 2時35分)

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（鈴木繁明君） 再開します。

○議長不信任の動議

○副議長（鈴木繁明君） 追加日程第11、議長不信任の動議を議題といたします。

この動議については、16番、横山知世志君の一身上に関わる事件ですので、地方自治法第117条の規定により、横山知世志君の退場を求めます。

〔16番（横山知世志君）退席〕

○副議長（鈴木繁明君） 続きまして、動議提出者の説明を求めます。

7番、村松尚君。

〔7番（村松 尚君）登壇〕

○7番（村松 尚君） それでは、私より会津美里町議会議長の不信任決議案の提案理由を述べます。

まず初めに、議会は、住民を代表する公選の議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関であります。地方自治法第93条には、地方公共団体には法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置すると定め、地方議会の設置根拠が憲法にて保障されています。地方公共団体の長は、議会の議決を得た上で事務を執行することとされ、独断専行が許されない建前が取られています。それは同時に議会の地位の重要性を示すものであり、議会がいかに住民の立場に立って判断しなければいけないかを我々に教示しています。また、地方自治法第104条には、普通地方公共団体の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表すると記されています。そのことから、以下の事案を基に議長不信任決議案を提案いたします。

まず、1点目は、今年7月に一般質問盗作問題が発生いたしました。発覚時に議長は、議会に対し説明がされない中、マスコミ等に対し議長としてのコメントをし、その後に全員協議会で説明するという状態であり、議員に対し説明が後手に回ったことで全員協議会において多くの議員より議長としての姿勢に疑問が投げかけられました。

2点目は、1人の同僚議員が、私に対し一般質問を盗作していると根拠のないうわさ話を複数名の議員に流布し、名誉を害する事案がありました。私は議長に対し、その議員に根拠の説明を求める旨の申入れを行いました。その後の対応は「あなたはどうしてほしいの」や「私のほうから謝るように話をしておきました」など、とても議長として信頼の置けるような言葉ではなく、最終的に当該議

員からは廊下にて一方的に謝罪されるという状態で、しかも議長は立ち会わず、当該議員も「議長にわびたほうがいいと言われたから」という言葉であり、その対応が議長に対しての不信となりました。

3点目は、9月9日に採決が行われた議案第58号に対する反対討論のコピー問題です。当日の朝、議長に挨拶すると同時に「今日は反対討論するのでしょうか。コピーを取らせて」と持参した反対討論用紙をコピーし、さらに添削を議長室で一緒に行ったにもかかわらず、議会終了後の10月の総括の中で、賛成討論を行った議員のコピー及び添削も行ったのかとの質問に対し、「そんなことはしていない。コピーを取った記憶もない」などとあたかも私がかうそをついたかのような言葉を全員協議会の席上で投げかけられたこと。しかし、これは関係者などの記憶により、私の言葉が正しいとの認識になりましたが、コピーした反対討論原稿の行方も分からない、コピーした記憶もない、そういう話ならばそういうことなのでしょうなどと、発言はとて議長として中立性、公平性に欠ける内容であること。コピーをした原稿は9月会議において議案を否決した反対討論原稿であり、僅か1か月余りで反対討論原稿を議長自ら「コピーを取って」と言った言葉も忘れ、コピーをした理由も話すこともなく、「皆さんが言うならそういうことなのでしょう」とまるで他人事のような対応には、議長としての資質はないものと思われても仕方ありません。議長は、ほかの議員が申入れを行ったときには真摯に向き合い、中立的視点で対応することが必要不可欠と考えます。「そんなことはしていない」と全員協議会開会前の議長室で2人きりのときに投げかけられた言葉は、一人の議員として決して許せるものではありませんでした。議長が記憶をなくしてしまっただけでは、住民の代表である議員からさらに選ばれた議長の大役を住民に対しどのように説明すればよいのでしょうか。記憶をなくしても議長の職は務まるのでしょうか。

今回の一連の行動、発言には、私は到底議長職の適格を欠くと言わざるを得ません。議長として自分の行動に責任を持ち、しっかりと説明責任を果たし、しっかりと行動できる議長が会津美里町議会の議長であると住民に説明できるように、皆様のご理解と正しいご判断をお願いし、私の提案理由と代えさせていただきます。

趣旨ご理解の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（鈴木繁明君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（鈴木繁明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。この動議については、会津美里町議会会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（鈴木繁明君） 異議なしと認めます。

よって、この動議は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、この動議に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

5番、山内豪君。

○5番（山内 豪君） 5番、山内豪です。私は、議長不信任決議案に反対の立場から申し上げます。

まず私は、昨年12月に新人として議員にならさせていただきました。そんな中で、いろいろ議員の、議会のルールとかそういうのは一切分からない部分もあって、議長からいろいろご指導を受けてやってきたつもりでございます。そんな中で、議長として確かに好ましくない部分もあったのかなということもございますが、それは不信任案の域に達していないのではないかと私は思っております。そんな中で、今回この不信任案に対しましては反対ということで意見を述べさせていただきます。

議員の賛同をよろしくお願いしたいと思います。

○副議長（鈴木繁明君） 賛成討論はありませんか。

9番、渋井清隆君。

○9番（渋井清隆君） 横山知世志議長の不信任決議案の動議について、賛成の立場から申し上げます。

提案の理由ですが、地方自治法第104条には、普通地方公共団体の長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表するとあります。しかし、議長は議会の運営などに公正性を欠く言動が度々あり、議長として常に中立、公平な職務を遂行し、民主的な議会運営を行っていないことです。したがって、議長の任に耐え得る資質に欠けていると判断し、議長の不信任決議案の動議に賛同するものであります。

趣旨ご理解の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上。

○副議長（鈴木繁明君） 反対討論はありませんか。

1番、櫻井幹夫君。

○1番（櫻井幹夫君） 1番、櫻井幹夫です。私は、横山議長の不信任決議案に対する反対討論をさせていただきます。

横山議長が議長としての資質に優れているかどうかは別として、提案者が述べた3点をお聞きして気の毒には思いますが、果たして中立、公平でないとは言いきれず、不信任案に該当する内容とは私には思えません。このたびの議長不信任決議案は、単に個人の私的感情によって発議されたとしか判断することができず、提出者、賛成者を見ても、議長に適する人物とは到底思えず、提案の取下げを求めます。

以上です。

○副議長（鈴木繁明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（鈴木繁明君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議長不信任の動議を採決いたします。

ただいまの出席議員数は14人です。

この採決は、電子採決システムにより採決いたします。

本案を提案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○副議長（鈴木繁明君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（鈴木繁明君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決いたします。

議長不信任の動議については、議長は否決と裁決いたします。

16番、横山知世志君の入場を許可します。

〔16番（横山知世志君）入場〕

○副議長（鈴木繁明君） 16番、横山知世志君に申し上げます。

議長不信任の動議は否決されました。

ここで、議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 3時06分）

再 開 （午後 3時20分）

〔副議長、議長と交代〕

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

○動議の提出

〔「議長、動議」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 7番、村松尚君。

○7番（村松 尚君） 鈴木副議長に対する不信任決議案を動議として提出させていただきます。

○議長（横山知世志君） ただいま動議が提出されました。

この動議に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横山知世志君） この動議は、1人以上の賛成者がありますので、動議が成立いたしました。

○日程の追加

○議長（横山知世志君） 副議長不信任案の動議を日程に追加し、追加日程第12として直ちに議題とすることについて採決をいたします。

この採決は、電子採決システムにより採決いたします。

副議長不信任案の動議を日程に追加し、追加日程第12として直ちに議題とすることに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第12として直ちに議題とすることは可決されました。
休憩します。

休 憩 （午後 3時20分）

再 開 （午後 3時23分）

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

○副議長不信任の動議

○議長（横山知世志君） 追加日程第12、副議長不信任の動議を議題といたします。

この動議については、15番、鈴木繁明君の一身上に関わる事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、鈴木繁明君の退場を求めます。

〔15番（鈴木繁明君）退席〕

○議長（横山知世志君） 続きまして、動議提出者の説明を求めます。

7番、村松尚君。

〔7番（村松 尚君）登壇〕

○7番（村松 尚君） それでは、鈴木副議長に対する不信任決議案に対して提案理由を述べさせていただきます。

今年7月の盗作事件以降、全員協議会の場での発言において議長との意思の共有が図れていないこ

とが多々あり、その行動には疑問を持つことであります。さらには、9月9日の議案第58号のコピー問題に対しても、全員協議会の場において副議長に対し意見を求められたときには、「私はその場にいなかったの、意見はありません」と責任感が全くないかのような発言をしている。議長を補佐すべき副議長にまでその場にいなかったから意見はありませんでは、副議長の意思がどこにあるのか到底分かりかねる。議長に不測の事態が起きたときにはその職務を代理する立場の副議長は、日々議長に対し、何かありましたかなど、どんな小さなことでも声かけが必要であり、その場にいなかったからなどとの発言は無責任極まりなく、副議長としての資質が欠如しているものと言わざるを得ない。

以上の理由から不信任決議案を提出させていただきます。趣旨ご理解の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。この動議については、会津美里町議会会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、この動議は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、この動議に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

2番、大竹惣議員。

○2番（大竹 惣君） 私は、ただいま議題に上がりました副議長の不信任の動議に対しまして、反対の立場から討論を行います。

鈴木副議長は、昨年11月に副議長に就任して以来、豊富な政治経験を生かしながら真摯に町政に向き合い、議会運営に全力を傾けられ、その重要な職務を全うしてこられました。鈴木副議長は責任感を持って議長を補佐してきましたが、副議長の言動によって議会運営に大きな支障を来したというような事例は、私には思い当たりません。また、不信任の要件は、その行為が町政運営や町民生活に重大な影響を及ぼしたときに成立するものでありますが、今回提案されたものは不信任要件の域に達するものではないと思います。そして、不信任の動議が可決されれば議会の混乱を招くおそれもあり、町民からもそんなことをしているより、しっかりと行政のチェックをし、町をよくするための政策提案をしてくださいと叱られるのは明らかであります。

以上のことから、不信任要件に値しないこと、議会の混乱を防ぎ、町民の信頼を失わないためにも、この副議長不信任の動議に反対します。これからは議会一丸となって、課題が山積しております本町

の活性化のために政策論争で大いに議論を戦わせていただくことを切に願ひまして、私の反対討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 賛成討論はありませんか。

9番、渋井清隆議員。

○9番（渋井清隆君） 私は、鈴木繁明副議長の不信任の件について、賛成の立場から意見を申し述べる。

地方自治法第106条には、普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、または議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行うとあるが、その議長を補佐する立場でありながら無責任極まる言動の場面が度々見受けられます。無為無策である。したがって、責任を全うできる資質に欠けると判断する。

以上でございます。趣旨ご理解の上、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い致します。

○議長（横山知世志君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより副議長不信任の動議を採決いたします。

ただいまの出席議員数は14人であります。

この採決は、電子採決システムにより採決いたします。

本案を提案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成少数。

よって、副議長不信任の動議は否決されました。

15番、鈴木繁明君の入場を許可します。

〔15番（鈴木繁明君）入場〕

○議長（横山知世志君） 15番、鈴木繁明君に申し上げます。

副議長不信任の動議は否決されました。

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上をもちまして本定例会12月会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和4年会津美里町議会定例会12月会議を散会いたします。

散 会 （午後 3時33分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年 月 日

議 長 横 山 知 世 志

副 議 長 鈴 木 繁 明

議 員 星 次

議 員 堤 信 也